
鮭川村地域防災計画

— 目 次 —

第 I 編 総則	1
第 1 章 計画策定の主旨	2
第 1 節 計画の目的	2
第 2 節 計画の性格	2
第 3 節 事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画・鮭川村国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画	2
第 4 節 計画の構成	2
第 5 節 計画の修正	3
第 6 節 計画の習熟	3
第 2 章 村の特質	4
第 1 節 自然的条件	4
第 1 地勢	4
第 2 気候・気象特性	5
第 2 節 社会的条件	6
第 1 人口・世帯数	6
第 2 地域構造	6
第 3 土地利用	7
第 4 居住形態	7
第 5 産業	8
第 6 交通	9
第 3 節 災害の危険性	10
第 1 自然的災害要因	10
第 2 人的災害要因	11
第 3 章 村の災害履歴	13
第 1 節 地震災害	13
第 2 節 水害	16
第 3 節 土砂災害	21
第 4 節 その他の災害	22
第 1 雪害	22

第2 その他の災害	24
第4章 計画の前提となる災害想定	25
第1節 計画の前提となる災害	25
第2節 大雨による浸水想定区域	26
第1 鮭川の浸水想定範囲	26
第2 泉田川の浸水想定区域	27
第3節 地震による被害想定	28
第1 想定条件	28
第2 想定される地震規模	28
第5章 防災に関する基本方針	30
第1節 計画の基本理念と基本目標	30
第2節 防災施策の大綱	32
第3節 行政の責務と住民・事業所の心がまえ	34
第6章 村及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	35
第1節 村及び防災関係機関等の責務	35
第1 村	35
第2 県	35
第3 指定地方行政機関	35
第4 自衛隊	35
第5 指定公共機関及び指定地方公共機関	35
第6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	36
第7 住民及び事業所	36
第2節 住民の役割	36
第3節 村及び防災関係機関等の事務又は業務の大綱	36
第1 村	36
第2 広域行政事務組合	38
第3 県	39
第4 指定地方行政機関	42
第5 自衛隊	45
第6 指定公共機関	46
第7 指定地方公共機関	49
第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	50
第Ⅱ編 災害予防計画	52

第1章 災害に強い地域構造の形成	53
第1節 災害に強いむらづくりの推進	53
第1 災害に強い集落環境の整備	53
第2 災害に強い道路環境の整備	54
第2節 公共土木施設の災害予防計画	55
第1 道路・橋りょうの災害予防対策	55
第2 農業集落排水施設の災害予防対策	57
第3 河川施設の災害予防対策	59
第3節 建築物災害予防計画	60
第1 公共建築物の災害予防	60
第2 一般建築物等の災害予防	62
第3 耐震診断等推進体制の整備	65
第4節 地震防災施設等整備計画	66
第1 消防施設等の整備	66
第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	67
第5節 被害の軽減・防止	68
第1 地盤災害予防計画	68
第2 農地・農業用施設災害予防計画	72
第3 雪害予防計画	73
第4 水道施設災害予防計画	78
第5 ライフライン施設・鉄道施設の災害予防計画	82
第6 危険物等施設災害予防計画	84
第2章 災害に備えた防災体制の整備	86
第1節 応急活動体制の整備	86
第1 防災体制の整備充実	86
第2 防災用通信施設整備計画	92
第2節 緊急輸送体制の整備	94
第1 緊急輸送道路の確保	94
第2 一時集積配分拠点候補地の選定	95
第3 災害対策用臨時ヘリポートの環境整備等	96
第4 緊急輸送車両確保	97
第5 緊急通行車両確保のための事前対策	98
第3節 避難体制の整備	100
第1 指定避難所等の指定	100
第2 指定避難所等及び避難路、避難方法の事前周知	104
第3 指定避難所等に係る施設、設備、資器材等の整備	104
第4 災害時要配慮者避難支援プランの作成	105

第5	避難誘導體制の整備	105
第6	防災上特に注意を要する施設の避難計画の作成	107
第7	福祉避難所の指定	107
第4節	水防体制の整備	108
第1	水防管理団体の義務	108
第2	水防体制の整備	109
第3	気象等観測体制の充実	110
第5節	火災予防計画	111
第1	出火防止	111
第2	消防用設備等の適正な維持管理指導	113
第3	初期消火体制の強化	113
第4	消防施設等の整備	113
第5	車両火災予防対策	114
第6	漏電による火災予防対策等	114
第7	消防計画の修正	114
第6節	林野火災予防計画	115
第1	火災予防体制の整備	115
第2	防火思想の普及	116
第3	消防体制等の整備	117
第7節	救助・救急体制の整備	118
第1	自主防災組織による救助・救急体制の整備	118
第2	村及び消防組織の救助・救急体制の整備	119
第3	住民に対する防災意識の啓発	120
第4	民間等による救助・救急体制の確保	120
第5	救助・救急活動における交通の確保	120
第6	医療機関との情報伝達体制の整備	120
第8節	医療救護体制整備計画	121
第1	医療関係施設の役割	121
第2	医療救護体制の整備	122
第3	住民の自主救護能力の向上	124
第9節	要配慮者の安全確保計画	125
第1	在宅の要配慮者対策	125
第2	社会福祉施設等における避難行動要支援者対策	128
第3	外国人の安全対策	130
第10節	災害時「住」対策の環境整備	131
第1	応急仮設住宅適地の基準	131
第2	応急仮設住宅の候補用地の選定等	131
第11節	文教施設における災害予防計画	132
第1	学校の災害予防対策	132

第2	学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	134
第12節	備蓄体制の整備	136
第1	食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	136
第2	防災用資機材の備蓄	138
第3	医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	138
第4	防疫資器材等の備蓄並びに調達体制の整備	139
第13節	ボランティア受入体制整備計画	140
第1	一般ボランティア	140
第2	専門ボランティア	141
第3	活動環境の整備	142
第14節	孤立集落対策計画	143
第1	孤立するおそれのある集落	143
第2	防災資機材等の整備	143
第3	孤立する可能性のある集落の住民に対する危険箇所の周知	144
第4	孤立する可能性のある集落の自主防災組織の育成	144
第15節	原子力災害予防計画	145
第1	モニタリングの実施	145
第2	防災体制の整備	145
第3	防災知識の普及	146
第3章	防災行動力の向上	148
第1節	地域防災力強化計画	148
第1	自主防災組織の育成	148
第2	企業（事業所）等における防災の促進	150
第3	防災センター等の確保	154
第4	消防団の活性化	154
第2節	防災知識の普及計画	156
第1	村職員に対する防災教育	156
第2	一般住民に対する防災知識の普及	157
第3	事業所等に対する防災知識の普及	159
第4	学校教育における防災教育	160
第5	防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	160
第6	要配慮者に対する防災知識の普及等	161
第3節	防災訓練計画	162
第1	総合的な防災訓練の実施	162
第2	個別防災訓練の実施	163
第3	学校の防災訓練	165
第4	防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	165

第5	防災訓練の評価・反映	165
第4節	災害に備えた調査研究	166
第1	村が実施する調査研究	166
第2	国・県が実施する調査研究の活用	166
第Ⅲ編	災害応急対策計画	167
第1章	応急活動組織	169
第1節	応急活動体制	169
第1	職員の動員配備計画	169
第2	鮭川村災害対策本部の組織及び運営計画	175
第3	災害時初動活動の流れ	184
第2節	相互協力・応援要請	188
第1	防災関係機関への応援要請計画	188
第2	被災地への広域応援計画	195
第3	広域避難計画	197
第4	自衛隊の災害派遣要請計画	200
第2章	初動期の応急活動	204
第1節	情報の収集・伝達	204
第1	災害通信施設応急対策	204
第2	気象情報等伝達計画	208
第3	災害情報の収集・伝達	228
第2節	災害時の広報広聴計画	235
第1	村の災害広報活動の要領	236
第2	広報活動における防災関係機関の役割等	238
第3	災害広聴体制の整備	239
第3節	消火活動計画	240
第1	初期消火	241
第2	火災防ぎょ活動	241
第3	広域応援要請	243
第4節	救助・救急計画	244
第1	要救助者の通報・捜索	245
第2	救助体制の確立	245
第3	救助活動の実施	246
第4	負傷者等の搬送	247
第5	災害救助法が適用された場合の措置	247
第5節	水防対策	248

第1	水防活動体制の確立	249
第2	水防活動の基準	250
第3	連絡体制等の確立	250
第4	水防活動	250
第5	応援要請	252
第6節	危険物施設等対策	253
第1	被害状況の把握及び関係機関等への通報	254
第2	住民等への広報等	254
第3	危険物施設等応急措置	254
第4	危険物等流出応急対策	255
第7節	土砂災害防止施設応急対策	256
第1	被害状況調査	257
第2	住民の安全確保	257
第3	被害拡大防止措置	257
第4	応急復旧	258
第8節	医療救護計画	259
第1	医療救護に関わる被害状況等の把握及び報告等	260
第2	医療救護所の設置等	260
第3	医療救護活動の実施	261
第4	災害救助法が適用された場合の措置	263
第9節	要配慮者の応急対策計画	264
第1	在宅の避難行動要支援者対策	265
第2	社会福祉施設等における避難行動要支援者対策	266
第3	外国人等への対応	266
第10節	避難計画	268
第1	住民等の自主的な避難	269
第2	行政の避難指示等に基づく避難	269
第3	避難誘導等	275
第4	警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令	276
第5	帰宅困難者、土地不案内者等に対する避難情報等の提供	277
第11節	指定避難所等運営計画	278
第1	指定避難所等	279
第2	指定避難所等への受入と必要な措置	279
第3	指定避難所等の運営管理	281
第4	避難後の状況の変化に応じた措置	283
第5	災害救助法が適用された場合の措置	283
第12節	災害時の緊急輸送対策及び交通の確保	284
第1	緊急輸送計画	284
第2	災害時の道路交通の確保	287

第3	鉄道路災害応急対策	291
第13節	災害時の防犯対策	293
第1	警察との協力、連携	294
第2	社会秩序の維持	294
第3	防犯対策等の推進	294
第14節	物的公用負担等の実施	295
第1	応急公用負担等の権限の行使	295
第2	応急公用負担の通知、公示等	296
第3	公用令書の交付	297
第4	損失補償等	297
第3章	応急活動計画	298
第1節	生活救援対策	298
第1	給水・水道施設応急対策	298
第2	食料の供給計画	303
第3	生活必需品等の供給計画	306
第4	園児等の応急保護計画	309
第2節	災害時における保健衛生計画	312
第1	被害状況等の把握	313
第2	活動体制の確立	313
第3	防疫等資器材の確保	313
第4	保健衛生対策の実施	313
第3節	災害時における廃棄物処理計画	318
第1	災害廃棄物の処理	319
第2	ごみ処理	320
第3	し尿処理	321
第4節	遺体の捜索、処理及び埋葬計画	323
第1	遺体の捜索	324
第2	遺体の処理	325
第3	遺体の埋葬	326
第5節	災害時における「住」対策	328
第1	住宅の被害状況等の把握	329
第2	応急仮設住宅の確保	329
第3	被災住宅の応急修理	332
第4	住宅建設資機材等の確保	333
第5	建物関係障害物の除去	333
第6	公営住宅の活用	334
第6節	文教施設における災害応急対策	335

第1	学校の応急対策	336
第2	学校以外の文教施設の応急対策	340
第3	文化財の応急対策	340
第7節	公共施設等の応急対策	342
第1	公共建築物等の応急対策	343
第2	公共土木施設の応急対策	343
第8節	ライフライン施設の応急対策	345
第1	電気供給施設応急対策	346
第2	電気通信施設応急対策	348
第3	液化石油ガス供給施設応急対策	349
第4	農業集落排水施設応急対策	350
第9節	農林水産業の応急対策	353
第1	農業生産基盤施設の応急対策	354
第2	農作物及び農業用施設応急対策	355
第3	家畜及び家畜飼養施設応急対策	355
第4	林産物及び林産施設応急対策	356
第5	水産物及び水産施設応急対策	357
第10節	労働力の確保	358
第1	技術者の確保	358
第2	労務者の確保	361
第3	関係機関への協力	361
第11節	ボランティア活動支援計画	362
第1	鮭川村災害ボランティア支援本部の設置及び運営	363
第2	ボランティアの募集等	363
第12節	義援金及び義援物資の受入、配分計画	365
第1	義援金の受入、配分	366
第2	義援物資の受入、配分	366
第13節	一時集積配分拠点運営計画	368
第1	運営体制等の確立	369
第2	運営要領	370
第3	救援物資の輸送	371
第14節	災害救助法の適用に関する計画	372
第1	適用基準	373
第2	被災世帯の判定基準	374
第3	り災証明書発行への対応	375
第4	被災者等の生活再建等の支援	375
第5	災害救助法による救助の種類と実施権限の委任等	375
第6	災害救助法の適用手続き	376
第7	救助実施状況の記録及び報告	376

第4章 個別災害応急対策計画	377
第1節 大規模土砂災害応急対策	377
第1 土砂災害緊急情報の住民等への周知	378
第2 避難指示等	378
第2節 雪害応急対策	379
第1 村の活動体制の確立	380
第2 交通の確保	380
第3 ライフラインの確保	381
第4 公共建築物等の積雪の除去	381
第5 雪崩対策	382
第3節 突発重大事故応急対策	384
第1 航空災害応急対策	384
第2 鉄道事故災害応急対策	388
第3 大規模道路事故災害応急対策	391
第4節 林野火災応急対策	395
第1 出火の発見・通報等	396
第2 消火・救助活動	396
第3 避難・誘導	397
第4 応援要請	397
第5 鎮火後の措置	398
第5節 原子力災害応急対策	399
第1 活動体制の確立	400
第2 モニタリングの強化・対応	400
第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	401
第4 避難住民等の健康への配慮	403
第5 住民等への情報伝達等	403
第6節 大規模停電対策計画	405
第1 予防・事前対策	405
第2 応急対策	405
第IV編 災害復旧・復興計画	408
第1章 公共施設等災害復旧計画	409
第1節 被災状況調査及び県への報告	409
第1 災害復旧事業の種類	409
第2 被害状況調査	410
第3 県への報告	410
第2節 災害復旧計画概要書（査定設計書）等の作成	411

第1	復旧の基本方向の決定	411
第2	災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成	411
第3節	災害査定の促進	411
第1	災害査定の概要	411
第2	災害査定の促進	411
第4節	災害復旧関係技術職員等の確保	412
第5節	資金計画	412
第1	資金需要の把握	412
第2	資金計画の作成	412
第3	各種災害復旧事業制度の活用	412
第4	地方財政措置制度の活用	412
第5	短期資金の確保	412
第2章	被災者への生活支援	414
第1節	被害状況の把握	414
第1	被災者台帳の作成	414
第2	り災証明書の発行等	415
第2節	被災者の生活確保	416
第1	被災者のための相談窓口の設置	416
第2	雇用の確保等	417
第3	租税等の特別措置	417
第4	住宅対策	418
第5	公共料金の特例措置	420
第6	見舞金等の支給及び生活資金の貸付	421
第7	被災者の心のケア対策	424
第8	被災者への各種措置の周知	424
第3章	災害復興支援	425
第1節	中小企業等への融資	425
第1	被災中小企業の被害状況等の報告及び金融支援要請	425
第2	災害関連融資制度による融資（商工関係）	425
第3	各金融機関に対する円滑な融資の要請	427
第4	既貸付金の条件緩和	427
第5	中小企業者への各種措置の周知	427
第2節	農林漁業制度金融確保	428
第1	天災融資制度による融資	428
第2	日本政策金融公庫災害復旧資金の融資	431
第3	各金融機関に対する円滑な融資の要請	432

第4	既貸付金の条件緩和	432
第5	農林漁業者への各種措置の周知	432
第4章	激甚災害の指定	433
第1節	激甚災害の指定の手続き	433
第2節	県の被害状況調査への協力	434
第3節	激甚災害時の指定基準	434
第1	激甚災害指定基準	434
第2	局地激甚災害指定基準	436
第4節	特別財政援助の交付に関わる手続き	437
第5章	災害復興計画	438
第1節	復興対策組織体制の整備	439
第1	組織体制の整備	439
第2	検討組織への女性、要配慮者等の登用	439
第3	応援要請	439
第2節	復興基本方針の決定及び復興計画の策定	439
第1	復興基本方針の決定	439
第2	復興計画の策定	439
第3節	復興事業の実施	440
第1	復興事業の推進による防災まちづくり	440
第2	防災性向上のための公共施設の整備等	440
第4節	住民との合意形成	440
第6章	原子力災害復旧計画	441
第1節	制限措置等の解除	441
第1	各種指示の解除	441
第2	各種制限措置の解除	441
第2節	モニタリングの継続及び汚染の除去等	441
第1	モニタリングの継続	441
第2	放射性物質による汚染の除去等	442
第3	健康に関する相談への対応	442
第3節	風評被害の軽減及び損害賠償請求等	442
第1	風評被害等の影響の軽減	442
第2	損害賠償の請求等	442

第 I 編 総則

章	項目名	頁
第 1 章	計画策定の主旨	2
	第 1 節 計画の目的	2
	第 2 節 計画の性格	2
	第 3 節 事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画・鮭川村 国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画	2
	第 4 節 計画の構成	2
	第 5 節 計画の修正	3
	第 6 節 計画の習熟	3
第 2 章	村の特質	4
	第 1 節 自然的条件	4
	第 2 節 社会的条件	6
	第 3 節 災害の危険性	10
第 3 章	村の災害履歴	13
	第 1 節 地震災害	13
	第 2 節 水害	16
	第 3 節 土砂災害	21
	第 4 節 その他の災害	22
第 4 章	計画の前提となる災害想定	25
	第 1 節 計画の前提となる災害	25
	第 2 節 大雨による浸水想定範囲	26
	第 3 節 地震による被害想定	28
第 5 章	防災に関する基本方針	30
	第 1 節 計画の基本理念と基本目標	30
	第 2 節 防災施策の大綱	32
	第 3 節 行政の責務と住民・事業所の心がまえ	34
第 6 章	村及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	35
	第 1 節 村及び防災関係機関等の責務	35
	第 2 節 住民の役割	36
	第 3 節 村及び防災関係機関等の事務又は業務の大綱	36

第 1 章 計画策定の主旨

第 1 節 計画の目的

鮭川村地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号 以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づき、鮭川村防災会議が作成する計画であり、鮭川村（以下「村」という。）の地域に係る災害に対処するため、東日本大震災等の過去の災害の教訓等を踏まえつつ、村、山形県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び村の公共的団体等の防災関係機関が処理すべき業務又は業務の大綱を定めることにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、もって、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

資料編 資料 1－1 鮭川村防災会議条例

資料編 資料 1－2 鮭川村防災会議運営規程

第 2 節 計画の性格

この計画は、村の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を持つものである。従って、基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）又は県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

第 3 節 事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画・鮭川村国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）第 13 条の規定により策定された山形県強靱化計画（平成 30 年 5 月一部 改定）及び鮭川村国土強靱化地域計画（令和元年度）は、国土強靱化の観点から県及び村における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、山形県強靱化計画及び鮭川村国土強靱化地域計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 村（県）及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 村民（県民）の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

第 4 節 計画の構成

この計画は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画及び資料編から構成している。各編で対応する主な内容は、次の通りとする。

構成	主な内容
第 I 編 総則	本計画作成の主旨、村の災害の危険性、防災に対する基本方針等、本計画についての基本事項を記載
第 II 編 災害予防計画	災害を未然に防止あるいは被害を軽減するために、平常時に実施する防災施設や防災体制の整備、防災に関する教育・訓練等の災害予防のあり方について記載
第 III 編 災害応急対策計画	災害時及び災害発生前の応急活動について、村、防災関係機関、村民等のとるべき行動等について記載
第 IV 編 災害復旧・復興計画	災害後の復旧復興計画と財政的処置等に関する事項を記載

第 5 節 計画の修正

この計画は、基本法第 42 条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、速やかにこれを修正することとする。

なお、修正等を行う際には、多様な視点を導入し、幅広い議論を行い、新たな発想を取り入れていく観点から、防災に関する政策・方針決定過程段階にある村防災会議への女性委員や自主防災組織を構成する者又は学識経験者の登用に努める。

第 6 節 計画の習熟

村をはじめとする防災関係機関にとっては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生後の初動時における行動は重要である。

このため、平素から所属職員における災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練を実施するとともに、不断の危機管理や防災に関する調査・研究を行い、この計画の習熟等に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

また、この計画においては、「自らの身の安全は、自らが守る」という理念にたち、住民、事業所等の役割も明示しており、住民参加の防災訓練の実施などにより、計画の習熟に努める。

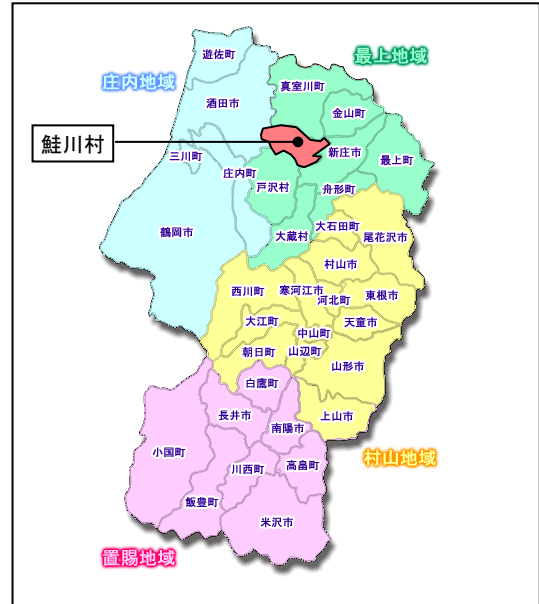
第 2 章 村の特質

第 1 節 自然的条件

第 1 地勢

1 位置及び面積

村は、県の北部、最上圏域の北西に位置し、東西 20 km、南北 12 km にわたる総面積 122.14 km² の農山村であり、村土の約 65% を森林が占めている。東部は新庄市、南部は戸沢村、北部は真室川町、西部は酒田市に隣接しており、県都山形市は南方 71 km にある。



2 地形

村の地形は、奥羽山脈の連なりと出羽丘陵によって囲まれた盆地で、中央を南下する 1 級河川鮭川の支流に沿って、農用地、居住地が開けている。鮭川を境として、東部は、比較的平坦地で耕地が多いが、西部は出羽丘陵とその裾野にあたり、まだ利用地として開拓されていない山間部となっている。

村の標高は、最低で 40.9m、最高は 702.3m ある。主な集落地では、川口が 45m、中央部の京塚や庭月で 58m、西部の山間地にある大芦沢で 120m となっている。

また、村及び周辺には東部、西部に区分された新庄盆地活断層帯が位置しており、西部の新庄盆地活断層帯は、村を南北に貫通している。

資料編 資料 6 - 5 県活断層分布状況

3 地質

村の地質は、新第三紀中新世青沢層・草薙層・古口層を基盤とし、鮮新世の野口層・川口層・中渡層・鮭川層・八向層、さらに新四紀洪新世の吐口砂岩層・泉川シルト岩層・山内層が分布し、河川沿いの低地には沖積層が分布している。

資料編 資料 6 - 6 村地質図

第2 気候・気象特性

村は、奥羽山脈の支脈と出羽丘陵によって囲まれているため、冬は積雪寒冷地帯に属し、春から夏にかけては多雨多湿になる。積雪期は12月中旬から3月中旬までに及ぶ。

降雨量が日雨量概ね60mm以上になる場合は水害が発生しており、台風の場合は、県の東側を北上する経路をとる場合に水害が発生している。

一方、台風が県の西側の日本海を北上する経路をとる場合には、風による被害が大きくなり、南東～南南西の風向きで15m/s～20m/s前後の風が吹く。

□ 新庄特別地域気象観測所の平均値（1991～2020）及び極値

年月	気温					相対湿度			日照時間 h
	平均 ℃	最高 ℃	観測日 年月日	最低 ℃	観測日 年月日	平均 %	最小 %	観測日 年月日	
年	11.0	37.4	S53.8.3	-20.2	S51.2.14	80	6	H16.5.8	1,324.6
1月	-0.8	13.3	S54.1.8	-19.6	S36.1.18	86	34	S55.1.2	37.1
2月	-0.5	14.0	H8.2.14	-20.2	S51.2.14	83	18	H19.2.20	59.9
3月	2.4	21.0	R3.3.26	-16.5	S37.3.2	77	12	R2.3.26	107.6
4月	8.5	30.2	S58.4.26	-9.3	S59.4.2	71	11	H28.4.25	154.5
5月	14.8	33.9	H31.5.27	-2.1	S40.5.2	73	6	H16.5.8	176.2
6月	19.3	33.8	H30.6.29	3.7	S47.6.1	77	14	H25.6.24	158.0
7月	23.0	36.9	H11.7.27	7.6	S51.7.1	81	22	S62.7.2	132.7
8月	24.2	37.4	S53.8.3	10.9	H3.8.28	80	20	H5.8.31	164.8
9月	19.9	35.7	R2.9.8	4.1	H13.9.22	82	22	R1.9.17	125.2
10月	13.2	30.1	H30.10.6	-0.8	H8.10.28	83	21	S56.10.7	104.7
11月	6.7	22.5	S54.11.2	-5.8	S58.11.29	85	26	S62.11.18	66.6
12月	1.5	19.0	H2.12.1	-15.2	S44.12.31	87	34	H10.12.4	36.8

年月	降水量			降水 日数 ≥ 1.0mm 日	積雪			風速			
	月降 水量 mm	日降水量			最深 積雪 の平 年値 cm	最深 積雪 cm	観測日 年月日	平均 m/s	日最大風速		
		最大 日量 mm	観測日 年月日						風速 m/s	風向 16方位	観測日 年月日
年	2,005.6	204.0	H30.8.5	192.0	128	236	S49.2.13	2.7	23.9	西北西	S33.1.10
1月	238.4	55.5	H28.1.19	24.6	108	198	S49.1.31	3.0	23.9	西北西	S33.1.10
2月	154.0	43.0	S55.2.3	20.6	126	236	S49.2.13	3.1	17.8	北西	S46.2.24
3月	126.7	51.4	S38.3.24	18.2	92	203	S49.3.12	3.0	19.5	西北西	S40.3.20
4月	97.5	57.0	H28.4.7	13.3	19	143	S49.4.1	3.0	20.0	西	H24.4.4
5月	107.7	81.0	H30.5.18	11.3	-	-	-	3.0	15.5	西北西	S58.5.14
6月	126.0	198.5	R4.6.27	10.2	-	-	-	2.7	15.0	東南東	S38.6.6
7月	219.6	170.5	S46.7.16	13.6	-	-	-	2.5	12.7	西北西	S39.7.14
8月	196.4	204.0	H30.8.5	11.5	-	-	-	2.4	17.1	東南東	S34.8.14
9月	140.5	111.0	H11.9.15	12.6	-	-	-	2.3	20.4	東南東	S34.9.27
10月	156.6	77.0	H18.10.24	14.4	-	-	-	2.2	15.4	南西	H14.10.2
11月	187.3	62.5	R3.11.25	18.1	8	43	S49.11.13	2.5	16.0	西北西	S47.11.7
12月	264.0	76.0	H26.12.3	23.4	58	126	S48.12.30	2.8	20.8	南西	S32.12.13

注：1) 平年値・極値：気温（最高・最低）、相対湿度（最小）、風速（日最大）、降水量（日降水量）、積雪（最深）は極値でそれ以外の項目は平年値である。

2) 極値は全て、1957年9月からの記録の値

資料：気象庁

第 2 節 社会的条件

第 1 人口・世帯数

村の人口は昭和 25 年の 9,056 人をピークに減少を続けており、令和 2 年の国勢調査による総人口は 3,902 人であり、ピーク時の 43.09%に減少している。

近年の世帯数の推移は、緩やかな減少傾向にあるが、核家族世帯は増加傾向にある。令和 2 年の国勢調査による世帯数は 1,193 世帯となっており、核家族化が進んでいる。

65 歳以上の人口は増加傾向にあり、令和 2 年の国勢調査による 65 歳以上の人口は 1,580 人、総人口の 40.5%を占め、村民の約 3 人に 1 人が高齢者の超高齢社会を迎えている。

昼間人口については、人口の約 1 割が村外へ流出している状況にある。

□人口・世帯数の推移

区分 年	人 口			世帯数	
	総数 (人)	65 歳以上		総数 (世帯)	核家族世帯 (世帯)
		(人)	構成比		
平成 7 年	6,092	1,365	22.4%	1,351	
平成 12 年	5,829	1,551	26.6%	1,329	370
平成 17 年	5,447	1,631	29.9%	1,315	397
平成 22 年	4,862	1,493	30.8%	1,300	432
平成 27 年	4,317	1,538	35.6%	1,224	457
令和 2 年	3,902	1,580	40.5%	1,193	506

資料：国勢調査

第 2 地域構造

地域区分は、鮭川、豊田、豊里の 3 ブロックに分けられる。一般的には鮭川地域と大豊地域に大別される。3 ブロックの面積には大きく差があり、豊田地域は豊里地域の 3 倍を超える広さを有する。

村の西部は山間部となっており、道路沿いに小規模な集落が点在しており、令和 4 年 4 月 1 日現在、8 集落が孤立の可能性がある。一方、比較的平坦な東部では鮭川沿いに、農地と住宅地が形成されている。

村民の通勤、通学、買い物及び医療等の日常生活の圏域は、隣接する新庄市が中心となっている。

□地域構成

	面積	構成比
鮭川地域	4,048ha	33.1%
豊田地域	6,277ha	51.3%
豊里地域	1,907ha	15.6%

□孤立の可能性のある集落

集落名	交通途絶の原因となる箇所
下芦沢集落、上芦沢集落、田の沢集落、大芦沢集落	一般県道曲川新庄線 下芦沢集落～大芦沢集落間
木の根坂集落、丸森集落	一般県道西郡居口線 丸森集落～木の根坂集落間
羽根沢集落、羽根沢温泉集落	一般県道平田鮭川線 羽根沢集落～羽根沢温泉集落間

資料：孤立危険性のある集落に係る状況調査（令和 4 年 4 月 1 日現在）

第 3 土地利用

令和 2 年の村の土地利用現況をみると、総面積 122.14 km² のうち、森林が 67.2%、農用地が 16.5%、原野が 0.0%、水面・河川・水路が 3.7%となっており、自然的な土地利用が 87.4%を占めている。一方、道路が 2.4%、宅地が 1.2%となっており、都市的な土地利用は、3.6%となっている。

近年の土地利用に大きな変化はみられず、自然豊かな農山村地域となっている。

□土地利用面積

	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	総数
平成 17 年	2,125ha	7,923ha	89ha	447ha	295ha	132ha	1,221ha	12,232ha
	17.4%	64.8%	0.7%	3.7%	2.4%	1.1%	10.0%	100.0%
平成 22 年	2,124ha	7,957ha	89ha	447ha	306ha	127ha	1,182ha	12,232ha
	17.4%	65.1%	0.7%	3.7%	2.5%	1.0%	9.7%	100.0%
平成 30 年	2,029ha	8,203ha	58ha	449ha	299ha	136ha	1,040ha	12,214ha
	16.6%	67.2%	0.5%	3.7%	2.4%	1.1%	8.5%	100.0%
令和 2 年	2,015ha	8,211ha	-	448ha	297ha	138ha	1,105ha	12,214ha
	16.5%	67.2%	-	3.7%	2.4%	1.2%	9.0%	100.0%

資料：山形県統計年鑑 各年 10 月 1 日現在のデータ

第 4 居住形態

村は 3 世代同居率が高いものの、その推移は減少傾向にある。65 歳以上の人口推移や、家族観や価値観の変化、ライフスタイルの多様化などにより、今後とも、要配慮者となりうる高齢単独世帯や高齢者夫婦世帯等が、増加していくことが考えられる。

このような状況を踏まえると、これまでは、3 世代同居率の高さを背景に、大規模な災害発生時の避難行動等に家族内での対応が期待できたが、今後は地域の自主防災組織等の役割が重要になってくると考えられる。

□世帯構成

(世帯)

	核家族世帯	65 歳以上の高 齢単身者世帯	65 歳以上の高 齢者がいる世 帯	高齢夫婦世帯 ※	3 世代世帯
平成 12 年	370	42	1,005	68	747
平成 17 年	397	58	1,032	81	662
平成 22 年	432	84	987	82	547
平成 27 年	457	110	993	104	435
令和 2 年	506	140	993	141	345

※高齢者夫婦世帯とは、夫 65 歳以上妻 60 歳以上の 1 組の一般世帯

資料：国勢調査

第 5 産業

近年の村における就業人口の推移は、減少傾向にあり、令和 2 年の就業人口は 2,180 人となっている。産業別にみると、第一次産業と第二次産業は減少傾向にあり、特に第二次産業は減少が顕著にみられる。第三次産業は横ばい状態にある。

令和 2 年の産業別構成比をみると、第一次産業は 29.7%となっており、県の 8.6%と比較して、際立ってその比率が高く、村の基幹産業となっているが、近年は第三次産業の構成比率が高まってきている。

□産業別就業人口

資料：国勢調査

		第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能 産業	計	
村	平成 12 年	861 人	1,097 人	1,064 人	3 人	3,025 人	
		28.5%	36.3%	35.2%	0.1%	100.0%	
	平成 17 年	821 人	861 人	1,104 人	1 人	2,787 人	
		29.5%	30.9%	39.6%	0.1%	100.0%	
	平成 22 年	760 人	645 人	1,047 人	7 人	2,459 人	
		30.9%	26.2%	42.6%	0.3%	100.0%	
	平成 27 年	612 人	643 人	980 人	0 人	2,235 人	
		27.4%	28.8%	43.0%	0.0%	100.0%	
	令和 2 年	647 人	582 人	943 人	8 人	2,180 人	
		29.7%	26.7%	43.3%	0.3%	100.0%	
	県	平成 22 年	55,606 人	164,010 人	336,562 人	9,804 人	565,982 人
			9.8%	29.0%	59.5%	1.7%	100.0%
平成 27 年		51,681 人	159,873 人	338,284 人	0 人	549,838 人	
		9.4%	29.1%	61.5%	0.0%	100.0%	
令和 2 年		46,647 人	152,051 人	331,954 人	10,270 人	540,922 人	
		8.6%	28.1%	61.4%	1.9%	100.0%	

第 6 交通

鉄道網としては、村の北東端を J R 奥羽本線が走っており、村内には羽前豊里駅がある。

道路交通網としては、幹線道路として、国道が 1 本、主要地方道が 2 本、一般県道が 5 本整備されており、村の道路骨格を形成している。

□ 村の幹線道路

		路線名
国道		国道 458 号
県道	主要地方道	主要地方道真室川鮭川線、主要地方道新庄鮭川戸沢線
	一般県道	一般県道神田川口線、一般県道平田鮭川線、 一般県道曲川新庄線、一般県道西郡居口線、 一般県道赤坂真室川線

第 3 節 災害の危険性

自然災害要因としては、地盤災害や地震災害の要因となる「村の地盤の特徴」、風水害や雪害の要因となる「気象」があげられる。

人的な災害要因としては、事故の要因となる自動車・鉄道、爆発等の危険性がある危険物等を扱う施設、放射性物質の飛散等の危険性がある隣接県の原子力施設のほか、地域構造や高齢化、地域コミュニティの変化等による災害に対する脆弱性が被害拡大要因となる。

第 1 自然的災害要因

1 村の地盤の特徴

以下に村の地盤の特徴による災害の危険性を整理する。

	災害の危険性
平地部	・ 鮭川や曲川等の河川沿いの平野部は、泥、砂、礫等の堆積物を含む第四紀層からなる軟弱地盤となっており、地震発生時には液状化する危険性が高い。
山間部	・ 村の西部の山間部は、粘土化しやすい酸性の凝灰岩や砂岩等を含む新第三紀層の地質が分布しており、これらを母岩とする地すべりの危険性がある。
活断層	・ 新庄盆地断層帯が村内を南北に貫通しており、直下型の地震を発生させる危険性がある。

2 気象

(1) 季節ごとの災害の危険性

以下に気象現象による季節ごとの危険性を整理する。

	災害の危険性
春	・ 融雪に伴う浸水、土砂災害
夏	・ 停滞前線や雷雨（局地的大雨）に伴う浸水被害及び土砂災害 ・ 台風による被害（雨中心） ・ 「やませ」による冷害
秋	・ 台風に伴う強風・浸水被害及び土砂災害
冬	・ 豪雪に伴う積雪による被害、雪崩及び排雪に伴う浸水被害

資料：山形県地域防災計画

(2) 被害状況に影響を及ぼす気象現象

以下に、地震や火災等の災害が発生した際に被害状況に影響を及ぼす大雨や積雪及び強風についてその危険性を整理する。

気象現象	被害拡大の危険性
大雨 局地的大雨	<ul style="list-style-type: none"> 地震で緩んだ地盤に、崖崩れや地すべり等を引き起こしやすくなる。
積雪	<ul style="list-style-type: none"> 屋根に積もった積雪荷重として建物の倒壊の可能性を増大させる。 地震動による雪崩の発生 積もった雪等が車両の通行阻害要因となり、迅速な消火活動や救助活動、緊急輸送活動に影響を及ぼす危険性がある。
強風	<ul style="list-style-type: none"> 建物倒壊によって発生した地震火災等の火災の延焼面積が拡大する危険性がある。

資料：山形県地域防災計画

第 2 人的災害要因

1 事故要因

以下に事故要因による災害の危険性を整理する。

要因	災害の危険性
車	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地等における車両事故に伴う爆発・火災等の発生
電車	<ul style="list-style-type: none"> 電車の脱線、踏切事故等の発生
危険物等取扱い 施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設事故による大規模な火災・爆発等の発生 危険物等の輸送中の事故発生による爆発等の発生
隣接県等の原子 力施設	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生等、施設破損等による放射性物質等の飛散による村民の生命及び人体への影響、心理的動揺及び混乱 村の農産物等への風評被害

2 地域構造等の要因による災害の危険性

以下に地域構造等の要因による災害の危険性を整理する。

要因	災害の危険性
地域構造	<ul style="list-style-type: none">・ 村内には、土砂災害等の発生により孤立する可能性のある集落が存在し、被害を拡大させる危険性がある。・ 鮭川等に整備されている橋りょうが被災した場合には、村が東西に分断される等、被害を拡大させる危険性がある。
高齢化・地域コミュニティの変化等	<ul style="list-style-type: none">・ 要配慮者等が増加し、また地域コミュニティが希薄化することにより、その援助者となる者が不足することなどにより人的被害を拡大させる危険性がある。

第 3 章 村の災害履歴

第 1 節 地震災害

村では、過去に地震によると思われる被害の記録はほとんど存在せず、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においても村では震度 4 の揺れにとどまっている。

しかし、県内では多くの地震被害が記録されており、ここ 50 年ほどの記録をみると、村に隣接する新庄市では、4 回（1964 年新潟地震、1978 年宮城県沖地震、2011 年 3 月 11 日東日本大震災及び 2011 年 4 月 7 日の余震）の震度 5 弱以上の地震を観測しており、地盤等の状況によっては、村においても強い揺れがあったものと予測される。

県が被災した主な既往地震

No.	発生年月日	地震名・地域名	規模と種類	県内の被害概要
1	850. 11. 27 (嘉祥 3)	出羽	M7. 0 海洋型	「出羽国地、山・谷とこころ選ばず大いに震い出羽国府(飽海郡本楯村樋口)の城柵が崩れ、圧死者多数」。地割れ、山崩れ多発。海波をあげて水死するもの多し」との記述が残っている。
2	1804. 7. 10 (文化 1)	象潟地震 (羽前羽後)	M7. 0 内陸型	被害は庄内平野から本荘平野に広がり、この地震全体で死者 333 名、潰れた家屋 5, 500 棟であり、津波による家屋の流出、溺死者も続出した。象潟湖が隆起して乾陸となる。酒田付近では地割れ・陥没が多く、井戸水が噴水したほか、液状化も発生した。
3	1833. 12. 7 (天保 4)	庄内沖 (羽後佐渡)	M7. 5 海洋型	被害は庄内南部～佐渡で最も大きく、津波が発生した。庄内南部では水死 38 名、家屋流出 158 棟、船流出 305 隻であった。
4	1894. 10. 22 (明治 27)	庄内地震 (羽前羽後)	M7. 0 内陸型	被害は酒田付近で最も大きく山形、本荘にまで及んだ。県の被害は死者 726 名、負傷者 1, 060 名、全壊家屋 3, 858 戸、半壊 2, 397 戸、破損 7, 863 戸、焼失家屋 2, 148 戸。庄内平野では土地の亀裂や陥没が多発、土砂も噴出し、多くの地区で半数以上の家屋が損壊。山崩れも多発。
5	1896. 8. 31 (明治 29)	陸羽地震	M7. 2 内陸型	県内の被害は、尾根瓦落下や石灯籠の転倒、土蔵の壁亀裂など軽微だったが、山形では庄内地震よりも強い揺れを感じた。
6	1897. 2. 20 (明治 30)	宮城県沖	M7. 4 海洋型	天童で住家小被害
7	1933. 3. 3 (昭和 8)	三陸沖地震	M8. 1 海洋型	震度：県下一円 3、軽微な被害、家屋損壊 7 (庄内 4、村山 3)、その他軽被害
8	1939. 5. 1 (昭和 14)	男鹿地震	M6. 8	震度：酒田 4、山形 2。弱い津波あるも被害なし。
9	1944. 12. 7 (昭和 19)	左沢地震	M5. 5 内陸型	山形で震度 3 (震源地付近震度 6)。大江町本郷萩野付近で納屋倒壊 1、このほか土蔵の破損多数、家屋の傾斜や異常、数戸あり。左沢で煙突折損、山崩れ、地割れあり。地鳴りを伴い余震多数。
10	1964. 5. 7 (昭和 39)	男鹿半島沖	M6. 9 海洋型	県内の震度は酒田 4、新庄 2、山形 1。秋田山形県境の小砂川～女鹿間の線路に地割れが発生し、一時不通。弱い津波が発生。
11	1964. 6. 16 (昭和 39)	新潟地震	M7. 5 海洋型	県内の震度は鶴岡 6、酒田 5、新庄 5、山形 4。津波が発生したが被害は殆ど無し。被害は県全域に及んだが、庄内地方ほど被害が大。県内の被害は、死傷者 9 名、負傷者 99 名、全壊住家 512 戸、半壊 1, 283 戸、床上浸水 16 戸、床下浸水 23 戸、一部破損 42, 074 戸、非住家被害 1, 772 戸、水田流出埋没 787 箇所、道路損壊 185 箇所、橋りょう流出 4 箇所、山崩れ 35 箇所、堤防決壊 6 箇所、鉄道被害 22 箇所、通信被害 458 回線、船舶破損 4 隻、被災世帯数 1, 505 世帯、被災者概数 7, 331 人。

No.	発 生 年月日	地震名・ 地域名	規模と 種類	県 内 の 被 害 概 要
12	1968. 5. 16 (昭和43)	十勝沖 地震	M7. 9 海洋型	県内の震度は酒田 4、新庄 3、山形 3。中山町で非住家被害 1 戸、 上市市と中山町で停電約1,800戸。
13	1972. 8. 20 (昭和47)	山形県 中部	M5. 3 内陸型	県内の震度は酒田 3、新庄 3、山形 1。鶴岡市でコンクリートアパ ートの壁剥落や停電6,000戸等の軽被害。
14	1978. 6. 12 (昭和53)	宮城県沖 地震	M7. 4 海洋型	県内の震度は新庄 5、山形 4、酒田 4。県内の被害は、負傷者 1 名、住家全壊 1 戸、一部破損非住家被害2戸、道路損壊 4 箇所、停電 19万戸。交通障害、電話不通などが広範囲で発生。被害総額は 5 億 円を越えた。
15	1983. 5. 26 (昭和58)	日本海 中部地震	M7. 7 海洋型	県内の震度は酒田 4、山形 3、新庄 3。津波発生し、酒田港で最大 波高85cm。県内の被害は、建物一部破損 1 戸、道路損壊 1 箇所、船 舶沈没 9 隻、文教施設被害23戸、停電（酒田市）560戸、水道管破 裂、電話不通など。（秋田県内で県人2名死亡）
16	1996. 8. 11 (平成 8)	秋田・宮城 県境	M6. 0 内陸型	県内の震度は、新庄 4、酒田・金山 3。県内の被害は負傷者12名(最 上町)、住家一部損壊 8 戸（最上町・尾花沢市）、道路損壊 6 箇所、 河川 1 箇所の被害。
17	1999. 2. 26 (平成11)	秋田県沿 岸南部	M5. 3 内陸型	県内の震度は、遊佐町 5 弱、酒田市・八幡町・平田町 4。住家一部 破損217 戸、公共施設一部損壊13 施設(遊佐町12、酒田市 1)、道路 損壊 7 箇所、河川被害 1 箇所、停電1,038 戸（酒田市）、断水113 戸の被害があった（公共施設 1 施設と停電以外は全て遊佐町に被害 が集中）。
18	2003. 5. 26 (平成15)	宮城県沖	M7. 1 海洋型	県内の震度は、中山町 5 強。村山市・最上町 5 弱。負傷者（山形市 3、中山町1、山辺町1、村山市2、尾花沢市1、大石田町1、新庄市1） 10 人、住家一部破損 2 棟、非住家一部破損85棟、道路損壊14 箇 所、河川 1 箇所などの被害があった。
19	2003. 7. 26 (平成15)	宮城県北部	M6. 4 内陸型	県内の震度は、中山町・村山市・新庄市・最上町 4。負傷者（山形 市、山辺町） 2 人の被害があった。
20	2004. 10. 23 (平成16)	新潟県 中越地震	M7. 2 内陸型	県内の震度は、村山市・山辺町・中山町・河北町・川西町・小国 町・酒田市 4。人的・物的被害なし。
21	2005. 8. 16 (平成17)	宮城県沖	M7. 2 海洋型	県内の震度は、上市市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺 町・中山町・河北町・新庄市・最上町・舟形町・大蔵村・戸沢村・ 米沢市・南陽市・高島町・川西町・小国町・白鷹町・酒田市・庄内 町・藤島町・三川町・遊佐町・松山町・平田町 4。 負傷者（天童市） 1 人、住家一部破損 1 棟、非住家一部破損 3 棟、 文教施設一部破損 3 箇所などの被害があった。
22	2007. 7. 16 (平成19)	新潟県 中越沖地震	M6. 8 海洋型	県内の震度は、上市市、山辺町、中山町、西川町、川西町、小国 町、白鷹町、飯豊町 4、鶴岡市、酒田市、山形市、米沢市ほか15市 町村 3。 被害なし
23	2008. 6. 14 (平成20)	岩手・宮城 内陸地震	M7. 2 内陸型	県内の震度は、最上町 5 弱、鮭川村、鶴岡市、酒田市ほか19 市町村 4。県人（治水工事中作業員） 3 名（うち鮭川村2人）が宮城県栗原 市内で死亡、ほか 2 名が行方不明。県内での被害は重傷者 1、住 家 1、非住家 3、道路被害 5（うち1は、主要地方道新庄・鮭川・戸 沢線 鮭川村曲川地内で落石発生）、にごり水 7 地区、180 戸断 水、教育施設一部損壊 5 など。その他鮭川村では農道の法面が10m崩 壊
24	2008. 7. 24 (平成20)	岩手県 沿岸北部	M6. 8 内陸型	震度：鶴岡市、酒田市、村山市、中山町、最上町 4、鮭川村、山形 市、米沢市、新庄市ほか24市町村 3。重傷者 2、非住家被害 1

No.	発 生 年月日	地震名・ 地域名	規模と 種類	県 内 の 被 害 概 要
25	2011. 3. 11 (平成23)	東北地方 太平洋沖 地震	M9.0 海洋型	<p>県内の震度は、上山市、中山町、尾花沢市、米沢市 5 強、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、天童市、東根市、南陽市ほか13市町村 5 弱、山形市、寒河江市、長井市ほか 8 町村 4、鮭川村では震度4を観測。</p> <p>県人 2 名が山形市内、南相馬市内で死亡。</p> <p>余震（2011年4月7日） 最大震度 5 弱：新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、村山市、東根市、中山町、河北町、尾花沢市、大石田町、鮭川村では震度4を観測。県人 1 名が尾花沢市内で死亡。</p> <p>余震（2011年4月11日） 最大震度 5 弱：上山市、山辺町、中山町、白鷹町 5 弱、鮭川村では震度3を観測。その他重傷者 9、軽傷者28、住家被害（半壊 11、一部損壊987）、非住家98などの被害があった。</p>
26	2019. 6. 18 (令和元)	山形県沖	M6.7 海洋型	<p>県内の震度は、震度 6 弱 鶴岡市、震度 5 弱 酒田市、三川町、大蔵村、震度 4 22市町村、以下省略、鮭川村では震度3を観測。</p> <p>山形県内で重傷者3、軽傷者25、住家半壊 4 棟、一部破損940棟の被害があった。</p>

※同一市町村内に複数の震度計が設置されている場合、観測した最大震度を示す。

資料：山形県史（編：山形県）、山形県災害年報（左同）、理科年表（編：国立天文台）ほか

第 2 節 水害

村は水害の常襲地となっており、過去に村に大きな被害をもたらした水害としては、昭和 36 年 9 月の第二室戸台風、昭和 44 年 8 月の豪雨、昭和 49 年 8 月、昭和 50 年 8 月の大洪水、平成 16 年 7 月、平成 30 年 8 月の大雨があげられる。

村に関する水害災害年表

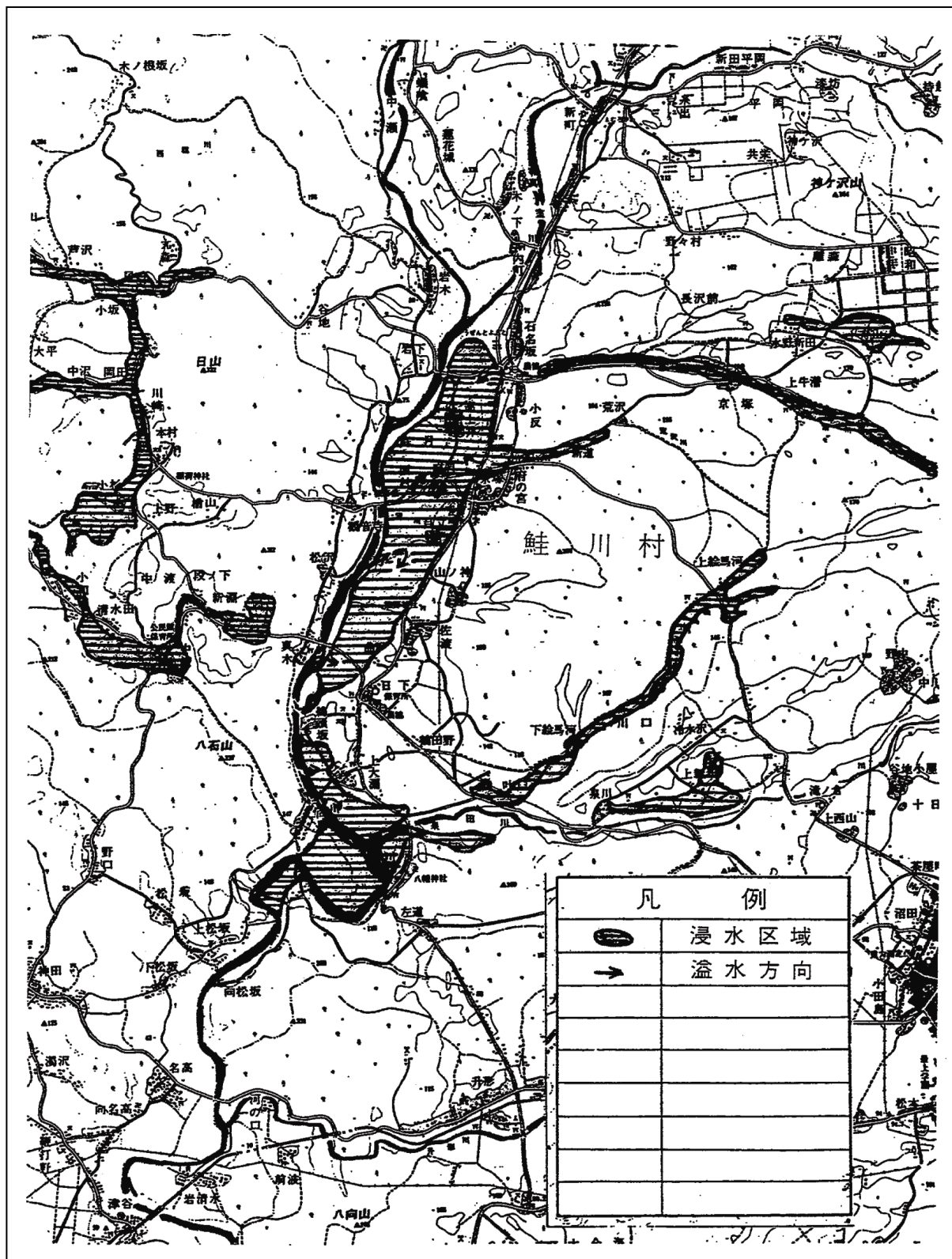
災害発生年 (西 暦)	災害の概要	出典
寛永14年(1637)	8月洪水 川通り家屋流出す	3
万治2年(1659)	7月3日洪水 長沢村で10人流死	3
天和2年(1682)	4月3日新庄で大雨洪水、流失44戸	3
宝永年中(1704)	大雨洪水、流失3戸、舟形まで3日間不通	3
享保8年(1723)	5月29日大雨洪水、流家25戸、流死4人	3
宝暦7年(1757)	5月25日洪水	3
安永6年(1777)	7月11～13日まで3回水があがる。横堤右側破堤、大夫堰がおちる。 内川破堤	3
天明元年(1781)	5月27日田植え中で苗がなくなる。前代未聞	3
文化11年(1814)	6月6日洪水 平岡村で田畑の流失が多い	3
文政11年(1828)	7月10日より雨天が続く、12日夜4つより大洪水となり、庭月板の間の上1寸程上がる。 下河原大破	3
天保4年(1833)	6月17日横堤溢流、内川まで水浸し	3
	6月26日大雨で4つ時より大洪水 鮭川の堤防が大楚根のところで決壊、17日の破堤の ところ以外でも、下川原の土手1カ所大破、下悪土、岩木前で氾濫	3
天保10年(1839)	6月28日朝より大雨、大洪水になり、石名坂、土手、大夫堰が相破、横土堤溢流、夜6 つ時半より庭月の住居浸水、4つ時半時板敷の上8～9寸水が上る。家の中に水があるの は半時位、田畑は一面水押し、泉田村、指首鍋村で被害甚大	3
明治元年(1856)	6月14日洪水	3
明治2年(1857)	1月29日大雨、ざえ流れ京塚あたりまで洪水	3
明治24年(1879)	7月大洪水	3
明治27年(1894)	8月25日朝7時40分大洪水、庭月床の上1尺2～3寸、24日夜より霜雨、25日朝 横堤破 堤 水一面に押し来られる。1833の洪水より5～6寸高い、大沢、及位地区で被害甚大	3
大正4年(1914)	8月18日大洪水	3
大正7年(1918)	8月20日大洪水 1715円の損害見積	2
大正15年(1926)	7月8日3回の洪水 1・2回は17尺5寸の出水位 東西5丁南北20丁の氾濫面積。3回は鮭 川・曲川で出水 損害見積164,217円	2
昭和9年(1934)	3回の洪水 鮭川・曲川・大沢全体で376haの浸水(大半が庭月)	2
昭和18年(1943)	8月12～14日鮭川、赤川流域に300耗以上の豪雨あり	1
昭和19年(1944)	7月20日大洪水	3
昭和21年(1946)	洪水 損害241,200円の損害	
昭和22年(1947)	7月22日大洪水 損害18,617,000円の損害	3
昭和30年(1955)	6月25日護岸25ヶ所、道路橋りょう24ヶ所、農地202町歩が流出・埋没	2
昭和33年(1958)	7月28日鮭川橋付近で最高水位4.3m、被害総額5500万円	2
昭和36年(1961) 第二室戸台風	9月16日18時から夜半にかけて県内は暴風圏内に入り、酒田沖90kmの海上を北上した (台風の規模A級)。このため雨量は少なかったが県内各地は風害があり、特に戸沢 村、鮭川村の被害が甚大であった。住宅全壊26戸、半壊41戸、一部破損134戸に達し、 鮭川中学校の屋内運動場98坪完全倒壊し、災害救助法が適用	1 3
昭和44年(1969)	8月6～8日の豪雨による被害 道路決壊49ヶ所、橋りょう流出13ヶ所、農村施設42ヶ 所、被害総額1億9千万円	3

災害発生年 (西 暦)	災害の概要	出典
昭和46年(1971)	7月16日人身被害1人、住居の破損や浸水世帯114戸、道路の欠所・橋りょう流失56ヶ所、農地流失・埋没92ヶ所101ha、農業施設の破損23ヶ所、被害総額2億5902万5千円、水稻等減収額1億2180万円	3
昭和47年(1972)	7月9日水田の冠水・流失・埋没328ha、被害総額9543万9千円	3
昭和49年(1974)	8月1日大洪水 住宅半壊3戸、床上浸水37戸、床下浸水20戸、非住宅27戸、水田1015ha、その他、被害総額4億6658万円	3
昭和50年(1975)	8月6日大洪水 鮭川筋の高土井、西村、観音寺、月立、川口が大洪水となった。住宅床上浸水51戸、床下浸水56戸、非住宅浸水48棟、水田流失・埋没101ha、水田冠水753ha、畑流失・埋没1ha、畑冠水49ha、道路不通6ヶ所、橋りょう不通2ヶ所、崖くずれ1ヶ所、羅災世帯107戸、羅災者数536人、被害総額は農林水産業施設2億2250万円、公共土木施設1213万円、その他公共施設20万円、農産物被害5億7630万円、畜産被害50万円、山林の被害2652万円、商工被害150万円、その他50万円、被害総額8億9775万円	3
昭和55年(1980)	7月14・15日村内いたるところ氾濫し、鮭川の水位は約4mに増水、高坂ダムの放水により4.8mに達した。この氾濫により道路地すべり・決壊・水田冠水216ha、水田流失・埋没13.5ha、住宅床上浸水1戸、床下浸水11戸、決壊か所108ヶ所、地すべり11ヶ所、土砂くずれ7ヶ所などの被害総額4億円にのぼった	3
昭和58年(1983)	集中豪雨による被害(被害総額3億8070万円)。	3
平成元年(1989)	集中豪雨による被害(被害総額1億5000万円)。	3
平成16年(2004)	7月17～21日 梅雨前線が停滞したことによる大雨による被害。 人的被害1人(金山町)、住家被害、半壊2戸、一部損壊1戸、床上浸水23戸(うち鮭川村1戸)、床下浸水249戸(うち鮭川村8戸)。 鮭川村では、河川増水により5世帯24人に避難勧告を発令、また土砂崩れや河川増水により9世帯46人が自主避難	4
平成17年(2005)	8月21日 日本海の停滞前線に向かって湿った暖気が入り、また、太平洋高気圧の張り出しで気温が上昇し、大気の状態が不安定になった。このため県内は、置賜を中心に雷雨となり局地的に直径最大3センチの雹が降った。 人的被害なし、住家被害 停電4,823戸(うち鮭川村 中渡、羽根沢351戸)	4
平成18年(2006)	7月28日 28日昼過ぎから、活発化した梅雨前線が東北南部へ北上し、更に上空に寒気が入ったため、庄内北部や最上地域中心に発達した雨雲がかかり、局地的に非常に激しい雨となった。真室川町差首鍋では激しい雨が降った。 人的被害なし、住家等被害 一部損壊1戸、床下浸水10戸(うち鮭川村4戸)、非住家被害9戸(うち鮭川村6戸)	4
平成20年(2008)	8月14・15日 熱帯低気圧と前線の影響により、県庄内地方から最上地方の比較的狭い範囲で雨雲が発達し停滞したため、局地的に非常に激しい雨が断続的に降り大雨となった。これにより、一般県道神田川口線、鮭川村向居～戸沢村上松坂間に法面崩落(延長L=40m 崩土幅4～5m、H=0.8m)の道路被害発生	4
平成21年(2009)	7月18日 大雨 人的被害なし、住家被害 床下浸水1戸(鮭川村)、非住家被害4戸、道路被害6箇所、農業用施設・林道施設被害 53.7百万円	4
平成22年(2010)	8月11日 大雨による被害 人的被害なし、住家被害 床上浸水3戸、床下浸水19戸、非住家被害10戸、車両閉じ込め1件、道路被害5箇所、落雷による停電3,090戸(鮭川村にも被害有り)	4
平成23年(2011)	8月17日からの大雨による被害 人的被害なし、住家被害 床上浸水13戸、床下浸水36戸、非住家被害 全壊1戸、浸水52戸、道路被害18箇所、土砂災害14箇所 鮭川村では、農作物被害が発生したほか、鮭川と真室川の合流点の中州(鮭川村庭月)にキャンプに来ていた3名(大人1名、子ども2名)が増水のため取り残され、8月18日7時11分救助、真室川町立病院搬送された。	5
平成27年(2015)	9月9日から9月11日の大雨による被害 最上地域が主な被災地域(鮭川村における被害なし) 人的被害 負傷者1名、住家被害 全壊・流失1戸 床上浸水13戸、床下浸水19戸、非住家被害なし 農林被害254百万円、土木被害1,129百万円	1
平成30年(2018)	8月5日から8月6日の大雨による被害 最上地域が主な被災地域 人的被害 負傷者1名、住家被害 半壊・一部損壊8戸 床上浸水24戸、床下浸水486戸、	5

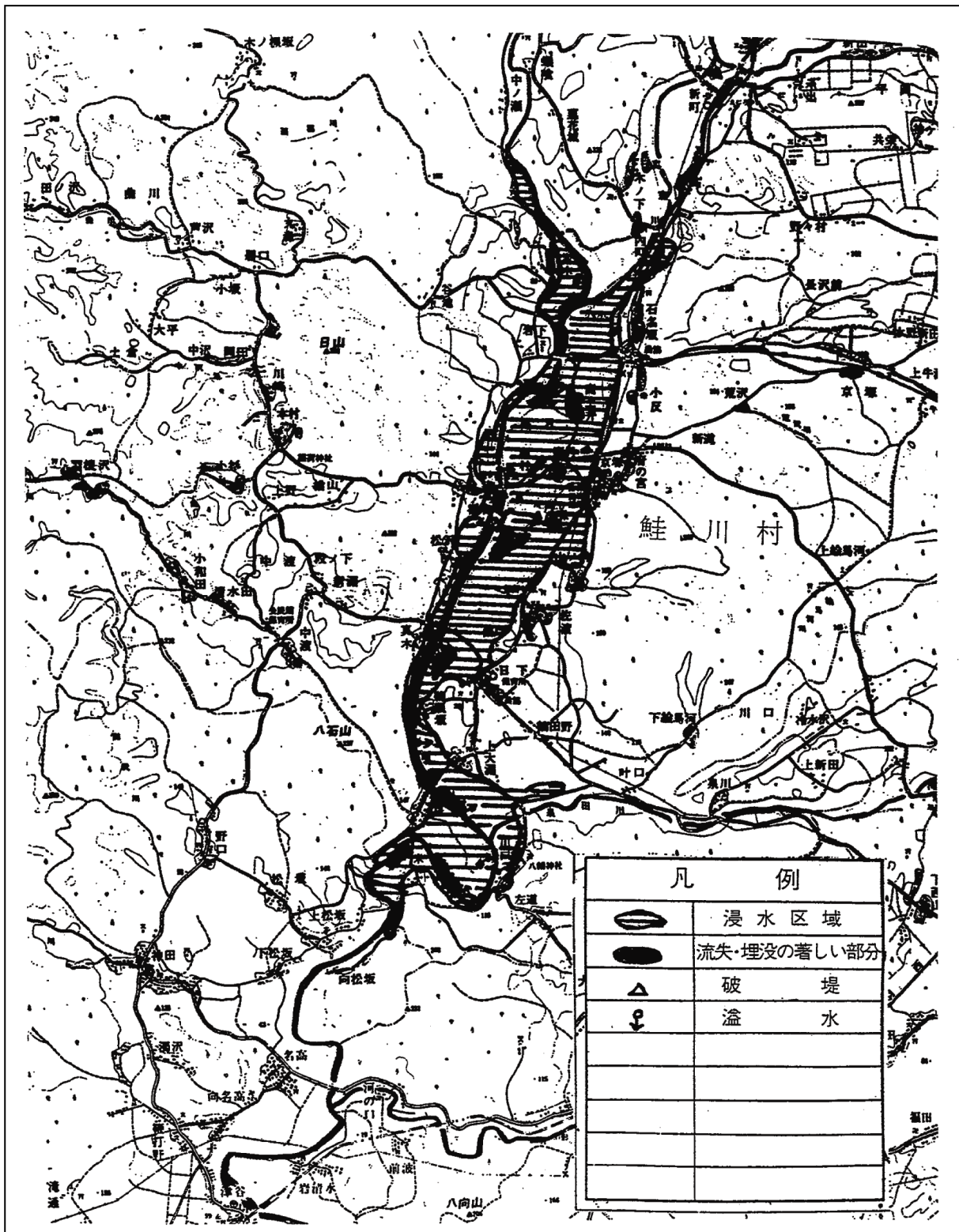
	非住家被害なし 農林被害4,868百万円、土木被害6,443百万円 鮭川村では、人的被害なし、住家被害 床上浸水3戸、床下浸水33戸、非住家被害 浸水17戸 農村交流センター他5公共施設に209名が避難	
平成30年（2018）	8月30日から8月31日の大雨による被害 鮭川村に被害として、人的被害なし、住家被害 床上浸水2戸、床下浸水58戸、非住家被害 浸水35戸 農村交流センター他5公共施設に206名が避難	5

出典：1. 県地域防災計画、2. 鮭川村史（集落編）、3. 鮭川村史（通史編）、4. 県災害年報、5. こちら防災やまがた！

昭和44年8月8日の水害の浸水図



昭和50年8月6日の水害の浸水図



第 3 節 土砂災害

村の土砂災害については、記録の残る昭和 50 年以降では、融雪期に 7 件、梅雨期（6 月中旬～7 月）に 8 件、その他の季節（豪雨、その他による）に 8 件発生している。

村の土砂災害年表

災害発生年 (西暦)	災害の概要	出典
昭和50年(1975)	8月5・6日の集中豪雨により、崖崩れ1カ所。	3
昭和55年(1980)	7月14・15日の集中豪雨により、7月16日、岡田で道路が45m地すべり被害を受けるなど、地すべり11カ所、土砂崩れ7カ所。	3, 4
昭和58年(1983)	7月26日、石名坂において、豪雨により地すべり発生、半壊家屋1、水路が30mにわたり被害を受ける。 7月31日、中沢において、降雨により地すべり発生、道路が40mにわたり被害を受ける。	4 4
昭和60年(1985)	4月7日、大芦沢において、融雪により地すべり発生、河川が被害を受ける。 10月9日、小杉において降雨により地すべり発生、道路60m及び河川が被害を受ける。	4 4
昭和61年(1986)	4月17日、芦沢において、融雪により地すべり発生、河川が70mにわたり被害(閉塞)を受ける。概算復旧額1億2,100万円。 11月17日、田の沢において、降雨により地すべり発生、農道が30mにわたり被害を受ける。概算復旧額700万円。	4, 5 4, 5
昭和62年(1987)	6月10日、居口において、融雪により地すべり発生、河川が91mにわたり被害を受ける。概算復旧額3,200万円。 8月29日、芦沢において、豪雨により地すべり発生、農地0.03haが被害を受ける。概算復旧額1,000万円。	4, 5 4, 5
昭和63年(1988)	3月12日、山梨沢において、融雪による地すべり発生、農道50m、農地0.24haが被害を受ける。概算復旧額700万円。 3月11日～22日、曲川において、融雪による地すべり発生、村道が57mにわたりが被害を受ける。概算復旧額3,640万円。	5 5
平成2年(1990)	6月26日、大芦沢及び中田沢において梅雨前線に伴う豪雨により地すべり発生、農道がそれぞれ延長101m及び320mにわたり被害を受ける。概算復旧額それぞれ5,600万円、2,500万円。 6月28日、田の沢及び芦沢において梅雨前線に伴う豪雨により地すべり発生、県道が被害を受ける。概算復旧額それぞれ550万円、800万円。	5 5
平成3年(1991)	6月13日、丸森において梅雨前線に伴う豪雨により地すべり発生、農地が0.2haにわたり被害を受ける。概算復旧額400万円。 7月20日、小舟山において梅雨前線に伴う豪雨により地すべり発生、農地が0.3haにわたり被害を受ける。概算復旧額500万円。	5 5
平成4年(1992)	5月8日、牛潜山において降雨により地すべり発生、農地0.8ha、水路140mにわたり被害を受ける。概算復旧額2億1,300万円。	5
平成6年(1994)	12月11日、大芦沢において降雨により地すべり発生、水田1,450m ² が被害を受ける。概算復旧額1,200万円。	5
平成7年(1995)	7月9日、大芦沢において降雨により地すべり発生、概算復旧額1億円。 8月4日、大芦沢において降雨による地すべり発生、耕地が0.1haにわたり被害を受ける。概算復旧額5,000万円。	5 5
平成8年(1996)	3月19日、芦沢において融雪により地すべり発生、県道80m、橋りょう1橋、林地0.3haが被害を受ける。概算復旧額3億500万円。	5
平成13年(2001)	3月21日、上絵馬河において融雪による地すべり発生、住家全壊1戸、半壊1戸が被害を受ける。	6
平成24年(2012)	5月15日、早朝、泉川地区(新庄市飛地)において、冷水沢法面の地すべり崩落災害が発生。土砂が冷水沢に流入し、河道80mが埋塞。	7

出典：1. 県地域防災計画、2. 鮭川村史(集落編)、3. 鮭川村史(通史編)、4. 県の地すべり災害、5. 地すべり災害発生件数資料、6. 砂防情報室、7. 村資料

第 4 節 その他の災害

第 1 雪害

近年は、豪雪による雪害被害が県内全域に発生している。村では、平成 16 年度と平成 20 年度に人的な被害が発生している。

県内に被害を及ぼした雪害履歴

災害発生年 (西 暦)	災害の概要							出典	
昭和55年度 (1980)	主な被災地域	豪雪により県内全域が被災							1
	最大積雪深	人的被害		住家被害		その他の被害			
	新庄188cm (2/28)	死者・行方不明者	13	全壊・流出	1	田畑流出	8.17ha 598箇所		
	山形113cm (1/8)			半壊	2	道路損壊			
	米沢184cm (2/11)			一部破損	63				
酒田44cm (1/17)	負傷者	101	床上浸水	7					
県対策連絡本部設置			床下浸水	212					
		計	114	計	285				
平成12年度 (2000)	主な被災地域	豪雪により県内全域が被災							1
	最大積雪深	人的被害		住家被害		その他の被害			
	新庄166cm (1/18)	死者	11	全壊・流出	1	農林被害	6,642 (百万円)		
	山形63cm (2/11)	負傷者	209	半壊	2				
	米沢144cm (1/19)			一部破損	19				
酒田37cm (1/18)			床上浸水	0					
県対策連絡本部設置			床下浸水	9					
		計	220	計	31				
平成16年度 (2004)	主な被災地域	鮭川村で死者 1 名発生							2
	最大積雪深	人的被害		住家被害		その他の被害			
	新庄106cm (2/9)	死者	6	全壊・流出	0				
	山形69cm (2/7)	重傷者	32	半壊	0				
	米沢104cm (2/8)	軽傷者	29	一部破損	1				
酒田23cm (2/7)			床上浸水	0					
		計	67	計	1				
平成17年度 (2005)	主な被災地域	豪雪により県内全域が被災							1
	最大積雪深	人的被害		住家被害		その他の被害			
	新庄157cm (2/6)	死者	13	全壊	2				
	山形75cm (12/31)	負傷者	270	半壊	1				
	米沢156cm (2/5)			一部破損	41				
酒田43cm (1/24)			床上浸水	1					
県対策連絡本部設置			床下浸水	0					
		計	283	計	45				
平成20年度 (2008)	主な被災地域	鮭川村で重傷者 1 名発生							2
	最大積雪深	人的被害		住家被害		その他の被害			
	新庄119cm (2/17)	死者	8	全壊・流出	0	非住家被害	26		
	山形40cm (2/17)	重傷者	40	半壊	0				
	米沢115cm (2/17, 18)	軽傷者	29	一部破損	3				
酒田32cm (1/18)			床上浸水	1					
県対策連絡本部設置			床下浸水	3					
		計	77	計	7				

災害発生年 (西 暦)	災害の概要						出典	
平成22年度 (2010)	主な被災地域	豪雪により県内全域が被災						1
	最大積雪深	人的被害		住家被害		その他の被害		
	新庄200cm (2/1)	死者	17	全壊	0			
	山形57cm (2/1)	負傷者	215	半壊	1			
	米沢126cm (2/1)			一部破損	43			
酒田52cm (1/26)			床上浸水	0				
県対策連絡本部設置			床下浸水	15				
	計		232	計	59			
平成23年度 (2011)	主な被災地域	豪雪により県内全域が被災						1
	最大積雪深	人的被害		住家被害		その他の被害		
	新庄186cm (2/20)	死者	17	全壊	0			
	山形97cm (2/4)	負傷者	294	半壊	1			
	米沢145cm (2/4)			一部破損	62			
酒田64cm (2/4)			床上浸水	1				
県対策連絡本部設置			床下浸水	7				
	計		311	計	71			
平成24年度 (2012)	主な被災地域	豪雪により県内全域が被災						1
	最大積雪深	人的被害		住家被害		その他の被害		
	新庄208cm (2/26)	死者	14	全壊	0			
	山形72cm (2/24)	負傷者	153	半壊	0			
	米沢172cm (2/26)			一部破損	11			
酒田38cm (1/17)			床上浸水	0				
県対策連絡会議設置			床下浸水	0				
	計		167	計	11			
平成29年度 (2017)	主な被災地域	豪雪により県内全域が被災						1
	最大積雪深	人的被害		住家被害		その他の被害		
	新庄197cm (2/14)	死者	16	全壊	1			
	山形54cm (2/12)	負傷者	154	半壊	0			
	米沢135cm (2/13)			一部破損	9			
酒田28cm (1/11)			床上浸水	1				
県対策連絡本部設置			床下浸水	5				
	計		170	計	16			

出典：1. 山形県地域防災計画、2. 山形県災害年報

第 2 その他の災害

近年のその他の災害としては、県内全域に被害が発生している干害と冷害があげられる。

県内に被害を及ぼしたその他の災害

災害発生年 (西 暦)	災害の概要等		出典
昭和53年 (1978)	災害種別	干害	1
	発生日	7月18日～8月14日	
	被災地域	県内全域	
	被害額	14,838,321千円	
	災害時の気象	気象現象：異常高温、少雨 連続夏日日数 山形61日間(7/2～8/31) 気圧配置：太平洋高気圧	
	備考	天災融資法適用、激甚法指定	
平成5年 (1993)	災害種別	冷害	1
	発生日	7月半ば～8月20頃まで	
	被災地域	県内全域	
	被害額	60,475,381千円	
	災害時の気象	気象現象：低温注意報7月28日～8月20日（7月半ば～8月20頃まで、平年よりも4～6℃前後気温が低い日が続いた） 日照時間は7月が平年の60～70%、8月は60～75% 気圧配置：太平洋高気圧の張り出しが弱く、梅雨前線が本州に停滞	
	備考	県農作物等異常気象災害対策本部設置、激甚法指定	

出典：県地域防災計画

第 4 章 計画の前提となる災害想定

第 1 節 計画の前提となる災害

村民の多くが平地部で生活していることや、村の西部地域は山間部であること、冬は積雪寒冷地帯に属し、春から夏にかけては多雨多湿となる気候条件にあることなどから、今後とも水害対策、土砂災害対策、雪害対策は重要である。

また、地震については被害の記録はないものの、仮に、村に位置する西部の新庄盆地断層帯（約 17 km）がずれた場合、その規模はマグニチュード 6.9 程度と想定されている。

一方、村民の日常生活においては、電力、水道、下水道（農業集落排水）、電話等へのライフライン施設への依存度が高まっていることや、高齢化や居住形態の変化、コミュニティ意識の低下などにより、災害の被害が拡大されるばかりでなく、被害の様相も多様化するものと考えられる。

さらに、東日本大震災では原子力施設が地震や津波等で被災したことにより、放射性物質等が拡散し、その被害を拡大・長期化させている。このような教訓を踏まえ県では、原子力災害対策を地域防災計画の中に組み込み、市町村に対しても、その対策を講じることを位置付けている。

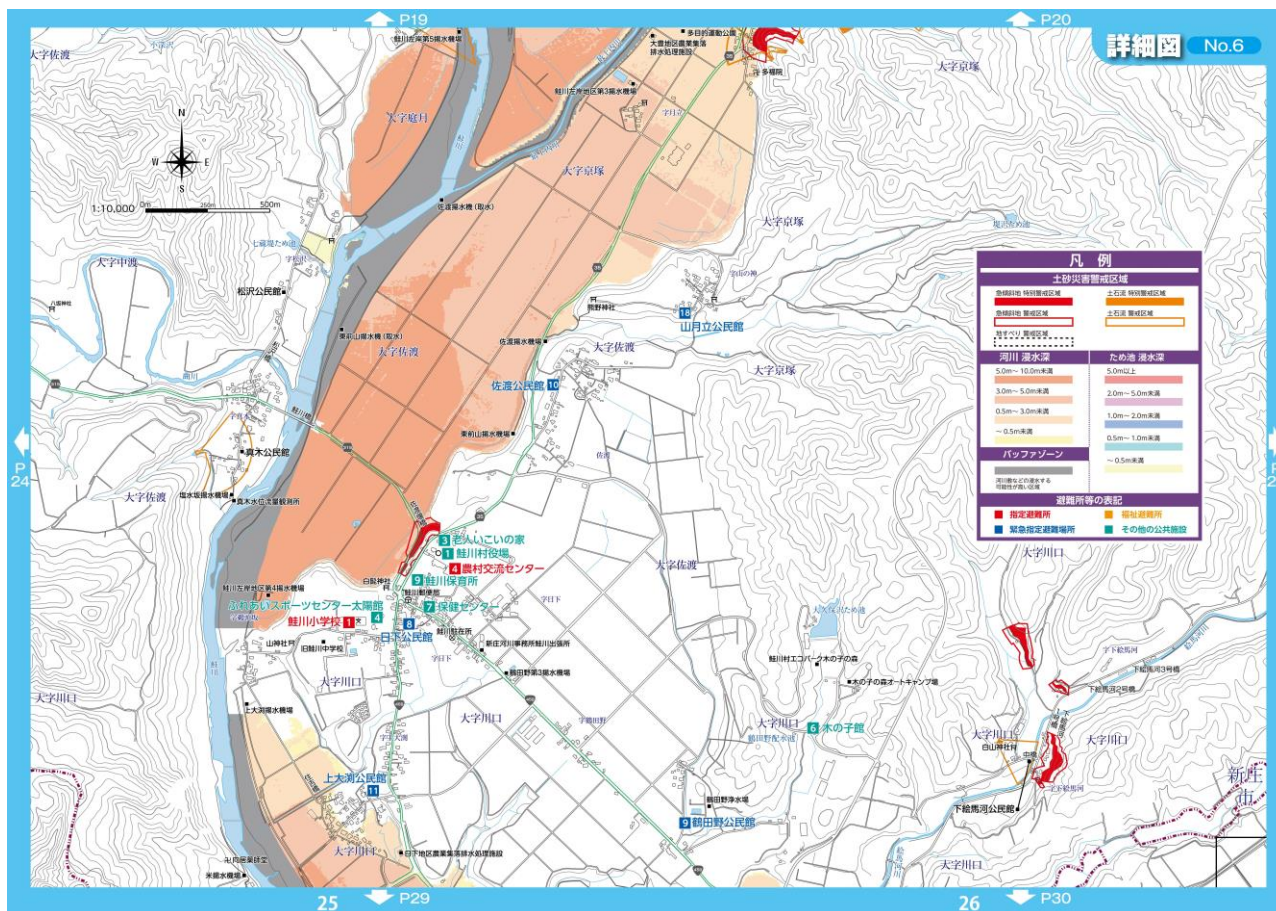
こうした状況と過去の災害を踏まえると、村で将来起こり得る災害の態様は概ね次のように想定される。

自然現象に基づく災害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 台風、集中豪雨等による災害 2. 地すべり、崖くずれ、土石流等による災害 3. 雪害、冷害等による災害 4. 内陸直下型地震による災害 5. その他（強風、竜巻、落雷等による災害）
人為的原因に基づく災害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火事による災害 2. 大規模な鉄道事故や道路事故等による災害 3. 石油等危険物の流出、爆発による災害 4. 隣接県等原子力施設における大規模な事故による災害 5. その他死傷者が集団的に発生する災害

第 2 節 大雨による浸水想定区域

第 1 鮭川の浸水想定範囲

鮭川については、令和 2 年 7 月に、鮭川洪水ハザードマップが作成されており、「鮭川が大雨により想定最大規模の洪水、内水氾濫が発生した場合」に浸水する範囲とその程度が予想されている。



資料:鮭川洪水ハザードマップ(村 令和 2 年 6 月作成)

第 2 泉田川の浸水想定区域

水位周知河川である泉田川については、平成 31 年 3 月、県によって、「泉田川が大雨により想定最大規模の洪水、内水氾濫が発生した場合」に浸水する範囲とその程度が予想されている。



資料：最上川水系泉田川浸水想定区域図（県 平成 31 年 3 月）

第 3 節 地震による被害想定

第 1 想定条件

県においては、以下の内陸型地震と海洋型地震の被害想定を実施している。

平成 24 年度調査では、これらの地震のうち特に甚大な被害を及ぼすおそれのある「山形盆地断層帯地震」と「新庄盆地断層帯地震」に視点を絞り、その震度及び建物全壊率について分析し、村において想定される最大の震度及び建物全壊率の調査を行っている。

ここでは、平成 24 年度の調査結果を踏まえ、被害想定を行うものとする。

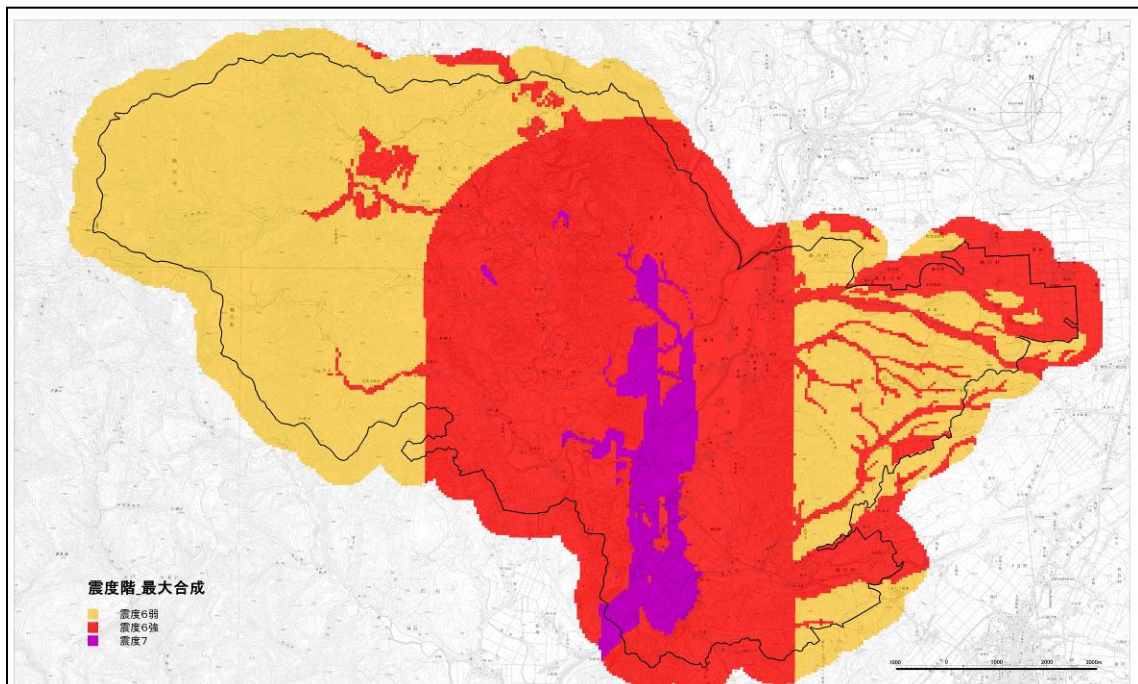
種類	想定地震名	震源域	地震規模 (マグニチュード)	起震断層の 長さ
内陸型地震	庄内平野東縁地震	庄内平野東縁断層帯	7.5	38 km
	新庄盆地周辺地震	新庄盆地断層帯	7.0	25 km
	山形盆地断層帯地震	山形盆地断層帯	7.8	60 km
	長井盆地西縁地震	長井盆地西縁断層帯	7.7	51 km
海洋型地震	山形県西方沖地震	山形県西方沖	7.7	100 km

第 2 想定される地震規模

平成 24 年度調査で想定されている最大の震度、建物全壊率は、以下のとおりである。

1 震度分布（最大合成）

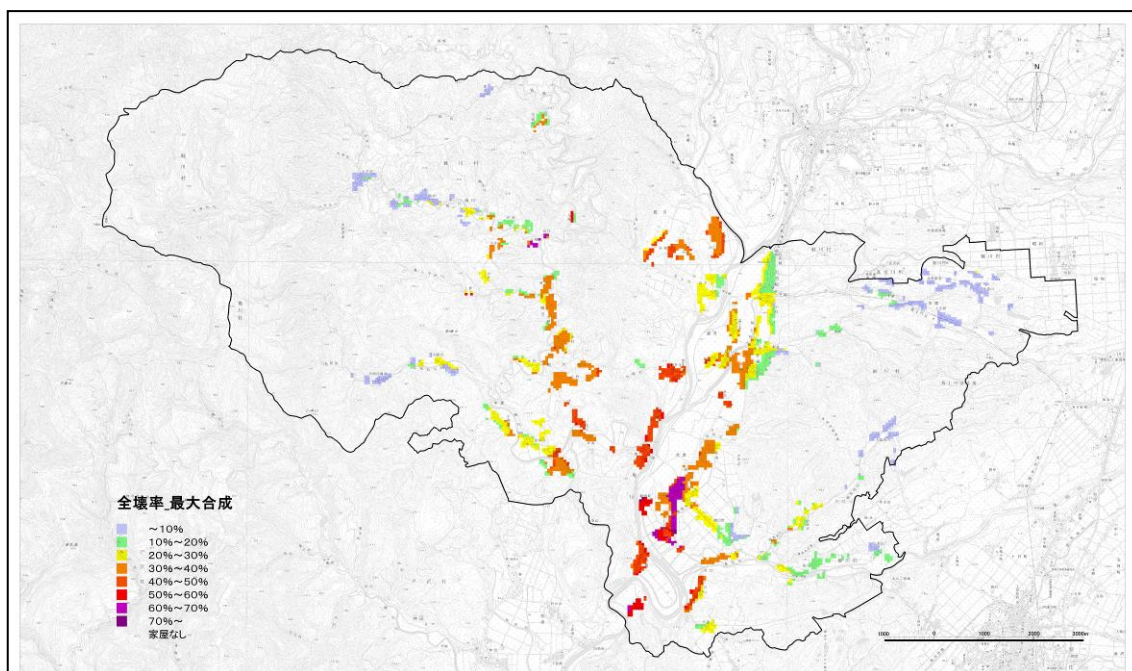
調査結果においては、村は震度 6 弱以上の揺れが想定されており、特に、鮭川沿いの平地部においては震度 7 となっている。住宅地等の大半は、震度 6 強又は震度 7 が想定されている結果となっている。



2 建物全壊率分布（最大合成）

調査結果においては、村役場周辺が全壊率 60%～70%と村の中では最も全壊率が高い地域となっている。

全体として河川沿いの低地部においては全壊率が 30～60%と全壊率が高くなる傾向がうかがえる。



第 5 章 防災に関する基本方針

第 1 節 計画の基本理念と基本目標

本計画の目的である住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、積極的に災害の拡大防止と被害の軽減に努め、郷土の保全と住民福祉の確立を図ることは村に課せられた最も基本的な課題であり、村の総合発展計画にも記されている。

平成 7 年 1 月 17 日未明に発生した阪神・淡路大震災は 6,000 人以上の尊い命を奪い、我々の住んでいる社会が自然災害に対し、いかに脆弱であるかを改めて認識させるとともに、初期応急活動体制の重要性についても認識させた。

そして、平成 23 年 3 月 11 日に発生し未曾有の大災害となった「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード 9.0）」は、1 都 9 県が救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすと同時に、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等を発生させた。

近年の最上地域の風水害等災害において、平成 27 年 9 月をはじめ、平成 30 年 8 月の 2 回など頻発した台風による大きな被害が発生している。

さらに、令和元年 6 月 18 日に山形県沖を震源とする地震（マグニチュード 6.7）が発生し、観測史上初めて山形県内で震度 6 弱の揺れを記録し、負傷者、家屋半壊等のほか鶴岡市にて液状化現象による被害が発生した。

国においては、災害対策基本法（以下「法」）が平成 24 年 6 月に改正されるとともに、防災基本計画が平成 24 年 9 月に改正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、さらに、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。

平成 25 年 6 月の法改正では、自力避難が難しい障がい者や一人暮らし高齢者ら「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、平成 26 年 11 月の改正では大規模地震や大雪等の災害時に道路管理者の権限を強化する改正が、平成 27 年 8 月には災害廃棄物対策に係る措置の拡充を図る改正、平成 28 年 5 月には大規模災害による放置車両対策を強化する改正等が行われた。

平成 30 年 6 月には、被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることを明確にした改正等が行われた。

また、土砂災害や浸水被害対策の強化のほか、熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策として、地方公共団体への支援の充実、被災者の生活環境の改善、応急的な住まいの確保や生活復興支援、物資輸送の円滑化、広域大規模災害を想定した備え等の対策が盛り込まれた。

県においては、東日本大震災、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震や度重なる大規模風水害の課題を踏まえ県計画を改訂しており、本村においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組を進めていくため、計画を改訂するものとする。

さらに、計画をより具体化するために、村はもちろんのこと、住民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組む必要がある。

こうした状況を踏まえ、計画の改訂にあたっては、過去の災害を教訓に、さらなる減災に向けた取組を進めていくため、生活の都市化、高齢化、情報化等の社会構造の変化を踏まえた防災の基本方針（防災ビジョン）を設定することが必要である。

防災の基本方針（防災ビジョン）の設定にあたっては、基本的な課題である「住民の生命・財産の安全確保」に関し、地震による突発的な災害や風水害等の予告型災害に対し、防災体制の確立（特に自主防災体制）及び住民の防災意識の啓発を図り、「災害に強いまちづくり」を一層推進していくことが必要になる。

ここでは、上記を踏まえ、基本理念・基本目標を以下のように定める。

●基本理念

自然との共生と村民とのきずなが築く災害に強いむらづくり
～自助・互助・共助・公助精神に基づく防災のむらづくり～

●基本目標

基本目標 1：災害に強い地域構造の形成

平地部における住宅地等での地盤改良の促進や建築物の耐震化、洪水等を未然に防ぐための河川改修、土砂災害警戒区域等の土砂災害危険箇所での土砂災害対策、災害活動拠点の整備等、ハード面での防災対策を推進し、災害に強い安全なむらづくりを目指す。

基本目標 2：災害に備えた防災体制の整備

災害発生時において迅速、的確な対応を図る職員の災害活動体制、広域応援やその受援体制、ボランティア等の受入体制、多様な防災通信施設整備等による情報収集・伝達体制、要配慮者・土砂災害警戒区域内住民・孤立する可能性のある集落住民等の避難体制、食料・生活必需品・防災資機材等の備蓄、救援・救助・救護の支援体制など、災害発生時等に必要となる一連の応急活動に対する防災体制を防災関係機関や自主防災組織等と連携し、着実に整備していくことによって、災害発生時の円滑な対応を図る。

基本目標 3：防災行動力の向上

災害時における住民等の自助・互助・共助・公助の防災活動が迅速かつ的確に行われるよう、県及び防災関係機関等と連携し、防災訓練の強化、自主防災組織の育成、住民、事業者、要配慮者等への防災知識の啓発等を実施し、職員はもとより住民や自主防災組織等の防災行動力の向上を図る。

第 2 節 防災施策の大綱

基本目標を達成するために防災施策の大綱を、以下のとおり定める。

基本目標	施策	主な施策内容
基本目標 1 災害に強い 地域構造の 形成	風水害対策の 推進	鮭川や泉田川の浸水想定区域や村の気象条件等を踏まえ、今後とも、効果的な河川やため池の改修、農業集落排水施設及び治水施設の整備等を推進するとともに、水防団員（消防団員）の安全を確保した水防体制を強化し、村の総合的な「水防能力」の強化に努める。
	土砂災害対策 の推進	村は、起伏の激しい山間部や台地に囲まれていることから、土砂災害警戒区域（令和 5 年 11 月 17 日現在：137 箇所）の指定を受けており、その危険性に配慮した治山・砂防事業等の推進を図るとともに、自主防災組織や消防団の協力のもと、土砂災害警戒区域内の警戒避難体制の整備を推進する。
	地震災害対策 の推進	村及び防災関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進など社会基盤の整備を図る。 村民・事業所等は、耐震診断などを通じて家屋の脆弱性を把握するとともに、それに見合った耐震性の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、ブロック塀・看板等の転倒・落下防止など、家庭、職場の耐震化、防火対策に努める。
	防災活動拠点 等の整備の推 進	災害対策本部が設置される役場庁舎をはじめ、指定避難所等となる小中学校、公民館等の防災拠点施設は、地震災害対策等と合わせ、非常用発電設備の整備、防災資機材等の備蓄の推進等、防災機能の充実強化を推進するとともに、災害用ヘリポートの整備等を推進する。
	個別災害対策 の推進	村における個別災害としては、気候的、地形的、社会的条件から、林野火災、雪害、危険物等災害、鉄道事故などが挙げられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備の推進を図る。 なお、原子力災害に対しては、平時よりモニタリングを実施し、住民への原子力災害に関する防災知識の普及に努めるとともに、屋内退避等の避難体制の整備等を図る。

基本目標	施策	主な施策内容
基本目標 2 災害に備えた防災体制の整備	役割・機能分担の明確化	村、関係機関、村民、事業所等のそれぞれについて、災害時に「いつ、だれが、なにを、どうするか」といった役割・機能分担を明確にし、「初動体制マニュアル」の作成などを行い、確実に実行できるようにする。
	広域応援、受援体制の強化	あらかじめ県外市町村等と災害協定を締結する等、広域応援やその受援体制等を整備拡充するとともに、ボランティアの受け入れ体制を整備し、大規模な災害にも対応し得る総合的な広域応援体制の確立を図る。
	民間事業者等との協力体制の強化	大規模な災害が発生した場合にも、応急対策等に必要となる物資や人材等が迅速に確保できるよう、あらかじめ各種団体や民間事業者等と協定等を締結し、協力体制の強化を図る。
	情報通信基盤の整備	大規模な災害が発生した場合にも、情報収集や情報伝達が迅速に行えるよう、通信手段の多様化・多重化を図るとともに、移動系通信機器の充実等、情報通信基盤の整備を推進する。
	避難体制の整備	各種災害に応じた指定避難所等の指定、避難体制等を整備するとともに、自主防災組織や消防団等の協力のもと要配慮者に対する避難支援体制の整備に努める。
	救助・救急・救護体制等の整備	村、消防、県、医療機関、自主防災組織等と連携した救助・救急・救護体制を整備し、村民の生命の安全の確保に努める。
	輸送体制の整備	災害発生時、負傷者の搬送や物資の輸送等の要となる路線をあらかじめ緊急輸送道路として指定し、災害時の道路啓開体制や事前登録による緊急輸送車両の確保を推進する。 また、災害時臨時ヘリポート離着陸場等の事前登録等を行い、災害時の航空輸送体制の整備を図る。
	孤立対策の推進	村内には、土砂災害等の発生により、孤立する可能性の集落が 8 つ存在しており、これらの備えとして、地域における備蓄の推進、通信機器の整備、自主防災活動の強化、ヘリポート等の指定など、集落の防災力の向上を図る。
	指定避難所等の運営体制の整備	自主防災組織等の協力のもと、プライバシーや要配慮者等に配慮した指定避難所等の運営体制を整備するとともに、水、食料、生活必需品等、指定避難所等の生活に必要な物資等の備蓄を推進する。 また、指定避難所等の運営に当たっては、女性職員等を配置する等、人員配置には十分考慮する。

基本目標	施策	主な施策内容
基本目標 3 防災行動力 の向上	自助能力の向上	大規模な災害においては、現場での適切な初期活動が地域被害の大小を左右するため、村民の災害時の役割は極めて重要である。 このため、村は、地域及び職場等を通じて村民の防災意識の高揚を図るとともに、防災教育や防災訓練を通じて、災害時の個人の防災活動力の向上を図る。さらに、平常時の福祉ボランティア活動等を活性化し、災害時の防災活動力の向上につなげる。
	互助・共助能力の向上	近年、家族観や価値観の変化、ライフサイクルの多様化などにより、地域コミュニティが希薄化傾向にある。また、村民の 3 人に 1 人が高齢者となるなど要配慮者が増加していることから、防災活動における自主防災組織の比重がますます大きくなってきている。このため、村は、村民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び施設単位での自主防災組織の育成、支援を図る。
	災害に関する調査・研究の推進	村は、国、県、その他関係機関より防災に関する情報を収集・活用し、防災に関する科学的・総合的な調査・研究を行い、村民に積極的に公開するとともに、防災施策に有効に反映させる。また、専門家との交流を図り、高度で最新の情報収集に努める。

第 3 節 行政の責務と住民・事業所の心がまえ

村と防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全確保を第一として防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と住民や事業所の防災意識の高揚を図る。

住民については、「自らの命は自らで守る」との認識のもとで、家庭、地域、職場において各種の災害を念頭におき、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。特に大規模な災害においては、現場での初期活動が極めて重要であることから、日常における防災対策に心がけるものとする。

住民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会・自主防災組織等の「共助」による取組の強化と、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、「安心して住める環境づくり」を推進する。

第 6 章 村及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 節 村及び防災関係機関等の責務

村及び防災関係機関等が担うべき責務は次のとおりとする。

第 1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

第 2 県

県は、村を包含する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きくなり村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要としたりするときなどに、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

第 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

第 4 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第 83 条の規定により、県知事及び第二管区海上保安本部長の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

第 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、村及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、村、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第 7 住民及び事業所

住民及び事業所は日頃から災害に備え、村、県その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

第 2 節 住民の役割

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」ことが防災の基本であり、住民は、その自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、住民は、平素から災害発生時に必要となる生活物資の備蓄等に努め、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組んでいくものとする。

第 3 節 村及び防災関係機関等の事務又は業務の大綱

村及び村に關係する防災関係機関等は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて村の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は概ね次のとおりとする。

第 1 村

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
村	1. 村防災会議に関する こと 2. 村内における公共的 団体及び住民の自主 防災組織の育成指導 に関すること 3. 災害及び防災に関す る科学的研究とその 成果の実現に関する こと 4. 防災に係る気象、地 象及び水象の観測、 予報その地の業務に	1. 村災害対策本部の設 置及び運営に関する こと 2. 指定地方行政機関の 長等及び県知事に対 する職員の派遣要 請、並びに他の市町 村長に対する応援の 要求に関すること 3. 県知事の委任を受け て行う、災害救助法 に基づく被災者の救 助に関すること	1. 被災者のための相談 に関すること 2. 見舞金等の支給等に 関すること 3. 雇用の安定に関する こと 4. 住宅対策に関するこ と 5. 租税の特例措置に関 すること 6. 農林漁業者及び中小 企業等に対する金融 対策に関すること

	<p>関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関すること</p> <p>5. 防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること</p> <p>6. 防災に係る教育及び訓練に関すること</p> <p>7. 通信施設及び組織の整備に関すること</p> <p>8. 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備、並びに物資及び資機材の備蓄に関すること</p> <p>9. 治山治水その他村の地域の保全に関すること</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること</p>	<p>4. 災害情報の収集に関すること</p> <p>5. 災害広報に関すること</p> <p>6. 災害予警報等の情報伝達、並びに避難の勧告、指示及び警戒区域設定に関すること</p> <p>7. 被災者の救助に関すること</p> <p>8. 消防活動及び浸水対策活動に関すること</p> <p>9. 緊急輸送の確保に関すること</p> <p>10. ライフラインの確保に関すること</p> <p>11. 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>12. 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>13. 食料その他の生活必需品の需給計画に関すること</p> <p>14. 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること</p> <p>15. 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること</p> <p>16. 被災要援護者に対する相談及び援護に関すること</p>	<p>7. 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること</p> <p>8. 公共施設等の災害復旧に関すること</p>
--	--	--	---

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
村消防団	1. 防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること 2. 防災に係る教育及び訓練に関すること 3. 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備、並びに物資及び資機材の備蓄に関すること	1. 被災者の救助に関すること 2. 消防活動及び浸水対策活動に関すること	

第 2 広域行政事務組合

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
最上広域市町村圏事務組合 最上広域消防本部	1. 防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること 2. 防災に係る教育及び訓練に関すること 3. 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備、並びに物資及び資機材の備蓄に関すること	1. 被災者の救助に関すること 2. 消防活動及び浸水対策活動に関すること	
最上広域市町村圏事務組合 最上広域ごみ・し尿処理		1. 災害時のごみ処理、し尿処理の応急措置に関すること	

第 3 県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 山形県防災会議に関する事 2. 防災関係機関相互の総合調整に関する事 3. 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関する事 4. 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その地の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関する事 5. 防災思想の普及及び災害安全運動に関する事 6. 防災に係る教育及び訓練に関する事 7. 通信施設及び組織の整備に関する事 8. 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関する事 9. 治山治水その他県土の保全に関する事 10. 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県災害対策本部の設置及び運営に関する事 2. 防災関係機関相互の総合調整に関する事 3. 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 4. 自衛隊の災害派遣要請に関する事 5. 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関する事 6. 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関する事 7. 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関する事 8. 応急措置のための財産又は物品貸付けに関する事 9. 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関する事 10. 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 11. 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関する事 12. 災害広報に関する事 13. 緊急輸送の確保に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者のための相談に関する事 2. 見舞金等の支給等に関する事 3. 雇用の安定に関する事 4. 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関する事 5. 住宅対策に関する事 6. 租税の特例措置に関する事 7. 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関する事 8. 公共施設等の災害復旧に関する事

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	11. 災害発生の防ぎよ 又は拡大防止のため の措置に関する事 12. 在宅の要配慮者対 策に関する事	14. ライフラインの確 保に関する事 15. 公共土木施設、農 地・農業用施設及び 林地・林業用施設等 に対する応急措置に 関する事 16. 農産物、家畜、林産 物及び水産物に対す る応急措置に関する 事 17. 食料その他の生活 必需品の需給調整に 関する事 18. 災害時の防疫その 他保健衛生の応急措 置に関する事 19. 被災児童及び生徒 に対する応急の教育 に関する事 20. 被災要援護者に対 する相談及び援護に 関する事 21. その他市町村の応 急措置の実施又は応 援の指示及び代行に 関する事	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
新庄警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害警備用の装備資 機材及び地震対策用 の交通安全施設の整 備充実に関する事 こと 2. 災害警備の教養訓練 に関する事 こと 3. 防災広報に関する 事 こと 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報及び交通情 報の収集に関する 事 こと 2. 被災者の救助及び避 難誘導に関する事 こと 3. 交通規制、緊急通行 車両の確認及び緊急 輸送路の確保に関 する 事 こと 4. 行方不明者の調査及 び死体の検視に関 する 事 こと 5. 犯罪の予防・取締り、 混乱の防止その他秩 序の維持に関する 事 こと 	

第 4 指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北財務局 山形財務事務所			<ol style="list-style-type: none"> 1. 金融機関の業務運営の確保に関すること 2. 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること 3. 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること 4. 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること
東北農政局 山形県拠点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること 2. 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病虫害の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること 2. 災害時における応急食料の供給に関する情報収集・連絡に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関すること
東北森林管理局 山形森林管理署最上支署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること 2. 防災教育及び防災訓練の実施並びに森林火災の防止に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北運輸局山形運輸支局	1. 運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関すること	1. 災害情報の収集連絡及び伝達に関すること 2. 緊急輸送、代替輸送に対する指導・調整及び支援に関すること	1. 復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関すること
仙台管区气象台 山形地方气象台	1. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 2. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること	1. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
山形労働局 新庄労働基準監督署	1. 大規模な爆発、火災等の災害防止に関すること 2. 企業における防災の促進に関すること	1. 二次災害発生の防止に関すること 2. 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること	1. 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること 2. 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること 3. 雇用安定等の支援に関すること

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 鮭川出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関する事 2. 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関する事 3. 災害危険箇所における河川の防災事業推進に関する事 4. 重要水防区域における必要な措置並びに指導に関する事 5. 官庁施設の災害予防措置に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事 2. 水防活動及び避難誘導等に関する事 3. 建設機械及び技術者の現況把握に関する事 4. 災害時における復旧資材の確保に関する事 5. 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関する事 6. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 二次災害の防止及び迅速な復旧に関する事
国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関する事 2. 災害危険箇所における道路施設等の防災事業推進に関する事 3. 道路通行規制区間における必要な措置に関する事 4. 官庁施設の災害予防措置に関する事 5. 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に関する情報の収集に関する事 2. 建設機械及び技術者の現況把握に関する事 3. 災害時における復旧資材の確保に関する事 4. 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関する事 5. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 二次災害の防止及び迅速な復旧に関する事

第 5 自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
自衛隊 陸上自衛隊第 6 師 団司令部第 3 部防 衛班	1. 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること	1. 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関の連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること 2. 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること 3. 診察、防疫の支援に関すること 4. 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること 5. 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること	1. 自衛隊法第 100 条に基づく土木工事等の受託に関すること

第 6 指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 山形支店 新庄駅	1. 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること 2. 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること	1. 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること。 2. 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること 3. 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること。 4. 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること	1. 線路等鉄道施設の災害復旧に関すること

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本電信電話株式会社 山形支店	1. 高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	1. 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること	1. 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること 2. 電気通信施設の災害復旧に関すること
ソフトバンク株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
楽天モバイル株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	災害時における移動通信の確保に関すること	移動通信設備の災害復旧に関すること
日本銀行 山形事務所			1. 通貨の供給の確保に関すること 2. 金融機関による非常金融措置の実施に関すること 3. 各種金融措置の広報に関すること
日本赤十字社 山形県支部		1. 災害時における傷病者の医療救護に関すること 2. 赤十字ボランティアの活動の指導に関すること 3. 義援金の募集受付に関すること 4. 被災者に対する救援物資の配分に関すること	
日本放送協会 山形放送局	1. 災害予防の放送に関すること	1. 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること 2. 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	1. 放送施設の災害復旧に関すること
日本通運株式会社		1. 物資等の各種輸送計	

山形支店 新庄営業所		画の策定及び実施に関すること 2. 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
---------------	--	---	--

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北電力ネットワーク株式会社山形支店企画管理部門 (総務広報) 東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター)	1. 発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	1. 災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	1. 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること 2. 電力供給施設の災害復旧に関すること
日本郵便株式会社 新庄郵便局 鮭川郵便局 京塚郵便局	1. 災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること		1. 緊急車両等としての車両の提供（所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。） 2. 被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報提供に関すること 3. 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関すること 4. 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策に関すること 5. 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等、並びにこれらを実行するための必要な事項に関すること 6. (株)ゆうちょ銀行の非常取扱い（被災地支

			援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など）及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い（保険料払込猶予期の延伸など）について要請があった場合の取扱いに関する事
--	--	--	--

第 7 指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送株式会社 新庄支社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	1. 災害予防の放送に関する事	1. 気象予防、注意報、警報及び災害情報等の放送に関する事 2. 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する事	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
株式会社新庄輸送サービス 第一貨物株式会社 公益社団法人山形県トラック協会		1. 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること	
泉田川土地改良区 鮭川村宇津森土地改良区 戸沢村土地改良区 新庄土地改良区 鮭川左岸水利組合	1. 水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること	1. 農地及び農業用施設の被害状況調査に関すること	1. 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること
一般社団法人山形県医師会 新庄市最上郡医師会		1. 災害時における医療救護に関すること	

第 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
もがみ北部商工会 鮭川事務所		1. 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること 2. 救助用物資の確保についての協力に関すること	1. 復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること
もがみ中央農業協同組合鮭川支店 最上広域森林組合		1. 共同利用施設の応急対策に関すること	1. 共同利用施設の復旧に関すること 2. 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること
一般診療所・病院		1. 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2. 災害時における負傷者等の医療救護に関すること	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
一般運輸事業者		1. 災害時における緊急輸送の確保に関する こと	
危険物関係施設の 管理者		1. 災害時における危険物の保安措置に関する こと	

第Ⅱ編 災害予防計画

章	項目名	頁
第1章	災害に強い地域構造の形成	53
	第1節 災害に強いむらづくりの推進	53
	第2節 公共土木施設の災害予防計画	55
	第3節 建築物災害予防計画	60
	第4節 地震防災施設等整備計画	66
	第5節 被害の軽減・防止	68
第2章	災害に備えた防災体制の整備	86
	第1節 応急活動体制の整備	86
	第2節 緊急輸送体制の整備	94
	第3節 避難体制の整備	100
	第4節 水防体制の整備	108
	第5節 火災予防計画	111
	第6節 林野火災予防計画	115
	第7節 救助・救急体制の整備	118
	第8節 医療救護体制整備計画	121
	第9節 要配慮者の安全確保計画	125
	第10節 災害時「住」対策の環境整備	131
	第11節 文教施設における災害予防計画	132
	第12節 備蓄体制の整備	136
	第13節 ボランティア受入体制整備計画	140
	第14節 孤立集落対策計画	143
第15節 原子力災害予防計画	145	
第3章	防災行動力の向上	148
	第1節 地域防災力強化計画	148
	第2節 防災知識の普及計画	156
	第3節 防災訓練計画	162
	第4節 災害に備えた調査研究	166

第1章 災害に強い地域構造の形成

第1節 災害に強いむらづくりの推進

主要実施機関	村	総務課、住民税務課、農村整備課
	防災関係機関等	県：最上総合支庁
		国：新庄河川事務所、新庄国道維持出張所
		消防：
	その他：	
計画方針	<p>木造老朽建築物等が密集する集落等は、地震や風水害の発生時に家屋が倒壊したり、火災時に延焼したりする危険性が高く、たとえ災害が発生した場合でも被害拡大や二次災害の発生を防止し、災害に強い生活環境・生産基盤を整備することが求められる。</p> <p>このため、村は、生活環境の向上と災害の発生、拡大の防止を目的として、集落環境の整備を進めるとともに、道路、公園の整備等にも取り組み、防災むらづくりを進めていくものとする。</p>	
計画体系	<pre> graph LR A[災害に強いむらづくりの推進] --- B[第1 災害に強い集落環境の整備] A --- C[第2 災害に強い道路環境の整備] </pre>	

第1 災害に強い集落環境の整備

1 適正な土地利用の推進

村は、適正な土地利用を推進し、集落の防災力の強化を図る。このため、以下のような計画実現に努める。

- (1) 第5次鮭川村国土利用計画に基づき、森林保全、優良農地の保全等の適正な土地利用を推進し、村の基盤となる防災力の強化を図る。
- (2) 条例等によって、防災上必要となる空閑地の確保、老朽化した木造住宅空き家の撤去、新規建造物の難燃化、延焼防止帯として不燃建築物を適正に配置するよう行政的な指導を行うとともに、中高層建物（4階以上）にあっては消防隊が容易に進入、活動できるように努め、所有者等に対し啓発を行い、その必要性について周知徹底を図る。
- (3) 土砂災害特別警戒区域内においては、土砂災害防止法に基づく開発行為の制限や建築物の構造規制、著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対する移転等の勧告等、適切な指導と助成等を行う。
- (4) その他の災害危険区域（浸水想定区域、地震の被害想定等を考慮）においても、必要に応じ、建築物の所有者等に対する移転等、適切な指導等を行う。

2 木造住宅が集中する集落等での不燃化等の促進

木造住宅が集中し延焼の危険性の高い集落等において、集落内の防災機能の向上を図る。

- (1) 消火栓・防火水槽等の適正配置及び維持管理
- (2) 集落内の緑化の推進
- (3) 公園や緑地帯等の延焼防止帯となる施設の整備及び適正な維持管理


3 災害活動拠点の整備促進

村では広幅員の道路や河川、学校等のグラウンド、農地などが防災上有効な役割を果たしているが、今後は、必要に応じ災害発生時に有効活用できる防災拠点の整備を検討するとともに、災害対策用臨時ヘリポートやドクターヘリが離着陸できるヘリポートの整備を推進する。

第2 災害に強い道路環境の整備

道路の整備にあたっては、緊急車両がスムーズに通行できるようにするとともに、延焼防止や安全な避難路確保等、道路のオープンスペースとしての機能に配慮した道路構造の環境整備に努める。

第2節 公共土木施設の災害予防計画

主要実施機関	村	農村整備課
	防災関係 機関等	県：最上総合支庁
		国：新庄河川事務所、新庄国道維持出張所
		消防：
	その他：	
計画方針	災害が発生した場合における避難路、応急物資の輸送路となる道路・橋りょうの整備、災害時の住民生活の衛生面を左右する農業集落排水施設の整備、水害に備えた河川改修等を推進し、災害時の住民生命や生活の安全を確保するための基盤となる公共土木施設の災害予防を推進する。	
計画体系		

第1 道路・橋りょうの災害予防対策

1 幹線道路等の災害予防

(1) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、被害想定等を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

(2) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、道路・橋りょうの耐震性を確保する。この際、特に県の緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設及びこれと接続する村の幹線道路等の耐震性の確保に配慮する。

(3) 幹線道路等の災害予防

幹線道路となる国道及び県道については、各道路管理者と協議等を行い災害予防に努める。また、村道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

① 道路の整備

災害発生時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を実施する。

② 橋りょうの整備

点検・調査結果に基づき、補修等対策工事が必要な橋りょうについては、架替、補修、補強、橋座の拡幅及び落橋防止装置の整備等を実施する。特に地域を分断する危険性のある鮭川に架かる橋りょうについては十分に配慮する。

(4) 道路の付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

① 信号機等の整備

県警察は、信号機、交通情報提供装置等交通管制施設について、耐震性に配慮しながら整備を推進する。

② 非常用電源付加装置等の整備

主要交差点に非常用電源付加装置の設置を促進する。

(5) 資機材等の整備

① 復旧資機材等の確保

災害発生時に緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定等を締結し、応急復旧用資機材や要員の確保に努めるとともに、資機材の備蓄に努める。

② 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び消防機関は、災害時の車輛等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着剤、土のう及び処理剤等の応急資機材の整備に努める。

③ 施設構造図等資料の整備

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 防災体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

災害時発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 相互連絡体制の整備

① 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

② 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

③ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(3) 道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器（地震計、雨量計、映像監視装置）、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

(4) 道路の通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線、または区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

(5) 道路利用者への広報

災害発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平常時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

(6) 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第2 農業集落排水施設の災害予防対策

1 農業集落排水施設の災害予防

農業集落排水施設管理者は、次により農業集落排水施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、災害により想定される長時間の停電に備える。

(1) 耐震性の確保

① 耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

○レベル1地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

○レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

② 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

③ 耐震計画、設計及び施工

地震等の災害により被害が発生した場合に、少なくとも農業集落排水としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

ア 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性継手や可とう性伸縮継手等を採用する。

イ 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

④ 液状化対策

農業集落排水施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、殆ど全ての被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、地盤改良または杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずるものとする。

(2) 安全性の確保

① 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、災害発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

② 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(3) 災害復旧用資機材等の確保

農業集落排水施設管理者は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、社団法人山形県建設業協会等と協力協定を締結するとともに、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び下水道事業団等の協力を得て確保に努める。

2 防災体制の整備

農業集落排水施設管理者は、農業集落排水施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に農業集落排水施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアル等を策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び緊急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアル等も併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

農業集落排水施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

(6) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

第3 河川施設の災害予防対策

1 堤防等河川構造物の耐震化等の促進

村は、災害の危険度を考慮し、重要水防箇所や治水上改修等が必要な箇所等のうち対策が実施されていない箇所を中心に、河川管理者と協議等を行い、耐震補強や河川改修等の促進に努める。

2 河川占用施設耐震化の推進と管理体制の整備

(1) 河川占用施設耐震化の推進

頭首工等の河川を占用する施設管理者は、県の指導のもと施設の耐震補強に努める。

(2) 河川占用施設における管理体制の整備

頭首工等の河川を占用する施設管理者は、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

第3節 建築物災害予防計画

主要実施機関	村	農村整備課、健康福祉課、教育委員会
	防災関係機関等	県：最上総合支庁
		国：
		消防：最上広域消防本部 その他：関係施設管理者
計画方針	<p>過去の大きな災害の経験からみて、公共的施設は、災害時における避難、救護、復旧対策のうえで重要な拠点となる。このため、耐震基準等を踏まえて耐震性及び耐火性の向上に努めるとともに、併せて防災設備等の充実を図るものとする。</p> <p>民間の施設については、特に一定規模以上の不特定多数の人々に利用される特定建築物の耐震診断の推進等に努め、防災性の強化を促進するものとする。</p> <p>また、民間施設が実施する耐震診断や災害時の応急危険度判定が円滑に実施できるよう関係機関及び関係団体等との連携・協力体制の確立を図る。</p>	
計画体系		

第1 公共建築物の災害予防

1 防災活動拠点となる公共建築物の耐震化の促進

(1) 防災活動拠点となる公共施設

大規模災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）は、以下のとおりとする。

- ① 災害対策本部が設置される施設(村役場庁舎、村中央公民館)
- ② 医療救護活動に従事する機関の施設(保健センター)
- ③ 応急対策活動に従事する機関の施設
- ④ 避難施設(学校、体育館、公民館等)
- ⑤ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障がい者福祉施設等)

(2) 新築、建替え時における防災活動拠点施設の耐震性の確保

村は、防災拠点施設の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画標準(平成25年)」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

(3) 既存防災活動拠点施設等の耐震化の促進

村は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県建築物耐震改修促進計画（平成19年1月策定、令和3年3月改定）、以下「県促進計画」という。」に基づき、それぞれが所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修）を計画的かつ効果的に推進する。

① 防災活動拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部を設置する施設、指定避難所等となる施設、学校、社会福祉施設などの基本法第50条に定める災害応急対策を実施するにあたり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

② 村民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの村民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

③ その他の公共建築物等の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

2 公共施設等の安全性強化

村は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

3 防災設備等の整備、維持管理

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災設備等の整備、防災機能の強化に努める。

- ① 配管設備類の耐震性の強化
- ② 非常用発電設備等による非常用電源の基本能力の確保
- ③ 飲料水の基本水量の確保
- ④ 消防防災用設備等の充実
- ⑤ 情報・通信システム等の耐震性能の向上等

(2) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

第2 一般建築物等の災害予防

1 一般建築物等の耐震化の促進

村は県と連携して、「県促進計画」及び「鮭川村建築物耐震改修促進計画」（平成21年2月策定、令和4年4月改定、以下「村促進計画という。」）に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物を中心に、村内において耐震診断を実施し、必要と認められたものから、順次、改修等を推進するよう努める。実施する場合は「木造住宅耐震診断士派遣事業等」の活用を図る。

(1) 住宅・建築物の耐震化

① 特定建築物等の耐震診断・改修

ア 村は、一般建築物については、「特定建築物」（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条に定める昭和56年以前に建築されたもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

□特定建築物耐震化状況

	対象棟数	診断棟数	診断で耐震性有	耐震化済み
小中学校（2F以上）	2	0	0	2
ホテル・旅館	3	0	0	0

資料：鮭川村建築物耐震改修促進計画

イ 特定建築物以外の建築物についても、「県促進計画」及び「村促進計画」に基づき、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

② 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

村は、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

ア 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及・啓発を図る。

イ 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。

(2) ブロック塀、石塀等の倒壊防止

村は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(3) 家具、電気製品等の転倒・落下防止

村は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

(4) エレベーターの安全対策

村は、村内のエレベーター設置箇所を常に把握し、関係団体等との協力のもと地震対策の推進を図るとともに、震災時のエレベーター運転停止による閉じ込め等の状況が直ちに確認ができるよう連絡体制の確立に努める。

また、エレベーター閉じ込め時の対応等について住民に対し、情報提供を行う。

2 一般建築物等の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、村は県と連携し、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

村は県と連携し、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、村は、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 防火建築物定期点検報告制度等の実施指導

村は消防機関と連携し、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物(飲食店、旅館・ホテル、医院等の不特定多数の者が利用するもの)のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3 建築物等の安全性確保のための指導等

村は県と連携し、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

(1) 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性について啓発を行う。

(2) 浸水想定区域内の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置について指導を行う。

(3) 住宅・建築物の雪害予防

① 住宅・建築物の安全性に対する指導

村は県と連携し、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、住宅地の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

② 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、村は県と連携し、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及を図る。

(4) 窓ガラス等二次部材の落下防止等

村は、災害発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、住宅地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。また、断線等による二次被害を防止するため、その危険性や対応について啓発等を行う。

4 不特定多数の者が利用する建築物の予防対策等

ホテル・旅館、駅、観光施設等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、上記2、3に掲げる一般建築物の耐震化や建築物等の安全性確保に努めるとともに、消防機関及び電気・ガス等保安団体等の指導のもと次に示す防災対策等に努める。

- (1) 災害時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- (2) 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- (3) 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練
- (4) 災害時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- (5) 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

5 地震保険の普及・啓発

地震保険は、被災者の生活再建または住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、村は、県及び関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

【地震保険の概要】

地震保険は、地震若しくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋設または流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないの
で、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

第3 耐震診断等推進体制の整備

1 耐震診断・改修技術者の育成・登録

村は、県及び建築関係団体と連携し、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、技術者を対象として構造(木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造)別に耐震診断・改修の講習を行う。また、受講者の名簿を村や県等で備え付け、住民からの問い合わせに際して、閲覧に供する等、活用を図るものとする。

2 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震等により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、村は県と連携し、次により被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。

(1) 応急危険度判定士の確保

県から配布された認定台帳をもとに、村を管轄する応急危険度判定士の現状を把握するとともに、災害時の協力体制等を確立する。

(2) 判定コーディネーターの確保

県から配布された登録台帳をもとに、判定コーディネーターの現状を把握するとともに、災害時の協力体制を確立する。

(3) 判定資機材等の整備

村は県と協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

(4) 関係機関における協力体制の確立

村は、応急危険度判定を円滑に実施するため、判定実施に関し必要な事項について、県、建築関係団体等と協議を行う。また、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

第4節 地震防災施設等整備計画

主要実施機関	村	住民税務課
	防災関係機関等	県：最上総合支庁
		国： 消防：最上広域消防本部
計画方針	地震等に対する防災上、特に必要となる施設や防災資機材については、地震防災緊急事業五箇年計画を活用した整備を推進し、災害に強い地域構造の形成を図る。	
計画体系		

第1 消防施設等の整備

村並びに最上広域消防本部及び消防署は、消防力の整備指針等に基づき、消防機械、消防水利、無線等施設の計画的な整備充実を図る。

なお、災害時に防災拠点となる最上広域消防本部及び消防署は、老朽化が進行していることに加え、浸水想定区域内に位置しているため、高機能指令センター等の浸水被害が想定される。そのため、大規模災害発生時には消防機能が失われる可能性があることから、新消防庁舎建設時に移転を図る必要がある。

1 消防施設の整備

災害が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの適正な維持管理等、消防力の基準等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

2 防災資機材の整備

村は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

(1) 自主防災組織等が使用する資機材

村は、総務省消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

配置場所は基本的に自主防災組織が利用する指定避難所または指定緊急避難場所ごととする。

(2) 村における防災資機材の整備

村は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

- ① 指定避難所等へ配置する資機材
- ② 最上広域消防本部等が使用する救助資機材
- ③ 水防用資機材

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

村は、県との協議のもと地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

1 計画期間

第6次地震防災緊急事業五箇年計画 令和3年度～令和7年度

2 対象事業

事業項目	事業主体	事業名	事業量 (箇所)	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	所管省庁
消防用施設	村	過疎対策事業(可搬小型動力ポンプ付積載車、軽四輪可搬小型動力ポンプ積載車、可搬小型動力ポンプ)	15	41	R3 ～ R7	消防庁
	村	防災基盤整備事業(耐震性貯水槽)	2	18	R3 ～ R7	消防庁

第5節 被害の軽減・防止

主要実施機関	村	総務課、住民税務課、農村整備課、健康福祉課								
	防災関係機関等	県：最上総合支庁、新庄警察署								
		国：新庄国道維持出張所、山形森林管理署最上支署								
		消防：最上広域消防本部								
	その他：土地改良区、東日本旅客鉄道株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東日本電信電話株式会社、危険物等施設管理者									
計画方針	関係機関や施設管理者等と連携し、地盤災害、農地・農業用施設災害、雪害、水道施設災害、危険物等災害に対する防災体制や予防対策等を推進し、災害の未然防止と被害軽減を図る。									
計画体系	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">被害の軽減・防止</td> <td style="width: 70%; padding-left: 20px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1 地盤災害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第2 農地・農業用施設災害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第3 雪害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第4 水道施設災害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第5 ライフライン施設・鉄道施設の災害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第6 危険物等施設災害予防計画</td></tr> </table> </td> </tr> </table>		被害の軽減・防止	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1 地盤災害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第2 農地・農業用施設災害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第3 雪害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第4 水道施設災害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第5 ライフライン施設・鉄道施設の災害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第6 危険物等施設災害予防計画</td></tr> </table>	第1 地盤災害予防計画	第2 農地・農業用施設災害予防計画	第3 雪害予防計画	第4 水道施設災害予防計画	第5 ライフライン施設・鉄道施設の災害予防計画	第6 危険物等施設災害予防計画
被害の軽減・防止	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1 地盤災害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第2 農地・農業用施設災害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第3 雪害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第4 水道施設災害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第5 ライフライン施設・鉄道施設の災害予防計画</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第6 危険物等施設災害予防計画</td></tr> </table>	第1 地盤災害予防計画	第2 農地・農業用施設災害予防計画	第3 雪害予防計画	第4 水道施設災害予防計画	第5 ライフライン施設・鉄道施設の災害予防計画	第6 危険物等施設災害予防計画			
第1 地盤災害予防計画										
第2 農地・農業用施設災害予防計画										
第3 雪害予防計画										
第4 水道施設災害予防計画										
第5 ライフライン施設・鉄道施設の災害予防計画										
第6 危険物等施設災害予防計画										

第1 地盤災害予防計画

(村：農村整備課・健康福祉課、県：最上総合支庁、国：山形森林管理署最上支署)

村の西部の山間部は、粘土化しやすい酸性の凝灰岩や砂岩等を含む新第三紀層の地質が分布しており、土砂災害危険箇所が多数存在している。平成12年には、土砂災害防止法が制定され、村内においても平成18年3月から土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定が始まり、令和5年11月17日現在では、137箇所の土砂災害警戒区域と63箇所の土砂災害特別警戒区域が指定されている。

また、鮭川や曲川等の河川沿いの平野部は、泥、砂、礫等の堆積物を含む第四紀層からなる軟弱地盤となっている。

災害による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右されることから、村は、村の地形地質条件を踏まえ、地盤災害の予防対策に努めるものとする。

1 土砂災害危険箇所及び地域住民への周知徹底

(1) 土砂災害危険箇所

村は、県が実施する土砂災害危険箇所の調査・点検及び県からの関係資料や情報をもとに、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の地理的、社会的変化の把握に努める。特に、学校、医院及び社会福祉施設など避難行動要支援者等が利用する施設が含まれる危険箇所については、その危険性を十分に把握しておくものとする。

□ 土砂災害危険箇所等の状況

区分	土砂災害危険箇所等	箇所数	備考
危険箇所 危険地区	地すべり危険箇所（国土交通省所管）	9	H10 年度調査
	地すべり危険地区（林野庁所管）	14	県地域防災計画資料編
	急傾斜地崩壊危険箇所	35	H25.12 現在
	土石流危険溪流	37	H15.3 現在
	山腹崩壊危険地区（林野庁所管）	14	県地域防災計画資料編
	崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）	21	県地域防災計画資料編
法指定区 域等	地すべり防止区域（国土交通省所管）	4	H23.3.31 現在
	急傾斜地崩壊危険区域	8	H25.12 現在
	砂防指定地	20	H24.8.30 現在
	土砂災害警戒区域	137	R5.11.17 現在
	土砂災害特別警戒区域	63	R5.11.17 現在

資料編 資料3-1 土砂災害危険箇所等一覧

(2) 住民への周知

県から提供される土砂災害危険箇所の資料及び情報等をふまえ、村は、地域住民に対し、防災マップや関係図書の閲覧、ホームページでの公開等、多様な手段によりその危険性について周知徹底を図る。特に、土砂災害警戒区域については、村の責務として、土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民等に配布を行い、その危険性の周知徹底を図る。

2 防災体制の整備

(1) 推進体制の整備

村は、国、県、防災関係機関と連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、村は、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

(2) 観測、情報収集・伝達体制の整備

① 村は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、気象等の観測や情報収集・伝達等に係る施設の整備を図る。

② 災害若しくは警戒避難に係る情報等が迅速に伝達できるよう、国・県等の防災関係機関及び自主防災組織等との情報収集・伝達体制の整備を推進する。

③ 地震や豪雨時には、ライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカーや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮し、村内全域にわたり戸別受信機の整備・拡充に努める。

(3) 警戒体制の確立

村は県と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する。

(4) 緊急用資機材の確保

村は、地震等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

(1) 避難情報の発令基準

「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定、令和4年9月更新 内閣府）」等を参考に、避難指示等の発令判断・伝達マニュアルを作成し、伝達方法を改善していく。

(2) 土砂災害警戒区域等

上記1の(1)参照

(3) 避難指示等の発令対象区域

避難指示等の発令対象区域は、土砂災害警戒区域内が原則となるが、要配慮者の避難援助者の確保、あるいは、土砂災害発生時に地区住民が取り残されることがないように、同一の指定避難所等を利用する地区単位での発令を基本とする。

(4) 土砂災害警戒区域における情報の収集及び伝達体制

① 村は、県及び気象台が発表・提供する土砂災害警戒情報や土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報など土砂災害に関する情報を、関係機関からの情報伝達、テレビ等放送機関、インターネット・エリアメール等多様な手法で収集し、対象区域の住民へ伝達する。

- ② 村は、対象区域の住民が自ら土砂災害に関する情報を入手できるよう、情報の収集方法について周知徹底を図る。
- ③ 勧告等の発令にあたっては、対象区域内の住民に確実に伝達するため、あらかじめ次のような伝達体制を整備する。地区や自主防災組織等については連絡責任者を明確にしておくものとする。
 - ア 防災行政無線（同報系）による対象区域内の住民全般への伝達
 - イ 村広報車や消防車両による対象区域内の住民全般への伝達
 - ウ 消防団、警察による対象区域内の要配慮者や住民全般への伝達
 - エ 地区や自主防災組織等による対象区域内の要配慮者や住民全般への伝達
 - オ ホームページ等による対象区域内の住民を含めた不特定多数への伝達
 - カ 県を通じテレビ、ラジオ等の放送機関へ依頼し、対象区域内の住民を含めた不特定多数への伝達
- (5) 指定避難所等の開設・運営
本編第2章第3節参照
- (6) 土砂災害警戒区域内の避難行動支援者等への支援
 - ① 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等に対しては、施設管理者等に、直接、土砂災害の危険性等について周知するとともに、夜間等を考慮した土砂災害に関する情報伝達方法等をあらかじめ相互で確認を行い、情報伝達体制を確立する。
 - ② 在宅の要配慮者に対しては、災害時要配慮者避難支援プラン等を作成し、それに基づき、土砂災害に関する情報伝達体制を確立するほか、自主防災組織や消防団等の協力のもと、直接、要配慮者へ伝達する体制の整備を推進する。
- (7) 対象区域内の住民の防災意識の向上
 - ① 対象区域内の住民や自主防災組織・消防団等、住民主体の防災訓練を定期的実施し、対象区域内の住民の防災意識の向上を図る。
 - ② 対象区域内の住民主体によるハザードマップの作成等を促進し、防災意識の向上を図る。

4 地盤災害予防対策の推進

- (1) 地盤沈下の防止
村は県と連携し、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。
- (2) 治山事業等の推進
森林の造成や維持を通じ、山地に起因する災害や土砂災害から住民の生命・財産を保全するため、村は、国及び県の協力のもと、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進する。
また、法指定を受けた危険箇所については、災害防止対策工事を積極的に推進する。

(3) 軟弱地盤等液状化対策の推進

① 地盤液状化現象の調査研究

村は、県と連携し、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。

② 地盤改良・液状化対策工法の普及

村は県と連携し、地盤液状化の発生が予想される平地部等の軟弱地盤地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

5 災害防止に配慮した土地利用の誘導

村は県と連携し、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

6 被災宅地危険度判定体制の確立

村は県と連携し、大規模な災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止または軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

第2 農地・農業用施設災害予防計画

(村：農村整備課、県：最上総合支庁、その他：土地改良区)

村内には、農業用工作物（頭首工、水門、揚水機場等）やため池（22箇所）があり、これらの施設が被災した場合には、その被害は農業関係にとどまらず、人命や家屋等へも被害が及ぶことになる。このため、村は、施設管理者等と連携し、農業用施設の予防対策や防災体制等の整備を推進し、災害による農地・農業用施設の被害の防止と軽減に努める。

1 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は、重要度に応じて耐震設計を行い、橋りょうについては落橋防止装置を設ける。

村や土地改良区等の農道管理者は、県の指導のもと、その管理する農道について、地震や降雨等による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置に努めるとともに、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備に努める。

2 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚水機場等は、耐震性や洪水量等を考慮して設計・施工されているが、防災機能が不十分な施設については、改修時等において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上や適切な排水機能等が確保されるよう整備する。

3 ため池施設等の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池の規模、構造及び老朽化の度合い等を内容とする台帳を整備するとともに、老朽化の著しいもの、耐震性や洪水吐機能が不足するものについて現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

資料編 資料3-3 村内のため池等一覧

4 防災体制等の整備

(1) 防災体制の整備

施設管理者は、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

施設管理者は、農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

施設管理者は、災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 復旧資機材等の確保

施設管理者は、災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

第3 雪害予防計画

(村：住民税務課・農村整備課・健康福祉課、県：最上総合支庁・新庄警察署、国：新庄河川事務所・新庄国道維持出張所、消防：最上広域消防本部、その他：東日本旅客鉄道株式会社・東北電力ネットワーク株式会社・東日本電信電話株式会社)

村は、特別豪雪地帯に指定されており、豪雪による交通麻痺や通信途絶は、住民生活に甚大な影響を与えることになる。このため、雪による被害を最小限にとどめるため、防災関係機関、住民等との積極的な協力体制のもとに、雪害予防に努める。

1 道路交通の雪害予防

(1) 国・県管理道路

国道、主要地方道、一般県道については、それぞれの道路管理者が、道路交通が確保できるよう除雪体制等を整備し、雪害予防のための除雪作業と行う。

(2) 村管理道路

村は、毎年「道路除雪計画」を定め、次により除排雪を実施し雪害予防に努める。

① 除雪体制

村内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるとともに、除雪要員の確保及び除雪機械等の計画的な整備に努める。

② 除雪路線

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

③ 除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

(3) 地吹雪対策の推進

道路管理者及び防災関係機関は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して次により施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

資料編 資料3-4 地吹雪危険箇所一覧

① 地吹雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪発生箇所に防雪柵を設置して地吹雪による災害の防止を図るとともに、気象観測装置等を整備し、降雪期の道路状況の把握に努める。

② 利用者への啓発

村、国、県、消防機関及び県警察等は、地吹雪対策連絡会において地吹雪の対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえた地吹雪マップやチラシを作成し、相互に協力して利用者への啓発に努める。

2 鉄道交通の雪害予防

(1) 除雪体制

東日本旅客鉄道株式会社は、降積雪時における列車の安全走行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備するとともに、適正要員を配置し除雪体制の確保に努める。

踏切箇所の除雪は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることがあるため、道路管理者と協議し除雪を実施する。

また、機械による除雪が難しい箇所は、人力による除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備するよう努める。

(2) 列車の運転確保及び雪崩・地吹雪による事故防止

降積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降積雪の状況に応じた体制を区分し、基準に基づいた運転規制を実施するとともに、状況に即応した排雪列車の運転と構内除雪を実施する。

また、巡回等により雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想される時は、列車の運転規制を実施する。

3 電力確保のための雪害予防

東北電力ネットワーク株式会社は、積雪時における電力の供給を確保するため、送電線路や配電線路の雪害予防及び復旧体制の整備を図る。

(1) 送電線路及び配電線路の雪害予防措置

- ① 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、補修、整備を行う。
- ② 樹木の接触や倒木による断線防止のため、樹木所有者との協議の上、伐採等必要な措置を講ずる。
- ③ 着雪による断線等を防止するため、離着雪電線等の施設整備を図る。
- ④ 冠雪、雪崩、雪圧による停電を防止するため、パトロールや雪落とし等の必要な措置を講ずる。

(2) 復旧体制の整備

豪雪時の電線路障害の早期復旧を図るため、雪上車等を主要な支店へ配置する等、人員や資材を障害地点へ輸送する体制や、障害地点の被害状況を把握するための体制の整備を図る。

4 通信確保のための雪害予防

(1) 電気通信事業者の雪害予防措置

電気通信事業者は、雪害の未然防止と重要通信の確保を図るため、以下の雪害予防措置を推進する。

- ① 豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備の耐雪構造化。
- ② 主要伝送路のループ化や2ルート化、予備電源の整備等による通信網の整備。
- ③ 主要場所への災害対策用機器、無線車等の配備。

(2) 孤立集落における通信確保

村及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される集落の災害による有線通信の途絶に備え、次により通信手段の多ルート化に努める。

- ① 防災行政無線設備及び停電時における補助電源設備の整備
- ② 衛星携帯電話の整備
- ③ 簡易移動無線局の冬期間における臨時設置
- ④ アマチュア無線の活用の整備

資料編 資料6-1 孤立する可能性のある集落一覧

5 積雪期における住民生活の安全確保

(1) 要配慮者世帯に対する除雪援助

村は県と連携し、高齢者世帯等の要配慮者世帯に対し、民生委員・児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。

(2) 屋根雪等に係る事故防止の啓発

村は県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対する啓発に努め、屋根雪等に係る事故防止に努める。

- ① こまめな雪下ろしの慣行
- ② 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ③ 雪下し中の転落による事故防止
- ④ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- ⑤ 非常時における出入口の確保
- ⑥ 換気口の確保
- ⑦ ガス供給配管の点検

□ 県発表「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」

地域	期間	発信基準	基準① 積雪深	基準② 降雪量 (過去10 日)	基準③ 最高気温
最上 (新庄アガス)	12月～翌年3月 までの降雪機関	右記基準①～③ すべてを満たし た場合に発信	75 cm以上	15 cm以上	-2℃以上

(3) 孤立集落対策

村及び県は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに指定避難所等の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、指定避難所等で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努める。

(4) 多雪地に適した消防水利の整備

村は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、多雪地に適した多段式消火栓や立ち上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

6 雪崩防止計画

(1) 雪崩危険箇所の調査・周知

① 雪崩危険箇所の調査・点検

村内には10箇所の雪崩危険箇所が確認されている。

村、国、県及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読の他、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

資料編 資料3-5 雪崩危険箇所一覧

② 雪崩危険箇所の周知

村は、県から提供された資料及び情報踏まえ、雪崩危険箇所について、地域住民への周知徹底を図る。特に、学校、福祉施設、多数の住民が集まる施設等について留意する。

(2) 雪崩防止施設等の整備

村は、国及び県と連携し、雪崩防止施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

① 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

② 雪崩防護施設等の整備

道路及びその附属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

③ 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

④ 雪崩防止施設の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

(3) 危険箇所の警戒

① 道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

② 村による監視

村は、消防機関と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

③ 県への応援要請

村は、必要に応じ県へ応援を要請し、危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導を受ける。

④ 住民への啓発

村は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民に通報し、必要に応じて自主的に避難するよう地域住民への啓発を行う。

7 降雪期の緊急活動体制の整備

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震等の被害を軽減するため、村、県及び防災関係機関等と連携した緊急活動体制を整備する。

(1) 緊急輸送道路の確保

村、国及び県の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

村は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域の孤立する可能性のある集落の自主防災組織等との無線施設による通信手段の確保をはじめ、衛星携帯電話等、多様な通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

第4 水道施設災害予防計画

(村：農村整備課)

大規模な災害の発生に伴う、断減水を最小にするため、水道施設の災害予防措置や災害時の応急・復旧体制の整備を図るとともに、応急対策を円滑に実施するため、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を行うものとする。

1 防災体制の整備

村は、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき、次により防災体制の整備、緊急時の応急対策マニュアルの作成、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

(1) 組織体制の確立

職員の動員表や役割分担表等を作成し、災害発生時に水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの作成

村は、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

① 研修会、講習会等への参加を促進し、地震による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

- ② 緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平常時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行うものとする。
- (4) 管理図面及び災害予防情報の整備
他の水道事業者の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、拠点給水地、指定避難所、指定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用地図（住宅地図、配管図、製造図等）を作成するとともに、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努めるものとする。
- (5) 関係機関との連携及び連絡調整
- ① 耐震性貯水槽の整備にあたっては消防、学校、公園等の関係部門との役割分担、連絡調整を図るものとする。
- ② 村は、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や水道事業者等と連携体制を整備する。
- ③ 村は、災害時相互応援協定により応援体制を整備する。
- (6) 災害時連絡体制の整備
村は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。
- (7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の確保
自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

2 防災広報活動の推進

村は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、地区等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

- (1) 住民に対する広報、啓発活動
住民に対し、広報誌やホームページ等を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。
- (2) 行政区等への防災活動の研修
行政区や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における行政区等の支援体制の確立に努める。
- (3) 福祉施設等への周知
福祉施設、医療施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

3 上水道施設の被害想定

村は構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

(1) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(2) 構造物・設備の耐震性診断

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別を実施する。

- ① 管路の被害想定
- ② 構造物及び設備の被害想定
- ③ 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口
- ④ 断水期間

(3) 耐震整備の目標設定

上水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な耐震化の目標をたて、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

- ① 上水道施設ごとの応急復旧期間
- ② 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量
- ③ 福祉施設、医療施設、指定避難所等の重要拠点への給水の確保

4 上水道施設の災害予防措置

村は、その重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進するとともに、定期的な点検により機能維持を図るものとする。

(1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震等による災害被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

- ① 浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策
- ② 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策
- ③ 指定避難所等、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽または大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- ④ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
- ⑤ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備
- ⑥ 老朽管路の計画的な更新。基幹管路並びに病院及び指定避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備
- ⑦ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの適正な維持管理

(2) バックアップシステムの構築等

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- ① 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- ② 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)
- ③ 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築
- ④ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
- ⑤ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの適正な維持管理

(3) 機械設備や薬品管理における予防対策

- ① 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
- ② 水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
- ③ 水道用薬品の適正な量の備蓄
- ④ 塩素ガス漏出時の中和施設の整備、中和剤の常備

5 災害対策用資機材等の整備

(1) 応急給水用資機材の整備

村は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材の整備

村は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

- ① 排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
- ② 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
- ③ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
- ④ 資機材の製造及び取扱い業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
- ⑤ 作業員の安全装備等の常備

6 生活用水水源の把握

村は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第5 ライフライン施設・鉄道施設の災害予防計画

(村：住民税務課、その他：東北電力ネットワーク株式会社・東日本電信電話株式会社・東日本旅客鉄道株式会社)

電気、電話等のライフライン施設や鉄道が被災した場合、住民生活へ与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関及び鉄道事業者は、施設の耐震性耐久性等の確保及び防災体制の整備に努めるものとする。

なお、村は、災害時に備え、あらかじめライフライン施設や鉄道施設管理者との情報収集や連絡体制等を整備する。

1 電力供給施設災害予防計画

東北電力ネットワーク株式会社は、災害による電力供給施設の被害を軽減し、または速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、以下の災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

東北電力ネットワーク株式会社は、以下により防災体制の整備を図る。

- ① 災害関係資料の配布、検討会等の開催による社員に対する防災教育
- ② 年1回防災訓練の実施及び行政が実施する防災訓練への積極的な参加
- ③ 防災業務施設等の整備

(2) 防災関係機関との連携

- ① 防災関係機関等との平常時からの協調による防災情報の収集・提供等、相互の連携体制を整備
- ② 電力、要員、資材及び輸送力確保等のため、他電力会社、請負会社、電気工事店等との協調による災害時における相互応援体制の整備

(3) 広報活動

災害による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止及びや電気火災を未然に防止するため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

(4) 電力設備の災害予防対策

- ① 技術基準等に基づく設計による電力設備の耐震性確保
- ② 既存設備の弱体箇所に対する補強等の災害予防対策の実施
- ③ 災害拠点施設等の重要施設への供給体制の強化
- ④ 事故の未然防止のための電気工作物の定期的な巡視点検

(5) 災害対策用資機材等の整備

- ① 災害対策用資機材等の確保及び整備
- ② 災害対策用資機材等の輸送
- ③ 災害対策用資機材等の広域運営
- ④ 災害対策用資機材等の仮置場の確保

2 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業者は、電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、以下の災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

電気通信事業者は、以下により防災体制の整備を図る。

- ① 通信施設監視等体制の確保
- ② 災害発生時組織体制の確立
- ③ 対策要員の確保体制の整備
- ④ 防災教育及び防災訓練の実施

(2) 災害時広報体制の確立

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び、災害用伝言ダイヤル提供状況を、地域住民や村民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

(3) 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

- ① 電気通信設備の耐震性・耐火性の強化
- ② 電気通信システムの高信頼化
- ③ 災害対策機器の配備

(4) 災害対策用資機材等の確保と整備

- ① 災害対策用資機材等の確保
- ② 災害対策用資機材等の輸送体制の整備
- ③ 災害対策用資機材等の整備点検

3 鉄道施設災害予防計画

東日本旅客鉄道株式会社は、次により鉄道施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

東日本旅客鉄道株式会社は、以下により防災体制の整備を図る。

- ① 防災計画の策定
- ② 村及び防災関係機関等との情報伝達方法の確立
- ③ 避難誘導體制の整備

- ④ 防災教育・防災訓練の実施
- ⑤ 広報体制の充実
- ⑥ 応急対策用資機材の整備
- (2) 施設の災害予防
 - ① 交通環境の整備
 - ② 安全運行施設等の整備・改良
 - ③ 定期検査等の実施による異常の早期発見及び補修
 - ④ 補強対策推進による耐震性の向上
 - ⑤ 近接施設からの線路落下物等による被害防止のための行政や関係機関等への予防対策推進の要請

第6 危険物等施設災害予防計画

(村：住民税務課、県：新庄警察署、消防：最上広域消防本部、その他：危険物等施設管理者)

村内には、石油給油タンク、液化石油ガス貯蔵・取扱施設、高圧ガス製造施設・貯蔵施設などの危険物取扱施設がある。

災害による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところによる保安体制の強化を促進し、適正な保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成、防災思想の啓発普及を図るものとする。

資料編 資料4－8 危険物等施設一覧

1 連絡体制の確立

危険物等施設が被災した場合に備え、村、最上広域消防本部、新庄警察署等の関係機関及び関係団体等との連絡体制を整備する。

2 危険物等取扱施設に対する指導

最上広域消防本部は、村、県、関係機関、関係団体等と協力し、危険物等の取扱い事業者等に対し、自衛消防組織や自主保安体制等の確立を指導する。

3 保安教育の実施

最上広域消防本部は、村、県、関係機関、関係団体等と協力し、危険物等の取扱い責任者等に対し、保安管理の向上のため、保安に関する講習会等を随時開催し、保安教育に努める。

4 各施設の災害予防対策

危険物等を取扱う事業者等は、災害発生時に、危険物、高圧ガス、放射線による被害の発生または拡大を防止するために、それぞれ以下の自主保安対策等を実施する。

(1) 危険物施設の安全対策

危険物を取り扱う事業者等は、県や消防機関等の指導のもと、以下の安全対策を講ずるものとする。

- ① 施設構造基準等の維持
- ② 保安教育による危険物保安意識の高揚と技術の向上
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 連絡体制の確立

(2) 高圧ガス製造施設等の安全対策

高圧ガスを取り扱う事業者等は、県や消防機関、高圧ガス関係団体等の指導のもと、以下の安全対策を講ずるものとする。

- ① 法令等の基準等の遵守による施設や設備等の適正な維持
- ② 一般消費者等におけるプロパンガス充てん容器の転倒防止措置の徹底及び耐震基準に適用する安全器具の設置の推進
- ③ 耐震対策の強化
- ④ 保安教育による自主保安体制の確立
- ⑤ 防災訓練の実施
- ⑥ 自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備
- ⑦ 連絡・応援体制の確立

(3) 放射線使用施設の安全対策

放射線を取り扱う事業者等は、国や県の指導のもと、以下の安全対策を講ずるものとする。

- ① 法令に基づく放射線使用施設の適正な維持管理
- ② 施設の耐震化、放射線漏出防止のための開口部の被害防止措置等の放射線施設の対策
- ③ 放射線測定機器、放射線被ばく防護器材等の非常用機器材の整備
- ④ 消防等関係機関との連絡体制の確立
- ⑤ 非常時活動マニュアルの整備
- ⑥ 防災教育、防災訓練の実施

第2章 災害に備えた防災体制の整備

第1節 応急活動体制の整備

主要実施機関	村	総務課、住民税務課、各課
	防災関係機関等	県：最上総合支庁
		国：自衛隊
		その他：東北電力ネットワーク株式会社、東日本電信電話株式会社、協定等締結先
計画方針	<p>東日本大震災では、市町村の行政機能が著しく低下したことにより、被害情報の収集・伝達に時間を要したケースがみられたほか、想定外の大規模な災害であったことにより、広域応援の重要性を改めて浮き彫りにしたところである。</p> <p>これらの教訓を踏まえ、マニュアル等の作成による職員の迅速かつ的確な活動体制の整備を推進するとともに、情報の収集・伝達の基盤となる防災通信施設の整備拡充、一時滞在を視野に入れた広域応援、さらに民間事業者との協力体制等を確立し、防災体制の充実を図る。</p>	
計画体系	<pre> graph LR A[応急活動体制の整備] --- B[第1 防災体制の整備充実] A --- C[第2 防災用通信施設整備計画] </pre>	

第1 防災体制の整備充実

1 村計画に基づく活動マニュアルの作成等

(1) 職員連絡・動員体制の整備

勤務時間内の災害については、直ちに応急活動体制を確保できるが、夜間、休日における災害については職員の確保が困難である。

このため、災害が発生した場合、また発生が予想される場合に備え、災害時職員初動マニュアルを作成し、各種災害に応じた動員伝達方法や職員の参集の方法、災害発生直後の初動活動等について職員へ周知徹底を図る。

(2) 各種応急活動体制の整備

災害時の迅速な対応を図るために、以下の内容を記載した防災対応マニュアル等を作成し、これに基づき訓練等を実施し、各種応急活動体制の習熟を図る。

- ① 災害対策本部設置・運営マニュアル
- ② 庁舎の機能（安全）確保マニュアル
- ③ 職員応援マニュアル
- ④ 災害対策本部情報収集・伝達マニュアル
- ⑤ 広報マニュアル

- ⑥ 広聴活動マニュアル
- ⑦ 災害時初動対応チーム活動マニュアル
- ⑧ 大震災初動対応マニュアル
- ⑨ 救護活動マニュアル
- ⑩ 医薬品集積マニュアル
- ⑪ 広域災害支援マニュアル
- ⑫ 広域災害支援受入マニュアル
- ⑬ 海外支援受入マニュアル（物的支援・人的支援）
- ⑭ 避難誘導マニュアル
- ⑮ 避難所開設・運営マニュアル
- ⑯ 食料・物資供給マニュアル
- ⑰ 食品の衛生確保対策マニュアル
- ⑱ 要配慮者の安全に係るマニュアル
- ⑲ 交通確保に係るマニュアル
- ⑳ 行方不明者捜索、遺体の埋葬に係るマニュアル
- ㉑ 災害廃棄物処理マニュアル
- ㉒ し尿処理マニュアル
- ㉓ ライフライン復旧に係るマニュアル
- ㉔ 被災者の生活の安定に係るマニュアル
- ㉕ 義援金受入・配分マニュアル
- ㉖ り災証明書発行マニュアル
- ㉗ 応急仮設住宅マニュアル
- ㉘ 給付・貸付マニュアル
- ㉙ 環境衛生対策マニュアル
- ㉚ 災害時空地管理マニュアル
- ㉛ ボランティア活動支援に係るマニュアル
- ㉜ 風水害対応マニュアル
- ㉝ 事故災害対応マニュアル

2 広域応援・受援体制の整備

(1) 県及び自衛隊等への応援要請・受援体制等の整備

- ① 村は、大規模な災害時に円滑な応急活動が実施できるよう、県と平常時からの連携を強化し、次のような広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

- ア 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- イ 災害対策本部との役割分担・連絡調整体制
- ウ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制
- エ 資機材等の集積・輸送体制

- ② 村は、大規模な災害が発生した場合に、自衛隊、緊急消防援助隊、公益社団法人隊友

会山形県隊友会(自衛隊OB等)、公益財団法人山形県建設技術センター(技術職OB等)、国土交通省東北地方整備局の災害対策現地情報連絡員等の災害派遣要請や受入が速やかに実施できるよう、応援要請・受援体制等を整備する。

資料編 資料2-1 災害時等における隊友会の協力に関する協定

資料編 資料2-2 技術職OBによる災害支援に関する協定書

資料編 資料2-3 災害時の情報交換に関する協定

(2) 他市町村との相互応援体制の整備

① 物資や災害対策活動要員等の相互応援体制の整備

大規模な災害発生時に円滑な応急対策を実施できるよう、県内外の市町村と相互応援協定を締結し、あらかじめ相互間で、次にあげる広域応援・受援に係る内容等について協議し、広域応援・受援体制の整備を図る。

ア 応援・受援に関する連絡・要請の手順

イ 災害対策本部との役割分担・連絡調整体制

ウ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制

エ 資機材等の集積・輸送体制

② 広域避難に係る相互応援体制の整備

ア 今後は、東日本大震災の教訓を踏まえ、広域避難に関する協定締結に努めるとともに、締結した場合には、あらかじめ相互間で協議を行い、その受け入れ収容施設の状況把握や情報・連絡体制等の整備を図る。

イ 村は、大規模災害に伴う広域避難に関する手順、移動方法など具体的な対応内容を、県や防災関係機関の助言のもと、あらかじめ定めておくものとする。

ウ 指定避難所等の指定とあわせ、広域避難の受入施設等をあらかじめ選定しておくとともに、その施設の運営等のマニュアルを定めておくものとする。

□ 他市町村との協定締結状況

名称	締結先	締結年月日
山形県広域消防相互応援協定	県内市町村、一部事務組合	S53. 3. 10
山形県消防防災ヘリコプター応援協定	県内市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合	H10. 4. 1
大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	県内市町村	H7. 11. 20
災害時における相互応援に関する協定	東京都荒川区	H24. 5. 30
	埼玉県伊奈町	H25. 6. 21
	福島県桑折町	H26. 8. 12
原子力災害時における広域避難に関する覚書	宮城県美里町	H28. 3. 29

資料編 資料2-4 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

資料2-5 他市区町村間との相互応援協定等

3 ライフライン事業者との連携体制の確立

村は、電気、ガス、通信等、住民の生命または社会生活の維持に必要なライフラインを管理する事業者と、あらかじめ協議を行い、連絡体制等の整備を図り、災害時における連携体制を確立する。

4 民間事業者等との協力体制の確立

大規模な災害が発生した場合、被災者への食料・生活物資の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧工事、災害廃棄物の処理等の応急対策を迅速に実施するためには、民間事業者をはじめ各種団体の協力が不可欠となる。このため、村は、あらかじめ、民間事業者等と協定等を締結し、協力体制の確立に努める。

□ 民間事業者との協定等締結状況

名称	締結先	締結年月日
災害救助に関する鮭川村長と新庄市最上郡医師会長との協定書	新庄市最上郡医師会会長	H14. 1. 24
災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定	新庄最上清掃事業組合	H22. 10. 25
災害時等における物資調達に関する協定書	東北カートン株式会社	H24. 6. 21
災害時等における応急対策活動及び生活必需品の確保、供給等に関する協定書	もがみ北部商工会鮭川支部	H25. 5. 10
災害時における福祉避難所指定等に関する協定書	社会福祉法人鮭川厚生会	H25. 11. 7

□ 民間事業者との協定等締結状況

名称	締結先	締結年月日
最上地域災害時緊急輸送協定	ヤマト運輸株式会社山形主管支店	H26. 2. 25
災害時における応急対策燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定	山形県LPガス協会最上支部	H27. 12. 18
災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	山形県葬祭業協同組合	H28. 4. 1
災害時の協力に関する協定書	東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター	H30. 4. 10
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	山形県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 3. 5
災害時等における電動車両及び給電装置に関する協定	山形三菱自動車販売株式会社 山形三菱自動車登録販売店最上会 千川原自動車工場	R1. 12. 26
鮭川村と日本郵便株式会社との包括的連携	日本郵便株式会社	R2. 2. 10

に関する協定書		
災害時等における宿泊施設の提供に関する協定	羽根沢温泉旅館組合	R2.7.6
災害時における飲料水の提供に関する協定書	株式会社 小野商会 ウォーターネット山形月山	R5.7.18

資料編 資料2-6 民間事業者との協定等

5 応急活動用機材等の適正管理

村は、応急活動に必要な機材等の適正管理を図るため、各課に管理責任者を設け、定期的な点検等を行うものとする。

機材等	管理責任	備考
災害対策本部設置機材	住民税務課	
通信機器（防災行政無線等）	総務課	各課で平常時使用している通信機器については各課で管理
非常用発電設備	総務課	
応急復旧資機材	農村整備課	
給水機材	農村整備課	
水防関係機材	消防団	村としての管理責任は住民税務課
消防関係機材	消防団	村としての管理責任は住民税務課
救助資機材	消防団	村としての管理責任は住民税務課
医薬品、防疫資器材	健康福祉課	
車両・燃料	総務課	各課で平常時使用している車両については各課で管理
食料・生活必需品等の備蓄物資	住民税務課	指定避難所等の備蓄物資等については施設管理者

6 業務継続体制の整備

村は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。このため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

7 り災証明書発行体制の整備

村は、災害による被害程度に応じた適切な支援の実施を図るため、次により、り災証明書発行体制の整備を図る。

- (1) あらかじめ、り災証明書に関する様式、申請先（窓口）を定めるとともに、り災証明書発行に必要な器材等を整備するものとする。
- (2) 住家の被害調査が迅速かつ的確に実施できるよう、国が示す「災害の被害認定基準」、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や、「り災証明書発行マニュアル」の習熟に努めるとともに、研修会等への参加による職員の育成を図る。

- (3) 被害調査の要員の不足等に備え、あらかじめ建築士等との協定等を締結し、協力体制等の確立を図る。
- (4) 災害証明書の申請方法、申請先等について、あらかじめ住民に周知するものとする。

第2 防災用通信施設整備計画

災害発生時に迅速かつ適切な緊急対応を図るには、災害状況の迅速な把握が必要である。このため、通信手段の多様化を進めるとともに、状況把握のための移動系を充実するものとする。

1 防災用通信施設の整備状況

村内には、以下の村防災行政無線設備が整備されている。

県内で整備されている通信網としては、県防災行政無線網、警察無線通信回線網、水防・道路用無線通信回線網及び各消防本部等の消防無線通信施設がある。

また、都道府県と消防庁を結ぶ消防防災無線網、都道府県と内閣府等中央省庁とを結ぶ中央防災無線網（緊急連絡用回線網）が整備されている。

資料編 資料4-3 村防災行政無線等の整備状況

2 防災行政無線の整備

村は、災害発生時に住民、防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、既存の通信施設の機能確保のための適正な維持管理を行うとともに、次の通信施設の整備を推進する。

また、緊急地震速報等の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-Alert）と防災行政無線の自動放送連携に努める。

(1) 同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的とした屋外拡声器と戸別受信機からなる設備

(2) 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とし、村庁舎と防災関係機関、行政関係機関等との相互連絡に活用する設備。可搬型及び携帯型等がある。

(3) 県防災行政無線の強化

集中豪雨や豪雪が頻繁する近年の気象環境において、現状の県防災行政無線では、伝達義務を果たしていくことは困難であることから、県は、県防災行政無線の再整備を検討しているところである。村においても、県と協力・連携のもと県防災行政無線の強化を図るものとする。

3 通信施設の災害予防措置

村は、災害時の通信に支障のないよう、次の予防措置を講ずる。

(1) 停電対策

商用電源停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備する。

(2) 耐震・障害対策

通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

また、回線の多ルート化及び関連機器の二重化を推進し、災害に強い伝送路の構築に努める。

(3) 運用対策

災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練を実施する。

通信施設は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。また、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

4 通信施設の必要個数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。

また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

5 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

村は、災害時に有効な携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線、衛星携帯電話等による移動通信系の活用を図るため、住民及び事業所への協力を要請するとともに、必要に応じ、協定を締結するものとする。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

資料編 資料6-2 (社)日本アマチュア無線連盟山形県支部 登録最上地域クラブ等

(2) 災害時優先電話

村は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用できるよう、あらかじめ東日本電信電話株式会社山形支店等に、非常、緊急通話用電話等を届け出て承認を得ておくものとする。

また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

第2節 緊急輸送体制の整備

主要実施機関	村	住民税務課
	防災関係機関等	県：最上総合支庁、新庄警察署
		国：
		消防：
	その他：	
計画方針	災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するため、緊急輸送・避難道路の確保、災害対策用臨時ヘリポートの環境整備、緊急輸送車両やボートの確保等の予防対策を推進し、緊急輸送体制の整備に努める。	
計画体系		

第1 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路の指定

県は、国及び東日本高速道路株式会社と協議の上、緊急輸送道路ネットワークを設定している。村は、このネットワークと整合を図りながら、緊急輸送道路を指定し、村内の緊急輸送道路ネットワークを形成することとする。

(1) 県の緊急輸送道路ネットワーク路線等

県の緊急輸送道路ネットワーク路線としては、国道458号と主要地方道真室川鮭川線が設定（令和3年11月1日現在）されている。また、この路線から連絡する防災拠点としては、村役場庁舎、村農村交流センター、村中央公民館が設定されている。

資料編 資料4-2-1 山形県最上管内道路ネットワーク

(2) 緊急輸送道路の指定

県の緊急輸送道路ネットワーク路線や村内の集落構成等を踏まえ、緊急輸送道路として以下を指定し、啓開優先道路とする。

- ① 国道458号（県緊急輸送道路ネットワーク路線）
- ② 主要地方道 真室川・鮭川線（県緊急輸送道路ネットワーク路線）
- ③ その他

資料編 資料4-2-2 村内の緊急輸送道路及び避難路一覧

2 緊急輸送道路の確保体制の整備

災害時の応急物資の輸送の円滑化を図るため、発災後直ちに緊急輸送道路を確保できるよう、次のような対応体制を事前に準備しておく。

(1) 防災関係機関との連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークの防災拠点の施設管理者等は、平素から防災関係機関と情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

(2) 緊急輸送道路沿道の自主防災組織、行政区との輸送道路確保の協力要請

災害直後は、交通規制を担当する警察等の到着は困難であるため、警察等が到着するまでの間、沿道住民の協力が必要であることから、事前に、自主防災組織や行政区への協力を要請しておく。

(3) 重機を保有する事業所との協定の締結

障害物の除去、応急復旧なくしては、緊急輸送道路は機能しないため、緊急輸送道路沿線に位置する重機を保有する事業所に対して、災害発生後、直ちに自主的にこれらの活動に従事するよう協定を結んでおく。

第2 一時集積配分拠点候補地の選定

村は、応急物資等の円滑な輸送のため、県が、必要に応じ村に設置する一時集積配分拠点となる候補地について、村の社会的・地理的状況、地震による被害想定、指定避難所等の配置状況等を考慮し、複数選定しておくものとする。

選定の際には、候補地となる公的施設等の管理者等と協議を行うものとする。

一時集積配分拠点候補地

施設名	所在地	備考
村農村交流センター	鮭川村大字佐渡 2003 番の 7	緊急輸送道路ネットワークに 位置づけられた防災拠点
村中央公民館	鮭川村大字京塚 1324 番の 2	

第3 災害対策用臨時ヘリポートの環境整備等

1 災害対策用臨時ヘリポートの候補地の選定

現在、村内には災害対策用臨時ヘリポートとして3箇所、県ドクターヘリ（小型ヘリコプター）の臨時着陸場として9箇所が登録されている。

村は、陸上輸送との連携、孤立集落等の集落構成及び災害対策用臨時ヘリポート設定基準等を考慮して、輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポート候補地の選定を促進し、災害対策用臨時ヘリポートとして登録を図る。

資料編 資料4-9 災害対策用臨時ヘリポート登録状況

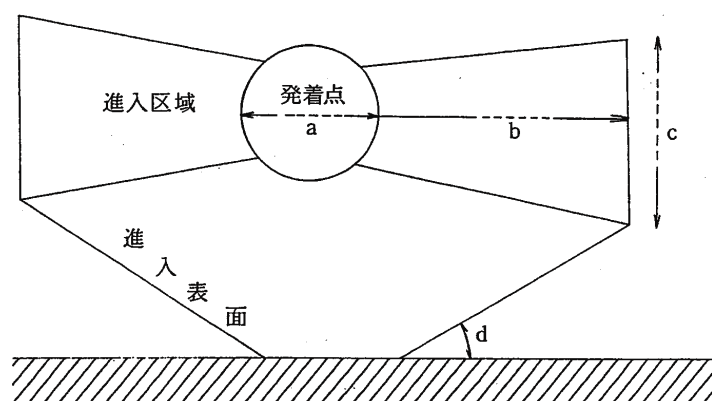
資料編 資料4-10 県ドクターヘリ臨時離着陸場一覧

2 災害対策用臨時ヘリポート設定基準

ヘリコプターは、風に向かって約12度の上昇角、下降角で離着陸するものであることから、ヘリポートの設定については、次のことを充分考慮する必要がある。

- (1) 仰角9度の線上400m幅20mにわたって障害物がないこと。
- (2) 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (3) ヘリポート近くに、上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、また旗をたてること。
- (4) 離着陸時は風圧等により危険があるので、人を接近せしめないようにすること。
- (5) 着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を標示して着陸中心を示すこと。
- (6) 物資を輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

□ ヘリポート設定基準



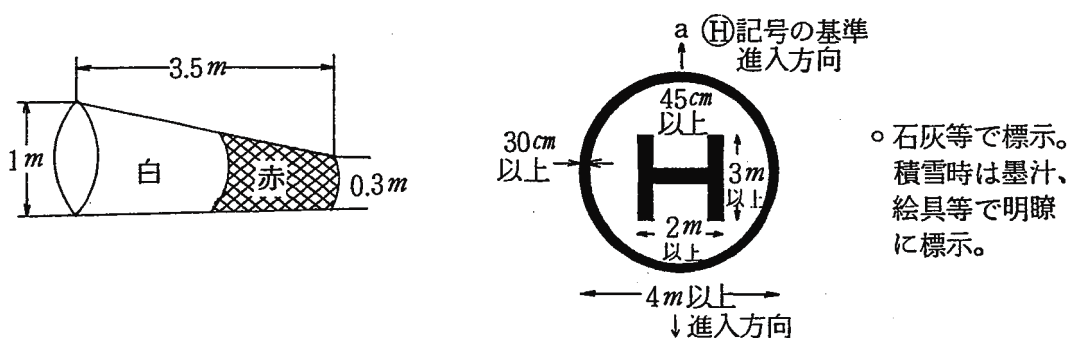
□ ヘリポート発着点の所要地積

	a (m)	b (m)	c (m)	d (m)
中全(中型全日)	75	400	75	9
中昼(中型昼のみ)	50	400	50	9
小全(小型全日)	45	400	15	12
小昼(小型昼のみ)	30	400	15	12

3 災害対策用臨時ヘリポートの環境整備

陸路等からの緊急輸送が困難になった場合に県消防防災ヘリコプター及び県警察のヘリコプター等による空輸が円滑に、かつ効果的に行われるよう、災害対策用臨時ヘリポート登録地について所定の標示等の整備を図る。

- (1) 離着陸時の風向きを把握するため、以下の吹き流し及びヘリポートの㊦記号を記すための石灰、墨汁・絵具(積雪時用)、搭載量を計測できる重量計等を災害対策用臨時ヘリポートへ備え付ける。
- (2) 以下にあげるヘリポートの㊦記号の標準寸法を施設管理者は十分把握するとともに、災害時にグラウンド等へ速やかに標示できるよう、事前に標示方法等の訓練等の確認に努める。



第4 緊急輸送車両確保

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員・物資等の迅速確実な輸送を確保するため、運送業者等の車両所有者等とあらかじめ協定等を締結し、村、運送業者、物資等の調達先等が連携した輸送体制の整備を図る。

第5 緊急通行車両確保のための事前対策

1 緊急通行車両の事前届出

村は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するため、緊急通行車両であることの確認について、次により県公安委員会に対し事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証等の交付を受け、災害時の確認に係る事務の迅速化を図る。

(1) 事前届出対象車両

① 災害時において、村計画等に基づき、基本法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- ア 警報の発令・伝達、避難の指示に関するもの
- イ 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道等の応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関するもの
- オ 施設、設備の応急の復旧に関するもの
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関するもの
- ケ 上記のほか、災害の発生防ぎよ、または拡大防止のための措置に関するもの

② 災害発生時に他の関係機関、団体から調達する車両

(2) 届出手続

村は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、新庄警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

(3) 事前届出済証等の交付

村は、県公安委員会が発行した緊急通行車両事前届出済証等を、新庄警察署長を経由し、交付を受ける。

2 自動車運転者のとるべき措置

村、県、道路管理者、新庄警察署は、平素から連携して、自動車運転者に対し、地震発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

(1) 走行中の場合

- ① できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。
- ② 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

- (2) 避難する場合
 - 車両を使用しないこと
- (3) 基本法による交通規制が行われる場合
 - ① 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
 - ② 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ③ 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動または駐車すること。

第3節 避難体制の整備

主要実施機関	村	住民税務課、健康福祉課、教育委員会、消防団																					
	防災関係機関等	県：																					
		国：																					
		消防：																					
	その他：自主防災組織、関係施設管理者																						
計画方針	災害時における被害から住民の生命及び身体の安全を守るため、あらかじめ災害種別に応じた指定避難所等の指定及び避難計画の作成等を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。																						
計画体系	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center; vertical-align: middle;">避難体制の整備</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 70%; text-align: center;">第1 指定避難所等の指定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">第2 指定避難所等及び避難路、避難方法の事前周知</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">第3 指定避難所等に係る施設、設備、資器材等の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">第4 災害時要配慮者避難支援プランの作成</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">第5 避難誘導體制の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">第6 防災上特に注意を要する施設の避難計画の作成</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">第7 福祉避難所の指定</td> </tr> </table>		避難体制の整備		第1 指定避難所等の指定			第2 指定避難所等及び避難路、避難方法の事前周知			第3 指定避難所等に係る施設、設備、資器材等の整備			第4 災害時要配慮者避難支援プランの作成			第5 避難誘導體制の整備			第6 防災上特に注意を要する施設の避難計画の作成			第7 福祉避難所の指定
避難体制の整備		第1 指定避難所等の指定																					
		第2 指定避難所等及び避難路、避難方法の事前周知																					
		第3 指定避難所等に係る施設、設備、資器材等の整備																					
		第4 災害時要配慮者避難支援プランの作成																					
		第5 避難誘導體制の整備																					
		第6 防災上特に注意を要する施設の避難計画の作成																					
		第7 福祉避難所の指定																					

第1 指定避難所等の指定

1 指定避難所等の定義及び指定避難所等の指定時の基準等

(1) 指定避難所等の定義

① 指定避難所の定義（法第49条の7）

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として村長が指定した施設をいう。

② 指定緊急避難場所の定義（法第49条の4）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。洪水など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所で、村長が指定した場所をいう。

(2) 指定避難所等の指定時の基準

村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する場合には、次の基準を満たすものとする。

① 指定避難所の基準

- ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- イ 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- オ 要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、以下で定める基準に適合するものであること。
 - (ア) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (イ) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (ウ) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

② 指定緊急避難場所の基準

- ア 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において居住者等に開放されること。その他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- イ 洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事、局地的な大雨等による浸水等の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（安全区域）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。
 - (ア) 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動または沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - (イ) 洪水その他これらに類する異常な現象が発生し、または発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入部分が配置され、かつ、当該居住者等受入部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- ウ 地震が発生し、または発生するおそれがある場合に使用する施設または場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - (ア) 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。
 - (イ) 当該場所またはその周辺に地震が発生した場合において人の生命または身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

(3) 指定避難所等の指定時の留意点

- ① 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず洪水浸水域等の危険区域内となる場合は、浸水、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の建物であること。

また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

- ② 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて収容できる面積を確保すること。また、観光客の収容も考慮して指定避難所等を整備すること。

参考

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度が目安とされている。

- ③ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。
- ④ 公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。
- ⑤ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。
- ⑥ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
- ⑦ 避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらおう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制が整備できること。
- ⑧ 指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外を基本とすること。

2 指定避難所及び指定緊急避難場所等の指定

(1) 指定避難所の指定等

災害発生直後は相当に混乱し避難所の運営について困難が予測されること、また、住家の被災により地域住民が生活の本拠を失った場合や避難が長期にわたる場合、集落が孤立した場合を考慮し、村は、事前に災害種別に応じ、以下を指定避難所として指定する。

なお、今後、必要に応じ指定した指定避難所の整備等を図るとともに、新たな公共施設等の整備によって指定避難所の指定を検討する場合には、上記1の内容に十分配慮するとともに、その施設管理者と同意を得た上で、避難所としての指定を行うものとする。

また、指定避難所等において、避難者を収容できなかった場合等においては、以下に示すその他の公共施設を避難施設として利用するものとする。

① 指定避難所（災害発生が予想される場合、避難期間が長期に及ぶ場合等の避難施設（二次避難施設））

資料編 資料5-3 指定避難所一覧

② その他の公共施設（指定避難所において避難者を収容できなかった場合等の避難施設）

資料編 資料5-4 その他の公共施設一覧

(2) 広域避難受入施設の選定

一定規模の人数を収容でき、平常時の住民生活に影響の少ない避難所を広域避難受入施設として選定するものとする。

□広域避難受入施設一覧

施設名	所在地	備考
村中央公民館	鮭川村大字京塚 1324 番の2	東日本大震災広域避難受入施設

(3) 指定緊急避難場所の指定

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として以下を指定緊急避難場所として指定する。なお、今後必要に応じ指定した指定緊急避難場所の整備等を図るとともに、新たな指定緊急避難場所の指定を検討する場合には、上記1の内容に十分配慮するとともに、その施設管理者と同意を得た上で、指定緊急避難場所としての指定を行うものとする。

① 指定緊急避難場所（災害が発生し、避難が必要なときに避難する施設（一次避難施設））

資料編 資料5-2 指定緊急避難場所一覧

3 避難路の指定

村は、避難所へと連絡する次の主要道路等を避難路として指定するものとする。各集落等からの具体的な避難路は、地区防災計画、地区避難計画等の策定を促進し、住民主体により避難路を選定していくものとする。

また、村は住民を指定避難所等に迅速かつ安全に避難させるため、十分な幅員の道路を避難路として確保するよう努めるものとする。

指定避難路

国道 458 号（県緊急輸送道路ネットワーク路線）
 主要地方道 真室川鮭川線（県緊急輸送道路ネットワーク路線）
 その他

資料編 資料 4-2-2 村内の緊急輸送道路及び避難路一覧

第2 指定避難所等及び避難路、避難方法の事前周知

村は、避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

- (1) 避難誘導標識、避難所案内板等の設置
- (2) 「広報さけがわ」、チラシ、ハザードマップ配布
- (3) ホームページへの掲載
- (4) 防災訓練等の実施

第3 指定避難所等に係る施設、設備、資器材等の整備

村は、避難所及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資器材等の整備に努める。

1 情報伝達に必要な設備等の整備

非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、ガス設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備等の整備、なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。

2 避難者の生活に関係する資器材等の整備

- (1) 給水用資器材、炊き出し用具（食料及び燃料）、常備薬及び毛布等の生活必需品
- (2) 積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具、長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボート等の資器材
- (3) 断水時でも使用可能なトイレ（仮設トイレ等）の整備
- (4) 緊急物資、救助・救急・医療・防疫用資器材等の備蓄倉庫、備蓄場所の整備、救援物資の一時保管場所
- (5) 地域完結型の備蓄施設（防災倉庫等）の確保及び拡充

3 要配慮者へ配慮した環境整備

- (1) 要配慮者等に配慮した避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、バリアフリー化等の環境整備
- (2) バリアフリー化されていない施設を利用する場合、避難の長期化が予想されるときには、高齢者・障がい者等が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ等の整備。

- (3) 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- (4) 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

4 避難生活の長期化に備えた環境整備

- (1) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設等の環境整備
- (2) 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備

5 公共用地の活用

村は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有地の有効活用を図る。

第4 災害時要配慮者避難支援プランの作成

実際に災害が発生した場合には、村、避難行動要支援者関連施設などの関係者・関係機関が連携して避難行動要支援者等に対する支援を実施する必要があり、平常時から保健・医療・福祉関係機関及び防災関係機関などとの連携のもとに、それぞれの地域（施設）の実情に応じた具体的な避難行動要支援者等を支援するための計画を整備しておくことが重要である。

村は、避難行動要支援者等の避難支援体制を整備するため、山形県災害時要配慮者支援指針等を踏まえ、災害時要配慮者避難支援プランを作成するものとする。その際、山形県災害時要配慮者支援指針の中に位置づけられている「地域防災計画に定めるべき必須項目」について検討を行い、災害時要配慮者避難支援プランに明記するものとする。

第5 避難誘導體制の整備

1 避難指示等発令判断基準の明確化等

村は、災害時に避難指示等の発令の判断及び伝達を適切に行うため、「避難情報に関するガイドライン令和3年5月、令和4年9月更新 内閣府」等を参考に、避難情報の発令ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努めるとともに、住民に対し、次の事項について周知徹底を図る。

(1) 災害の特性と住民に求められる避難行動

猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合があり、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難することが適切な場合があること。

(2) 具体的かつ確実な伝達手段

地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカーや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮し、村内全域で戸別受信機の整備を図る。

2 避難指示等の発令・伝達体制の整備

村は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- (1) 村長が不在時にも適切な避難指示等は発令できるよう発令代行の順位を定めるものと

する。

- (2) 避難指示等発令の判断に必要なとなる気象情報等の円滑な入手体制を整備する。

3 避難誘導體制の整備

- (1) 村は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるよう、消防、警察、自主防災組織等の防災関係機関と連携した避難誘導體制を整備する。
- (2) 避難は、地区単位による避難を基本とし、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

4 避難路の安全確保

村は、住民の避難誘導を安全に行うため、次の事項に留意し、避難所等に至る避難路の安全確保に努める。

- (1) 避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、崖崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。
- (2) その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

5 避難誘導のための資機材の整備

災害時の適切な避難誘導のため、次の避難誘導、応急対策のための資機材等の整備に努める。

- (1) 災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための通信機器等
- (2) 応急対策のための救助工作車、救急車、照明車両等の救助・救急資機材

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画の作成

1 多数の避難行動要支援者が利用する施設

学校、保育所、医院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を作成しておく。

また、作成した避難計画について、関係職員へ周知徹底を図るとともに、防災関係機関等との連携を深め訓練等を実施することにより、避難に対し万全を期すものとする。

- (1) 地域の実情に応じた避難所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法
- (2) 自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制
- (3) 集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法
- (4) 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

2 不特定多数の者が利用する施設

公民館、ホテル・旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者または管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

また、作成した避難計画について、関係職員へ周知徹底を図るとともに、防災関係機関等との連携を深め訓練等を実施することにより、避難に対し万全を期すものとする。

- (1) 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- (2) 利用者の施設外への安全な避難誘導
- (3) 避難所等に係る村等との事前調整

第7 福祉避難所の指定

村長は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等の避難生活において何らかの特別な医療的ケアを必要とする者のために、次の事項に留意し「福祉避難所」として、あらかじめ指定するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機関の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般の避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

資料編 資料5-5 村内の福祉避難所指定状況

1 福祉避難所指定にあたっての留意点

- (1) 指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設等、収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。
- (2) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- (3) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (4) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

第4節 水防体制の整備

主要実施機関	村	住民税務課、消防団（水防団）
	防災関係機関等	県：最上総合支庁
		国：新庄河川事務所
		消防：最上広域消防本部
	その他：農業用排水施設管理者	
計画方針	<p>水害の未然防止と被害の軽減を図るため、水防計画の策定や水防団の育成強化、住民や避難行動要支援者利用施設等への洪水予報等の情報伝達体制の整備等を推進する。</p> <p>また、住民等に対し、ハザードマップ等による水害の危険性等の周知徹底を図る。</p>	
計画体系	<pre> graph LR A[水防体制の整備] --- B[第1 水防管理団体の義務] A --- C[第2 水防体制の整備] A --- D[第3 気象等観測体制の充実] </pre>	

第1 水防管理団体の義務

村は、知事より、水防上、公共の安全に重大な関係がある水防管理団体として指定を受けており、以下のような義務を有する。

水防管理団体の義務	
水防管理団体の責務	村は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。
水防管理者の責務	水防管理団体である村の長は、平常時から水防団による地域水防組織の整備を図る。
水防計画の策定	指定水防管理団体の管理者は、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。

第2 水防体制の整備

1 水防体制の整備

(1) 水防団の安全配慮

水防活動に当たっては、水防団自身の安全を確保するため、次の事項に留意して実施するものとする。

- ① 水防活動時には、ライフジャケットを着用すること
- ② 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行すること
- ③ 水防活動は、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

(2) 河川、砂防施設等の公共施設管理者は、平常時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

2 水防団等の育成強化

(1) 水防管理者（村長）は、平常時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。

(2) 水防管理者（村長）は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。

資料編 資料4-6 水(消)防団員等の現況

3 水防活動施設及び水防活動資器材の整備

水防管理者（村長）は、水防活動の拠点となる河川防災ステーションや水防倉庫等の施設の整備に努めるとともに、水防資器材について備蓄を図る。

また、内水排除用ポンプ車等の確保について検討するとともに、水防資材の不足等に備え、あらかじめ民間事業者等との協力の体制の確立に努める。

資料編 資料4-7 水防備蓄資器材等一覧

4 水害防止対策等の実施

(1) 浸水想定区域における避難確保のための措置

ハザードマップ等を活用し、住民に対し浸水想定区域や避難所、洪水予報や避難指示等が発令された場合の避難方法等について周知徹底を図る。

(2) 指定水防管理団体である村は、消防等関係機関との協力のもと、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を行う。

(3) 水防管理者（村長）は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

□ 村重要水防箇所

所管区分	箇所数
国	28
県管理	2

資料編 資料3-2 重要水防箇所一覧

第3 気象等観測体制の充実

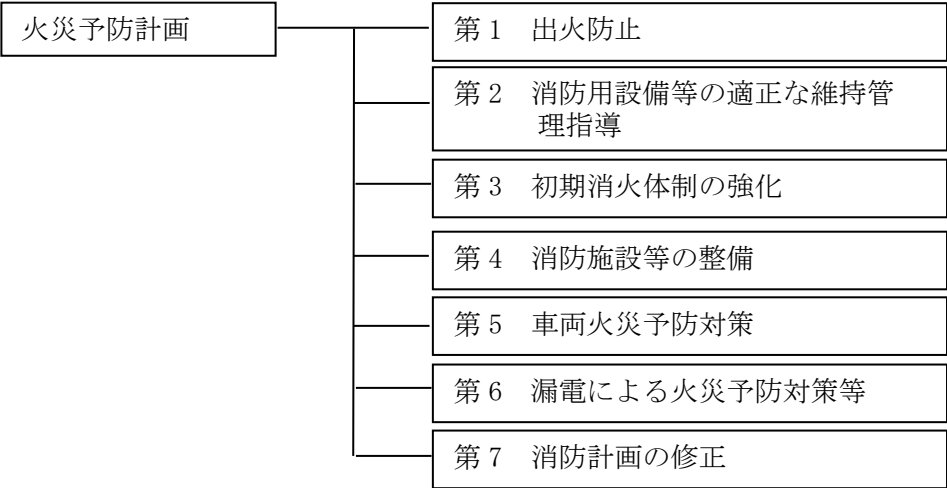
1 村観測体制

村では、村役場庁舎において気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等の観測に努め、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとしての活用を図る。

2 観測体制の充実

村及び防災関係機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、気象等観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステムの構築を推進するよう努める。

第5節 火災予防計画

主要実施機関	村	住民税務課、消防団
	防災関係機関等	県：最上総合支庁
		国：
		消防：最上広域消防本部 その他：自主防災組織、東北電力ネットワーク株式会社
計画方針	災害による火災の発生を未然に予防し、又、いったん火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防思想の普及啓発を図るとともに、火災予防及び消防体制の整備を図るものとする。	
計画体系		

第1 出火防止

1 一般対策

- (1) 村、県及び最上広域消防本部は、広報活動等により火災予防思想の普及啓発に務める。
 - ① 春・秋2回の火災予防運動等を通じて、火災予防思想の普及徹底を図る。
 - ② 火災警報発令の場合、防災行政無線または広報車を通じて火災予防を周知徹底する。
 - ③ 自衛消防クラブの整備促進
 - ア 幼年少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。
 - イ 家庭での防火思想及び防火知識の普及を図るため、行政区、婦人会等を通じて防火教室を開催する。
- (2) 村及び最上広域消防本部は、火災の発生を防止するため、対震安全装置付石油暖房器具の普及、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。また、化学薬品等を取り扱う村内の学校等に対しては、薬品の適正保管の指導など、以下の安全対策の指導を推進する。
 - ① 容器の転倒、落下防止措置
 - ② 収容棚の転倒防止措置
 - ③ 混合混触発火性物品の近隣貯蔵防止措置
 - ④ 初期消火資器材の整備

- (3) 最上広域消防本部は、旅館・ホテル等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。
- (4) 予防査察体制の充実強化
 - ① 毎月防火点検を実施し、住民に指示または注意を促す。
 - ② 春・秋2回の火災予防運動中に予防査察を実施する。
 - ③ 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備等を重点に予防査察を実施する。
 - ④ その他必要に応じて特別査察を実施する。

2 家庭に対する指導

村及び最上広域消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

- (1) 地震発生時の対策
 - ① 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、または電源を切る。
 - ② ガスにあっては、元栓を締める。
 - ③ 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。
- (2) 平常時の対策
 - ① 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
 - ② 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理
 - ③ 可燃物（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

3 防火対象物に対する指導

村及び最上広域消防本部は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させるとともに、消防計画の策定を指導する。

4 定期点検報告制度等の実施指導

村及び最上広域消防本部は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、または特定防火対象物（旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セーフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

第2 消防用設備等の適正な維持管理指導

村及び最上広域消防本部は、病院、社会福祉施設等、避難行動要支援者等が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

また、村、県及び最上広域消防本部は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

第3 初期消火体制の強化

1 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに最上広域消防本部、村等に通報する体制を確立する。

(2) 自主防災組織は、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

2 消火訓練の実施

最上広域消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

第4 消防施設等の整備

村並びに最上広域消防本部及び消防署は、消防力の整備指針等に基づき、消防機械、消防用水利、無線等施設の計画的な整備充実を図る。

なお、災害時に防災拠点となる最上広域消防本部及び消防署は、老朽化が進行していることに加え、浸水想定区域内に位置しているため、高機能指令センター等の浸水被害が想定される。そのため、大規模災害発生時には消防機能が失われる可能性があることから、新消防庁舎建設時に移転を図る必要がある。

1 村による整備

(1) 消防施設、設備、資器材等の整備

村は、最上広域消防本部と協議等を行い、消防施設、設備及び資器材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

資料編 資料4-4 最上広域消防本部の消防施設等整備状況

資料編 資料4-5 消防団の消防施設等整備状況

(2) 消防水利の整備

地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、次のような多面的な消防水利の整備に努める。

- ① 河川、池の利用
 - ② 農業用水、プールの利用
 - ③ 防火水槽、耐震性貯水槽、防災用井戸の整備・設置
- (3) 重要防火対象物等の把握

危険物施設、重要消火対象物、災害救護用物資の貯蔵施設等の重要防火対象物について、優先的に火災防ぎょ活動を行うため、それらの施設を明記した地図（重要防火対象物マップ）を整備保管し、迅速な火災防ぎょ活動に努めるものとする。

2 防災管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

3 自主防災組織による整備

村は、「自主防災組織整備事業」、「コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）」等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

第5 車両火災予防対策

最上広域消防本部は、車両火災に係る人命救助の方法、避難誘導、付近建物の延焼防止、危険物対策及び関係機関との連絡方法等について、消防計画等で定める。

第6 漏電による火災予防対策等

東北電力ネットワーク株式会社は、配電設備について一定の基準により工事を行うとともに、請負工事の検査を適正にして施行の安全を期するものとする。保守に当たっては、巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努める。

また、需要家に対し、その配線設備について定期調査を実施するとともに、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発に努める。

第7 消防計画の修正

村は、本計画の見直し等により、消防計画の修正を行う必要が生じたときには、速やかに修正を行うものとする。

第6節 林野火災予防計画

主要実施機関	村	住民税務課、産業振興課、消防団
	防災関係機関等	県：最上総合支庁
		国：山形森林管理署最上支署、鮭川森林事務所
		消防：最上広域消防本部
	その他：最上広域森林組合、林野所有者	
計画方針	林野火災発生の未然予防、または、林野火災が発生した場合の被害を最小限にするため、林野所有者や住民等への防火思想の普及を図るとともに、火災予防体制及び消防体制の整備を図るものとする。	
計画体系	<pre> graph LR A[林野火災予防計画] --- B[第1 火災予防体制の整備] A --- C[第2 防火思想の普及] A --- D[第3 消防体制等の整備] </pre>	

第1 火災予防体制の整備

1 体制等の整備

村、県、国、森林組合及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

(1) 監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の住民等に林野の監視、事故通報等を委嘱する等、監視体制の整備に努める。

(2) 防火樹帯、防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

(3) 林道（防火道）の整備

村は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

(4) 消防水利の整備

村は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。また、防災関係機関が、河川、湖沼、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備をする場合には、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

(5) 消防施設等の整備

村は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

2 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

(1) 森林等への火入れ許可

村長は、森林法第21条に基づき森林等への火入れを許可する場合には、最上広域消防本部と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れ場所が他の市町村に近接する場合には、当該市町村に通知する。

(2) 火気使用施設への指導

最上広域消防本部は、森林内及びその周辺に所在する民家、山小屋、キャンプ場等の管理者に対して、火気の使用について適宜、査察や指導を行う。

3 危険気象等に対する警戒

(1) 通常警戒

村、林野の所有者、管理者、最上広域消防本部等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起し、火災発生防止に努める。

(2) 火災警報発令と警戒

村長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき、または、気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、最上広域消防本部の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

第2 防火思想の普及

1 一般住民に対する啓発

村、県、森林管理署その他林野関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

2 地域住民、林野関係者等に対する指導

(1) 山火事防止対策連絡会議等の開催

村、県、森林管理署その他の林野関係機関は、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

(2) 地域での指導の徹底

村は、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止に関する講習会を開催する等により、防火思想の徹底を図る。

(3) 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、最上広域消防本部の協力を得る等により、職場で林野火災防止に関する講習会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

第3 消防体制等の整備

1 消防体制の整備

(1) 消防出動計画の策定

村は、消防団員の安全を確保しつつ、当該管轄地域の地勢、植生及び気象等を勘案し、林野火災を想定した出動計画を村消防計画に定める。

(2) 林野火災防ぎょ図の整備

最上広域消防本部は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する消防機関と協議のうえ、所要の事項を表示する。

(3) 自衛消防体制の整備

林野管理者等は、林野火災が消防車両の進入が困難な場所で発生する機会が多いことを考慮し、自衛消防隊を組織する等により、初期消火体制の整備を図る。

(4) 広域応援体制等の整備

村及び県は、県内外の消防機関との広域的な応援体制や森林管理署、県警察、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に空中からの消火等、効果的な消防活動が展開できるよう、平常時から情報交換等に努める。

2 消防資機材の整備

村、県及び林野関係機関は、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

3 消防水利の確保

村、最上広域消防本部は、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査した消防水利台帳をもとに、施設管理者等と協力・連携し、消防水利の適正な維持管理等に努めるものとする。

4 林野火災防ぎょ訓練の実施

村、県、その他の林野関係機関は、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

第7節 救助・救急体制の整備

主要実施機関	村	住民税務課、健康福祉課、消防団
	防災関係機関等	県：最上総合支庁、新庄警察署
		国：
		消防：最上広域消防本部 その他：医療機関、自主防災組織
計画方針	<p>現在、村の救急業務は、最上広域消防本部により実施されている。また、地域においては、消防署と消防団が協力し各種の救出活動を行っている。</p> <p>災害時における多数の被災者に対し、迅速かつ的確に救出・救助するため、災害発生の初期活動から緊急搬送までの自主防災組織や消防組織の活動体制、さらに、広域応援の受入体制や医療関係機関との情報伝達体制等の整備に努める。</p>	
計画体系	<pre> graph LR A[救助・救急体制の整備] --- B[第1 自主防災組織による救助・救急体制の整備] A --- C[第2 村及び消防組織の救助・救急体制の整備] A --- D[第3 住民に対する防災意識の啓発] A --- E[第4 民間等による救助・救急体制の確保] A --- F[第5 救助・救急活動における交通の確保] A --- G[第6 医療機関との情報伝達体制の整備] </pre>	

第1 自主防災組織による救助・救急体制の整備

1 情報の収集・伝達体制の確立

自主防災組織は、地域における要救助者の発生状況等を、速やかに村または最上広域消防本部、新庄警察署に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

2 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平常時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

3 防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、村の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。また、これらの防災資機材の適正な管理に努める。

第2 村及び消防組織の救助・救急体制の整備

1 消防団

村は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や、消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、消防団員が安全を確保しつつ、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。

2 常備消防組織

最上広域消防本部は、救助隊員、救急隊員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。

また、救急隊員としてより高度な応急措置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

3 情報収集体制の整備

(1) 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、村、消防団、最上広域消防本部は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、新庄警察署及び県等と適切に情報交換できる体制を整備するなど、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努める。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

(2) 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用を検討するとともに、(社)日本マチュア無線連盟山形県支部との災害時応援協定に基づいたアマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、タクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

4 応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第3 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

第4 民間等による救助・救急体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

第5 救助・救急活動における交通の確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

第6 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

第8節 医療救護体制整備計画

主要実施機関	村	健康福祉課									
	防災関係機関等	県：最上総合支庁（最上保健所）									
		国：									
		消防：									
	その他：新庄市最上郡医師会、医療機関										
計画方針	大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件のもと、適切な医療を住民へ提供するため、医療救護所の設置や救護班の編成等、県（最上保健所）及び新庄市最上郡医師会等との連携のもと、医療救護体制の整備を図る。										
計画体系	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">医療救護体制整備計画</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 60%; text-align: center;">第1 医療関係施設の役割</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">第2 医療救護体制の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">第3 住民の自主救護能力の向上</td> </tr> </table>		医療救護体制整備計画		第1 医療関係施設の役割			第2 医療救護体制の整備			第3 住民の自主救護能力の向上
医療救護体制整備計画		第1 医療関係施設の役割									
		第2 医療救護体制の整備									
		第3 住民の自主救護能力の向上									

第1 医療関係施設の役割

1 災害時の医療関係施設

村内の医療機関としては、個人医院が2箇所（内科・外科1、歯科1）ある。

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設の役割は以下のとおりである。

□ 災害時の医療関係施設

被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。または被災地へ医療救護班及びDMATを派遣する。
1. 村が設置する医療救護所 2. 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む） 3. 災害拠点病院等 4. DMAT指定病院 5. その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	1. DMAT指定病院 2. 災害拠点病院等 3. 救急告示病院

2 災害時の医療関係施設の業務

(1) 医療救護所

医療救護所は、村が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療を含む）

一般の医療機関は、速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

資料編 資料4-11 村内の医療機関一覧

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

資料編 資料4-12 最上地域の救急告示病院一覧

(4) 災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院等は、重傷傷病者等の受入や広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

資料編 資料4-13 災害拠点病院一覧

(5) DMA T指定病院

DMA T指定病院は、県の要請により、DMA T（災害派遣医療チーム）を被災地内外に派遣する。

派遣されたDMA Tは、県の要請等により県外から派遣されたDMA Tとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

資料編 資料4-14 県内DMA T指定医療機関一覧

第2 医療救護体制の整備

1 医療救護所設置場所

(1) 医療救護所設置予定場所の選定にあたっての留意点

村内の災害時における医療救護所の設置予定場所の選定にあたっては以下の事項に留意する。

① 設置場所

ア 二次災害の危険のない場所であること。

イ 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。

ウ 住民等に比較的知られている場所であること。

エ ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

② 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

③ 設置数

設置数は、中学校の学区程度に1カ所程度（村内に1箇所程度）を目安とする。

(2) 医療救護所設置予定場所

上記(1)を踏まえ、村内の災害時における医療救護所の設置予定場所を次のとおりとする。なお、施設の状況等を踏まえ、必要に応じ医療救護所の設置予定場所については見直しを行うものとする。

村は、以下の医療救護所の設置予定場所を地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

□災害時医療救護所設置予定場所

施設名	上記(1)の留意点に係る状況					備考
	二次被害の危険性	傷病者搬送のためのアクセス性	住民の認知度	臨時ヘリポートとの距離	屋内の設置スペース	
鮭川中学校	危険性なし	大型車通行可	高い	登録ヘリポート	屋内収容人数1,025人	
鮭川小学校	危険性なし	大型車通行可	高い	登録ヘリポート	屋内収容人数1,238人	
農村交流センター	危険性なし	大型車通行可	高い	周辺に村役場臨時ヘリポート有り	屋内収容人数372人	
鮭川中央公民館	危険性なし	大型車通行可	高い	—	屋内収容人数982人	大雨時は不可
保健センター	危険性なし	大型車通行可	高い	周辺に村役場臨時ヘリポート有り	延床面積約1000㎡	村の保健施策の中核施設

注) 各施設の状況は令和2年度作成の避難所施設台帳等を参考に作成

2 医療救護班の編成

(1) 村は、速やかな医療救護体制を確立するために、新庄市最上郡医師会、日本赤十字社、DMA T等の協力のもと、原則として、次のような医療救護班を編成するものとする。

□ 医療救護班の基本編成

医師	保健師・看護師	事務職員	自動車操作要員	計
1名	3名	1名	1名	6名

(2) 医療従事者の要請先となる新庄市最上郡医師会とは、必要に応じ協定締結等を行い、医療救護所における医療救護の活動体制等について、あらかじめ協議しておくものとする。

- (3) 医療従事者が不足する場合の要請先となる県に対しては、あらかじめ要請方法等について確認等を行い、災害時に備えるものとする。

3 医療救護所設置場所の整備点検と訓練

(1) 医療救護所設置予定施設の整備点検

村は、災害時医療救護所設置予定施設の耐震化等を進めるとともに、長時間の停電等に対応できる非常用発電設備や医療設備等の整備を図る。また、定期的な設備等の点検を実施し、適正な維持管理に努める。

(2) 医療救護所開設の訓練の実施

災害が発生した場合、直ちに医療救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始されるよう、医療救護所開設のための訓練を実施する。

4 災害時医療救護マニュアルの作成

村及び医療機関は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

なお、医療機関については、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集等について防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

5 医療資器材等の整備

(1) 医療資器材の整備

村は、あらかじめ、医療救護所等の医療活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定め、村内の医療機関の協力のもと、その医薬品や医療資器材等を確保するよう努めるとともに、不足する事態に備え、県に対する応援要請及び民間事業者への協力体制の確立に努める。

(2) 医療廃棄物保管スペースの確保

災害時における医療廃棄物の大量廃棄に備え、あらかじめ医療廃棄物の保管スペースを確保しておく。

第3 住民の自主救護能力の向上

住民の自主救護能力を向上させるため、防災訓練等を通し、自主防災組織等に対する応急救護の知識及び技術の普及を推進する。

第9節 要配慮者の安全確保計画

主要実施機関	村	健康福祉課、消防団
	防災関係機関等	県：新庄警察署
		国：
		消防：最上広域消防本部
	その他：自主防災組織、社会福祉協議会、社会福祉施設管理者	
計画方針	<p>過去の災害においても、災害発生時には、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者の安全確保が大きな課題となっている。</p> <p>このため、近隣住民、自主防災組織、社会福祉施設等管理者、関係機関等の協力のもと、地域で要配慮者を支援する体制づくりを推進していくものとする。</p>	
計画体系		

第1 在宅の要配慮者対策

1 要配慮者支援体制の確立

(1) 地域コミュニティの形成

迅速な避難行動が困難な避難行動要支援者等を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の要配慮者の安全確保の基盤となる。

このため、村は、地区組織、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び民間ボランティア団体等による在宅の要配慮者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

(2) 避難行動要支援者情報の把握・共有

① 情報の把握

村は、基本法に基づき、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び自治会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

② 個別避難計画の整備

村は、令和3年に改正された基本法に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要援護者台帳等を基に、名簿情報に係る避

難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等必要な配慮をする。

③ 情報の提供・情報の漏えい防止

村は、基本法に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

また、村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

④ 日常的な安否確認等

消防、警察、ボランティア団体（高齢者見守り隊）等と情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。さらに、必要に応じて避難行動要支援者に保健師、ホームヘルパー等を派遣し日常的な安否確認に努め、民生委員・児童委員等と協力して避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するものとする。

2 情報伝達、避難誘導體制の整備

(1) 近隣住民等の協力による情報伝達、避難誘導體制の整備

災害発生直後の避難行動要支援者に対する情報伝達や避難誘導は、近隣住民等が果たすべき役割であると考えられる。

このため、村は、避難支援者、地区組織、自主防災組織、民生委員・児童委員等が協力して、要配慮者及び避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(2) 避難支援者の明確化

村は、地区組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

(3) 情報伝達機器の整備、標識の整備等

村及び福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じ、緊急通報システムや救急ホイ

ッスル・シグナル発信機等の避難行動要支援者からの情報伝達の機器の整備・導入を推進するとともに、その情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備する。

また、外出中の避難行動要支援者の避難が容易となるよう、道路の要所や不特定多数の人が集まる場所等に避難所等への誘導標識等を設置するよう努める。

3 防災教育、防災訓練の実施

村及び県は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

- (1) 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及
- (2) 広報誌等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等
- (3) 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

4 防災資機材等の整備

村は、実情に応じ、避難行動要支援者の家庭、地区及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう、その必要性に対する啓発及び支援等に取り組む。

5 避難行動要支援者に対する村の体制整備

村は、避難行動要支援者対策を実施するため、平常時より健康福祉課を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班等を設け、避難行動要支援者に関する情報の収集、災害時要配慮者避難支援プランの策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するための体制を整備する。

6 高齢者、障がい者等の住宅の安全性向上

高齢者・障がい者等の住宅で、老朽化や構造上の強度不足により災害発生時に倒壊の危険性のある住宅や、室内の段差等、避難時に障害となるものが多い住宅について、村は、県が実施する住宅改造の低利融資等の情報を積極的に提供し、活用してもらえよう努めるなど、住宅の安全性向上を図る。

第2 社会福祉施設等における避難行動要支援者対策

1 社会福祉施設等の管理者による災害予防対策

- (1) 避難行動要支援者が利用する村内の社会福祉施設等の状況

村内の避難行動要支援者が利用する社会福祉施設等としては、障がい者の就労支援施設の「さけがわりハビリセンター」、「老人いこいの家」、特別養護老人ホーム「ひめゆり荘」、村立の「鮭川保育所」、「こまどり保育所」の計5箇所があげられる。

資料編 資料4-15 村内の社会福祉施設等の状況

- (2) 防災体制の整備

- ① 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

② 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

③ 情報連絡、応援体制の確立

最上広域消防本部との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、最上広域消防本部、新庄警察署、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入に関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

(3) 社会福祉施設相互間の応援協力体制

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確保に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。

また、被災状況等により、施設に長くとどめられない場合等に備え、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

(5) 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行(昭和56年)以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

スプリンクラーについては、設置義務のない施設についても、必要に応じて設置するよう努める。

(6) 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害に備えて、2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

(7) 避難行動要支援者の受入体制の整備

災害時に避難行動要支援者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

2 社会福祉施設等に対する村の支援

(1) 社会福祉施設等相互間の応援協力体制の確立

村及び県は、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

(2) 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

(3) 避難行動要支援者の受入体制の整備

社会福祉施設等が避難行動要支援者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

第3 外国人の安全対策

1 防災教育、防災訓練の実施

村及び県は、国際交流関係団体、民間ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、外国語及びやさしい日本語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

2 案内標示板等の整備

村は、避難所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、外国語及びやさしい日本語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

3 災害ボランティアの養成

村及び県は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第10節 災害時「住」対策の環境整備

主要実施機関	村	農村整備課、総務課
	防災関係 機関等	県：最上総合支庁
		国：
		消防：
	その他：	
計画方針	災害による家屋の倒壊、焼失、流出等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居を確保するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため、応急仮設住宅用地を迅速に供給するための体制の整備をしておく。	
計画体系	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">災害時「住」対策の 環境整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第1 応急仮設住宅適地の基準</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第2 応急仮設住宅の候補用地の選定等</div> </div>	

第1 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際には、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準を次のように設定し、適切な用地選定を行う。

【応急仮設住宅適地の基準】

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 飲料水が得やすい場所 | 4. 住居地域と隔離していない場所 |
| 2. 保健衛生上適当な場所 | 5. 二次被害の危険性のない場所 |
| 3. 交通の便を考慮した場所 | |

第2 応急仮設住宅の候補用地の選定等

応急仮設住宅の建設に備え、村有地及び建設可能な私有地の中から、建設候補用地を選定しておく。なお、私有地については、あらかじめ事前の協議を行うなどの方策を講ずるものとする。

建設候補用地は、地域の社会情勢等を踏まえ適宜見直しを行うものとし、選定した候補地については、その候補地の情報（用地の位置、規模、整地状況等）を整理し、県へあらかじめその情報を提供し、情報の共有化を図る。

第11節 文教施設における災害予防計画

主要実施機関	村	教育委員会
	防災関係機関等	県：
		国：
		消防：最上広域消防本部
	その他：文化財管理者及び所有者	
計画方針	村教育委員会及び文教施設の管理者等は、災害に備え、防災教育や防災訓練を実施するとともに、災害時の活動体制や施設等の整備を推進し、災害時の学校の児童・生徒や文教施設利用者等の安全確保並びに施設及び収蔵物等の適切な保全に努める。	
計画体系	<pre> graph LR A[文教施設における災害予防計画] --> B[第1 学校の災害予防対策] A --> C[第2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策] </pre>	

第1 学校の災害予防対策

1 学校安全計画の策定

(1) 策定

学校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成22年11月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

(2) 内容

① 安全教育に関する事項

ア 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

イ 学年別・月別の安全指導の指導事項

(ア) 学級（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

(イ) 学校行事（避難訓練など安全に関する行事）における指導事項

(ウ) 児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

(エ) 課外における指導事項

(オ) 個別指導に関する事項

ウ その他必要な事項

- ② 安全管理に関する事項
 - ア 対人管理の事項
学校生活の安全管理の事項
 - イ 対物管理の事項
学校環境の安全点検の事項
- ③ 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

2 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

学校長は、児童・生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

3 学校安全委員会の設置

学校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

4 学校防災組織の編成等

学校長は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。

- (1) 学校防災組織の編成
災害発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。
- (2) 教職員の緊急出勤体制
夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。
- (3) 家庭との連絡
家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童・生徒等の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。
- (4) 施設、設備等の点検・整備
 - ① 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。
特に、児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。
また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。
 - ② 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

(5) 防災用具等の整備

- ① 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。
- ② 児童・生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

5 防災教育及び防災訓練

(1) 防災教育

- ① 学校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う(学校教育における具体的な防災教育は、本編第3章第2節「防災知識の普及計画」による。)

- ② 村は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。なお、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と併せた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 防災訓練

学校長は、児童・生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する(学校教育における具体的な防災訓練は、本編第3章第3節「防災訓練計画」による。)

第2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

中央公民館、ふるさと文化伝承館等の学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。

また、村は、2つの県指定文化財と28の村指定文化財を有しており、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者等は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者等は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

資料編 資料4-16 村内の指定文化財一覧

1 防災計画の策定等

学校以外の文教施設管理者、文化財の管理者及び所有者は、防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

特に、文化財の管理者及び所有者は次の事項について留意し、防災計画及びマニュアル等を作成するものとする。

- (1) 防火管理体制の整備
- (2) 環境の整理整頓
- (3) 火気の使用制限

- (4) 火災危険の早期発見と火災警戒の実施
- (5) 火災発生時にとるべき初期消火等の措置徹底

2 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

3 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとることとするが、文化財管理者及び所有者については、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

- (1) 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、消防機関等の指導のもと、次のような防災施設の整備を推進する。
 - ① 消火施設
消火栓、放水銃、ドレンチャー設備、動力消防ポンプ、耐震性貯水槽、消防道路等
 - ② 警報設備
自動火災報知設備、漏電火災警報器、非常警報設備、消防機関への通報設備等
 - ③ その他
避雷装置、防火壁等
- (2) 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火器、簡易消火道具、スプリンクラー設備等の消火施設や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

4 文化財の防災思想の普及

文化財の防火を中心とした保護対策を推進するため次の事項を実施し、防火思想の普及徹底を図る。

- (1) 文化財に対する住民の防火思想と積極的な愛護精神の普及徹底を図るための広報活動
- (2) 文化財管理者、所有者に対する教育
- (3) 管理保護に対する指導と助言

第12節 備蓄体制の整備

主要実施機関	村	住民税務課、農村整備課、健康福祉課、産業振興課
	防災関係機関等	県：最上総合支庁
		国：
		消防：
	その他：	
計画方針	災害時に基本法及び災害救助法、その他により実施する災害応急対策を円滑に進められるよう、平常時において必要物資の備蓄を図るとともに、民間事業者等との協定等を締結し、災害時における迅速かつ確実な調達体制の確保に努める。	
計画体系	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 20px;">備蓄体制の整備</div> <ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第1 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第2 防災用資機材の備蓄 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第3 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第4 防疫資器材等の備蓄並びに調達体制の整備 </div>	

第1 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 食料品の備蓄並びに調達体制の整備

村は、独自では食料等の確保が困難となった被災者や災害対策要員のための食料等の備蓄及び調達体制を整備する。

(1) 備蓄量の目安

- ① 村は、想定避難者数（451人：県想定避難者人数）1日分の4分の1相当量以上を備蓄するものとする。
- ② 県は、想定避難者（451人：県想定避難者人数）1日分の4分の1相当量以上を備蓄するものとする。
- ③ 村民、事業所等に対し啓発等を行い、3日分の食料の備蓄を確保する。

(2) 備蓄品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

- ・ 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀、乳児用調製粉乳等の主食

(3) 調達体制の整備

- ① 村は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ村内または近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量

を把握するよう努める。

- ② 村は、災害時の食料品が不足した際、県等からの供給が円滑に受けられるよう、要請方法及び支援の受入体制を整備する。

2 飲料水の備蓄並びに調達体制の整備

村は、独自では飲料水の確保が困難となった被災者や災害対策要員のための飲料水の備蓄及び調達・給水体制を整備する。

(1) 供給水量の目安

1人1日3リットルの水を確保することを目安とする。

(2) 備蓄・調達体制の整備

食料品と同様の方法で飲料水（ペットボトル等）の備蓄、調達体制を整備する。

(3) 給水体制の整備

村は、想定避難者数等を参考に、耐震性を有する上水道運搬給水基地または非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

村は、独自では生活必需品の確保が困難となった被災者や災害対策要員のための生活必需品の備蓄及び調達体制を整備する。

(1) 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
医薬品	常備薬、救急箱 ほか

区分	品目例（特に重要な品目）
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料 ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

(2) 備蓄・調達体制の整備

食料品と同様の方法で生活必需品の備蓄、調達体制を整備する。

4 燃料の調達体制の整備

- (1) 村は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時におけるガソリン、灯油等の燃料確保に努める。
- (2) 災害時、燃料が不足した際、県等からの供給が円滑に受けられるよう、村は、要請方法及び支援の受入体制を整備する。

第2 防災用資機材の備蓄

1 防災資機材の備蓄

災害の拡大を防ぎ、又、発災後速やかに救助活動を行えるよう、土嚢、スコップ、ジャッキ等防災用資機材について、既存の備蓄場所に加えて自主防災組織や行政区単位での備蓄を進めるものとする。

2 防災資機材の調達体制の整備

- (1) 村は、あらかじめ民間事業者等との協定を締結するなど、災害時における防災資機材の確保に努める。
- (2) 災害時、防災資機材が不足した際、県等からの供給が円滑に受けられるよう、村は、要請方法及び支援の受入体制を整備する。

第3 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 医療救護資器材、医薬品の備蓄

村は、災害時に医療及び助産活動が円滑に行われるよう、次のような医療救護資器材、医薬品の備蓄を行う。

- (1) 村内の医療施設に協力を要請し、災害時の医療救護資器材、医薬品の備蓄に努める。
- (2) 村内の小中学校の保健室及び保健センター等において、災害時の医療救護資器材、医薬品の備蓄を推進する。

- (3) 住民や自主防災組織等に対し、災害時の応急手当等に必要となる医薬品等の備蓄を啓発する。
- (4) 事業所等において、災害時の応急手当等に必要となる医薬品等の備蓄を啓発する。

2 調達体制の整備

災害時、医療救護資器材及び医薬品が不足する際、県等からの供給が円滑に受けられるよう、村は、要請方法及び支援の受入体制を整備する。

第4 防疫資器材等の備蓄並びに調達体制の整備

1 防疫資器材等の備蓄

村は、災害時における防疫及び保健衛生対策を円滑に進めるため、次のような防疫及び保健衛生資器材の備蓄を行う。

品目例	
1. 手袋・軍手	7. 消毒液（クレゾール等）
2. 長靴	8. ハンドスプレーヤー、動力ミスト機
3. 簡易マスク	9. じょうろ（散布用）
4. 簡易帽子	10. 家畜用防疫資機材（動力噴霧機等）
5. ゴーグル	11. その他
6. 防護服	

2 防疫資機材等の調達体制の整備

- (1) 村は、あらかじめ民間事業者等との協定を締結するなど、災害時における防疫及び保健衛生資器材の確保に努める。
- (2) 災害時、防疫資機材等が不足した際、県等からの供給が円滑に受けられるよう、村は、要請方法及び支援の受入体制を整備する。

第13節 ボランティア受入体制整備計画

主要実施機関	村	健康福祉課
	防災関係機関等	県：最上総合支庁
		国：
		消防：
	その他：社会福祉協議会、日本赤十字社山形県支部	
計画方針	大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアに対し、村は、受入体制及び活動環境の整備を推進し、災害ボランティアの迅速かつ効果的な応急活動等への参加を促進する。	
計画体系		

第1 一般ボランティア

1 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

2 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- (1) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (2) 救援物資、資機材等の配分・輸送
- (3) 軽易な応急・復旧作業
- (4) 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- (5) 災害ボランティアの受け入れ事務

3 受入体制の整備

村は、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- (1) 市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- (2) 市町村災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施

- (3) 市町村災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- (4) 市町村災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- (5) 地域における防災意識の普及啓発
- (6) ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

第2 専門ボランティア

1 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

2 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体(ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救助・救急活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料(文化財等)の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料(文化財等)の取扱いに関する知識を有する者

3 受入体制の整備

村は、県関係各課、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

- (1) ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
- (2) ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。
- (3) ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
- (4) ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。
- (5) ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入や調整を行う体制の整備を図る。

第3 活動環境の整備

村は、被災者ニーズ等の情報提供方策の整備やボランティア団体の活動支援、リーダー育成など、ボランティア活動の環境整備を図る。

村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）と連携のうえ役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第14節 孤立集落対策計画

主要実施機関	村	住民税務課
	防災関係機関等	県：
		国：
		消防：
	その他：自主防災組織	
計画方針	<p>村内には、土砂災害等による交通途絶により、孤立するおそれのある集落が8つ確認されている。</p> <p>このため、孤立防止のための地盤災害予防対策等を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資の備蓄、通信機器類や防災資機材等の整備、自主防災組織の育成等を推進し、孤立する可能性のある集落における防災体制の確立に努める。</p>	
計画体系	<pre> graph LR A[孤立集落対策計画] --- B[第1 孤立するおそれのある集落] A --- C[第2 防災資機材等の整備] A --- D[第3 孤立する可能性のある集落の住民に対する危険箇所の周知] A --- E[第4 孤立する可能性のある集落の自主防災組織の育成] </pre>	

第1 孤立するおそれのある集落

現在、村内には、8つの集落が、孤立する可能性のある集落として位置付けられている（平成21年度の地域防災対策事業（災害情報ネットワーク）孤立可能性集落現場調査報告書）。

村は、今後とも、土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落（以下「孤立可能性のある集落」）について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況、連絡責任者などの集落の状況の把握に努める。

資料編 資料6-1 孤立する可能性のある集落一覧

第2 防災資機材等の整備

1 連絡手段の確保

村は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、村、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、孤立可能性のある集落において、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

2 食料等の備蓄

村は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

また、自主防災組織等における食料等の備蓄について支援等を行う。

3 避難所の整備

村は、土砂災害危険箇所などの危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、耐震性の強化等を推進し、住民の安全確保に努める。

4 防災資機材の整備

村は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

5 臨時ヘリポートの確保

村及び県は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難など、こうした緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

第3 孤立する可能性のある集落の住民に対する危険箇所の周知


村は、国及び県と協力し、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、孤立する可能性のある集落の住民等に対し、あらかじめ危険箇所を周知する。

第4 孤立する可能性のある集落の自主防災組織の育成

村は、孤立する可能性のある集落の住民自ら、救助・救出、避難誘導、地域住民の安否確認、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

また、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう、村は、関係機関との応援体制を整備する。

第15節 原子力災害予防計画

主要実施機関	村	住民税務課、農村整備課、産業振興課
	防災関係機関等	県：最上総合支庁
		国：
		消防：
	その他：	
計画方針	<p>県内には原子力発電所はなく、隣接する原子力施設（女川原子力発電所、福島第一原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所）から村までの距離は100 km以上離れてはいるものの、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の影響は、住民の心理面や農業生産者等において、少なからぬ影響を与えたことは、記憶に新しい。</p> <p>このため、平時よりモニタリングの実施、防災体制の整備、防災知識の普及等の原子力災害に対する予防対策を推進し、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な村民の生活確保に努めるものとする。</p>	
計画体系	 <pre> graph LR A[原子力災害予防計画] --- B[第1 モニタリングの実施] A --- C[第2 防災体制の整備] A --- D[第3 防災知識の普及] </pre>	

第1 モニタリングの実施

村は、県が平時より県内の環境及び食品・水道水の放射性物質の状況を把握するため実施する環境中及び食品・水道水中のモニタリング（以下「モニタリング」という。）に協力するものとする。

また、村においても、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努める。

モニタリングの結果は、ホームページ等を通じ定期的に公表する。測定結果に異常が確認された場合には、速やかに公表し、住民に対し周知徹底を図る。

第2 防災体制の整備

1 通信連絡体制の整備

村は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線及び広報車等の広報設備等の整備・拡充を図るとともに、県等に対する連絡、応援要請等の体制を整備する。（詳細は本編第2章第1節参照）

2 避難等の体制の整備

村は、国が示す緊急事態の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難体制を整備する。

- (1) 村は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態、施設敷地緊急事態における住民への注意喚起体制を整備するものとする。
- (2) 村は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（以下「全面緊急事態」という。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定するものとする。
- (3) 村は、全面緊急事態における避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等必要な事項に関するマニュアルを策定するものとする。

3 防災訓練等の実施

村は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

第3 防災知識の普及

1 放射線に関する知識の普及

村は、県の助言のもと、国や県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行うものとする。

2 原子力災害に関する防災知識の普及

(1) 防災広報

村は、県の助言のもと、県、国、原子力発電所所在道府県及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施し、防災知識の普及と啓発に努める。

- ① 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
- ② 原子力災害とその特殊性に関すること
- ③ 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ④ 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- ⑤ 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関すること
- ⑥ その他必要と認める事項に関すること

(2) 防災教育

村の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

3 防災業務関係者に対する教育・研修

村は、県、国または指定公共機関等の実施する原子力災害に関する研修を積極的に活用し、村職員及び防災業務関係者に対する教育・研修に努める。

【必要に応じ県が実施する教育・研修】

1. 原子力防災体制及び組織に関する知識
2. 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
3. 原子力災害とその特性に関すること
4. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
5. 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
6. 放射線及び放射性物質の測定に関すること
7. 緊急時医療に関すること
8. 危機管理に関すること
9. その他必要と認める事項に関すること

4 住民相談体制の整備

県が、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、村内に総合的な相談窓口を設置する場合に備え、村は、県との協力体制を整備する。

第3章 防災行動力の向上

第1節 地域防災力強化計画

主要実施機関	村	住民税務課、消防団
	防災関係 機関等	県：
		国：
		消防：最上広域消防本部
	その他：自主防災組織、村内の企業（事業所）等	
計画方針	<p>災害発生時においては、村等の公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、自主防災組織の育成や企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備、消防団の活性化等を推進し、地域防災力の強化に努める。</p>	
計画体系	<pre> graph LR A[地域防災力強化計画] --- B[第1 自主防災組織の育成] A --- C[第2 企業（事業所）等における防災の促進] A --- D[第3 防災センター等の確保] A --- E[第4 消防団の活性化] </pre>	

第1 自主防災組織の育成

1 自主防災組織の育成方針

(1) 育成主体

- ① 村は、基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、県の助言、協力のもと、地区等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。
- ② 防災関係機関は、村が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 教育の方針

- ① 村は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和54年3月23日山形県防災会議決定）に基づき、既存の地区等の自治組織を自主防災組織として育成する。
- ② 行政区等住民組織に対して自主防災組織に対する意識啓発を行い、実効ある自主防災組織の育成に努める。

- ③ 行政区域の活動に防災活動を組み入れ、自主防災組織の育成を推進する。
- ④ 女性防火クラブ、他の民間防火組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係団体と連携した自主防災組織の育成を図る。
 - ア 女性防火クラブとの一体的な活動体制づくり
 - イ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施
- ⑤ 育成の際には、特に、災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。
 - ア 人口の密集している地域
 - イ 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
 - ウ 木造家屋の集中している住宅地等
 - エ 土砂災害警戒区域等の土砂災害危険地域
 - オ 雪崩発生危険箇所の多い地域
 - カ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
 - キ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
 - ク 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

2 自主防災組織の規模

自主防災組織は、次の事項に留意して、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位として育成を図るものとする。

- (1) 行政区単位、集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- (2) 同一の避難所の区域あるいは旧小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

3 育成強化対策

- (1) 自主防災組織育成計画の作成等

村は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

① 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

ア 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

イ 編成上の留意事項

(ア) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討

(イ) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応

- (ウ) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- (エ) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用
- ② 規約の作成
 - 自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。
- ③ 活動計画の作成
 - 自主防災組織の活動計画を定める。
 - ア 自主防災組織の編成と任務分担に関すること(役割の明確化)。
 - イ 防災知識の普及に関すること(普及事項、方法等)。
 - ウ 防災訓練に関すること(訓練の種別、実施計画等)。
 - エ 情報の収集伝達に関すること(収集伝達方法等)。
 - オ 出火防止及び初期消火に関すること(消火方法、体制等)。
 - カ 救出及び救護に関すること(活動内容、消防機関等への連絡)。
 - キ 避難誘導及び避難生活に関すること(避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難場所または避難所の運営協力、ペット同行避難者への対応等)。
 - ク 給食及び給水に関すること(食料・飲料水の確保、炊き出し等)。
 - ケ 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること(調達計画、保管場所、管理方法等)。
- (2) 自主防災組織の活動マニュアルの作成
 - 自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、指導するものとする。
 - ① 平常時の活動
 - ア 日常の備え及び災害時の的確な行動等の防災に関する知識の普及
 - イ 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
 - ウ 地域内における危険箇所(山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等)の点検
 - エ 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認
 - オ 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
 - カ 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
 - キ 避難所及び医療救護施設の確認
 - ク 火気使用設備・器具等の点検
 - ケ 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - コ 各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等
 - サ 在宅の要配慮者に関する情報の把握等
 - ② 災害発生時の活動
 - ア 出火防止及び初期消火活動の実施
 - イ 地域住民の安否の確認
 - ウ 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力

- エ 地域内における被害状況等の情報の収集・通報
- オ 地域住民に対する避難指示・指示の伝達
- カ 避難誘導活動の実施
- キ 要配慮者の避難活動への支援
- ク 避難生活の指導、避難所の運営への協力
- ケ 給食・給水活動及びその協力
- コ 救助物資等の配布及びその協力
- サ 他地域への応援等

(3) 自主防災リーダーの育成

村は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下「自主防災リーダー」という。)の育成に努める。

村は、自主防災リーダーの育成を支援するため、県が実施する自主防災リーダー研修会等を積極的に活用するものとする。

- ① 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務はできるだけ避けること。
- ② 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー(その職務を代行しうる者)も同時に育成すること。
- ③男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること。

(4) 訓練の充実

- ① 災害時における迅速かつ確かな防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。
- ② 村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、村の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

(5) 防災資機材の整備等

村は、県が実施する「自主防災組織への支援事業」や、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。

第2 企業(事業所)等における防災の促進

村は、企業(事業所)等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画(BCP)の策定促進を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

1 企業等における自衛消防組織の育成

(1) 育成方針

村は、災害時における企業等の被害の防止と軽減を図るため、次の施設を管理する企業（事業所）等に対し、自衛消防組織の育成を指導する。

① 対象施設

- ア 旅館及び学校等、多数の者が出入し、または、居住する施設
- イ 石油類、高圧ガス等を貯蔵し、または取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

② 組織編制

事業所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約をたてておくものとする。

ア 役員

防災責任者及びその任務、班長及びその任務

イ 会議

総会、役員、班長会等

(2) 育成強化対策

① 消防法に基づく指導

村は、多数の者が出入し、勤務し、または居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、小規模なビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

② 自衛消防組織の整備指針に向けた理解の確保

村は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立を図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③ 自衛消防組織等の防災計画の策定

自衛消防組織等が災害予防や被害軽減のための活動を効果的に行なえうよう、あらかじめ次の事項を記載した防災計画を策定するよう指導するものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配備（職員の役割分担等）
- (イ) 消防用設備等の維持及び管理
- (ウ) 家具・什器等の落下・転倒防止措置
- (エ) 各種防災訓練の実施等
- (オ) 地域住民との協力に関すること
- (カ) 非常時の持ち出し等、その他自主的な防災に関すること

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 避難誘導活動の実施等
- (ウ) 救援、救助活動の実施等

2 企業等における事業継続計画の策定促進

(1) 企業等における事業継続計画策定のための支援等

村は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(2) 企業等における事業継続計画策定

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続または早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

3 地域住民及び事業者の共同による地区内の防災活動の推進

大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、地域住民、企業（事業所）等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが必要である。そのため、村内の一定の地区内の地域住民及び当該地区に企業（事業所）を有する事業者は、当該地区における防災の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

4 企業等における帰宅困難者対策の促進

村は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第3 防災センター等の確保

地域住民による自主防災活動を積極的に推進し、地域防災体制を確立するため地域防災活動の拠点となる防災センターやコミュニティ防災センター等の確保を図る。

第4 消防団の活性化

消防団においては、団員の減少傾向に加えて、高齢化、サラリーマン化、女性消防団員の不足等の問題が発生しているため、消防団員の活性化を図るために必要な対策を推進するものとする。

1 消防団員の資質の向上

消防団員の資質の向上を図るため、次の施策の推進に努める。

- (1) 団員募集方法の多様化
- (2) 若手リーダーの育成
- (3) 健康の管理
- (4) 女性防火指導員の養成
- (5) 応急手当普及員の養成
- (6) 消防団員確保アドバイザー派遣制度の活用（総務省消防庁）
- (7) 消防団協力事業所表示制度の導入の検討

2 消防団への理解促進

消防団の社会的地位向上と地域住民の理解と協力を得るため、次の施策の推進に努める。

- (1) 広報紙等の作成
- (2) 消防団に関するポスター、作文、標語、写真の募集、掲示
- (3) 防火大会、防火キャラバン等の開催
- (4) 地元イベントに参加し、デモンストレーションを行うこと
- (5) 一日消防体験の実施
- (6) 消防団員の勤務する事業所等に対する協力要請
- (7) 後援会組織づくり
- (8) 消防団員及び消防団活動への協力事業者等に対する表彰制度
- (9) 学校等と連携した防災教育・訓練等の推進による消防団への理解促進

3 超高齢社会に対応した消防団活動の推進

超高齢社会に対応した消防団活動を図るため、次の施策の推進に努める。

- (1) 青年層、女性層の団員への参加促進
- (2) 消防団退団者の組織化

- (3) 高齢者の防火意識の高揚
- (4) 女性防火クラブ、自主防災組織等の防火指導
- (5) 消防団活性化のための検討会等の開催

- (6) 公務員の消防団への入団推進
- (7) 商工会、農業協同組合等の消防団への入団促進
- (8) 青年、女性、公務員、消防団員OB等の地域住民が参加しやすい活動環境づくり（あらかじめ活動や役割を定めた機能別団員・分団制度等の活用）

4 消防団員の処遇改善

消防団員の処遇改善のため、次の施策の推進に努める。

- (1) 報酬、出勤手当の改善
- (2) 公務災害補償の充実
- (3) 退職報償金制度の充実
- (4) 制服等の支給改善、装備の充実
- (5) その他消防団員やその家族等を対象とした優遇措置等の検討

第2節 防災知識の普及計画

主要実施機関	村	住民税務課、健康福祉課、教育委員会、各課								
	防災関係機関等	県：最上総合支庁								
		国：								
		消防：最上広域消防本部 その他：関連施設管理者								
計画方針	災害時応急対策の主体となる村職員に対する防災教育、地域住民・事業所・要配慮者等に対する防災知識の普及、学校教育や防災上特に注意を要する施設における防災教育を推進し、村全体の防災意識の向上に努める。									
計画体系	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">防災知識の普及計画</td> <td style="width: 70%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>第1 村職員に対する防災教育</td></tr> <tr><td>第2 一般住民に対する防災知識の普及</td></tr> <tr><td>第3 事業所等に対する防災知識の普及</td></tr> <tr><td>第4 学校教育における防災教育</td></tr> <tr><td>第5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育</td></tr> <tr><td>第6 要配慮者に対する防災知識の普及等</td></tr> </table> </td> </tr> </table>		防災知識の普及計画	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>第1 村職員に対する防災教育</td></tr> <tr><td>第2 一般住民に対する防災知識の普及</td></tr> <tr><td>第3 事業所等に対する防災知識の普及</td></tr> <tr><td>第4 学校教育における防災教育</td></tr> <tr><td>第5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育</td></tr> <tr><td>第6 要配慮者に対する防災知識の普及等</td></tr> </table>	第1 村職員に対する防災教育	第2 一般住民に対する防災知識の普及	第3 事業所等に対する防災知識の普及	第4 学校教育における防災教育	第5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	第6 要配慮者に対する防災知識の普及等
防災知識の普及計画	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>第1 村職員に対する防災教育</td></tr> <tr><td>第2 一般住民に対する防災知識の普及</td></tr> <tr><td>第3 事業所等に対する防災知識の普及</td></tr> <tr><td>第4 学校教育における防災教育</td></tr> <tr><td>第5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育</td></tr> <tr><td>第6 要配慮者に対する防災知識の普及等</td></tr> </table>	第1 村職員に対する防災教育	第2 一般住民に対する防災知識の普及	第3 事業所等に対する防災知識の普及	第4 学校教育における防災教育	第5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	第6 要配慮者に対する防災知識の普及等			
第1 村職員に対する防災教育										
第2 一般住民に対する防災知識の普及										
第3 事業所等に対する防災知識の普及										
第4 学校教育における防災教育										
第5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育										
第6 要配慮者に対する防災知識の普及等										

第1 村職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、村における防災活動の円滑な実施に万全を期すとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、村職員に対し、防災教育の普及徹底を図る。

1 教育内容

- (1) 村計画及びこれに基づく各機関の防災体制と職員が果たす役割（職員の動員体制と任務分担）
- (2) 災害時職員初動活動マニュアル、防災対応マニュアルの内容
- (3) 災害の原因、被害想定、対策等の科学的専門的知識
- (4) 過去の主な被害事例
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) 土木、建築その他災害対策に必要な技術
- (7) 応急手当、AED操作方法等の応急救護知識
- (8) 防災行政無線、非常用発電設備等の災害対策用機器の操作方法
- (9) 原子力災害に関する知識

2 教育方法

村は、次のような方法で村職員に対する防災教育を実施するものとする。

なお、毎年度当初職員に対しては、防災関係法令、関係条例、村防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底する。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

- (1) 講習会、研修会等への参加
- (2) 防災活動の手引等印刷物の配布
- (3) 見学、現地調査等の実施

第2 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について村が対応することが困難であり、「自らの命は自らが守る」といった住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、村は、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災訓練や啓発活動を通して防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、早期自主避難の意識浸透を図る。また、地域における多様な主体の関わりの中で防災知識の普及を図る。

なお、村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

また、集中的な大雪が予測される場合は、住民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップや除雪ブラシ、砂、食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

1 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

- (1) 災害への備えについての啓発事項
 - ① 住宅の安全点検
 - ② 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - ③ 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
- ※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

- ④ 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑤ 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- ⑥ 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- ⑦ ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- ⑧ 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑨ 村及び県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- ⑩ マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

(2) 災害予想区域図の周知

村は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。

また、ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

(3) 災害発生後の行動等についての啓発事項

- ① 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ② 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- ③ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- ④ 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑤ 応急救護の方法
- ⑥ 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- ⑦ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- ⑧ ライフライン途絶時の対策
- ⑨ 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- ⑩ 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- ⑪ 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(4) 地区防災計画の必要性の啓発

村は、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、地区住民等が自ら、その地区の特性に応じ、防災活動の内容を定めることのできる「地区防災計画」の必要性等について、住民に対し啓発を行うものとする。

2 啓発方法

村は、次のような方法により一般住民への防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を

推進する。

- (1) パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- (2) 防災ビデオの貸し出し
- (3) ホームページの活用
- (4) 住民を対象とした防災セミナー等の開催及び訓練の実施
- (5) 地域における自主防災組織、地区、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じた防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発
- (6) その他広報車の巡回等

第3 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、村は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

1 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。なお、災害発生後の行動等についての啓発事項は一般住民に対する事項と同様とする。

- (1) 災害への備えについての啓発事項
 - ① 事業者等の安全点検
 - ② 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - ③ 最低3日間、推定1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック※の活用）
 - ④ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ⑤ 水害保険・共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え
 - ⑥ 村及び県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (2) 災害予想区域図の周知

村は、想定される被害の危険区域及び避難所等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）の作成に努め、事業所等に周知する。

2 啓発方法

村は、次のような方法により事業所等への防災知識と防災意識の啓発を推進するとともに、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

- (1) パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- (2) 防災ビデオの貸し出し
- (3) ホームページの活用
- (4) 事業所等を対象とした防災セミナー等の開催及び集団指導

第4 学校教育における防災教育

1 児童・生徒等に対する防災教育

村は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童・生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、村及び県の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

- (1) 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- (2) 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。
- (3) 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

2 教職員に対する防災教育

- (1) 村教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童・生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。
- (2) 学校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

第5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

村は、防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテル等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関（最上広域消防本部、最上総合支庁等）が実施する防災教育に協力し、その資質向上と災害発生時における行動力、指導力の養成に努める。

1 防災対策上特に注意を要する施設に対する防災教育

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテル等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養うものとする。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

2 施設管理者等が実施する防災教育

(1) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、高圧ガス、その他の発火性または引火性物品等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(2) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓

練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(3) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(4) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第6 要配慮者に対する防災知識の普及等

在宅の高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等いわゆる要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者等の避難支援者が防災知識を持つこと、また、災害時には地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、地域住民等が要配慮者支援に関する防災知識をもつことが重要となる。このため、村は、次のような防災知識の普及活動等を行うものとする。

1 要配慮者・避難支援者に対する防災知識の普及

- (1) 災害についての基礎知識や日頃の備え、災害発生時の行動などを盛り込んだ要配慮者向けのパンフレット等の作成・配布により要配慮者及び避難支援者の防災知識の普及に努めるほか、防災研修会などの開催に際して要配慮者及び避難支援者の参加を促進するものとする。
- (2) 外国人に対しては、日本の災害の特徴及び災害発生時の対応等を記載したパンフレットの作成・配布、インターネット等の活用、外国人登録申請時における防災パンフレット等を配布及び災害発生時の対応等について説明等により防災知識の普及に努める。

2 住民等に対する要配慮者への配慮事項の啓発等

村は、要配慮者に対する配慮事項を示したパンフレットを作成・配布するなどして、地域住民等へ要配慮者支援に関する知識の普及を図るものとする。

第3節 防災訓練計画

主要実施機関	村	住民税務課、教育委員会、各課
	防災関係機関等	県：最上総合支庁、新庄警察署
		国：自衛隊
		消防：最上広域消防本部
	その他：自主防災組織、関係施設管理者、関係機関	
計画方針	<p>災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、村は、県や防災関係機関、自主防災組織等との連携、協力のもと総合的な防災訓練や個別防災訓練を実施し、防災業務に従事する職員等の実践的実務の習熟と防災関係機関等との有機的な連携を強化する。</p> <p>さらに、学校や防災上特に注意を要する施設管理者等による防災訓練を通し、住民等の防災意識を高め、村全体の防災行動力の向上を図る。</p>	
計画体系	<pre> graph LR A[防災訓練計画] --- B[第1 総合的な防災訓練の実施] A --- C[第2 個別防災訓練の実施] A --- D[第3 学校の防災訓練] A --- E[第4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練] A --- F[第5 防災訓練の評価・反映] </pre>	

第1 総合的な防災訓練の実施

村は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動を円滑に実施するため、「市町村総合防災訓練実施要綱」を参考に、村独自の具体的な防災訓練計画をその都度作成し、村総合防災訓練を年1回実施するものとする。

資料編 資料1-10 市町村総合防災訓練実施要綱

1 防災訓練を実施するに当たっての留意点

村は、特に、以下の事項に留意し、より実践的な防災訓練を実施する。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体など多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- (3) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。
- (5) 図上訓練等を実施するように努めること。
- (6) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (7) 避難誘導及び避難生活に関すること(避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所または避難所の運営協力等)

- (8) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなど、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- (9) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (10) 複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震、地震の後の土砂災害等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- (12) 訓練を実施する際には、その目的や役割、行動等について、あらかじめ職員等に認識させた上で行うものとし、訓練の重要性について周知徹底を図る。

2 訓練項目

総合的な防災訓練は、震災、風水害等の被害に係る想定を明確にし、次の訓練の項目を基本に、訓練の全部または一部を総合的に実施するものとする。

訓練項目	
1. 気象予報伝達訓練	12. 救出訓練
2. 非常招集訓練	13. 救急救護訓練
3. 災害情報収集訓練	14. 避難誘導訓練
4. 通信手段確保訓練	15. 避難所設営運営訓練
5. 非常通信訓練	16. 給食給水訓練
6. 災害対策本部設置訓練	17. 緊急道路確保訓練
7. 災害対策本部運営訓練	18. 救援物資輸送訓練
8. 広域応援訓練	19. 災害ボランティア受入訓練
9. 災害広報訓練	20. 要配慮者対策訓練
10. 消火・消防訓練	21. 自主防災組織による初期対応訓練
11. 水防訓練	22. 庁舎内防災訓練

第2 個別防災訓練の実施

個別訓練については、上記第1の2「訓練項目」を基本に、総合的な防災訓練とあわせ、または、単独で行うものとする。訓練を実施する際には、総合的な防災訓練と同様に、村独自の詳細な防災訓練計画をその都度作成するものとする。また、上記第1の1「防災訓練を実施するにあたっての留意点」に十分配慮する。

なお、次の訓練項目については、東日本大震災等の過去の災害や村の地域特性等を踏まえると特に重要な訓練項目となるため、訓練項目を選択するにあたっては、留意するものとする。

1 非常招集訓練

村は、勤務時間外の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に初動体制を確立するため、防災関係職員が非常招集する訓練を実施する。

2 村災害対策本部設置訓練

村は、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に初動体制を確立するため、村災害対策本部を設置する訓練を実施する。

3 村災害対策本部運営訓練

村は、初動体制の検証・評価、職員の災害対応能力の向上及び防災意識の向上を図るため、村災害対策本部運営訓練を状況付与型図上訓練等により実施する。

4 広域応援要請訓練

村は、県や自衛隊、他の市町村等との応援協定に基づく広域応援を円滑に実施するため、関係機関等と連携した広域応援要請訓練を実施する。

5 非常通信訓練

村は、非常通信協議会を構成する各機関と連携し、災害時に防災関係機関相互の無線等による通信連絡を迅速かつ確実にを行うため、定められた通信ルートにより原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

6 自主防災組織による初期対応訓練

自主防災組織を中心とした住民による組織単位の避難訓練、高齢者・障がい者等要配慮者の避難援護活動、初期消火、救助・救護活動、村との情報連絡訓練等の住民主導の防災訓練を実施する。

7 水防訓練

水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防（消防）団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。

8 消防訓練

災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の消防訓練を実施する。

9 避難誘導訓練

村は、水害、震災、土砂災害等の多様な災害を想定し、自主防災組織、消防団、地域住民等の協力のもと、避難誘導訓練を実施する。特に、要配慮者に対する避難誘導方法については、訓練を通し習熟を図る。

10 救急救護訓練

村は、医療機関と連携し、医療救護所の設置、トリアージ等の応急救護訓練を実施する。

11 庁舎内防災訓練

日頃より多くの人が集まる庁舎内で、職員と住民が共同で行う庁舎内防災訓練を実施する。訓練内容としては、職員の初動対応訓練のほか、来庁者の避難誘導訓練等を取り入れるものとする。

第3 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画の策定及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

村は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

【学校の防災訓練実施にあたっての留意点】

1. 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
2. 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
3. 季節を考慮した訓練を実施すること。
4. できる限り地域との連携に努めること。

第4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテル等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の避難行動要支援者が多数在所していることから、施設の管理者は、村及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

第5 防災訓練の評価・反映

- (1) 村は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 村は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ次回訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定、防災行動計画（タイムライン）等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制等の維持・整備、防災関係機関相互の連携強化を図る。

第4節 災害に備えた調査研究

主要実施機関	村	住民税務課、農村整備課、消防団、各課
	防災関係 機関等	県：最上総合支庁、新庄警察署
		国： その他：最上広域消防本部
計画方針	<p>災害事象の多様化・複雑化に備え、村は、国や県の調査研究の活用等を図りながら、災害が発生または危険が予想される箇所の事前調査、あるいは災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。</p> <p>また、災害発生後円滑で迅速な復興活動が行われるよう、平常時から復興時の参考となるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。</p>	
計画体系	<pre> graph LR A[災害に備えた調査研究] --> B[第1 村が実施する調査研究] A --> C[第2 国・県が実施する調査研究の活用] </pre>	

第1 村が実施する調査研究

1 防災パトロール調査の推進

村長が実施責任者となり、村、県、警察等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所をパトロール調査し、それぞれの問題を想定してその対策を検討し、必要な指示、指導を行い、特に危険が予想される場合は、改修等の命令を行う。

2 被害の詳細な調査研究、想定と危険箇所の周知徹底

防災カルテ等を踏まえ、被害を詳細に調査研究、想定（各種災害のハザードマップの作成等）を実施し、これら危険箇所に対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめて住民や関係機関に周知する。

3 データの保存及びバックアップ

- (1) 村においてあらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、村において保管している公図等の写しの被災を回避するための手段を講じる。
- (2) 村においては、住民データ等については、クラウドを活用しているが、今後は、クラウドの活用範囲の拡充等を検討し、データの保存及びバックアップを推進していくものとする。

第2 国・県が実施する調査研究の活用

村は、国や県が実施する調査研究の情報を活用し、地域の実情にあった被害想定、災害危険箇所の事前調査、効果的な予防対策、円滑で迅速な応急活動体制の確立を図るものとする。

第Ⅲ編 災害応急対策計画

章	項目名	頁
第1章	応急活動組織	169
	第1節 応急活動体制	169
	第2節 相互協力・応援要請	188
第2章	初動期の応急活動	204
	第1節 情報の収集・伝達	204
	第2節 災害時の広報広聴計画	235
	第3節 消火活動計画	240
	第4節 救助・救急計画	244
	第5節 水防対策	248
	第6節 危険物施設等対策	253
	第7節 土砂災害防止施設応急対策	256
	第8節 医療救護計画	259
	第9節 要配慮者の応急対策計画	264
	第10節 避難計画	268
	第11節 指定避難所等運営計画	278
	第12節 災害時の緊急輸送対策及び交通の確保	284
	第13節 災害時の防犯対策	293
第14節 物的公用負担等の実施	295	
第3章	応急活動計画	298
	第1節 生活救援対策	298
	第2節 災害時における保健衛生計画	312
	第3節 災害時における廃棄物処理計画	318
	第4節 遺体の捜索、処理及び埋葬計画	323
	第5節 災害時における「住」対策	328
	第6節 文教施設における災害応急対策	335
	第7節 公共施設等の応急対策	342
	第8節 ライフライン施設の応急対策	345
	第9節 農林水産業の応急対策	353
	第10節 労働力の確保	358
	第11節 ボランティア活動支援計画	362
	第12節 義援金及び義援物資受入、配分計画	365
	第13節 一時集積配分拠点運営計画	368
第14節 災害救助法の適用に関する計画	372	

章	項目名	頁
第4章	個別災害応急対策計画	377
	第1節 大規模土砂災害応急対策	377
	第2節 雪害応急対策	379
	第3節 突発的大事故応急対策	384
	第4節 林野火災応急対策	395
	第5節 原子力災害応急対策	399
	第6節 大規模停電対策計画	405

第1章 応急活動組織

第1節 応急活動体制

第1 職員の動員配備計画

主要実施機関	村	総務課、住民税務課、他全職員、消防団員
	防災関係機関等	県：
		国：
		消防：
	その他：	
計画方針	災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備体制（第1次配備体制、第2次配備体制、第3次配備体制）ごとの村職員の動員配備について、その要領を定めるものとする。	
計画体系		

1 職員の動員配備基準等

(1) 職員の動員配備基準

災害が発生しまたは発生のおそれがある場合における村職員の動員配備基準は、次のとおりとする。

ただし、動員配備基準に満たない場合においても、村内に災害発生に係る事象等が見られる場合等においては、必要に応じ、配備体制等をとるものとする。

職員の動員配備基準

災害種別	配備	動員計画	災害対策組織設置基準	職員配備基準 (指定登庁職員)	体制
警戒レベル2	第1次配備	災害対策警戒班	①大雨注意報または洪水注意報発表時 ②台風接近時などの大雨、洪水注意報発表時 ③竜巻注意報発表時 ④鮭川（真木水位局）で水防団待機水位（2.50m）になったとき ⑤震度3の地震が観測されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・危機管理主幹 ・危機管理室職員全員 ・その他職員は、不要不急の外出は避け、いつでも連絡がとれるよう待機 	<ul style="list-style-type: none"> ○参集場所 危機管理室 ○活動内容 ・気象、被害情報など災害関連情報の収集・伝達。

災害種別	配備	動員計画	災害対策組織設置基準	職員配備基準 (指定登庁職員)	体制
警戒レベル3	第2次配備	災害対策連絡本部	①大雨警報または洪水警報発表時 ②台風接近時の大雨、洪水警報発表時 ③鮭川(真木水位局)で氾濫注意水位(3.50m)になったとき ④震度4の地震が発生したとき ⑤第1次配備をもって対策を講ずるのに不十分であると判断したとき ※状況により、動員の指示を行う場合もある。	<ul style="list-style-type: none"> ・各課長全員 ・各課長補佐等 ・住民税務課職員全員 ・その他職員は、不要不急の外出は避け、自宅待機 ・ライフライン及び指定避難所の開設準備などの調整が必要な事態が想定される場合は農村整備班、健康福祉班、教育班、総務班、産業振興班、むらづくり推進班関係職員の参集 	<ul style="list-style-type: none"> ○参集場所 住民税務課または役場会議室 ○活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・村長に報告 ・気象、被害情報など災害関連情報の収集・伝達。 ・第3次配備(対策本部の設置)に移行できる体制を整える。
警戒レベル4〜警戒レベル5	第3次配備	災害対策本部	①土砂災害警戒情報が発表されたとき ②記録的短時間大雨情報が発表されたとき ③気象特別警報(大雨特別警報、氾濫危険情報または氾濫発生情報)が発表されたとき ④鮭川(真木水位局)で避難判断水位(6.30m)になったとき ※水位については、あくまで目安であり、対策本部の立ち上げは早期に判断する。 ⑤震度5弱以上の地震が発生したとき ⑥大規模な災害が発生し、または発生するおそれのあるとき ⑦村長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 ※勤務箇所へ参集できない職員は最寄りの公的施設へ参集し、勤務箇所と連絡をとる。道路が寸断され登庁することが困難な場合は、その地域に残り被害状況等の収集にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置場所 役場会議室 代替場所：中央公民館 農村交流センター、もしくは被災のおそれがない公共施設 ○活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・本部員は、本部長の命を受け、各災害対策の責任者となる。 ・班員等は、本部員の指示を受け、被害の発生に備えるとともに、所掌する業務を遂行する。 ・各課においては所管する施設等の状況確認、情報の収集・伝達などを行う

(2) 職員の動員計画

平常時 (災害対策本部設置時)	役職名	動 員 計 画		
		第1次配備	第2次配備	第3次配備
		災害対策 警戒班	災害対策 連絡本部	災害対策本部
村 長 副村長 教育長	本部長			
	村長			
	副本部長		●	●
	副村長			
	教育長			
事務局	危機管理監	●	●	●
	危機管理主幹	●	●	●
	課長補佐等	●	●	●
	危機管理室職員	●	●	●
総務課 (総務班)	課長(本部員)		●	●
	課長補佐等(本部連絡員)		●	●
	職員(班員)		○	●
住民税務課 (住民税務班)	課長補佐等(本部連絡員)		●	●
	職員(班員)		●	●
出納室 (会計班)	会計管理者(本部員)		●	●
	職員(班員)			●
健康福祉課 (健康福祉班)	課長(本部員)		●	●
	課長補佐等(本部連絡員)		●	●
	職員(班員)		○	●
農村整備課 (農村整備班)	課長(本部員)		●	●
	課長補佐等(本部連絡員)		●	●
	職員(班員)		○	●
産業振興課 (産業振興班)	課長(本部員)		●	●
	課長補佐等(本部連絡員)		●	●
	職員(班員)		○	●
むらづくり推進課 (むらづくり推進班)	課長(本部員)		●	●
	課長補佐等(本部連絡員)		●	●
	職員(班員)		○	●
教育委員会 教育課 (教育班)	課長(本部員)		●	●
	課長補佐等(本部連絡員)		●	●
	職員(班員)		○	●
議会事務局 (議会班)	局長(本部員)		●	●
消防団 (消防班)	団長		●	●
	団員			●

注1：第1次配備に相当する状況となった場合、特別の事情がある場合を除き、全員待機とする。

待機とは、平常勤務中または帰宅後・休日は所在を明確にして指示を待つことをいう。

注2：上記に限らず、第2次配備においては本部の判断のうえ所属長より職員参集の指示を行う場合がある。

注3：○印 → ライフライン及び指定避難所の開設準備などの調整が必要な事態が想定される場合に参集を行う。

2 勤務時間内における対応

(1) 職員動員の指示

職員の動員は、配備体制に関する基準に従い、危機管理監からの連絡報告に基づき総務課長が行う。

(2) 動員の伝達手段

配備決定に基づく動員の伝達は、次の方法で行うものとする。

- ① 庁内放送（庁内職員向け）
- ② 防災行政無線（庁外活動中の職員向け）
- ③ 一般加入電話（村出先機関向け）
- ④ 携帯電話（庁外活動中の職員向け）
- ⑤ 口頭連絡（停電等により庁内放送等が使用できない場合等）

(3) 職員の対応

村職員は、職員動員の指示を確認した場合には、迅速に次の行動をとるものとする。

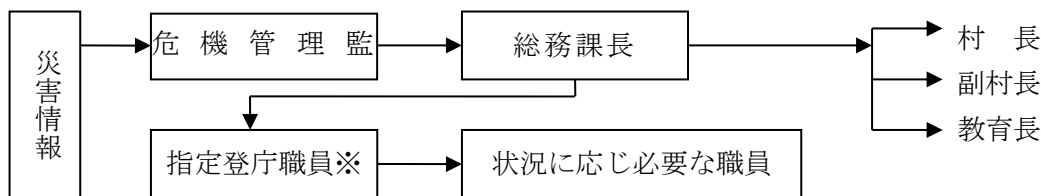
- ① 仕事の途中であっても速やかに平常時の勤務場所に戻り、上司の指示を受けられる体制を整える。
- ② 災害の状況により庁舎へ戻れない場合には、最寄りの公共施設等へ参集し、その旨を上司に連絡する。
- ③ 仕事場所が庁舎外で、災害発生とともに庁舎に戻る場合には、途中の被災状況を上司に報告する。
- ④ 庁舎及び設備の機能（安全）確認と、負傷者への対応を行う。
- ⑤ 庁舎内が一段落した後は、家族の安否確認を行い、その後、速やかに活動できる体制をとる。

3 勤務時間外における職員の招集

(1) 災害時指定職員の招集

① 指定登庁職員への災害情報の伝達

次のフローにより、災害情報を指定登庁職員へ伝達する。



※指定登庁職員：「職員の動員計画」に基づき、その配備体制ごとにあらかじめ指定した職員をいう。

② 指定登庁職員の登庁

ア 指定登庁職員は、勤務時間外（夜間・休日など）に、上記フローにより災害の発生の伝達があったとき、もしくはテレビやラジオなどによる災害情報などを知ったときは、速やかに登庁または配置につく。

イ 自らまたは家族が被災した（被災するおそれのある）職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容など必要な措置をとった後に登庁する。

ウ 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、最寄りの公共施設等から防災行政無線または電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

(2) 職員の自主参集

災害が発生しまたは発生のおそれがある場合には、職員は指定の有無にかかわらず、テレビやラジオなどによる情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努め、次の措置をとる。

① 職員は震度 5 弱以上の地震が発生した場合、あるいは大規模な災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、自主的にバイクまたは自転車等を利用し、途中の災害状況を見ながら参集する。

② 自らまたは家族が被災した（被災するおそれのある）職員は、家族の避難、病院への収容など必要な措置をとった後に登庁する。

③ 交通機関や通信の途絶、火災などにより参集することが困難な職員は、所属長に連絡して指示を受けるか、最寄りの公共施設に参集し指示を待つものとする。

④ 出先機関の職員の参集場所は、各所属部署または施設を原則とする。

(3) 登庁後の職員の行動

指定登庁職員や自主参集により最初に登庁した職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、次のような応急対策を臨機の判断により迅速かつ的確に実施する。

なお、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告するものとする。

① 防災盤等の確認による庁舎の設備被害の把握及び機能（安全）確保

② 庁舎の目視による安全確認

③ 防災行政無線、電話、FAX 等の情報通信機器の被害状況

④ 災害などに関する情報収集及び連絡

⑤ 気象情報の収集及び連絡

⑥ 災害対策本部設置業務、関係防災機関に関する要請

⑦ 避難場所の開設、避難誘導など

4 職員の応援

各班における災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、次の方法により他の班から応援を得るものとする。

(1) 職員の応援要請

職員が不足する各班の班長は、事務局に応援の作業内容、就労場所、職種別並びに人員、携帯品、その他必要事項について示し、要請する。

資料編 様式1-1 職員応援要請書

(2) 応援職員の派遣

事務局は、職員の応援要請に対応するため、次の対策を実施し、応援要請した班に動員を派遣する。

- ① 各班から提出される「職員応援要請書」等より、職員の応援を必要とする業務内容及び人数等をできる限り正確に把握する。
- ② 職員の出勤・出務状況を踏まえ、応援出務可能人員の調査を行う。
- ③ 応援出務可能人員の調査及び各班の応援要請を踏まえ、職員配置案を策定する。職員配置案の策定にあたっては、過去に経験した業務内容や性別等をできる限り考慮したものとする。
- ④ 職員配置案をもとに、職員に余裕のある班と協議を行い、応援要請先の各班に動員を派遣する。
- ⑤ 村職員において、応急活動要員が不足する場合には、協定先の市町村等への応援要請を要請するものとする。

第2 鮭川村災害対策本部の組織及び運営計画

主要実施機関	村	事務局、総務班、住民税務班、他全職員、消防班
	防災関係機関等	県：
		国：
		消防：
	その他：	
計画方針	<p>大規模な災害が発生し、または発生するおそれのある場合には、村は鮭川村災害対策本部（以下「村災害対策本部」という。）を設置し、災害対策を強力に推進する。</p> <p>ここでは、村災害対策本部の設置基準や運営方法、村災害対策本部を構成する組織の事務分掌等について定める。</p>	
計画体系		

1 鮭川村災害対策本部の設置と運営

(1) 村災害対策本部の設置と廃止基準

村長は、次の基準により村災害対策本部を設置または廃止する。村長に事故があるときは、副村長がその職務を代行する。また、村長、副村長ともに事故があるときは、教育長がその職務を代行する。

設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 2. 気象特別警報（大雨特別警報など）が発表されたとき。 3. 鮭川（真木水位局）で避難判断水位（6.30m）になったとき。 4. 村内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 5. 大規模な災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。 6. 村長が必要と認めたとき。
廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 村の地域において、災害発生のおそれが解消したとき 2. 災害応急対策が概ね完了したとき 3. その他本部長（村長）が必要なしと認めたとき

(2) 村災害対策本部の設置場所等

① 勤務時間内の設置場所

村災害対策本部（本部室）は、村役場庁舎会議室に設置する。

② 勤務時間外の設置場所

危機管理室内に緊急的に村災害対策本部を設置し、庁舎の機能（安全）の確保ができた時点で会議室へと村災害対策本部を移転する。

③ 村役場庁舎が被災した場合の設置場所

村役場本庁舎が被災して設置できないときは、原則として中央公民館内に設置する。

③ 標識の設置

本部室には「鮭川村災害対策本部」の標識を掲出する。

(3) 村災害対策本部の設置及び廃止の通知等

村災害対策本部を設置したときまたは廃止したときは、事務局長（危機管理監）、総務

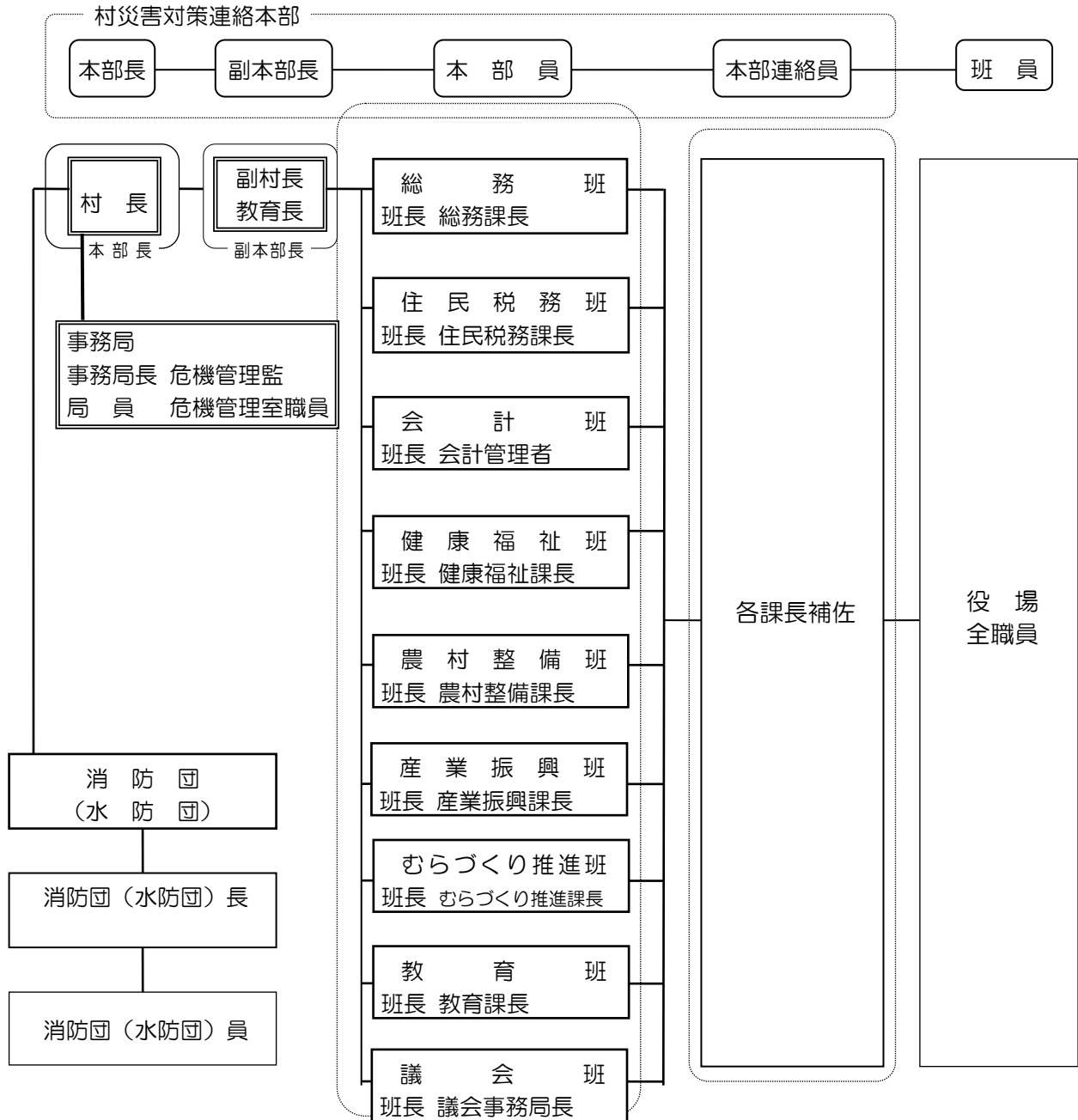
班長（総務課長）、住民税務班長（住民税務課長）は、直ちに、以下に掲げる機関、組織等に対し、村災害対策本部の名称、所管区域並びに設置場所及び時間等を防災行政無線、電話等により通知または公表する。

事務局長 (危機管理監)	総務班長 (総務課長)	住民税務班長 (住民税務課長)
1. 知事（県防災危機管理課） 2. 村の各課・各機関の長 3. 消防団長 4. 最上広域消防本部消防長 5. 新庄警察署長 6. 村防災会議委員 7. 隣接市町村長	1. 住民	1. 報道機関

(4) 村災害対策本部組織

村災害対策本部組織の構成は、以下のような組織によって構成し、本部長、副本部長、事務局、本部員、本部連絡員、班員をおく。

【村災害対策本部の組織構成】



本部会議は、役場本庁を使用し、災害対策の基本的な事項について協議します。
各班長については、担当する課・室における管理職のうちからあらかじめ指定するものとします。

本部連絡員である課長補佐が不在である場合は、所属する課・室の管理職があらかじめ指定するものとする。

(5) 本部会議の招集と運営

本部長は、村災害対策本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を召集する。

① 本部会議の構成員

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員の全部または一部をもって構成する。

② 本部会議の任務

本部会議の任務の概ねは次のとおりとする。

- ア 本部体制の配備及び廃止に関すること
- イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- ウ 避難の勧告または指示等に関すること
- エ 災害救助法の適用の申請に関すること
- オ 自衛隊の災害派遣に関すること
- カ 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び県、他市町村に対する応援の要請等に関すること
- キ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること
- ク その他災害対策に関する重要事項

③ 事務局

本部長の下に事務局をおき、本部会議の事務等を行う。事務局長は危機管理監、局員は住民税務課危機管理室職員、総務課職員で構成する。

④ 本部会議の開催要請

本部員は、担当班の所管事項に関し、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局（住民税務課危機管理室）に申し出るものとする。

⑤ 防災関係機関との合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり、他の防災関係機関との連携の強化及び調整を図るため、必要に応じ、本部員会議と防災関係機関との合同会議を開催する。

⑥ 防災関係機関等への情報提供協力要請

本部長は、必要に応じ、防災関係機関や関係団体に対して資料・情報の提供等の協力を求め、情報収集及び情報の共有化を図るものとする。

(6) 災害対策本部運営上の留意事項

① 本部連絡員会議と連絡活動

総務課長を議長、議会事務局長を副議長とし、各班より選任された職員を本部連絡員とする本部連絡員会議を開催する。

本部連絡員会議の構成	連絡活動の基準
議長：総務課長 副議長：議会事務局長 本部連絡員： 各班より選任された職員（2名以内）	1. 各班に対する連絡、通報及び本部長の指示の伝達並びに外部機関との連絡調整 2. 各班及び他の防災関係機関からの災害情報の把握、整理 3. 災害情報に関する資料の収集、整理及び作成並びに配布 ・各班からの災害広報資料の収集並びに報道機関との連絡及び情報等の発表 ・災害対策実施状況、被害報告、その他の災害情報の把握、整理

② 「応援隊連絡係」の設置

他の市町村等からの応援を受けたとき、または自衛隊の災害派遣を受けたとき等は、当該応援に係る対策の住民税務班は、班内または当該応援を受ける現地に「応援隊連絡係」を設置して、応援業務の円滑な実施を図るものとする。

③ 各班の留意事項

ア 各班は、現地調査、他の機関、住民等から収集した被害状況等を取りまとめて、そのつど、または指示したとき、事務局へ報告する。

イ 各班は、被災地の視察調査計画、応急対策の実施計画等を取りまとめて、事務局へ報告する。

ウ 一般被害状況（特に人身、人家被害）については、警察情報との調整、確認を図る。

エ 災害対策本部設置時には、勤務時間外にあっても原則として次の措置をとるものとする。

(ア) 庁内電話交換業務の維持

(イ) 文書作成・取りまとめ要員の確保

(ウ) 庁内自動車の待機

(エ) テレビ、ラジオのモニタリング等

オ 住民税務班は被災地、報道機関等からの被害写真等を収集整理して、関係機関に対する情報提供の需要に応えるものとする。

カ 自動車の配車調整について総務班は次の措置をとるものとする。

(ア) 本部長、副本部長、本部長付用車両の確保を図ること。

(イ) 車両の使用調整は、各部の行動日程を把握して行うこと。

資料編 資料4-1 村保有車両状況

(ウ) 民間車両の借上げは各部の需要を取りまとめて実施すること。

(エ) 警察に対する緊急通行車両の確認申請手続きは、総務班が各班を取りまとめて実施することとし、「緊急通行車両等事前届出済証」と「緊急通行車両確認申請書」を新庄警察署または交通検問所に提出し、「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。

資料編 資料4-18 緊急通行車両確認標章

④ 報道機関に対する発表等

報道機関に対する被害状況、応急対策状況の発表、資料の配布等は、原則として住民税務班が特定の場所で実施するものとする。特に各班が直接実施する必要があるときは、あらかじめ住民税務班に連絡をとって行うものとする。

⑤ 本部縮小の場合の措置

災害状況の推移に応じて、各班の配備を縮小し、または一部の配備を解くときは、当該班長は、その旨を必ず事務局長（危機管理監）に連絡するものとし、その後の非常連絡の措置を定めておくものとする。

2 鮭川村災害対策本部の事務分掌

(1) 村災害対策本部組織構成員の事務分掌

区 分	平常時の役職	事務分掌
本 部 長	村長	村災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	副村長 教育長	本部長を補佐し、本部長が対応できないときは、その職務を代行する。
本 部 員	総務課長 住民税務課長 会計管理者 健康福祉課長 農村整備課長 産業振興課長 むらづくり推進課長 教育課長 議会事務局長 その他本部長が必要と認める者	本部長の命を受け、各災害対策実施の責任者となる。
本部連絡員	各課長補佐	本部員の命を受け、村災害対策本部と班（職員）との連絡者になる。
班員	各課職員	本部員の命を受け、災害対策にあたる。
事務局	住民税務課危機管理室職員	村災害対策本部の事務を行う。
消防団長	本部長の命を受け、各災害対策実施の責任者となる。	
副団長	本部員の命を受け、村災害対策本部と消防団との連絡者になる。	

(2) 村災害対策本部事務局及び各班の事務分掌

班	事務分掌	班員
事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の運営及び本部長の命令伝達に関する事。 2. 災害対策本部員との連絡調整に関する事 3. 災害対策の総括に関する事。 4. 職員の招集・動員に関する事。 5. 県等からの情報の受理及び要請並びに県への報告の総括に関する事。 6. 消防団との連絡調整に関する事 7. 自衛隊・県職員等の応援要請及び受入体制に関する事。 8. 防災関係機関との連絡に関する事。 9. 被害情報、被害報告の取りまとめ及び報告に関する事。 10. 本部事務局の運営に関する事 11. 避難指示の伝達並びに避難誘導に関する事。 12. 気象情報、交通情報等の収集・伝達に関する事。 13. 災害情報の一斉メール・Jアラート・エリアメール等情報発信に関する事。 14. 防犯対策に関する事 15. 防災行政無線（避難指示の伝達並びに避難誘導）に関する事。 	危機管理室
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎及び有線電話等の災害応急対策に関する事。 2. 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。 3. 所管管理施設の被害調査及び復旧に関する事。 4. 車両・燃料の確保に関する事。 5. 避難施設からの情報収集・伝達に関する事。 6. 災害対策上必要な情報の収集。 7. その他情報連絡に関する事。 8. 広報・広聴に関する事。 9. 防災行政無線（広報）に関する事。 10. その他、他班に属さない事項に関する事。 	総務課
住民税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害及び家屋被害の調査に関する事。 2. マスコミの対応に関する事。 3. 村ホームページへの情報発信・掲載事務の補助に関する事。 4. 応急食料、飲料水、生活必需品の調達配分に関する事。 ※応急物資及び資機材等の調達に関する事。 ※災害対策用物資の調達に関する事。 ※応急食料、生活必需品等の調達に関する事。 5. し尿取扱い業者との連絡調整に関する事。 6. し尿、廃棄物、ごみ収集・処理・処分地の確保に関する事。 7. ペット、野犬対策等に関する事。 8. 遺体の埋葬に関する事。 9. 災害記録（写真、録画、録音等）に関する事。 10. 村税の減免に関する事。 11. 罹災に関する証明の発行に関する事。 12. 被災地の慰問、陳情等の応援に関する事。 	住民税務課
会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策経理の全般に関する事。 2. 義援金品の受付、配分、出納管理に関する事。 3. 本部長の要請により他班への応援。 	出納室

班	事務分掌	班員
健康福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に関すること。 2. 日赤その他の団体との連絡調整に関すること。 3. 民生児童委員との連絡・情報収集に関すること。 4. 要配慮者の保護に関すること。 5. 避難者の把握に関すること。 6. 福祉避難所に関すること。 7. 避難所の開設及び管理に関すること。 8. 炊出しに関すること。 9. 医療に関すること。 10. 救護・助産に関すること。 11. 応急医療のための薬品、資器材の確保に関すること。 12. 医療救護班の編成に関すること。 13 医師会、歯科医師会、診療所との連絡調達に関すること。 14. 医療救護所の設置及び準備に関すること。 15. 感染症の予防に関すること。 16. その他救護に関すること。 17. 保育所児童の保護に関すること。 18. 応急保育に関すること。 19. 社会福祉協議会との連絡調整に関すること 20. ボランティアの登録・活用・受入に関すること。 21. 所管管理施設の被害調査及び復旧に関すること。 22. 遺体処理に関すること。 23. その他福祉に関すること。 	健康福祉課
農村整備班	<p>公共土木施設に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設（工事中も含む。）の安全措置及び応急復旧に関すること。 2. 道路、橋りょう、河川及び土砂災害危険箇所の警戒、監視及び安全措置に関すること。 3. 応急復旧資機材、車両の借上げ・配備、建設業者との連絡に関すること。 4. 緊急輸送道路、幹線道路の確保に関すること。 5. 住宅（公営住宅含む。）の応急修理に関すること。 6. 応急仮設住宅の建設に関すること。 7. 建物の危険度判定に関すること。 <p>○上下水道に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 断水等の情報収集に関すること。 2. 地区における断水広報に関すること。 3. 応急給水の受付に関すること。 4. 所管管理施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5. 水源地及び導水管及び送配水管の復旧作業に関すること。 	農村整備課

班	事務分掌	班員
産業振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所運営の補助に関すること。 2. 農林業及び所管管理施設の被害状況に関すること。 3. JA等との連絡調整、協力要請に関すること。 4. 商工業の被害調査に関すること。 5. 農作物の被害調査に関すること。 6. 家畜、家禽の被害調査に関すること。 7. 災害時における病虫害防除に関すること。 8. 被災中小企業者の金融対策に関すること。 	産業振興課
むらづくり推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光客に対する応急対策に関すること。 2. 観光施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3. 村ホームページへの情報発信・掲載の事務に関すること。 4. 緊急輸送に関すること。 5. 緊急機材、用品の調達及び賃借に関すること。 6. 避難所運営の補助に関すること。 7. 救援物資受理、保管並びに配分に関すること。 8. 観光施設の保全及び応急復旧に関すること。 	むらづくり推進課
教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・生徒の避難、救護及び保健管理に関すること。 2. 社会教育施設利用者の避難、救護及び保健管理に関すること。 3. 学校・社会教育施設の被害状況の把握に関すること。 4. 避難収容施設の供与及び管理に関すること。 5. 避難所開設及び運営に関すること。 6. 災害対策のための教員確保に関すること。 7. 被災学校、児童・生徒の授業に関すること。 8. 学校給食対策に関すること。 9. 教科書、学用品及び教材教具に関すること。 10. 被災児童・生徒の育英及び奨学に関すること。 11. P T A、社会教育団体等の協力要請に関すること。 12. 学校・社会教育施設及び設備の被害状況調査に関すること。 13. 学校・社会教育施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること。 14. 学校・社会教育施設の応急復旧計画に関すること。 15. 学校・社会教育関係の災害資料及び記録に関すること。 	教育課
議会班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に対する議会活動に関すること（議員との情報共有）。 2. 本部長の要請により他班への応援。 	議会事務局

□ 鮭川村消防団の事務分掌

事務分掌
<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防活動に関すること。 2. 水防活動に関すること。 3. 避難対策（避難の指示、伝達、誘導等現地対策）に関すること。 4. 救助活動に関すること。 5. 災害危険箇所等の警戒・監視等に関すること。

3 業務継続性の確保

村災害対策本部は、災害発生時の応急対策等の実施と合わせ、優先度の高い通常業務を継続するため、あらかじめ策定した業務継続計画等により、当該業務の継続・早期再開に努めるものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

村災害対策本部は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

5 複合災害への対応

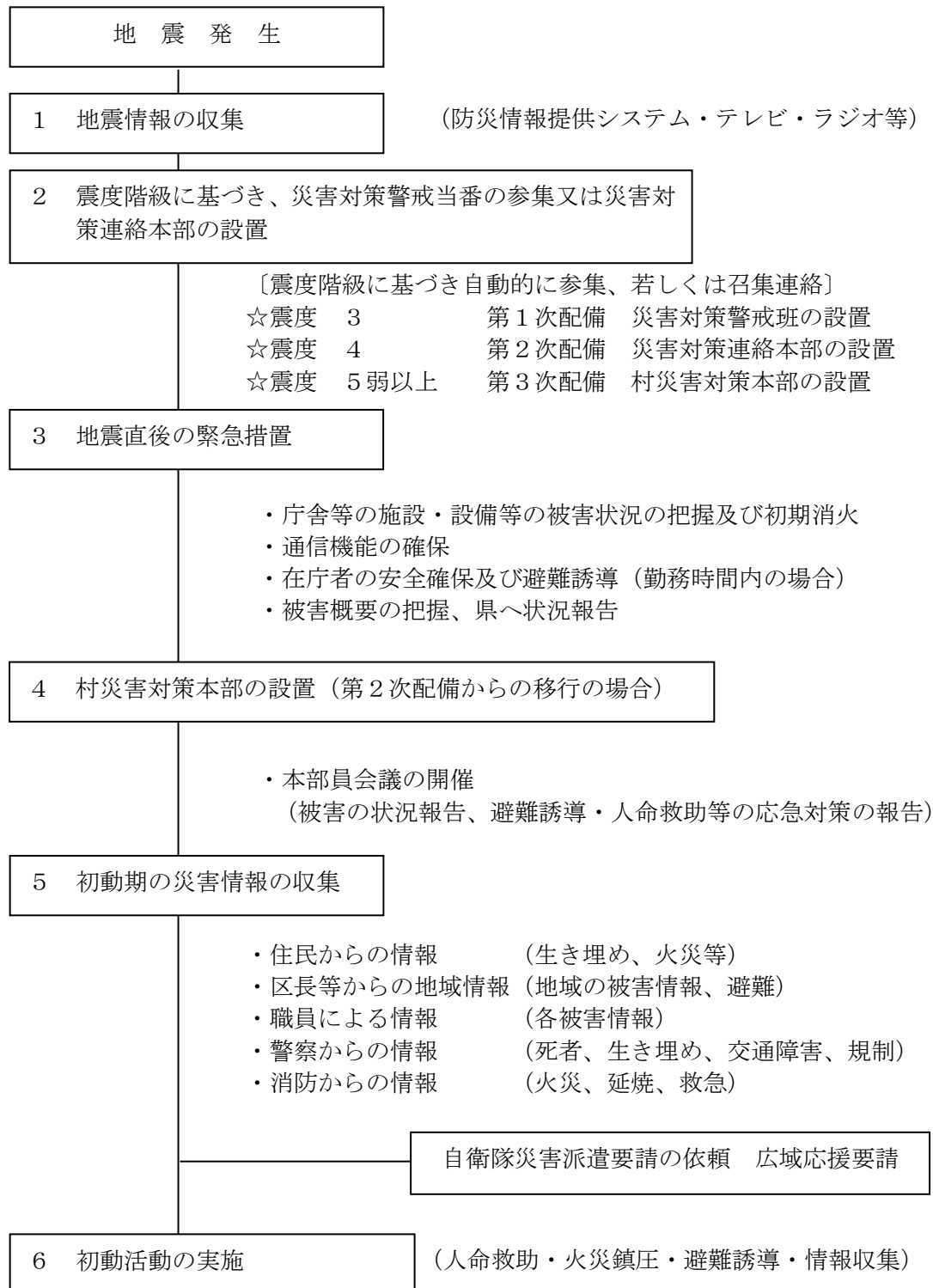
- (1) 村災害対策本部は、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたるものとする。
- (2) 複合災害が発生した場合において、村災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。
- (3) 村災害対策本部は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておくものとする。

第3 災害時初動活動の流れ

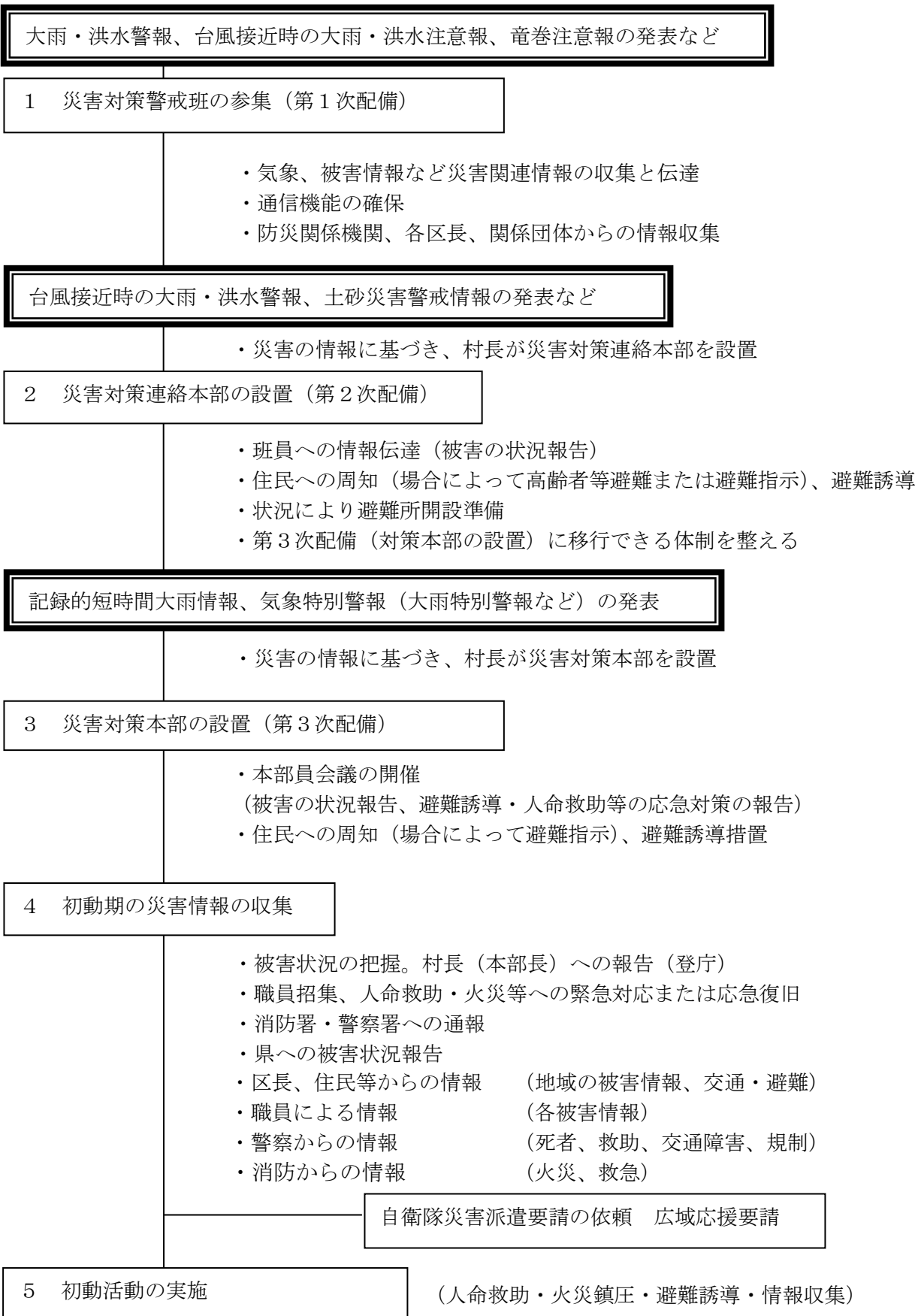
主要実施機関	村	全職員、消防団員
	防災関係機関等	県：
		国：
		消防：
	その他：	
計画方針	ここでは、地震、風水害、個別災害が発生した場合または発生するおそれがある場合等において、初動時に村がとるべき概ねの活動の流れを示し、円滑な応急活動等による住民等の生命の安全または被害軽減を図るものとする。	
計画体系	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;">災害時初動活動の流れ</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1 地震災害発生時</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2 風水害時</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3 大規模な事故等の発生時</div> </div> </div>	

1 地震災害発生時

地震発生後、職員及び村災害対策本部がとる初動活動の流れは、概ね次のとおりである。

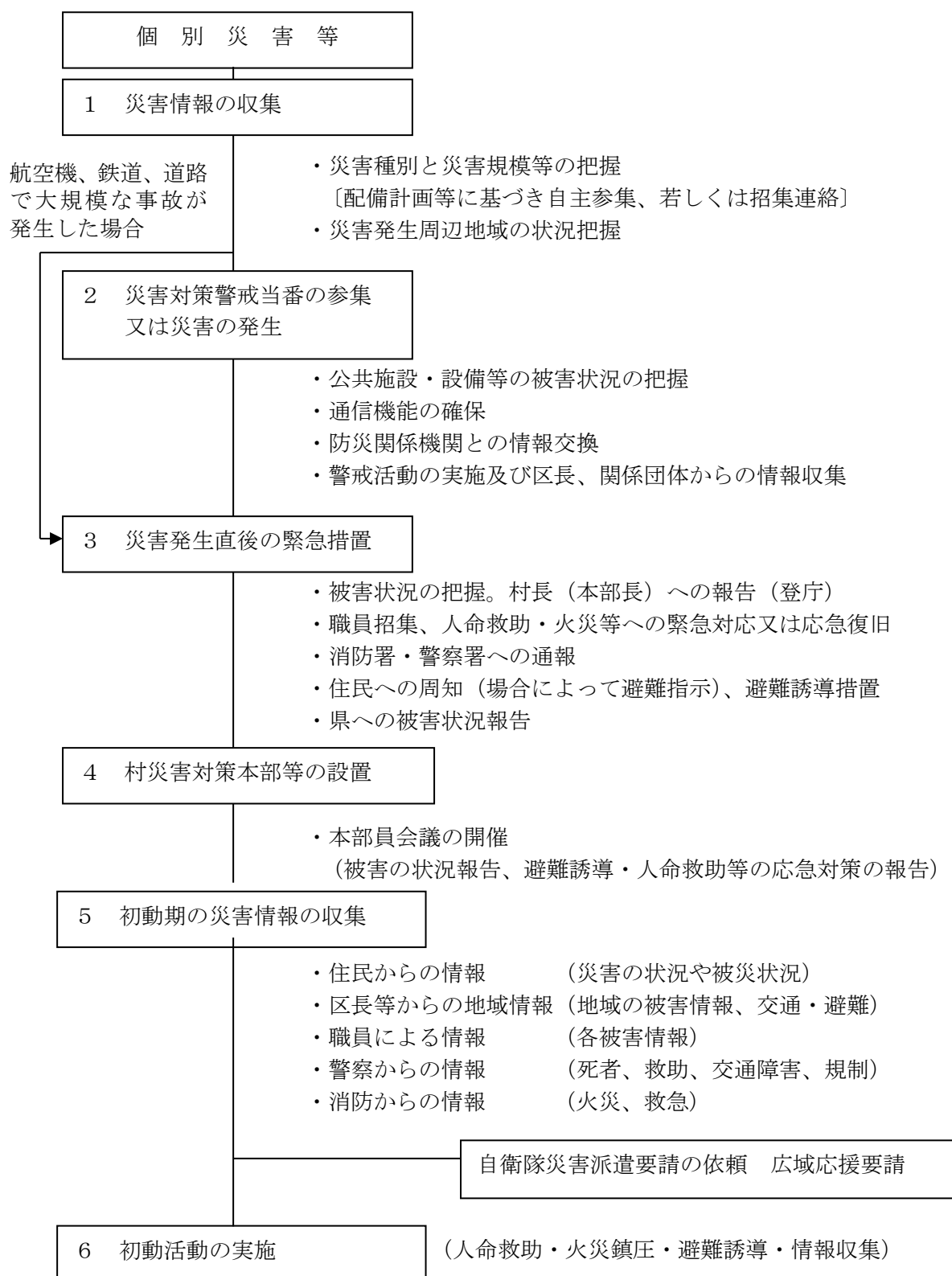


2 風水害時



3 大規模な事故等の発生時

航空機、鉄道、道路で大規模な事故が発生した場合、または大規模な土砂災害、雪害、林野火災、原子力災害は発生または発生するおそれがある場合に、職員及び村災害対策本部等がとる初動活動の流れは、概ね次のとおりである。



第2節 相互協力・応援要請

第1 防災関係機関への応援要請計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防災関係機関等</p>	<p>事務局、他全職員、消防班 県：防災危機管理課、県消防防災航空隊 国：指定地方行政機関 消防：最上広域消防本部、県内市町村消防組織、緊急消防援助隊 その他：協定締結先市町村 協定締結先民間事業者等、指定公共機関</p>
<p>計画方針</p>	<p>大規模な災害が発生し、村だけの対応では十分な応急対策が困難な場合には、県や被災していない市町村、民間団体等へ協力を要請し、円滑な災害応急対策を行う。</p> <p style="text-align: center;">【広域応援要請 概念図】</p> <p>The diagram illustrates the flow of support requests and personnel between the Prime Minister (内閣総理大臣), Prefecture (県), and Village (村) levels. It includes boxes for designated administrative organs, designated local administrative organs, designated public organs, and designated local public organs. It also shows interactions with other prefectures, emergency fire support teams, fire departments, other police, private businesses, and other municipalities. A legend at the bottom explains the arrow types: solid for requests, dotted for no personnel dispatch, double solid for requests including personnel, and double dotted for requests including personnel.</p>	
<p>計画体系</p>	<p>防災関係機関への応援要請計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応援要請の優先順位等 2 他の市町村に対する応援要請等 3 県に対する応援要請等 4 指定地方行政機関等に対する応援要請等 5 民間事業者等に対する協力要請等 6 消防に対する応援要請等 	

1 応援要請の優先順位等

本部長（村長）は、村自らの防災力では対応できないと判断した場合は、応援要請を行うが、応援内容及び応援要請の優先順位の考え方は、次のとおりとする。

(1) 時系列区分による応援内容

本部長（村長）は、人命に関わる等、緊急度や重要度の高い内容から応援要請を行うことを基本とし、以下を目安とする。

区分	応援要請内容	
第1段階 発災直後～ 2,3日以内	人命の救助に必要な 応援要請 災害の拡大防止に必 要な応援要請	1. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資 2. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資 3. 災害対策要員、情報通信・電気・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 4. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資 5. その他必要に応じた応援
第2段階 4日～7日以内	災害対策に必要な応 援要請	1. 水、食料、生活必需品等生命の維持に必要な物資 2. 遺体保護・防疫などに関する応援 3. ごみ、し尿処理に関する応援 4. その他必要に応じた応援
第3段階 8日～	復旧対策に必要な応 援要請	1. 災害復旧に必要な人員及び物資 2. その他必要に応じた応援

(2) 応援要請先の優先順位

災害発生直後は、遠方からの応援は時間を要することから、基本的には、県内からの応援を優先させるものとする。但し、大規模な災害が発生し、県内において応援要請が困難な場合にはこの限りではない。

① 物資及び災害対策要員等

優先順位	応援要請先等			
第1位	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定に基づき、下記 応援調整担当市へ要請			
		応援調整担当市		
		第1順位	第2順位	第3順位
	大規模地震発生時	上山市	米沢市	長井市
	大規模地震以外による災害発生時	村山市	酒田市	鶴岡市
第2位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県防災危機管理課へ応援要請 ・ 災害時における相互応援に関する協定に基づき東京都荒川区または埼玉県伊奈町、福島県桑折町、宮城県美里町へ応援要請 			

② 消防の広域応援

優先順位	応援要請先等
第1位	山形県広域消防相互応援協定締結市町村へ要請
第2位	緊急消防援助隊を県を通して要請
その他	消防ヘリの活動を必要とする場合には、山形県消防防災ヘリコプターを県に要請

2 他の市町村に対する応援要請等

(1) 協定締結先への応援要請

本部長（村長）は、応急対策を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」や、東京都荒川区及び埼玉県伊奈町、福島県桑折町と締結している「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、他の市区町村長に対して応援を要請する。要請後は、速やかに県に報告するものとする。

- 資料編 資料2-5-2 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定等
- 資料編 資料2-5-3 東京都荒川区との災害時における相互応援に関する協定
- 資料編 資料2-5-4 埼玉県伊奈町との災害時における相互応援に関する協定
- 資料編 資料2-5-5 福島県桑折町との災害時における相互応援に関する協定
- 資料編 資料2-5-6 原子力災害時における宮城県美里町民の広域避難に関する覚書

(2) 応援受援体制の整備

協定先からの応援が、円滑に受けられるよう、事務局は、関係各班に、協定締結時等にあらかじめ協議した受援体制等を確立するよう指示するものとする。

3 県に対する応援要請等

(1) 県に対する応援要請

本部長（村長）は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援または県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

① 連絡先及び方法

以下の②、または③の事項を明らかにした上で、防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）または文書（ファクシミリを含む。）により連絡する。但し、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

② 応援要請事項

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

③ 応急措置要請事項

- ア 応急措置の内容
- イ 応急措置の実施場所
- ウ その他応急措置の実施に関し必要な事項

(2) 指定地方行政機関等に対する応援（県を通した応援要請）

本部長（村長）は、応急対策または災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関及び指定公共機関（特定公共機関に限る。）からの職員派遣のあっせんを要請する。連絡先及び方法は上記（1）と同様とする。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 自衛隊OB、技術職OB等に対する協力要請（県を通した応援要請）

本部長（村長）は、応急対策または災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、公益社団法人隊友会山形県隊友会（自衛隊OB等）、公益財団法人山形県建設技術センター（技術職OB等）からの協力を要請する。連絡先及び方法は上記（1）と同様とする。

- ① 協力の場所
- ② 被害状況
- ③ 協力業務の内容
- ④ その他必要な事項

資料編 資料2-1 災害時等における隊友会の協力に関する協定

資料編 資料2-2 技術職OBによる災害支援に関する協定書

- (4) 本部長（村長）が上記（1）から（3）の応援要請をした場合は、応援が円滑に受けられるよう、事務局は、関係各班に、あらかじめ協議した次の受援体制等を確立するよう指示するものとする。
- ① 村災害対策本部との連絡体制（応援隊連絡係の配置等）
 - ② 活動拠点、応援要員の配置体制
 - ③ 資機材等の集積・輸送体制 等
- (5) 被害が甚大で村長が応援要請できないと判断し、知事が村の要請を待つことなく応援をした場合には、本部長（村長）は、その応援内容を確認後、速やかに関係各班へ受入体制を支持するものとする。
- (6) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（本節第4参照）

4 指定地方行政機関等に対する応援要請等

(1) 応援要請

本部長（村長）は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長、または特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

資料編 資料2-3 災害時の情報交換に関する協定

(2) 受援体制

本部長（村長）が、指定地方行政機関の長、または特定公共機関に対し応援要請をした場合は、応援が円滑に受けられるよう、事務局は、関係各班に、次の受援体制等を確立するよう指示するものとする。

- ① 村災害対策本部との連絡体制（応援隊連絡係の配置等）
- ② 活動拠点、応援要員の配置体制
- ③ 資機材等の集積・輸送体制 等

5 民間事業者等に対する協力要請等

(1) 応援要請

本部長（村長）は、災害応急対策または災害復旧対策を実施するため、必要があると認められる場合は、協定等を締結した民間事業者等に対し協力を要請する。

資料編 資料2-6-1 鮭川村と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

資料編 資料2-6-2 災害救助に関する鮭川村長と新庄市最上郡医師会長との協定書

資料編 資料2-6-3 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定

資料編 資料2-6-4 災害時等における物資調達に関する協定書

資料編 資料2-6-5 災害時等における応急対策活動及び生活必需品の確保、供給等に関する協定書

資料編 資料2-6-6 災害時における福祉避難所指定等に関する協定書

資料編 資料2-6-7 災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書

資料編 資料2-6-8 災害時における応急対策燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定書

資料編 資料2-6-9 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

資料編 資料2-6-10 災害時の協力に関する協定書

資料編 資料2-6-11 災害時等における電動車両及び給電装置に関する協定書

資料編 資料2-6-12 災害時等における宿泊施設の提供に関する協定

資料編 資料2-6-13 災害時における飲料水の提供に関する協定

(2) 受援体制

要請後は、関係各班に対し、協定締結時等に協議した受入体制等について確立するよう指示するものとする。

6 消防に対する応援要請等

(1) 「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請

① 応援要請

本部長（村長）は、村自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。要請後は、県防災危機管理課及び最上広域消防本部へその旨を速やかに連絡するものとする。

資料編 資料2-5-1 山形県広域消防相互応援協定書等

② 受援体制

要請後は、最上広域消防本部と連携し、協定締結時等に協議した次の受援体制等を確立するよう指示するものとする。

ア 村災害対策本部との連絡体制（応援隊連絡係の配置等）

イ 活動拠点、応援要員の配置体制

ウ 応援部隊の誘導體制

エ 必要図面、消火栓開閉器具 等

(2) 県消防防災ヘリコプターの応援要請

① 応援要請

村自らの消防力で防ぎよできず緊急性等のある場合は、本部長（村長）は、山形県消防防災ヘリコプター応援協定等に基づき、以下の要領で、県消防防災ヘリコプター（消防防災航空隊員）の派遣を要請する。要請後は、その旨を最上広域消防本部へ速やかに連絡する。

時間帯	手続要領
午前8時30分～ 午後5時	消防防災航空隊に対し電話等で速報の後、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書をファクシミリで航空隊に提出。 消防防災航空隊の電話：0237-47-3275 消防防災航空隊のFAX：0237-47-3277
上記以外の時間帯	次の者の携帯電話に速報の後、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書をファクシミリで航空隊に提出。 所長の携帯電話：090-1495-5598 隊長の携帯電話：090-4633-0522 副隊長の携帯電話：090-4633-2145 副隊長の携帯電話：090-4633-2809

資料編 資料2-4 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

② 受援体制

要請後は、最上広域消防本部と連携し、協定締結時等に協議した次の受援体制等を確立するよう指示するものとする。

ア 村災害対策本部との連絡体制（応援隊連絡係の配置等）

イ 活動拠点、応援要員の配置体制

ウ 臨時ヘリポートの設置及び安全対策

エ 必要図面 等

(3) 他都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

① 応援要請

本部長（村長）は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。要請後は、その旨を速やかに最上広域消防本部へ連絡する。

② 受援体制

本部長（村長）は、知事により緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化

イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化

ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

第2 被災地への広域応援計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防災関係 機関等</p>	<p>事務局 県：防災危機管理課 国： 消防： その他：協定締結先市町村</p>
<p>計画方針</p>	<p>村域外において大規模な災害が発生し、県または相互応援協定締結先等から広域応援の要請があった場合には、あらかじめ定めた広域応援体制を整え、協定締結先等への迅速かつ的確な広域応援活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">【被災地への広域応援 概念図】</p>	
<p>計画体系</p>	<p>被災地への広域応援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 県からの要請に基づく県外被災地への広域応援 2 災害時広域相互応援協定等に基づく広域応援 	

1 県からの要請に基づく県外被災地への広域応援

県からの要請に基づき、村が県外被災地へ広域応援を実施する際には、迅速な意思決定を行うために、県、防災関係機関、国と密接に連携し、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

(1) 県の対応

- ① 県外被災地からの要請を受け、県内市町村に対し、他県等への応援要請を行う。
- ② 県は、県外被災地への広域応援活動を円滑に実施するため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「広域支援活動マニュアル」に従って対応する。

(2) 村の対応

本部長（村長）は、県から要請を受け、県外被災地への広域応援を実施する際には、県、国、防災関係機関等と連携のもと、「広域災害支援マニュアル」に基づき、迅速な広域応援活動を実施する。

2 災害時広域相互応援協定等に基づく広域応援

本部長（村長）は、協定締結先から応援要請を受けた場合には、協定締結時にあらかじめ協議した応援体制を整備し、迅速な広域応援活動を実施するものとする。

なお、協定締結先への広域応援を決定した際には、本部長（村長）はその旨を、県に対し、速やかに報告する。

第3 広域避難計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防災関係機関等</p>	<p>事務局、総務班 県：防災危機管理課 国： 消防： その他：協定締結先市町村</p>
<p>計画方針</p>	<p>大規模な災害が発生し、村自らの避難所等では、村民の生活の安全が確保できない場合等には、県または災害時広域相互応援協定等の締結先に対し、広域避難を要請し、迅速かつ確かな広域避難活動を実施するものとする。</p> <p>また、村域外において大規模な災害が発生し、他市町村等から広域避難の受入要請があった場合には、速やかにその受入体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">【広域避難 概念図】</p> <p style="text-align: center;">【広域避難受入 概念図】</p>	
<p>計画体系</p>	<p>広域避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 他自治体への広域避難要請 2 他県等からの避難受け入れ要請への対応 	

1 他自治体への広域避難要請

村が県外被災地へ広域避難を実施する際には、迅速な意思決定を行うために、県、防災関係機関、国と密接に連携し、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

(1) 広域避難の要請方法

① 村災害対策本部の対応

本部長（村長）は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村内で可能な応急対策をとってもなお、村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難を行う。

ア 県内の他の市町村への広域避難については、本部長（村長）が当該市町村に直接、受入を要請する。

イ 災害時相互応援協定先等への広域避難については、本部長（村長）が、協定先に直接受入を要請し、その旨を速やかに県へ報告するものとする。

ウ 上記イ以外の他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、本部長（村長）が県に対し、他県等への避難要請を行う。

② 県の対応

ア 県は、村災害対策本部から他県等への広域避難の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。また、村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、村災害対策本部からの要求を待ついとまがないときは、村災害対策本部の要求を待たず、広域避難のための要求を村に代わって行う。

イ 県は、村災害対策本部から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 避難先の市町村等との情報の共有化等

村災害対策本部は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、また、避難先での避難者の安否情報等を村災害対策本部が把握できるように、避難先の市町村等との情報の共有化や、連携体制の確立を図る。

(3) 広域避難者への情報提供

村災害対策本部は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、適切に総務班を通じ提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者などそれぞれの広域避難者に配慮した伝達に努める。

ア 被害の情報

イ 二次災害の危険性に関する情報

ウ 安否情報

エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

オ 医療機関等の生活関連情報

カ 各機関が講じている施策に関する情報

キ 交通規制に関する情報

ク 被災者生活支援に関する情報

2 他県等からの避難受け入れ要請への対応

(1) 県を通じた広域避難受入への対応

県に対し、被災した他県等から受入要請があった場合には、村（住民税務課）は、村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について、県と協議を行う。

(2) 災害時相互応援協定締結先等からの避難受入への対応

災害時相互応援協定締結先等から広域避難の受入要請を受けた場合には、村（住民税務課）は、協定締結時等に協議した受入体制を速やかに整備する。

(3) 広域避難受入施設の運営等

広域避難受入施設の運営等については、住民税務課が統括するものとし、「東日本大震災鮭川避難所設置・運営マニュアル」を基本とする。

資料編 資料6-3 東日本大震災鮭川避難所設置・運営マニュアル

(4) 避難者への情報提供

村（総務課）は、他県からの被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者などそれぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。

- ① 被害の情報
- ② 二次災害の危険性に関する情報
- ③ 安否情報
- ④ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- ⑤ 医療機関等の生活関連情報
- ⑥ 各機関が講じている施策に関する情報
- ⑦ 交通規制に関する情報
- ⑧ 被災者生活支援に関する情報

第4 自衛隊の災害派遣要請計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：防災危機管理課</p>
	<p>国：自衛隊</p>	<p>消防：</p>
	<p>その他：</p>	<p></p>
	<p>計画方針</p>	<p>大規模な災害が発生し、村だけでの対応では十分な応急対策が困難な場合には、自衛隊への災害派遣を要請し、円滑な災害応急対策を行う。</p> <p>【自衛隊の災害派遣要請 概念図】</p> <p>派遣要請</p> <p>災害派遣</p> <p>受入体制</p> <p>派遣部隊の撤収</p>
<p>計画体系</p>	<p>自衛隊の災害派遣要請計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自衛隊の災害派遣基準等 2 災害派遣要請の範囲等 3 災害派遣要請の依頼 4 自衛隊に対する緊急通知 5 自衛隊災害派遣部隊の受入体制 6 救援活動経費の負担 7 自衛隊の派遣要請先及び連絡窓口等 	

1 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

自衛隊派遣3原則	
公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要があること
緊急性の原則	差し迫った必要があること
非代替性の原則	自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと

2 災害派遣要請の範囲等

(1) 自衛隊による救援活動の範囲

No.	救援活動区分	内容
1	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
2	避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3	遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
4	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
5	消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
6	道路または水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、または障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開、または除去に当たる。
7	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
8	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、または医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
9	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
10	救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、または救じゅつ品を譲与する。
11	危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
12	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇または航空機による状況把握、人員・物資の輸送及び通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

3 災害派遣要請の依頼

(1) 県に対する自衛隊災害派遣要請依頼

- ① 本部長（村長）が自衛隊への災害派遣を決定した場合は、知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
 - ② 依頼は、次の事項を明らかにし、文書により行うことを原則とするが、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ、または口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線、または電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。
 - ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- 資料編 様式 11 自衛隊災害派遣要請書

(2) 自衛隊に対する被害状況の通知

本部長（村長）は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、必要に応じて、その旨及び村域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。この場合、本部長（村長）は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

4 自衛隊に対する緊急通知

本部長（村長）は、通信の途断等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を、防衛大臣、または直接最寄りの自衛隊に緊急通知する。この場合、本部長（村長）は、事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

5 自衛隊災害派遣部隊の受入体制

事務局は、災害派遣部隊の受入のため、以下の受入体制を整備する。なお、自衛隊が自主派遣により本村へ到着した場合にも、同様の受入体制をとり、対応するものとする。

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、本部長（村長）は、知事及びその他の防災関係機関の長と緊密に連携し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

事務局は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業実施に必要な図面の確保
- ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保
- ⑤ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入施設等の確保

事務局は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

- ① 事務室
- ② ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）

機種等	1機当たりのヘリポートの規模
小型機（OH-6）	周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地
中型機（UH-1）	周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地
大型機（CH-47）	周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地

- ③ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- ④ 幕営地、または宿泊施設（学校、公民館等）

6 救援活動経費の負担

災害派遣部隊の撤収は、本部長（村長）、知事、関係機関の長、派遣部隊の指揮官等と協議の上、決定するものとし、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として村（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとする。その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と本部長（村長）が協議する。

7 自衛隊の派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	電話番号
陸上自衛隊第6師団 （第3部防衛班）	電 話 0237-48-1151 内線 5075 ファクシミリ 0237-48-1151 内線 5754

第2章 初動期の応急活動

第1節 情報の収集・伝達

第1 災害通信施設応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防災関係 機関等</p>	<p>事務局、総務班、消防班 県：最上総合支庁、新庄警察署 国：新庄河川事務所、自衛隊 消防：最上広域消防本部 その他：東北総合通信局、電気通信事業者、東北電力ネットワーク株式会社</p>
<p>計画方針</p>	<p>災害発生時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、各種の有線・無線等の通信手段を有効に活用し効果的な運用を図る。 また、通信施設が被災した場合には、通信施設の復旧、または通信機器等の調達等を実施し、通信手段の確保を図る。</p> <p style="text-align: center;">【 災害通信施設応急対策 概念図 】</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[1 県・村防災行政無線の機能確認] B -- "通信が困難な場合" --> C[2 電気通信事業者の設備利用] B -- "通信が困難な場合" --> D[3 応急復旧] C -- "利用が困難な場合" --> E[4 他機関通信施設の支援要請] E -- "支援が困難な場合" --> F[5 県内非常通信ルート等の活用] F -- "利用が困難な場合" --> G[6 使送による伝達] D -- "必要に応じて" --> H[応急機器の復旧] D -- "必要に応じて" --> I[自衛隊への支援要請] B --> J[通信の確保] C --> J E --> J F --> J G --> J H --> J I --> J </pre>	
<p>計画体系</p>	<p>災害通信施設応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 通信体制の確立等 2 災害時の通信手段の確保 3 孤立集落との通信確保 	

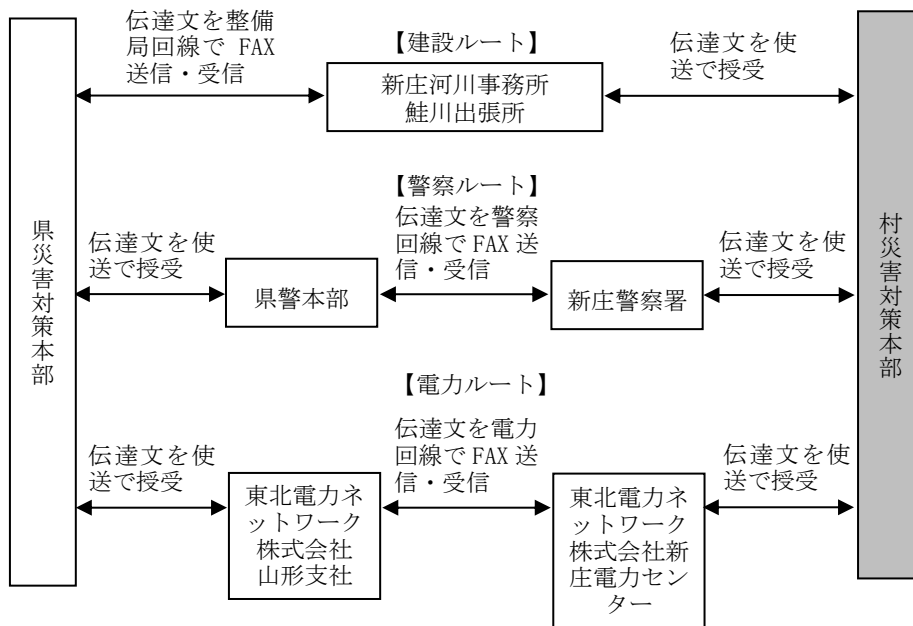
1 通信体制の確立等

- (1) 通信施設の機能確認
 総務班は、村防災行政無線等の通信施設の疎通状況の監視及び機能確認を行う。
 支障が生じた場合には、東北総合通信局に連絡を行うとともに、施設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。
- (2) 通信事務従事者の配置
 迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、村災害対策本部内に、事務局及び総務班から、防災行政無線及び災害時優先電話に対する通信事務従事者を配置するものとする。
- (3) 通信機器の応急調達
 総務班は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。
- (4) 自衛隊への通信支援要請
 本部長（村長）は、応急対策のため必要と認めた場合は、自衛隊の災害派遣要請（通信支援）を、知事に対し依頼する。

2 災害時の通信手段の確保

- (1) 災害時の通信手段
 - ① 防災行政無線の活用
 - ア 村防災行政無線
 村内との連絡に村防災行政無線を活用し、無線機（携帯型）は、災害現場の情報収集等を行うことを基本とするが、戸別受信機（固定系）に機能障害が生じた場合は、無線機を緊急対策用として活用するものとする。
 資料編 資料4-3 村防災行政無線等の整備状況
 - イ 県防災行政無線
 県及び最上総合支庁との連絡に、県防災行政無線を活用するものとする。
 - ② 電気通信事業者設備の利用
 - ア 有線電話
 大規模な災害発生直後には、一般加入電話は、通信制限等が実施されるため、あらかじめ東日本電信電話株式会社山形支店へ申請を行い、承諾を得た災害時優先電話回線を利用する。その後、通信制限や輻輳・混乱状況をみながら、一般加入電話の活用を図る。
 - イ 携帯電話
 大規模な災害発生直後には、携帯電話は、通信制限等が実施されるため、通信制限や輻輳・混乱状況をみながら活用を図る。
 - ウ 衛星携帯電話
 村災害対策本部は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、電気通信事業者に衛星携帯電話の貸与等を依頼し、通信を確保するものとする。
 - ③ 他機関の通信設備の利用
 災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるときは、関係各法令の規定により、村長は、電気通信事業者及び他の機関の通信設備を使用することができる。
 防災行政無線及び電気通信事業者設備（優先電話）が機能しない場合には、他機関へ支援要請を行い、通信を確保するものとする。
 - ア 関係法令
 電気通信事業法第8条、基本法第57条、消防組織法第41条、災害救助法第28条
 - イ 主な通信設備
 警察通信設備、消防通信設備、国土交通省通信設備、鉄道通信設備
 - ④ 「県内非常通信ルート」の活用等
 - ア 「県内非常通信ルート」の活用
 村災害対策本部は、災害等の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

【 県内非常通信ルート 概念図 】



イ アマチュア無線の活用

アマチュア無線家の協力を得て、ボランティアにより、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など、被災地及び避難所等における身近な連絡手段としてアマチュア無線を有効に活用する。

資料編 資料6-2 (社)日本アマチュア無線連盟山形県支部 登録最上地域クラブ等

(2) 通信手段の運用順位

大規模な災害発生時においては、一般加入電話や携帯電話等は一時的に通信制限がとられることから、災害直後は、防災行政無線を中心とし、通信を確保することを基本とする。

概ねの運用順位を以下のとおりとする。

運用順位	通信手段	
第1位	防災行政無線	大規模災害発生時には、県との通信には県防災行政無線、村内との通信には村防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。
第2位	電気通信事業者の設備(有線通信)	電気通信事業者の設備が利用できる場合には、県との通信及び村内との通信には、防災行政無線とあわせ、災害時優先電話を活用する。
第3位	他の機関の通信設備	県防災行政無線及び電気通信事業者設備(優先電話等)が共に使用不能となり、県への直接の連絡が途絶したときは、消防、警察、電気事業者等に対し支援を要請し、これらの機関の通信設備を利用するものとする。
第4位	県内非常通信ルート アマチュア無線	消防、警察、電気事業者等の通信設備の支援が困難な場合には、「県内非常通信ルート」、またはアマチュア無線の有効活用を図る。

(3) 被害状況に応じた通信手段の選択

① 有線通信が途絶した場合

有線通信が途絶した場合は、以下の通信施設等により通信を確保するものとする。

ア 防災行政無線

(イ) 県防災行政無線(県等との通信確保)

- (イ) 村防災行政無線（村内との通信確保）
- イ 他機関の通信設備
 - (ア) 警察通信設備
 - (イ) 消防通信設備
 - (ウ) 国土交通省通信設備
 - (エ) 鉄道通信設備
- ウ 県内非常通信ルート
- エ アマチュア無線
- オ 携帯電話
- カ 衛星携帯電話
- ② すべての通信が途絶した場合

すべての有線通信及び無線通信が途絶した場合は、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により使用者を派遣して情報伝達ルートを確認するものとする。
- (4) 通信等に際しての留意事項
 - ① 聞き取りが困難な場合の対応
 - ア 周囲の雑音等で聞き取りが困難な場合は、自らが移動して対応する。
 - イ 無線機は、1m 動かしただけで、受信状態が大きく変化することもあるため、電波が弱く、聞き取りが困難な場合も、適当な場所へ移動し、通信確保に努める。
 - ② 通信制限等がとられている場合の対応

通信制限等がとられている時間は、以外に短い場合があることから、一旦、送信をやめ、他の代替通信を切り替えつつ、通信機能回復を待つ。
 - ③ 災害時優先電話の利用に関する留意点

以下の事項に留意し、災害時優先電話については、発信専用電話として使用するものとする。

 - ア 災害時の援助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づき、電気通信事業者が提供しているもので、発信のみが「優先扱い」になる電話であり、必ずつながることを保証するものではないことに留意する。
 - イ 災害時優先電話からの「発信」は優先扱いされるが、災害時優先電話への「着信」については、一般電話と同じ扱いとなることに留意する。
 - ウ 災害時優先電話から発信しても、相手先が話中の場合は、一般電話と同様、接続できないことに留意する。
 - エ 災害時優先電話を窓口電話等にしておくと、災害発生時にこの優先電話への着信が殺到し、実質的な利用ができない状態（発信しようと受話器をとると着信電話が繋がってしまう等）になる可能性があることに留意する。
 - ④ 通話時の留意事項

通話時には、以下の事項に留意する。

 - ア 移動系の通信設備等からの通信は、村災害対策本部に対して行うことを基本とする。
 - イ 重要通信の優先の原則（救助・避難指示等重要性の高い通信を優先）
 - ウ 簡潔通話の実施の原則

3 孤立集落との通信確保

孤立した集落の安否確認や被害状況等を把握するためには、通信確保は重要となるため、以下の措置をとるものとする。

資料編 資料6-1 孤立する可能性のある集落一覧

- (1) 総務班は、孤立集落において、電気通信事業者の回線が不通となった場合は、あらかじめ整備してある村防災行政無線、衛星携帯電話、簡易無線機等により通信を確保するほか、必要に応じ職員の派遣、アマチュア無線の活用等、あらゆる手段を用い通信を確保するものとする。
- (2) 有線通信が途絶した孤立集落住民は、農道、林道等の使用可能な迂回路による使送及び携帯電話、衛星携帯電話、簡易無線機、アマチュア無線など使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努めるものとする。
- (3) 本部長（村長）は、必要に応じ、県等に対しヘリコプター等の出動を要請し、孤立集落との連絡・通信等を確保するものとする。

第2 気象情報等伝達計画

主要実施機関	村	事務局、総務班、他全職員、消防班
	防災関係機関等	県：防災危機管理課、最上総合支庁、新庄警察署
		国：新庄河川事務所、山形地方気象台
		消防：最上広域消防本部
	その他：報道機関	
計画方針	<p>災害による被害を最小限にとどめ、又、的確な避難指示・誘導が行えるよう、防災関係機関との有機的連携のもとに情報を的確に伝達し、その周知徹底を図る。特に、要配慮者に対し、確実に情報が伝達できるよう、地域住民等と一体となった伝達方法を確立する。</p>	
計画体系	<pre> graph LR A[気象情報等伝達計画] --- B[1 地震情報の伝達] A --- C[2 気象業務法に定める警報・注意報等の伝達] A --- D[3 消防法に定める火災気象通報及び火災警報の伝達] A --- E[4 自衛措置の取組み] A --- F[5 異常な現象の通報] A --- G[6 噴火警報等の情報伝達] A --- H[7 要配慮者への情報伝達] </pre>	

1 地震情報の伝達

(1) 地震情報等の発表

① 地震情報の発表

「地震情報」は、震度3以上を観測した場合、以下に掲げる情報のうち「震度速報」が2分以内に発表され、その後「震源に関する情報」等が順次発表される。

□ 地震情報の種類

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報または注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
遠地地震に関する情報	・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域毎及び地点毎の長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。 ※(参考)令和4年度後半からは、約10分後に発表予定。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。 ※(参考)令和4年度後半からは、250m四方ごとの推計に高度化予定。

② 緊急地震速報の発表

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、報道機関や通信事業者等の協力によりテレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

また、最大震度3以上またはマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。これを報道機関等の協力によりテレビ等で住民等に周知する。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析す

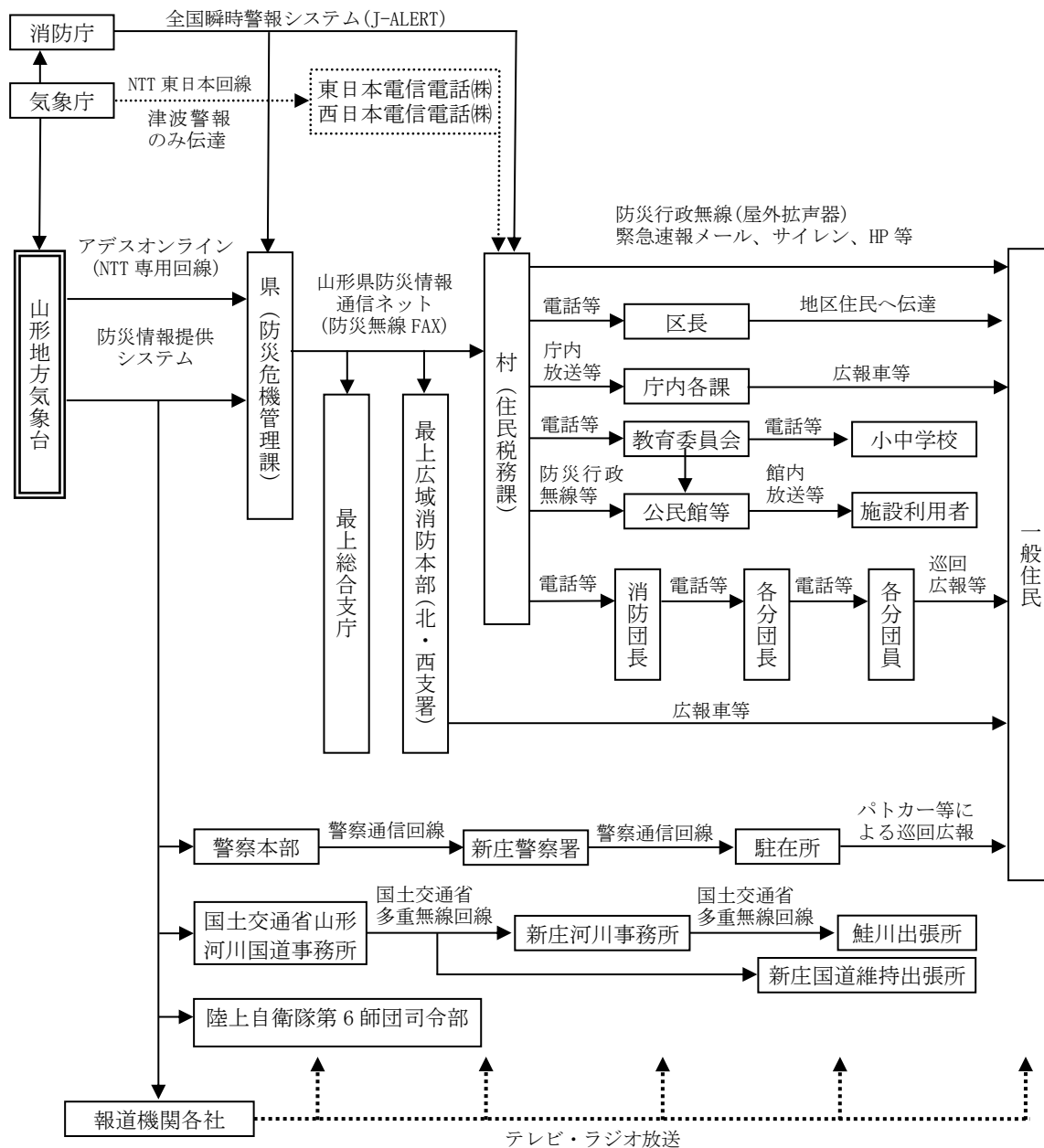
ることにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ること知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(2) 地震情報の伝達

① 地震情報等の伝達系統

地震情報等は以下の伝達系統により伝達する。

【 地震情報等の伝達系統図 】



② 住民に対する地震情報等の伝達

事務局及び総務班は、伝達された地震情報等を、同報系防災行政無線、緊急速報メール、サイレン吹鳴装置、巡回広報車、電話、口頭等により、速やかに住民に周知する。

2 気象業務法に定める警報・注意報等の伝達

(1) 気象業務法に定める警報・注意報等の発表

山形地方気象台は、本県において各市町村及び沿岸の海域を対象に、次の基準により気象警報・注意報等を発表する。気象警報・注意報が発表された場合、テレビ等による放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

- ① 一般の利用に適合する警報・注意報及び情報
 - ア 警報・注意報

種類		発表基準	
注意報	気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 ・具体的には、雪を伴い、平均風速が 12m/s 以上
		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 ・具体的には、平均風速が 12m/s 以上
		大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ・具体的には以下のとおり。 鮭川村大雨注意報基準：表面雨量指数基準9、土壌雨量指数基準92
		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・具体的には、12時間の降雪の深さが 20cm 以上
		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・具体的には、濃霧によって、視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。
		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・具体的には、火災の危険が大きい気象条件である。以下のいずれかになると予想される場合。 1. 実効湿度 65%以下 最小湿度が 30%以下 2. 降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%以下、平均風速が 10m/s 以上
		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・具体的には、以下のいずれかになると予想される場合。 1. 山沿いで 24 時間降雪の深さが 30cm 以上、肘折の積雪が 100cm 以上 2. 山形地方気象台の日平均気温が 5℃以上、肘折の積雪が 180cm 以上 3. 山形地方気象台の日最高気温が 5℃以上、肘折の積雪が 300cm 以上 4. 12 月は日降水量が 30mm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上
		着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。 ・大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高くなると予想される場合。
		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあると発表される。 ・早霜(注)、晩霜期に最低気温がおおむね 2℃以下になると予想される場合。 (注)：早霜期は農作物の成育を考慮し実施する。

種類		発表基準
注意報	気象注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p> <p>(夏期) 最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日続く</p> <p>(冬期) 1. 最低気温が-7℃以下 2. 最低気温が-4℃以下で平均風速が 5m/s 以上 3. 日平均気温が-3℃以下の日が数日続く</p>
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水等、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>・具体的には、以下のとおり。 村洪水注意報基準：流域雨量指数基準 泉田川流域=14.3、曲川流域=16 絵馬河川流域=4.7、最上内川流域=8.4、大芦沢川流域=6、最上中沢川流域=5.8 複合基準 ※1 泉田川流域= (7, 9.1)、曲川流域= (7, 14.2) 鮭川流域= (5, 32.7)、絵馬河川流域= (7, 3.6)、最上内川流域= (5, 8.4) 大芦沢川流域= (7, 4.8)、最上中沢川流域= (5, 5.8) ※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。</p>
警報	気象警報	
	暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p> <p>・具体的には、雪を伴い、平均風速が 18m/s 以上になると予想される場合</p>
	暴風警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>・具体的には、平均風速が 18m/s 以上になると予想される場合</p>
	大雨警報	<p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・具体的には、以下のとおり。 村大雨警報基準：表面雨量指数基準 13 土壌雨量指数基準 111</p>
	大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>・具体的には、最上地域の 12 時間の降雪の深さが 35cm</p>
	洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・具体的には、以下のとおり。 村洪水警報基準：流域雨量指数基準 泉田川流域=17.9、曲川流域=20 絵馬河川流域=5.9、最上内川流域=10.5、大芦沢川流域=7.5、最上中沢川流域=7.3</p>
特別警報	気象特別警報	<p>暴風雪特別警報</p> <p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p>
	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるときに発表される。</p>

種類		発表基準と概要
特別警報	気象特別警報 大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>大雨特別警報（浸水害）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する流域雨量指数の基準値以上となる1 km格子が20個以上まとまった出現した場合、又は表面雨量指数の基準値以上となる1 km格子が30個以上まとまって出現した場合、これら条件を満たすと予想される状況で、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される場合 <p>大雨特別警報（土砂災害）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される場合 <p>※1時間に概ね30 mm以上の雨</p>
	大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p> <p>参考：村周辺の50年に一度の積雪深：新庄 254cm、金山 243 cm、向町（最上町） 251 cm、肘折（大蔵村） 497 cm</p>

イ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

※「キキクル」とは気象庁が運用しているリアルタイムで災害発生危険度を確認することができるサービス

ウ 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(山形県最上など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(山形県)で発表される。大雨に関して、「高」、または「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

エ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

オ 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名(鶴岡市は北部・南部、酒田市は北部・南部・飛島に細分化)を特定して警戒を呼びかける。市町村内で危険度が高まっている詳細な領

域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。なお、地震や火山噴火等により、通常の発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

カ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中、年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

キ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象条件になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県最上など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ク 降雪量予想

降雪に対する防災効果を上げるため、12月から3月までの期間、県内4地点（山形、米沢、新庄及び酒田）での降雪量予想を発表する。

発表時刻及び内容

- 6時00分→当日の6時から当日18時までの12時間の予想降雪量
- 18時00分→当日の18時から翌日6時までの12時間の予想降雪量

② 水防活動の利用に適合する気象情報

種類		発表基準
注意報	水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報をもって代える。
	水防活動用洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報をもって代える。
警報	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報または大雨特別警報をもって代える。
	水防活動用洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報をもって代える。
気象情報		一般の利用に適合する気象情報（予告的情報）をもって代える。

③ 洪水予報（国土交通省の各河川国道事務所・河川事務所及び県が気象台と共同して行う水防活動

用警報、注意報)

国土交通大臣及び知事が指定した鮭川及び真室川の一部区間については、新庄河川事務所と山形地方気象台が共同して洪水予報を発表する。

洪水予報の種類には、洪水注意報、洪水警報があり、発表する際の表題には、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）がある。

ア 注意情報及び警報情報発表基準

洪水予報の種類	予報文の表題	発表基準
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水警報	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考となる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及び区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

イ 予報基準地点となる水位観測所（本村の水防に関わる地点を抽出）

予報区域名	河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位（危険水位）	所管事務所名
鮭川	鮭川	真木	2.50m	3.50m	6.30m	6.70m	新庄河川事務所
	鮭川	八千代橋	3.00m	4.00m	—	—	
	真室川	真室川	2.00m	3.00m	4.10m	4.40m※	
	金山川	平岡橋	1.80m	2.50m	3.00m	3.20m※	

※氾濫危険水位（危険水位）相当換算水位

④ 水防警報（国土交通大臣の発する水防警報（法第16条））

国土交通大臣が指定した鮭川と真室川の一部区間については、新庄河川事務所が、水防警報を発表する。

ア 水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団の足どめ	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位・流量・その他の河川状況等により氾濫注意水位（警戒水位）を越えまたは越えるおそれがあり、なお増水が予想されるとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知する	適宜

	とともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況より特に警戒を必要とする事項を通知するもの	
--	---	--

イ 各対象量水標の水防警報の範囲（本村に関わる地点を抽出）

河川名	水位観測所名	待機	準備	出動	解除	情報	所管事務所名
鮭川	真木	気象状況、水文状況により出水が予想されるとき	水位 2.50m に達し更に氾濫注意水位（警戒水位）を上廻る水位が予想されるとき	水位 3.50m に達し、なお増水のおそれがあるとき	水防作業の必要性がなくなったとき	雨量の状況に応じて水防活動上必要となる水位の状況を通報する。	新庄河川事務所

⑤ 山形地方气象台と県が共同して行う土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山形県と山形地方气象台から共同で発表される。村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

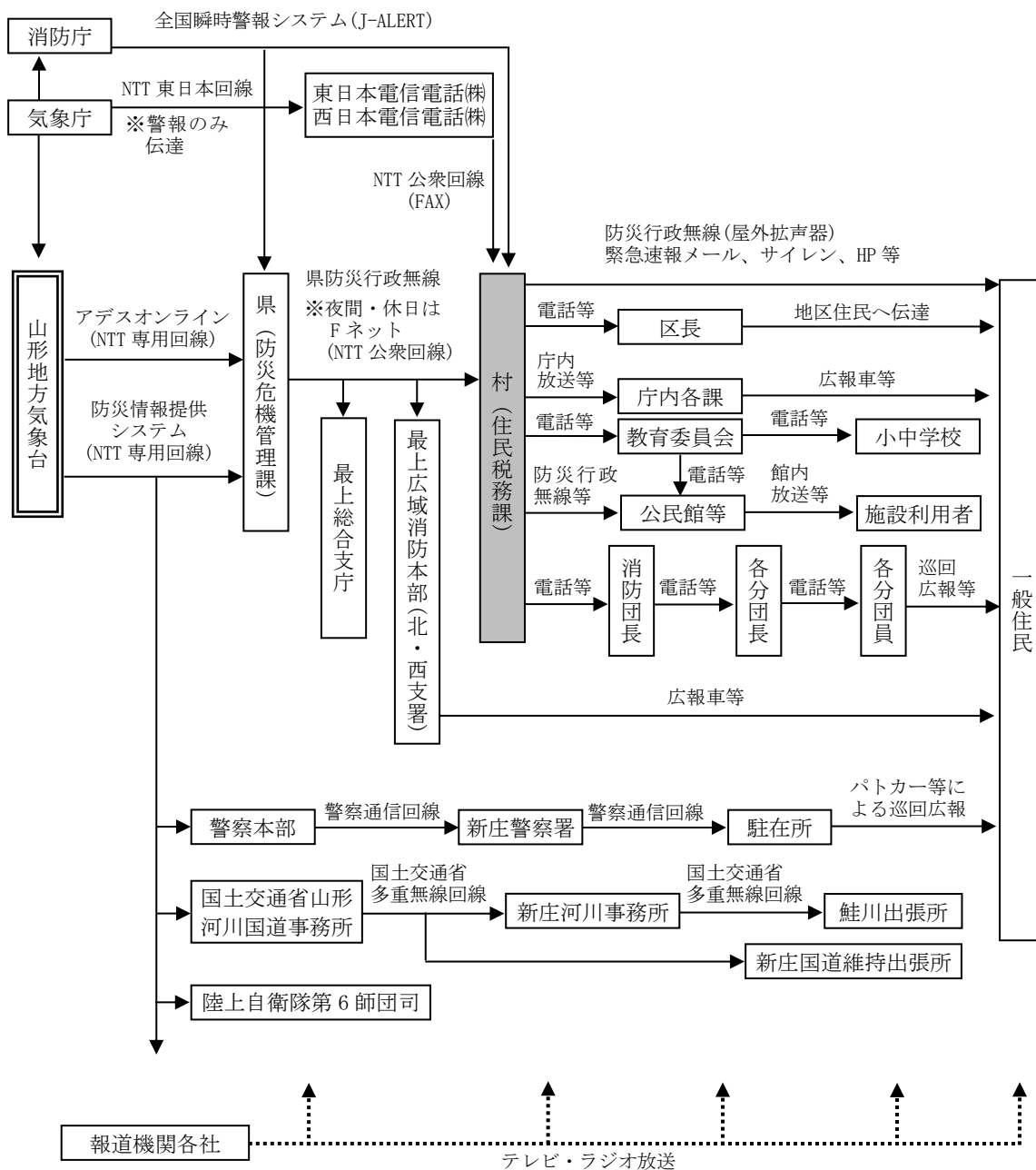
また、警報や注意報は、気象要素が基準に達すると予想した区域に対して発表されるが、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もるなどし、災害発生に関わる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準（暫定基準）で運用することがある。

(2) 気象業務法に定める警報・注意報等の伝達

① 一般の利用及び水防活動に利用に適合する注意報・警報等の伝達

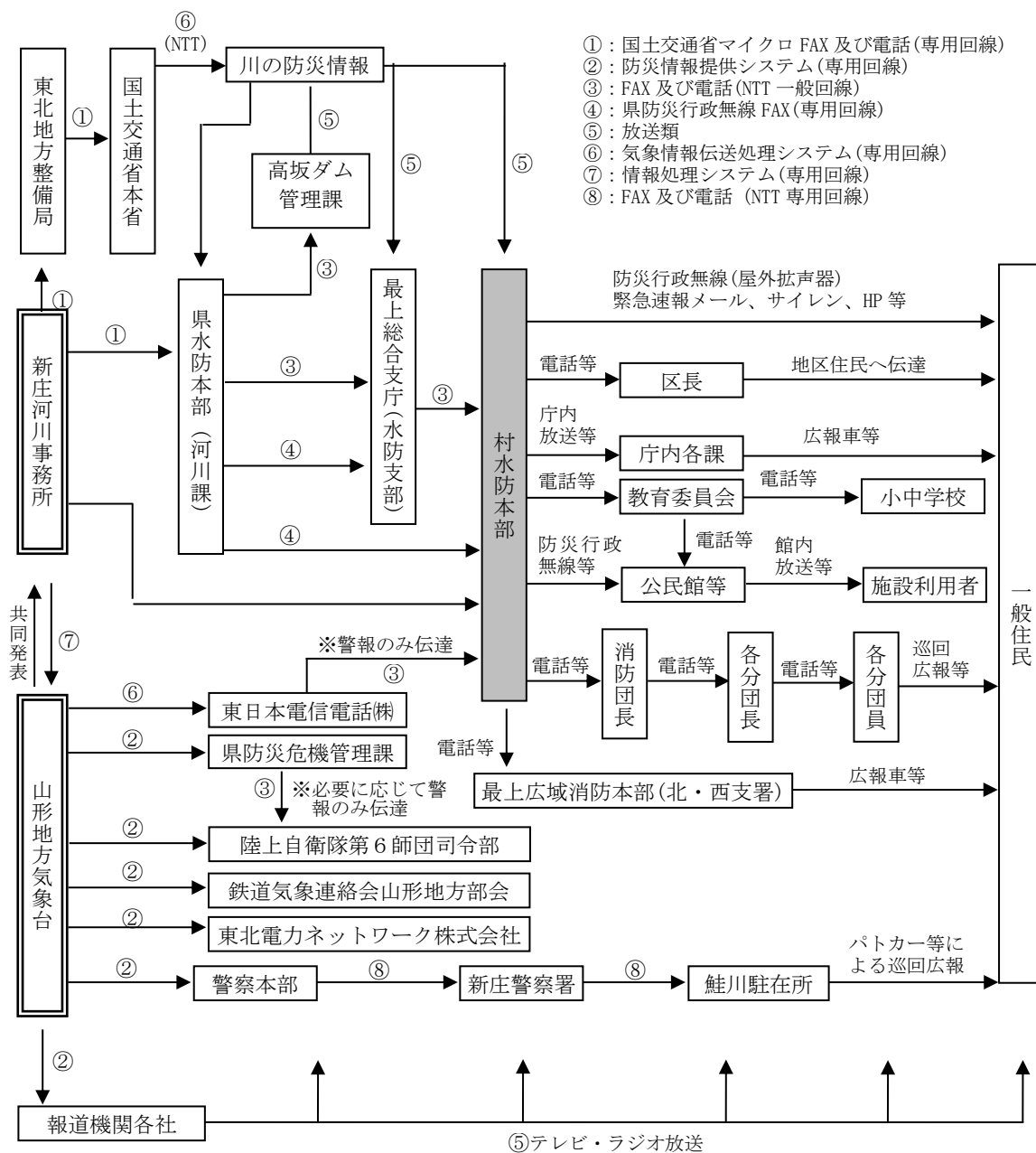
一般の利用及び水防活動に利用に適合する注意報・警報等は以下の伝達系統により伝達する。

【 気象警報・注意報等伝達系統図 】



② 洪水予報（新庄河川事務所と山形地方気象台が共同して行う水防活動用注意報・警報等）の伝達
最上川水系（鮭川・真室川等）の洪水予報は、以下の伝達系統により伝達する。

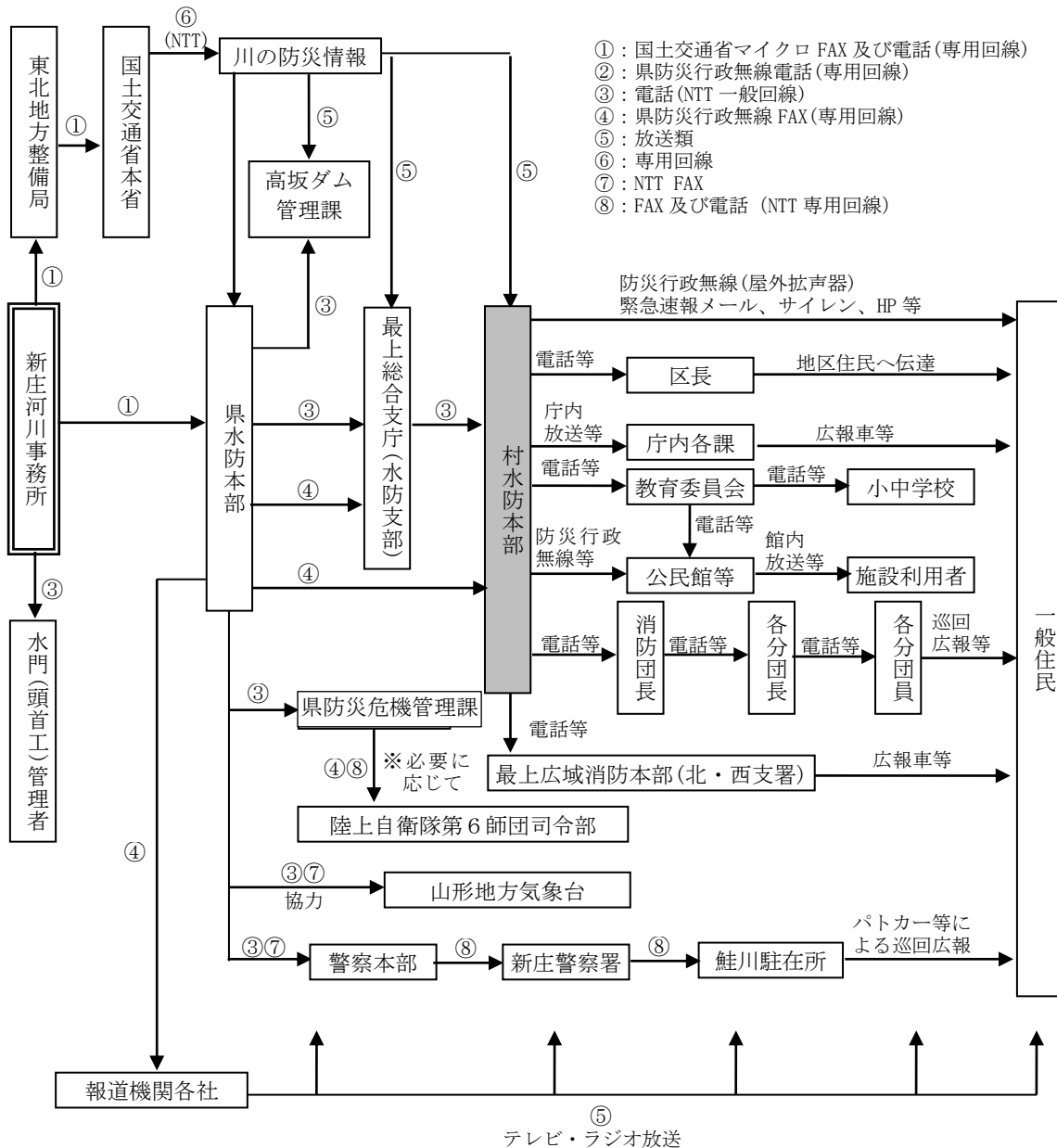
【 洪水予報 伝達系統図 】



③ 水防警報の伝達

国土交通省が指定した鮭川（水防警報河川）の水防警報は、以下の伝達系統により伝達する。

【 水防警報 伝達系統図 】



3 消防法に定める火災気象通報及び火災警報の伝達

(1) 火災気象通報の伝達

① 火災気象通報の基準

山形地方気象台は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたとき火災気象通報を行う。

ア 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下になると予想される場合。

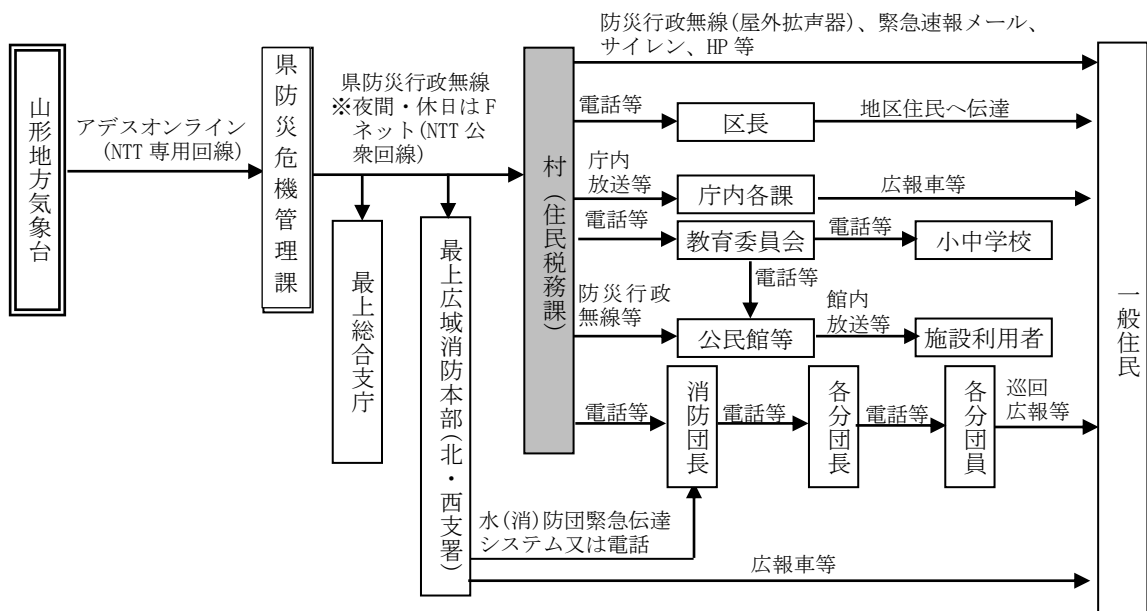
イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度が70%以下で平均風速が10m/s以上になると予想される場合。

ウ 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。(雨または雪を伴う場合は通報しないこともある。)

② 火災気象通報の伝達

山形地方気象台が行う火災気象通報は、次の伝達系統により伝達するものとする。

【 火災気象通報の伝達系統図 】



(2) 火災警報の伝達等

① 火災警報の概要

村長は、知事から火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により、「火災警報」を発することができる。

② 火災警報の伝達

村長が火災警報を発令し、または解除した場合には、火災気象通報と同様の伝達系統で、一般住民等に速やかに伝達するとともに、その旨を県(防災危機管理課)や最上広域消防本部等に対し通報する。

4 自衛措置の取組み

(1) 管理、パトロールの実施

自衛措置として、震度3（屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、恐怖感を感じる人もいる。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。）以上の強い地震が起こった場合や気象警報、大雨・洪水注意報が発せられた場合、消防団や自主防災組織の協力を得て監視、パトロールを行うものとする。

(2) ラジオ・テレビの視聴

地震発生後少なくとも1時間以上、または気象警報、大雨・洪水注意報が解除されるまでラジオ・テレビを視聴するものとする。

5 異常な現象の通報

(1) 対象となる異常現象・気象

① 異常現象

水面の昇降、地表面の亀裂、地すべり、異常出水、浸水、漏水等

② 地震に関する事項

数日以上にわたり頻繁に感ずるような地震

(2) 異常現象等の通報

① 災害の発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を村長または警察官に通報しなければならない。

② 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報しなければならない。

③ 村長または村長からその委任を受けた村の職員は状況に応じて基本法第65条に基づき応急措置従事命令の権限を行使する。

④ 通報を受けた村長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

ア 山形地方気象台

イ 知事（災害対策本部が設置されているときは同本部長）

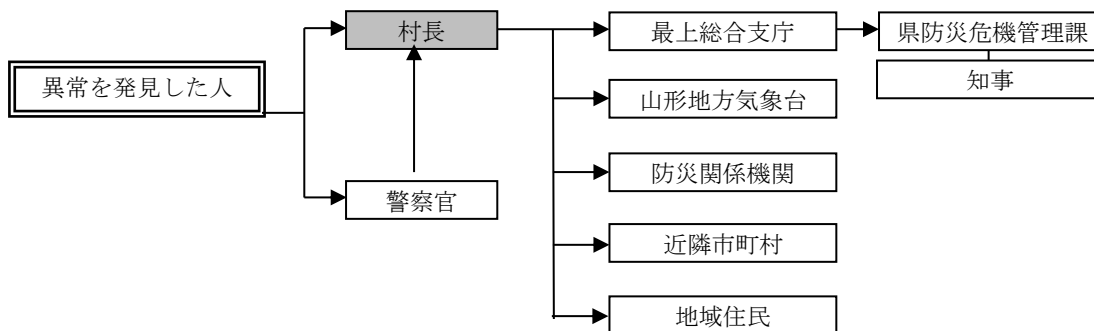
ウ 最上総合支庁、新庄警察署及びその他の防災関係機関

エ 近隣市町村

オ 村長は、エによる通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示する。

⑤ 異常現象等を発見した場合の通報は、次の伝達系統により伝達するものとする。

【 異常現象等の伝達系統図 】



6 噴火警報等の情報伝達

(1) 噴火警報等の発表

① 噴火警報・噴火予報等の発表

仙台管区気象台は、必要に応じ、以下の噴火警報及び噴火予報を発表する。

噴火警報及び噴火予報

種類	内容
噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

② 降灰予報・火山ガス予報の発表

気象庁及び仙台管区気象台は、必要に応じ、以下の降灰予報及び火山ガス予報を発表する。

降灰予報・火山ガス予報の発表

種類	内容
降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。
降灰予報（速報）	噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。 噴火発生から1時間以内に予想される。降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 （※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
降灰予報（詳細）	噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。 （※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。（県内に該当する火山なし）

※噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがある。

③ 火山現象に関する情報等の発表

仙台管区気象台は、以下の火山活動状況等を知らせるための情報を発表する。

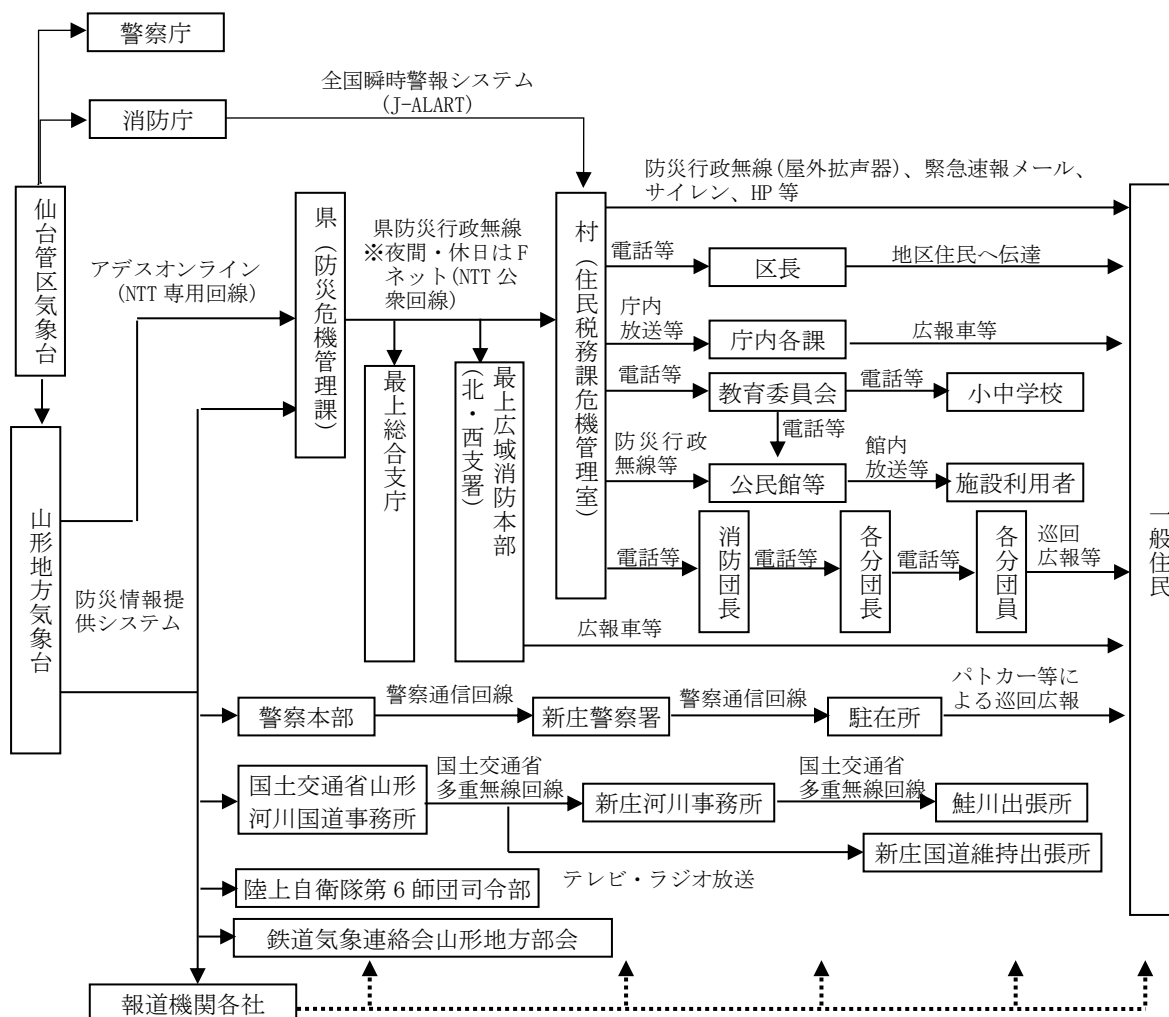
□ 火山現象に関する情報等

種類	内容
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い時点で、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。
月間火山概況	前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

(2) 噴火警報等の伝達

噴火警報、噴火予報、降灰予報、火山ガス予報の情報は、以下の伝達系統により伝達する。

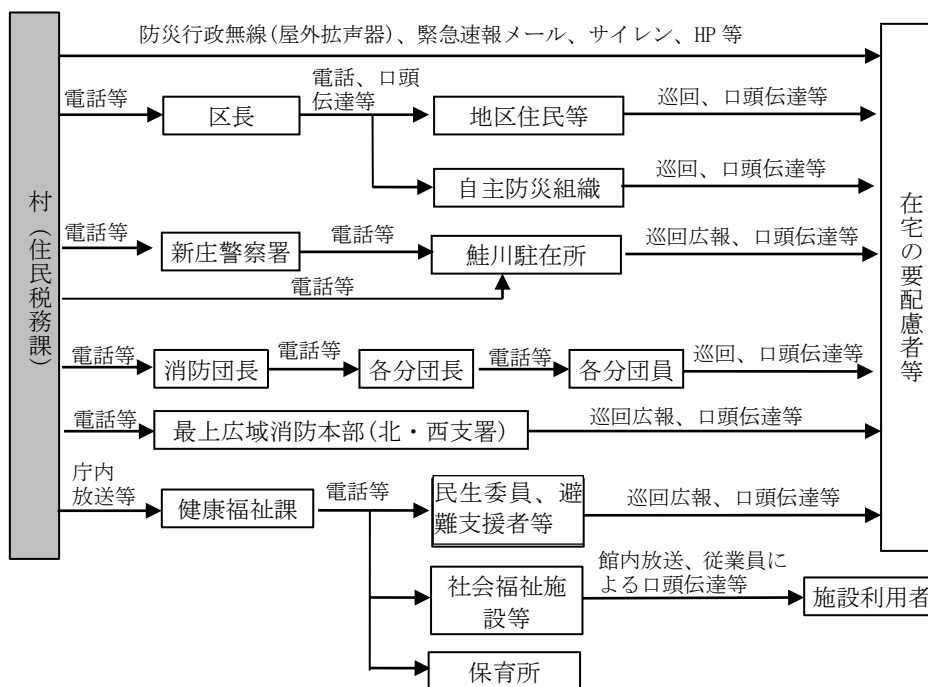
【 噴火警報等の伝達系統図 】



7 要配慮者への情報伝達

在宅の要配慮者及び避難行動要支援者利用施設等への洪水予報、土砂災害警戒情報等の伝達は、地区住民や自主防災組織、消防・警察等の協力を得て、以下の伝達系統により伝達するものとする。

【 要配慮者に対する情報伝達系統図 】



第3 災害情報の収集・伝達

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防災関係機関等</p>	<p>事務局、他全職員、消防班 県：防災危機管理課、最上総合支庁、新庄警察署 国：新庄河川事務所 消防：最上広域消防本部 その他：</p>
<p>計画方針</p>	<p>災害が発生した場合、被害状況の調査及び災害情報の収集は、応急対策、復旧の基礎となるため、時系列に応じた迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。</p> <p>また、大地震のような同時多発型災害時には、村だけで十分な災害応急対策を実施することは不可能となることが予測され、災害救助法の適用の要否、災害対策要員の派遣、救援物資・資器材の調達等、さまざまな応急対策の実施を県、国その他関係機関に要請していく必要があることから、村の被害状況や措置状況を県に逐次報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【災害情報の収集・伝達 概念図】</p>	
<p>計画体系</p>	<p>災害情報の収集・伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 被害状況等の情報収集 2 被害状況等の報告 3 防災情報システムの活用 4 被害関連情報の受領 	

1 被害状況等の情報収集

(1) 被害情報等の収集体制の確立

① 村災害対策本部の被害情報等の収集体制

ア 災害が発生したときは、班長は、班員で、被害情報調査チームを編成し、担当分野の情報の収集を行う。

イ 各班が収集した被害情報等は、事務局長（危機管理監）が統括し、取りまとめ、県へ報告するものとする。

ウ 災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる村職員から被災状況を聞き取り調査するものとする。

② 防災関係機関等との連携による被害情報の収集

ア 各自主防災組織の責任者は、災害を覚知したときは、直ちに村災害対策本部に電話等によって通報し、災害発生直後の被害状況（主に人的被害）等を報告するものとする。

イ 最上広域消防本部、新庄警察署等と連携し、地域の自主防災組織の協力を得て、村内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況等に係る情報を収集する。

ウ 大規模な災害が発生し、村との連絡がとれなくなった場合等に県が被害状況等の情報収集を実施した場合には、その旨を確知後、速やかに県が収集した情報を共有し、情報収集活動が重複することのないよう努める。

(2) 被害調査要領

① 被害情報等調査項目

時期区分	収集情報名	収集情報項目	分担
緊急時 (災害発生直後から1時間以内)	1. 庁舎周辺等被害情報	人的・施設・火災・建物・地盤等	総務班
	2. 出先事務所周辺被害状況報	人的・施設・火災・建物・地盤等	教育班、健康福祉班
	3. ラジオ・テレビ情報	気象情報・被害情報全般	事務局
	4. 県（出先機関含む）情報	気象情報・県下被害情報	事務局
初動期 (災害発生～3日間)	1. 地震情報（余震情報含む）	震源地・規模・深さ・震度等	事務局
	2. 土砂災害情報	土砂災害内容・位置・規模等	農村整備班
	3. 消防ヘリ情報	村内被害状況・火災状況等	事務局
	4. 火災・救急情報	<概数被害情報>火災・死傷者等	消防班、最上広域消防本部
	5. 避難指示・指示の発令状況	避難指示・指示発令時刻・地域等	事務局
	6. 村災害対策本部設置情報	村災害対策本部設置時間・場所	事務局
	7. 自衛隊派遣要請	要請時間・派遣地域・要請内容等	事務局
	8. 広域応援要請	要請時間・要請対象・要請内容等	事務局
	9. 自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況	関係各班
	10. 本部被害情報（第二報～）	庁舎及び周辺の被害概況	総務班
	11. 避難所開設情報	避難所名・避難者数等	健康福祉班
	12. 本部被害情報（第二報～）	<概数情報>生き埋め者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等	住民税務班、農村整備班、最上広域消防本部、新庄警察署、
	13. 被害情報	<概数被害情報>死傷者等	最上広域消防本部、新庄警察署

時期区分	収集情報名	収集情報項目	分担
初動期 (災害発生～ 3日間)	14. 遺体検案体制情報	遺体検案体制	健康福祉班
	15. 交通規制情報	道路交通規制状況・迂回路情報 等	農村整備班、新庄警察署
	16. 遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等	健康福祉班
	17. 交通機関被害情報・運行状況	バス・鉄道被害・運行状況	事務局、JR東日本
	18. 道路被害情報	道路・橋りょう等被害状況	農村整備班
	19. 水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等	農村整備班
	20. 電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等	東北電力
	21. ガス施設被害情報	ガス被害・断ガス状況・復旧見通等	ガス事業者
	22. 通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等	NTT東日本
	23. 医療施設被害情報	被害状況・稼動病院・診療科目等	健康福祉班
	24. 災害応急対策実施情報	各班の応急対策実施状況	各班
	25. 広域応援活動状況	広域応援部隊活動状況	関係各班
	26. 県災害対策本部設置情報	県本部設置の有無・設置時間	事務局
	27. 村庁舎被害状況(第二報～)	村庁舎の被害概況・電力通信機能	総務班
28. 職員・来訪者の安否情報	死傷者等の発生情報	住民税務班	
29. 現存空地情報	現存空地(村有地)の被害状況等	総務班、農村整備班	
災害発生から4日目以降	1. 地震情報(余震情報)	震源地・規模・深さ・震度等	※
	2. 土砂災害情報	土砂災害内容・位置・規模等	※
	3. 消防ヘリ情報	村内被害状況・火災状況等	※
	4. 火災・救急情報	火災・死傷者等	※
	5. 避難指示・指示の発令状況	避難指示・指示発令時刻・地域等	※
	6. 自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況	※
	7. 災害救助法適用情報	災害救助法適用基準・適用情報等	健康福祉班
	8. 国への報告情報	被害情報	事務局
	9. 現地対策本部への情報提供	被害状況・対策状況・要望等	事務局
	10. 本部被害情報	庁舎及び周辺の被害概況	※
	11. 避難所開設情報	避難所名・避難者数等	※
	12. 地区別被害情報	生き埋め者・死傷者・建物被害等	住民税務班、最上広域消防本部、新庄警察署
	13. 全体被害情報	死傷者・建物被害等	事務局
	14. 遺体検案状況情報	遺体検案状況	健康福祉班
	15. 交通規制情報	道路交通規制状況・迂回路情報等	※
	16. 遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等	※
	17. 交通機関被害情報・運行状況	バス・鉄道・運行状況	※
	18. 道路被害情報	道路・橋りょう等被害状況	※
	19. 水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等	※
	20. 電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等	※
	21. ガス施設被害情報	ガス被害・断ガス状況・復旧見通等	※
	22. 通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等	※
	23. 医療施設被害情報	被害状況・稼動病院・診療科目等	※

※：初動期の情報収集の継続

時期区分	収集情報名	収集情報項目	分担
災害発生から 4日目以降	24. 災害応急対策実施情報	各班の応急対策実施状況	※
	25. 広域応援活動状況	広域応援部隊活動状況	※
	26. 災害ボランティア活動情報	ボランティア受付・要請情報等	健康福祉班
	27. 食料提供情報	食料確保現況・配分現況等	住民税務班
	28. 応急物資供給情報	応急物資現況・配分現況等	住民税務班、産業振興班
	29. 現存空地情報	現存空地（村有地）の被害状況等	※

※：初動期の情報収集の継続

② 被害調査要領

ア 被害状況調査は、大きく3つの時期区分し、災害発生からの状況の変化・緊急性等に応じた情報収集に努める。

(ア) 緊急時被害情報

災害発生直後～1時間以内に、参集途上中に職員が把握した被害情報や、関係機関等の協力を得て、事務局が概数情報として収集、把握する情報。

被害全体像の早期把握、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要判断、県への報告（災害速報等）等に使用。

(イ) 初動期被害情報

災害発生後1時間～概ね3日目までに、各班の被害状況調査及び関係機関等の協力を得て、事務局が、随時、収集・把握する情報。

緊急時被害情報の補完、激甚被災地の限定、数値被害情報の確定や応急の実施、広域応援・自衛隊派遣要請の要・不要の判断、県への報告（災害情報等）に使用。

(ウ) 定時報告情報

災害発生後概ね4日目以降から、各班及び関係機関等が毎日、定時に情報をとりまとめ、事務局へ必ず報告する情報。

広域応援職員・派遣自衛隊等の再配置、県への報告、今後の復旧・復興施策の検討等に使用。

イ 発災初期には、全庁を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制をとるものとする。

ウ 被害調査は、最上総合支庁、消防、警察、新庄河川事務所、ライフライン関係機関、自主防災組織、住民等の協力を得て、村内の詳細な被害状況を調査するものとする。

エ 被害調査にあたっては、県地域防災計画における被害判定基準の定めるところにより被害認定するものとする。

オ 被害が甚大で、被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

カ 避難所を開設したとき、または避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

2 被害状況等の報告

(1) 県等への報告

① 災害発生直後の報告

ア 県本部（防災危機管理課）への「第一報」の報告

村内で、大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、本部長（村長）は直ちに県本部（防災危機管理課）へ情報を報告するものとする。（大きな状況変化時と同じ。）

- (ア) 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合
- (イ) 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合
- (ウ) 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

イ 最上総合支庁への報告

本部長（村長）は、震度4以上の地震が発生した場合、または風水害等により被害が発生した場合は、人的被害、建物被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、最上総合支庁に報告する。但し以下の場合には、県本部（防災危機管理課）または総務省消防庁へ報告するものとする。

- (ア) 緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。
- (イ) 通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

ウ 県本部及び総務省消防庁への報告

本部長（村長）及び最上広域消防本部は、災害が同時多発し、または多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及び総務省消防庁に報告する。

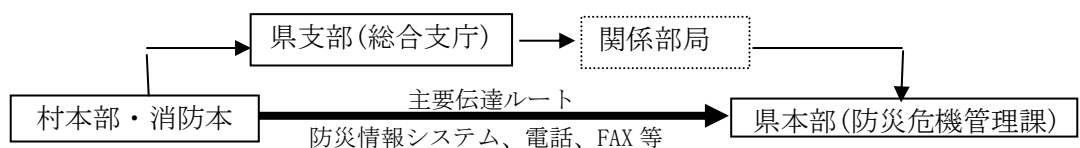
② 災害応急活動実施時の報告

ア 県本部（防災危機管理課）への直接の報告等

本部長（村長）は、各班からの災害状況の報告により、人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、村役場庁舎、公の施設、村立の福祉施設・保育所、村管理の土木施設、上水道、公共下水道及び農業集落排水に係る被害を把握した場合は、以下の伝達システムを基本とし、県本部（防災危機管理課）へ報告を行うものとする。

この情報は、主に、県本部において応急対策を決定していくための情報となる。

【県に対する被害情報伝達系統】



イ 最上総合支庁を通じた県本部への報告

本部長（村長）は、関係機関と連携し、把握した詳細な被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部の設置状況等について、県支部（総合支庁）を通じて県本部（防災危機管理課）に報告する。

(2) 報告の種類

① 山形県災害報告取扱要領による報告

本報告は、最上総合支庁を通じて県本部（防災危機管理課）へ報告することを基本とする。
資料編 資料1-5 山形県災害報告取扱要領

ア 報告すべき事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時

- (ウ) 災害が発生した場所または地域
- (エ) 被害の程度
- (オ) 災害に対してとられた措置(災害対策本部の設置状況、主な応急措置の状況等)
- (カ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (キ) その他必要な事項

イ 報告の種類及び記述

報告の種類	様式	摘要	提出期限
災害速報	第1号	災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生したが被害(状況)が把握できないとき	即時
災害情報	第2号～第13号	災害が発生したとき	即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
災害中間報告	第14号		防災危機管理課が指示するとき以降順次
災害確定報告			応急対策を終了した後10日以内
災害年報	第15号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものとする。	2月15日

② 各種被害報告

各種被害報告については、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによるものとする。

次のア～サまでの被害について、本部長(村長)は、速やかに所轄の事項について最上総合支庁を經由して、県本部(防災危機管理課)に報告を行うものとする。

ア 人、住家被害等全般的被害

イ 農林水産業被害

ウ 道路被害等

エ 河川被害

オ 砂防設備、地すべり・急傾斜地崩壊・土石流、崩壊防止の施設被害

カ 下水道被害

キ 貯水池、ため池被害

ク 鉄道施設被害

ケ 水道施設被害

コ 電信電話施設被害

サ 電力施設被害

③ 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、本編第3章第14節「災害救助法の適用に関する計画」に定めるところによる。

④ 各班から事務局への報告

各班から事務局への報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによるもののほか、資料編に示す様式により、詳細な被害及び活動状況等を報告するものとする。

資料編 様式4～様式8

3 防災情報システムの活用

災害情報の報告は、県防災情報システムを使うことを基本とするとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用するものとする。

なお、県防災情報システムの利用が難しい場合には、一般電話、災害時優先電話、他の防災関係機関の無線等を利用し、報告を行うものとする。

4 被害関連情報の受領

県から提供される以下の被害関連情報を受領した場合には、本部長（村長）は本村の災害応急活動への有効活用を図り、的確な応急活動を実施するものとする。

情報元	情報内容
最上総合支庁が把握した被害関連情報	総合支庁庁舎、病院、県所管の農林水産施設、商工関係機関・施設（マニュアルで総合支庁の役割としている部分）、土木施設及び廃棄物施設等に係る被害、その他県支部（総合支庁）に属する施設の被害情報等
県機関が把握した被害関連情報	公の施設（県民会館、県郷土館、遊学館等）に係る被害、交通規制状況等
県関係部局が把握した被害関連情報	公立・私立教育機関全般、県立病院、県立福祉施設、県企業局が把握した所管施設、商工関係機関・施設、その他県の出先機関に係る被害情報等
国の機関が把握した被害関連情報	高速道路、国道、国直轄管理土木施設に係る被害情報等
ライフライン機関、鉄道事業者が把握した被害関連情報	電話、電力、ガス、鉄道に係る被害情報等
消防機関が把握した被害関連情報	人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家等に係る被害情報等
県警察本部が把握した被害関連情報	人的被害、警備や救助に関する活動状況等

第1 村の災害広報活動の要領

1 村の役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

2 広報内容

- (1) 災害情報
- (2) 安否情報
- (3) 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- (4) 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- (5) 生活再建、仮設住宅、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- (6) 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）
- (7) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

3 広報手段

- (1) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (2) 自主防災組織等を通じた情報伝達
- (3) 住民の相談窓口の開設
- (4) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- (5) 地域防災行政無線、緊急速報メール、インターネットの活用

4 災害発生後の各段階における広報事項

段階	広報事項
災害が発生するおそれのある場合	1. 住民等に対する気象情報等の広報 2. 住民に対する避難指示等
災害発生直後（災害発生後概ね3～4時間以内）	1. 災害発生の旨を緊急に流す。（発生時刻、場所、被害状況等）
災害応急対策初動期（災害発生後概ね2日以内）	1. 安否情報 2. 住民に対する避難指示等 3. 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報 4. 指定避難所等の開設状況 5. 災害の状況 6. 安否情報の照会方法（災害用伝言ダイヤルの活用方法等）等

段階	広報事項
災害応急対策本格稼働期（災害発生後概ね3日目以降）	1. 消毒、衛生及び医療救護情報 2. 小中学校の授業再開予定 3. 被害認定・り災証明書の発行 4. 応急仮設住宅等への入居に関する情報
復旧対策期	1. り災証明書の発行 2. 生活再建資金の貸し付け 3. 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 4. その他生活再建に関する情報

5 実施方法

(1) 広報内容のとりまとめ等

本章第1節「情報の収集・伝達」において把握された災害情報等をもとに、総務班は、具体的な広報内容についてとりまとめるものとする。特に、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を整理し、安否情報として提供していく。

(2) 住民に対する広報

① 災害発生直後の被害状況や避難指示等の緊急性を要する情報等については、緊急速報メール、防災行政無線、広報車・消防車、自主防災組織等による口頭伝達等による広報活動を基本とする。

② 指定避難所等及び災害活動拠点においては、担当職員等による避難住民への口頭による情報提供を行うほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、安否情報、被害状況等について広報活動を行う。

(3) 放送機関に対する放送要請

① 本部長（村長）は、住民及び村外の被災者関係者等への広報を実施するため、必要に応じ、放送機関に対して放送要請を行う。窓口は、住民税務班とする。

② 放送要請は原則として県を通して行うものとするが、避難指示等の緊急を要する情報や行方不明者等の安否情報等の広報については、直接、放送機関への要請するものとし、要請後、速やかに県（防災危機管理課）へ報告する。

③ 要請は、放送依頼の理由、放送事項、放送日時、系統（対象地域、媒体等）、その他必要事項を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。文書作成は、放送を必要とする班が住民税務班と協議の上、作成するものとする。

④ 大規模な災害が発生した場合等には、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。

ア 放送機関の受入先として、住民税務班は、村役場庁舎内にプレスセンター等を設置する。

イ 報道機関に対する本部長（村長）の記者会見・資料提供等のマスコミ対応は、住民税務班が行うものとする。

(4) インターネットを活用した広報

ホームページへ災害情報等を掲載し、住民及び村外の被災者関係者等に対する広報活動を実施する。

6 広報活動にあたっての留意点

- (1) 総務班は、健康福祉班と連携し、指定避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。
- (2) 総務班は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語並びに外国語及びやさしい日本語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 総務班は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

第2 広報活動における防災関係機関の役割等

広報活動における各機関の役割は以下のとおりとし、事務局及び総務班は、防災関係機関と協力し、災害時の情報ニーズに応えるため、多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。

防災関係機関	役割	手段	広報内容
村	上記1 災害広報活動の要領の通り		
県	被災地内、被災地外の県域及び県外への情報発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 報道機関への報道依頼 2. 「基本法第57条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づく報道機関への報道要請 3. 総合的相談窓口の開設 4. 緊急速報メール及びインターネットの活用（県ホームページ、ツイッター等） 5. 県政広報番組等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 地震・津波情報 2. 安否情報 3. 県の出先機関、市町村及びその他防災関係機関から報告された被害状況 4. 国、県及び市町村等公的機関の災害対応に関する情報 5. その他広域的な把握を必要とする情報
ライフライン関係機関（電気、ガス及び電気通信事業者）	被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 広報車による呼びかけ及び印刷物の配布・掲示 2. 利用者相談窓口の開設 3. 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼） 4. 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 被災区域及び被害状況 2. 設備が使用可能な場合は、使用上の注意 3. 復旧の状況及び見込み

防災関係機関	役割	手段	広報内容
公共交通機関	主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。	1. 乗降場での印刷物の掲示 2. 場内、車内及び船内等での放送 3. 報道機関への報道依頼(必要により県を通じて報道依頼) 4. 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局・CATV(ケーブルテレビ)等のコミュニティメディア及びインターネットの活用	1. 不通区間及び運行状況 2. 復旧の状況及び見込み
警察	被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。	1. パトロールカーによる広報 2. 報道機関への報道依頼(必要により県を通じて報道依頼)	1. 被災者に関する情報 2. 安否情報 3. 通行の可否、交通規制及び渋滞等の交通情報
その他の行政機関	住民等に伝達が必要な事項を、報道機関等を通じて公表する。		

第3 災害広聴体制の整備

被災者からの問合せ・相談・意見・要望等を受け、住民等の不安解消に努めるとともに、災害応急対策や復旧活動に住民等の意見を反映させるため、県及びライフライン関係機関と次のような体制を整備し、広聴活動の展開を図る。

1 村の災害広聴体制

- (1) 被災住民、自主防災組織の相談に応じる総合相談窓口を総務班に開設する。
- (2) 総務班は、必要に応じ、指定避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、意見、要望等を聴取し、速やかに関係各班に連絡し、その問題等の早期解決に努める。
- (3) 指定避難所等に相談所が設置されないときは、各指定避難所等の責任者が相談等に応じるものとする。
- (4) 総務班は、県及びライフライン関係機関との情報共有に努め、被災住民等からの意見等について全体把握に努める。
- (5) 住民税務班は、被災者からの安否情報に対する問合せ等に対応するため、総合相談窓口に人員を配置するものとする。

2 県及びライフライン関係機関の災害広聴体制

- (1) 県は、通常の県民相談窓口に加えて、災害対応の総合的相談窓口を設置するとともに、村の行う広聴活動を支援する。なお、総合的相談窓口には、東日本電信電話株式会社に要請して専用電話を設置し、報道機関を通じてその電話番号を県民に周知する。
- (2) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

第3節 消火活動計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防災関係機関等</p>	<p>事務局、総務班、消防班 県：防災危機管理課、新庄警察署 国： 消防：最上広域消防本部、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、県広域消防相互応援協定締結先市町村 その他：自主防災組織</p>
<p>計画方針</p>	<p>災害発生時の火災による被害を防止し、または被害の軽減を図るため、最上広域消防本部、消防団、自主防災組織、地域住民等が一体となって消火活動に取り組むものとする。 なお、村自らの消防力では対応できない場合には、躊躇することなく、広域応援を要請していくものとする。</p> <p style="text-align: center;">【消火活動計画 概念図】</p> <p>The diagram illustrates the flow of information and requests during a fire incident. It is divided into three phases: 1. Initial Fire (初期消火), 2. Fire Prevention Activities (火災防ぎょ活動), and 3. Broad Area Support Request (広域応援要請). In the initial phase, local residents and autonomous disaster response organizations report the fire and request the fire unit to respond. The fire unit reports the situation back to the village and requests support from the most extensive fire department. In the prevention phase, the most extensive fire department reports back to the village and requests support from the representative fire department. In the support phase, the representative fire department requests support from the assisting fire department, while the most extensive fire department requests support from the prefecture and the fire bureau. The prefecture requests support from the fire bureau, and the fire bureau requests support from the fire department. The fire department requests support from the fire department under the mutual aid agreement. The fire department also requests support from the fire department under the mutual aid agreement.</p>	
<p>計画体系</p>	<p>消火活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 初期消火 第2 火災防ぎょ活動 第3 広域応援要請 	

第1 初期消火

1 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震等の災害が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

- (1) 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。
- (2) ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

2 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

第2 火災防ぎょ活動

1 消防本部による活動

(1) 出動体制の確立

消防吏員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。

資料編 資料4-4 最上広域消防本部の消防施設等整備状況

(2) 火災情報の収集・伝達

① 火災情報の収集

次の方法により火災情報の収集にあたる。

- ア 火の見やぐら等からの監視
- イ 119番通報及び駆け込み通報
- ウ 消防吏員の参集途上における情報収集
- エ 消防団及び住民等からの電話または無線等による連絡

② 把握した火災情報の報告

最上広域消防本部は、把握した火災情報を本部長（村長）、場合によっては知事に対して報告し、応援要請手続きに遅れのないよう働きかける。

(3) 火災現場までの交通路の確保

次の方法により火災現場までの交通路を確保する。

- ① 新庄警察署及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて新庄警察署に対して交通規制を要請する。
- ② 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、法第76条の3第4項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対し必要な措置命令を行う。

(4) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防ぎょ計画に基づき鎮圧にあたる。その際、次の原則に則るものとする。

同時多発火災時の活動原則	
避難地及び避難路確保優先の原則	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。
重要地域優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
消火可能地域優先の原則	同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
市街地火災消防活動優先の原則	多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般地域から同時に出火した場合は、重要対象物の防護の上で必要な消防活動を優先する。
火災現場活動の原則	1. 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に決断し行動を決定する。 2. 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 3. 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(5) 火災防ぎょ活動上の留意点

- ① 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。
- ② 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。
- ③ 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。
- ④ 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。
- ⑤ 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ、または出入りを禁止若しくは制限する。

- (6) 要救助者の救助等
要救助者の救助救出と負傷者に対しての止血その他の応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 消防班（消防団）による活動

- (1) 火災防ぎょ体制の確立
- ① 消防団員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。
資料編 資料4-5 消防団の消防施設等整備状況
資料編 資料4-6 水(消)防団員等の現況
 - ② 参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。
- (2) 火災情報の伝達体制
- ① 火災情報及び消防団の活動状況等については、分団長が、消防団長及び当該消防吏員に随時報告を行う。
 - ② 消防団長は分団長からの情報を取りまとめ、本部長（村長）へ報告を行うものとする。
- (3) 出火防止
災害により火災等の発生が予測される場合は、出動の際に拡声器等により、周辺住民に出火防止（火気の停止、ガス・電気の使用中止、通電時の出火の危険性等）を呼びかける。
- (4) 火災防ぎょ活動
- ① 火災防ぎょ活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力し、初期消火及び主要避難路確保のための消火活動を実施する。
 - ② 常備消防が到着した場合は、消防長、または消防署長の所轄の下、協力して活動する。
- (5) 要救助者の救助等
最上広域消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての止血その他の応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行うものとする。
- (6) 避難誘導
避難指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させるものとする。

第3 広域応援要請

大規模な災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、最上広域消防本部は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、本部長（村長）は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。また、被災地域以外の消防本部は、大規模な災害の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。（本編第1章第2節第1の1「応援要請優先順位等」及び6「消防に対する応援要請等」参照）

第4節 救助・救急計画

<p>主要実施機関</p>	<table border="1"> <tr> <td>村</td> <td>事務局、総務班、消防班</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等</td> <td>県：防災危機管理課、新庄警察署 国：自衛隊 消防：最上広域消防本部、県広域消防相互応援協定締結先市町村 その他：自主防災組織、民間建設業者、新庄市最上郡医師会</td> </tr> </table>	村	事務局、総務班、消防班	防災関係機関等	県：防災危機管理課、新庄警察署 国：自衛隊 消防：最上広域消防本部、県広域消防相互応援協定締結先市町村 その他：自主防災組織、民間建設業者、新庄市最上郡医師会						
村	事務局、総務班、消防班										
防災関係機関等	県：防災危機管理課、新庄警察署 国：自衛隊 消防：最上広域消防本部、県広域消防相互応援協定締結先市町村 その他：自主防災組織、民間建設業者、新庄市最上郡医師会										
<p>計画方針</p>	<p>大規模な災害により発生する要救助者を迅速に救助するため、地域住民、自主防災組織、消防班、最上広域消防本部、新庄警察署等が連携し、救助・救急活動を実施するものとする。</p> <p>なお、村自らの組織力では対応できない場合には、躊躇することなく、他市町村や自衛隊等に対し応援を要請していくものとする。</p> <p style="text-align: center;">【救助・救急計画 概念図】</p> <pre> graph TD A[生理め者や行方不明者等の発見 (地域住民、通行人等)] --> B[要救助者の捜索 (最上広域消防本部、消防団、警察、自主防災組織等)] B --> C[救助活動の実施 (最上広域消防本部、消防団、自主防災組織等)] C --> D[負傷者の搬送 (最上広域消防本部)] B -.-> E[要救助者発生状況、活動状況等の報告] C -.-> F[搬送者の確認] E -- 応援要請 --> G[村] F -- 搬送者の確認 --> G G -- 応援要請 --> H[重機及び操作者派遣 (民間建設業者等)] G -- 応援要請 --> I[援助隊等の派遣 (協定締結先市町村、自衛隊等)] H --> C I --> D J[交通規制 (新庄警察署)] --> C </pre>										
<p>計画体系</p>	<table border="1"> <tr> <td>救助・救急計画</td> <td>第1 要救助者の通報・捜索</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2 救助体制の確立</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3 救助活動の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第4 負傷者の搬送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5 災害救助法が適用された場合の措置</td> </tr> </table>	救助・救急計画	第1 要救助者の通報・捜索		第2 救助体制の確立		第3 救助活動の実施		第4 負傷者の搬送		第5 災害救助法が適用された場合の措置
救助・救急計画	第1 要救助者の通報・捜索										
	第2 救助体制の確立										
	第3 救助活動の実施										
	第4 負傷者の搬送										
	第5 災害救助法が適用された場合の措置										

第1 要救助者の通報・捜索

1 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等、災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生理め者や行方不明者等、救助すべき者を発見または覚知したときは、直ちに最上広域消防本部、新庄警察署に通報するよう努めなければならない。特に生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

2 要救助者の捜索

最上広域消防本部、新庄警察署、消防班は、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、地域を分担し、被災地内の生理め者を捜索する。

第2 救助体制の確立

1 救助隊の編成等

(1) 救助隊の編成

最上広域消防本部及び消防班は、あらかじめ定められた計画等により、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民または自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

(2) 医療救護所の開設

健康福祉班は、直ちに新庄市最上郡医師会等に協力を要請し、指定避難所等に医療救護所を開設する。

本部長（村長）は必要に応じ、知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

2 応援要請

本部長（村長）は、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。

(1) 消防機関への応援要請

本部長（村長）は、最上広域消防本部長と状況確認等を行い、必要に応じ、知事（防災危機管理課）または協定締結先市町村長に対して広域応援を要請する。

(2) 自衛隊への応援要請

本部長（村長）は、大規模かつ迅速な救助・救急活動の展開を要すると判断する場合は、知事（防災危機管理課）に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。但し、緊急を要する場合には、直接、自衛隊に対し、派遣を要請するものとする。

(3) 民間事業者等への要請

本部長（村長）は、必要と判断する場合は、あらかじめ協定等と締結している地元建設業者等に対し、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

第3 救助活動の実施

1 緊急交通路の確保

新庄警察署は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救助・救急活動のための緊急車両を誘導する。

2 救助隊等の受入等

他の消防機関に対し応援を要請した場合等には、以下の措置をとるものとする。

(1) 救助隊の誘導

最上広域消防本部及び新庄警察署は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(2) 救助隊等の配置

応援要請による消防の救助隊等は、最上広域消防本部の指揮下に入り救助活動を行うものとし、県は、関係機関との円滑な連携を図るため、現地調整所を設置する。

3 救助活動の実施

(1) 最上広域消防本部、消防班、新庄警察署等は、自主防災組織等の協力を得ながら、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のためマスク着用等を徹底し、連携して救助活動を展開する。

(2) 消防団員が、機材置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施するとともに、消防吏員が現場に到着した際には、その指揮下に入り、救助活動を実施する。なお、消防吏員や分団長等から退去等の指示が出された場合等には、速やかに、その指示に従い、自身の安全を確保するものとする。

(3) 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(4) 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(5) 救助活動を実施後は、その状況を速やかに、村災害対策本部に報告するものとする。

資料編 様式2-6 り災者救出状況記録簿

4 惨事ストレス対策の実施

救助・救急または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第4 負傷者等の搬送

1 搬送先

(1) 医療救護所設置前

最上広域消防本部等は、救助活動の初期において、村内の医療救護所の設置が進んでいない場合には、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送する。

(2) 医療救護所設置後

医療救護所の設置が進んだ段階においては、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送し、医療救護所でトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーターが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

2 搬送における留意点

(1) 最上広域消防本部は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて新庄警察署に交通規制を行うよう協力を求める。

(2) 最上広域消防本部は、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

3 搬送者の確認

健康福祉班は、最上広域消防本部、新庄警察署、搬送先医療機関等と連絡をとり、搬送者の確認を行うものとする。

第5 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された本部長（村長）が措置を行うが、その救助の程度、方法、期間は「山形県災害救助法施行細則（別表1）」のとおりとする。

資料編 資料1-7 山形県災害救助法施行細則

第5節 水防対策

<p>主要実施機関</p>	<table border="1"> <tr> <td>村</td> <td>事務局、総務班、農村整備班、消防班</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等</td> <td>県：防災危機管理課、最上総合支庁、新庄警察署</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国：新庄河川事務所、自衛隊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防：最上広域消防本部、協定締結市町村消防機関</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他：</td> </tr> </table>	村	事務局、総務班、農村整備班、消防班	防災関係機関等	県：防災危機管理課、最上総合支庁、新庄警察署		国：新庄河川事務所、自衛隊		消防：最上広域消防本部、協定締結市町村消防機関		その他：
村	事務局、総務班、農村整備班、消防班										
防災関係機関等	県：防災危機管理課、最上総合支庁、新庄警察署										
	国：新庄河川事務所、自衛隊										
	消防：最上広域消防本部、協定締結市町村消防機関										
	その他：										
<p>計画方針</p>	<p>洪水等による風水害が発生し、または発生が予想される場合、これを警戒・防ぎよし、被害を軽減するため、水防体制を確立し、諸情勢の的確な判断のもと円滑な水防活動を実施する。</p> <p style="text-align: center;">【水防活動 概念図】</p> <pre> graph TD A[気象状況及び雨量、水位等の通知] --> B[巡視・警戒] C[消防・水防団等の活動体制の準備] --> B B --> D[水門等の操作] D --> E[水防作業] E --> F[避難のための立退] F --> G[災害発生時の処理] H[他の水防管理団体 自衛隊等] --> G I[村] -- 応援要請 --> H G --> J[水防解除] </pre>										
<p>計画体系</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">水防対策</td> <td>第1 水防活動体制の確立</td> </tr> <tr> <td>第2 水防活動の基準</td> </tr> <tr> <td>第3 連絡体制等の確立</td> </tr> <tr> <td>第4 水防活動</td> </tr> <tr> <td>第5 応援要請</td> </tr> </table>	水防対策	第1 水防活動体制の確立	第2 水防活動の基準	第3 連絡体制等の確立	第4 水防活動	第5 応援要請				
水防対策	第1 水防活動体制の確立										
	第2 水防活動の基準										
	第3 連絡体制等の確立										
	第4 水防活動										
	第5 応援要請										

第1 水防活動体制の確立

水(消)防団は、水防警報が発令された場合には、その警報の種類に応じた活動体制をとるものとする。

資料編 資料4-6 水(消)防団員等の現況

□ 水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団の足どめ	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水位が水防団待機水位(指定水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
出動	水防団員の出動を通じするもの	水位・流量・その他の河川状況等により氾濫注意水位(警戒水位)を越え、または越えるおそれがあり、なお増水が予想されるとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況より特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

□ 各対象量水標の水防警報の範囲(本村に関わる地点を抽出)

河川名	水位観測所名	待機	準備	出動	解除	情報	所管事務所名
鮭川	真木	気象状況、水文状況により出水が予想されるとき	水位2.50mに達し更に氾濫注意水位(警戒水位)を上廻る水位が予想されるとき	水位3.50mに達し、なお増水のおそれがあるとき	水防作業の必要性がなくなったとき	雨量の状況に応じて水防活動上必要となる水位の状況を通報する。	新庄河川事務所

第2 水防活動の基準

水防管理者（本部長）は、次の段階に従って水（消）防団、または最上広域消防本部を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

1. 常に管下河川を巡視すること。
2. 気象等に関する注意報、警報が発令された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にすると共に、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。
3. 洪水予報が発せられた場合は、連絡員は水防支部と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
4. 水防警報が発令されたとき、または水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、出動準備を連絡し、団員の待機をもとめると共に一般に周知せしめること。また、水位が氾濫注意水位に達した時は県水防信号規則第1信号により地域住民に周知する。
5. 氾濫注意水位に達し、なお上昇おそれがあるときは、水防管理者（本部長）は状況をよく判断の上、団員を出動させ水防作業を開始する。
6. 水防のためやむを得ない必要があるときは、村内に居住する者、または水防の現場に居る者を水防活動に従事させる（法第17条）。
7. 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し、または警察署に協力を要請する（法第22条及び第23条）。
8. 自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して水防本部にその旨要請すること。
9. 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知の上、避難のための立ち退きを指示する（法第29条）。
10. 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに所轄水防支部、警察署その他の関係機関に通報する（法第26条）。
11. 水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団、または他の協力者の出動を解除する。
12. 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行なうと共に水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防支部を経由して水防本部に提出する（法第47条第2項）。

第3 連絡体制等の確立

1 気象情報等の伝達

気象注意報・警報、洪水予報、水防警報等の伝達は、本編第2章第1節第2「気象情報等伝達計画」によるものとする。

2 団員との連絡体制

水（消）防団員の活動は、単独での行動は避け、常に複数であたるものとし、ラジオ、無線機等を携行し、常に、変化する気象や水位の情報や、水（消）防団長等のからの指示が受領できるようにし、団員の安全を確保する。

3 関係機関等の連絡体制

- (1) 各分団長は、活動状況等を随時、水（消）防団長へ報告するものとし、水（消）防団長は、その旨を本部長（村長）へ報告するものとする。
- (2) 最上広域消防本部は、活動状況等を本部長（村長）及び関係機関へ報告するものとする。
- (3) 本部長（村長）は、水（消）防団等から受領した情報を水防支部へ報告するものとする。

第4 水防活動

1 巡視及び警戒

(1) 巡視

水防管理者（本部長）、水（消）防団長、最上広域消防本部長は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。（法第9条）

資料編 資料3-2 重要水防箇所一覧

(2) 非常警戒

水防管理者（本部長）は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工

事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視する。特に次の状態に注意し巡視を行い、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ① 裏法の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ② 表法で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ③ 天端の亀裂または沈下
- ④ 堤防の越水状況
- ⑤ 樋門の両袖または低部よりの漏水と扉の絞り具合
- ⑥ 橋りょうその他の構造物との取付部分の異常

2 水防作業

(1) 水防作業の方針

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が最大 のとき、またはその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水 位が最大洪水位の 3/4 位に減水したときが最も危険）ことから、洪水が最盛期を過ぎても警戒 を厳に行うものとする。

(2) 水防工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材 料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないと きは、これに代るべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資材器具及び運搬具

水防管理者（本部長）は、常備していた水防用資材器具及び運搬具が不足する場合には、水防 支部の所有している器具、運搬具等を用い作業を行うものとし、使用後は、速やかに水防支部に 報告するものとする。

資料編 資料4-7 水防備蓄資器材等一覧

3 避難のための立退

(1) 退去の呼びかけ

本部長（村長）は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及 び新庄警察署と協力して、河川にいる者に退去するよう呼び掛ける。

(2) 避難のための立退の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員ま たは水防管理者（本部長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを 指示する。

水防管理者（本部長）は指示をした後、新庄警察署長にその旨を通知する（法第29条）。

(3) 浸水想定区域内の高齢者等利用施設等における取組

浸水想定区域内の高齢者等利用施設等においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自 衛水防組織の設置に取組むとともに、村からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断に よる速やかな避難行動の促進を図る。

なお、新庄河川事務所及び県は、高齢者等利用施設等に対し、避難確保計画・浸水防止計画 作成、訓練実施等の技術的助言を行うものとする。

4 災害発生時の処理

堤防、溜池、樋門または角落し等が欠壊した場合は、水防管理者（本部長）、水（消）防団長、最上 広域消防本部長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めるとともに、水防管理者（本部長） は速やかに次の措置をとるものとする。

- (1) 居住者に対する立退き指示、避難誘導等
- (2) 水防支部、新庄河川事務所、隣接水防管理団体及び新庄警察署への急報

5 水防解除

- (1) 水防管理者(本部長)は、水位が警戒水位を下廻り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。
- (2) 水防解除を命じたときは直ちに所轄水防支部に連絡するとともにこれを一般に周知する。
- (3) 支部水防長は、水防解除が命じられたときは、これを直ちに本部水防長に報告する。

第5 応援要請

1 地元住民への応援要請

水防管理者(本部長)、水(消)防団長または最上広域消防本部長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、地元住民または水防の現場にいる者に対し水防活動への応援を要請する。

2 警察官への応援要請

水防管理者(本部長)は、水防のため必要があると認めるときは、新庄警察署長に対して警察官の出動を要請する。

3 他の水防管理団体への応援要請

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者(本部長)は、他の水防管理者または市町村長もしくは消防機関の長に対して応援を要請する。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防管理者(本部長)の所轄の下に行動するものとする。

4 自衛隊への応援要請

水防管理者(本部長)は、水防のため自衛隊の応援が必要と認める場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。(本編第1章第2節第2「自衛隊の災害派遣要請計画」参照)

第6節 危険物施設等対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、総務班、農村整備班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁、新庄警察署 国：新庄河川事務所 消防：最上広域消防本部 その他：危険物等取扱事業所</p> <p>災害に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者は、防災関係機関と協力し、災害応急対策を速やかに実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【危険物施設等災害応急対策 概念図】</p>
<p>計画体系</p>	<p>危険物施設等対策</p>	<p>第1 被害状況の把握及び関係機関等への通報</p> <p>第2 住民等への広報等</p> <p>第3 危険物施設等応急措置</p> <p>第4 危険物等流出応急対策</p>

第1 被害状況の把握及び関係機関等への通報

1 被害状況の把握等

危険物等取扱事業者は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。

また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、当該施設の補修、又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

資料編 資料4-8 危険物等施設一覧

2 関係機関等への通報

危険物等取扱事業者は、災害により被災した場合、村災害対策本部、最上広域消防本部、新庄警察署、県等の関係機関や隣接事業者、関係協会等に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

第2 住民等への広報等

危険物等取扱事業者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民等に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、県及び報道機関の協力を得て地域住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

第3 危険物施設等応急措置

1 村災害対策本部

(1) 本部長（村長）は、被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。

(2) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

2 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

(1) 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏れいした場合には、緊急遮断等の漏れい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ新庄警察署に連絡して交通規制等の措置を講じる。

(2) 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

(3) 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

(4) 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏れいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

3 放射線使用施設

災害発生に伴う放射線使用施設の事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

- (1) 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出する。
- (2) 放射線発生装置の電源を速やかに遮断するとともに、関係者以外の立入りを禁止する等、必要な措置を講じ、安全を確保する。

第4 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

1 関係機関等への通報

事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに村災害対策本部、最上広域消防本部、新庄警察署、河川管理者等関係機関に通報又は連絡する。

2 防除対策の実施

防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

- (1) 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス・オイルマット、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
- (2) オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
- (3) 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

3 周辺住民に対する措置

本部長（村長）及び新庄警察署等は、周辺住民等に対する火気使用の制限及び避難指示等の措置を講ずる。

4 取水制限等の措置

飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある村災害対策本部に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

5 環境モニタリング調査等の実施

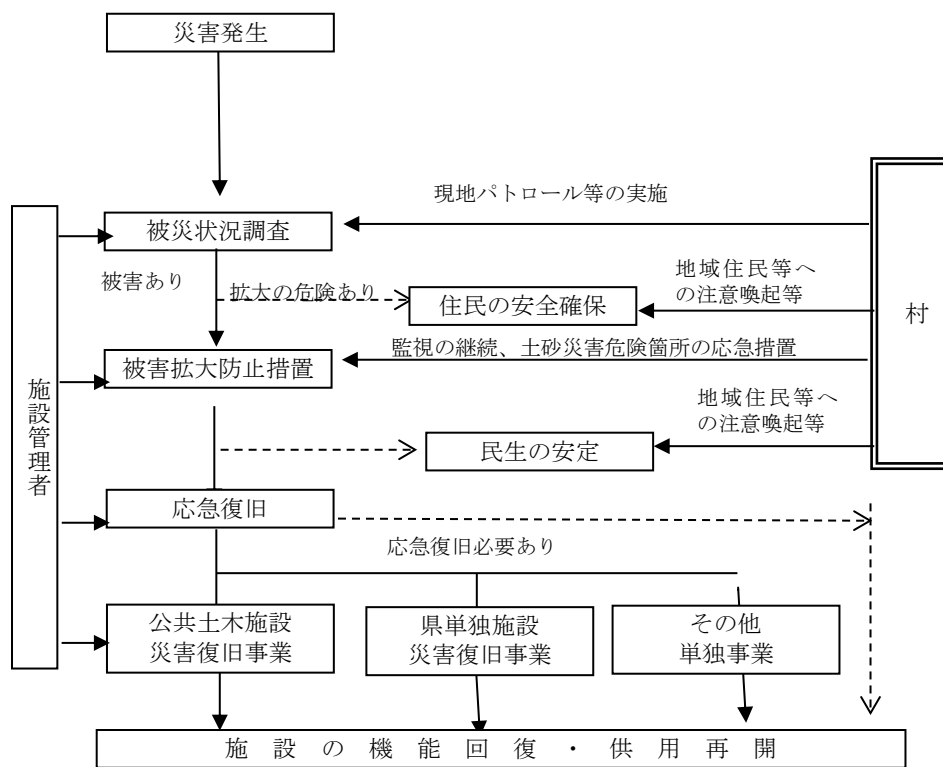
水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等が河川等の公共用水域に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、河川管理者及び最上総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

第7節 土砂災害防止施設応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>農村整備班、住民税務班、消防班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁 国：山形森林管理署最上支署 消防： その他：</p>
<p>計画体系</p>	<p>土砂災害防止施設 応急対策</p>	<p>第1 被害状況調査 第2 住民の安全確保 第3 被害拡大防止措置 第4 応急復旧</p>

災害により土砂災害防止施設が被災し又は被災するおそれがある場合に、その機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、当該施設の管理者は、災害応急対策を実施する。
村は、施設管理者、国、県等関係機関と連携・協力し、被害状況の調査及び地域住民に対する注意喚起等を実施するものとする。

【土砂災害防止施設災害応急計画 概念図】



第1 被害状況調査

農村整備班及び消防班は、土砂災害防止施設が被災し又は被災するおそれがある場合、震度4以上の地震が発生した場合には、土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）や県等と連携・協力し、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

資料編 資料3-1 土砂災害危険箇所等一覧

第2 住民の安全確保

農村整備班及び消防班は、施設管理者に協力し、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止するとともに、当該地域の自主防災組織等と連携し、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事によって、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示が出された場合には、その旨を速やかに地域住民等に伝達する。

第3 被害拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

1 二次被害の予防

災害情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

(1) 危険箇所の応急対策

県は、地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

(2) 監視の継続

農村整備班及び消防班は、県と連携して、災害発生後の一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。

2 施設の応急措置

(1) 治山施設

施設管理者は、倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

(2) 地すべり防止施設

施設管理者は、地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて立退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土等を行う。

(3) 急傾斜地崩壊防災施設

施設管理者は、急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

(4) 砂防施設

施設管理者は、砂防施設が被害を受けた場合は、巡回し又は状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。ま

た、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

(5) 土砂災害危険箇所等の応急措置

農村整備班、消防班、新庄河川事務所、最上総合支庁及び防災関係機関は、土石災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、相互に連携し、シート張りや土のう積等、次のような応急措置を実施する。

① 山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。

② 溪流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

(6) 規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

第4 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第8節 医療救護計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、健康福祉班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁</p>
	<p></p>	<p>国：自衛隊</p>
	<p></p>	<p>消防：最上広域消防本部</p>
	<p></p>	<p>その他：新庄市最上郡医師会、医薬品取扱業者等</p>
<p>計画体系</p>	<p>大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々状況下における最大限の医療を提供するために、村は、県及び医療機関等と協力・連携し、医療救護活動を実施する。</p>	
	<p>【医療救護計画 概念図】</p>	
	<p>The diagram illustrates the medical rescue process. It starts with 'Disaster Occurrence' leading to 'Assessment of Damage'. This triggers 'Reporting and Request for Assistance' to the 'Prefecture' and 'Request for Cooperation' to 'Local Medical Associations'. The 'Prefecture' also requests assistance from 'Red Cross, DMAT, Self-Defense Forces, etc.'. 'Local Medical Associations' provide 'Medical Staff Dispatch and Drug Supply'. The process then moves to 'Setting of Medical Care Sites'. 'Injured Persons' are treated at 'Existing Medical Facilities' or 'Medical Care Sites' (DMAT activity points). From 'Existing Medical Facilities', patients are sent to 'Disaster Area Disaster Point Hospitals' (intra-county transfer points) or 'Other Hospitals' (hospital support). From 'Medical Care Sites', patients are sent to 'Disaster Area Disaster Point Hospitals' (inter-county transfer points) or 'Other Hospitals'. Finally, patients are sent to 'Disaster Point Hospitals' (national/other prefecture). A legend indicates: solid arrows for severe injured, dashed arrows for light injured, solid ovals for DMAT activity points, and dashed ovals for medical rescue class activity points.</p>	
	<p>医療救護計画</p>	<p>第1 医療救護に関わる被害状況等の把握及び報告</p> <p>第2 医療救護所の設置等</p> <p>第3 医療救護活動の実施</p> <p>第4 災害救助法が適用された場合の措置</p>

第1 医療救護に関わる被害状況等の把握及び報告等

1 医療関係機関等の被害状況の把握

健康福祉班は、村内の医療施設及び医療救護所設置予定場所の施設管理者と連絡をとり、医療施設及び薬品等の被害状況等を把握する。

資料編 資料4-11 村内の医療機関一覧

2 傷病者等の状況把握

健康福祉班は、各班からの人的被害状況の報告はもとより、最上広域消防本部、医療機関等と協力・連携し、村内の傷病者等の発生状況や医療救護の活動状況等を把握するものとする。なお、県へ医療救護に関わる応援要請を行った場合には、医療関係機関等との調整役となる県の災害医療コーディネーターとの連絡を密にとり、状況把握に努める。

3 県への状況報告

事務局は、健康福祉班が把握した医療機関や薬品等の被害状況、医療救護所設置状況や傷病者の状況等を県に報告するものとする。

第2 医療救護所の設置等

1 医療救護所の設置

- (1) 健康福祉班は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、医療救護所を設置する。
- (2) 医療救護所設置場所は、各医療救護所設置予定場所の被害状況及び二次災害の可能性等を考慮し、その中から適切な場所を選定することを基本とするが、局地的に傷病者が多発している場合等には、その現場付近の公園・グラウンド、地区公民館等の適当な場所に設置するものとする。

災害時医療救護所設置予定場所

施設名	上記(1)の留意点に係る状況					備考
	二次被害の危険性	傷病者搬送のためのアクセス性	住民の認知度	臨時ヘリポートとの距離	屋内の設置スペース	
鮭川中学校	危険性なし	大型車通行可	高い	登録ヘリポート	屋内収容人数1,025人	
鮭川小学校	危険性なし	大型車通行可	高い	登録ヘリポート	屋内収容人数1,238人	
農村交流センター	危険性なし	大型車通行可	高い	周辺に村役場臨時ヘリポート有り	屋内収容人数372人	
鮭川中央公民館	危険性なし	大型車通行可	高い	—	屋内収容人数982人	
保健センター	危険性なし	大型車通行可	高い	周辺に村役場臨時ヘリポート有り	延床面積約1000㎡	村の保健施策の中核施設

注) 各施設の状況は令和2年度作成の避難所施設台帳等を参考に作成

2 医療従事者の確保

- (1) 健康福祉班は、新庄市最上郡医師会に協力を要請し、医療救護所に必要な医療従事者を確保する。
- (2) 本部長(村長)は、医療従事者が不足する場合等には、次の事項を明示し、県に対して、DMAT(災害派遣医療チーム)の派遣要請、日本赤十字社や自衛隊による医療救護班の派遣要請、自衛隊による医療救護所開設の派遣要請等を行うものとする。
 - ① 診療科別必要人員
 - ② 必要医療救護半数
 - ③ 期間
 - ④ 派遣場所
 - ⑤ その他必要な事項

3 医療救護班の編成

健康福祉班は、新庄市最上郡医師会等の協力のもと、医療救護班を編成し、医療救護所において、医療救護活動を実施する。医療救護班の編成は、原則として、次のとおりとする。

□ 医療救護班の基本編成

医師	保健師・看護師	事務職員	自動車操作要員	計
1名	3名	1名	1名	6名

第3 医療救護活動の実施

健康福祉班は、医療機関、県、医師会等関係団体等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

県は、県全体を俯瞰し、村災害対策本部、医療機関、DMAT、医療救護班等の行う医療救護活動の調整にあたりるとともに、村災害対策本部の担当能力を超えた場合の応援・補完を行う。

1 各医療関係施設等における活動

(1) 医療救護所

医療救護所では以下の活動を実施するものとする。

- ① 医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。
- ② 災害現場付近に医療救護所を設置した場合には、救急救命期以降においては、指定避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、状況等を踏まえ健康福祉班は、医療救護所を指定避難所等へ移設するものとする。

- ③ 医療救護活動の記録
 - 資料編 様式1-3 物品受払状況簿
 - 資料編 様式2-1 救護班活動状況簿
 - 資料編 様式2-2 救護班診療記録
 - 資料編 様式2-3 救護班医薬品衛生材料使用簿
 - ④ 死亡の確認
 - ⑤ 村災害対策本部（健康福祉班）への、医療救護所の患者収容状況等の活動状況の報告
- (2) 被災地内の一般の医療機関
- 被災地内の一般の医療機関では以下の活動を実施するものとする。
- ① 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、または自らの医院等への収容等の対応を図る。診療後は医療実施状況を記録するものとする。
 - 資料編 様式2-4 病院診療所医療実施状況
 - 資料編 資料4-12 最上地域の救急告示病院一覧
 - ② 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、新庄市最上郡医師会を通じて村に設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。
 - ③ 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。
- (3) 被災地内の災害拠点病院
- 被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。
- ① 24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること
 - ② 傷病者等の二次医療圏内での受入の拠点となること
 - ③ 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること
 - ④ 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと
 - ⑤ 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること
 - 資料編 資料4-13 災害拠点病院一覧
- (4) 被災地外の災害拠点病院
- 被災地外の災害拠点病院等は、次により傷病者の広域搬送の受入拠点として活動する。
- ① 搬送された重篤傷病者に対して24時間緊急対応し、救命医療を行うこと
 - ② 搬送された重症傷病者等に対し、必要に応じトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、更に後方の医療機関等への搬送手続を行うこと
 - ③ 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること

- (5) DMAT（災害派遣医療チーム）指定病院
DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。
派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

資料編 資料4-14 県内DMAT指定医療機関一覧

- (6) 被災地外の一般医療機関
- ① 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。
 - ② 協定等に基づき、または自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

2 要配慮者等への対応

- (1) 人口透析者等
健康福祉班は、人工透析患者や難病患者の状況を、県へ報告し、これらの患者が継続して医療を受けられるよう手配する。
- (2) 精神障がい者
健康福祉班は、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県へ報告し、これらの患者の受入先を確保する。

3 助産救護活動

- (1) 健康福祉班は、新庄市最上郡医師会に助産活動が必要な旨を連絡し、出動を要請し、災害の程度に応じた助産救護活動を実施する。
- (2) 新庄市最上郡医師会の協力をもってしても助産活動に不足が生じた場合等には、県へ応援要請を行うものとする。
- (3) 助産救護活動を実施した医療機関等は、救護活動内容を記録するものとする。

資料編 様式2-5 助産台帳

4 医薬品・医療資機材等の確保

- (1) 健康福祉班は、あらかじめ定めた計画に基づき、村内の医療機関等の協力のもと備蓄してある医薬品等により、医療救護所等の医療活動に必要な医療資器材等を確保する。
- (2) 不足する場合には、本部長（村長）は、県に対する応援要請または民間事業者への協力要請を行い、医療救護所等の医療活動に必要な医療資機材等を確保し、適切な管理を行うものとする。
- (3) 輸血用の血液については、本部長（村長）または医療機関等が県を通じ、日本赤十字社山形支部に要請し確保するものとする。

5 傷病者等の搬送

傷病者等の搬送は、本編第4節第4「負傷者等の搬送」のとおりとする。

6 医療ボランティア等の活用

本部長（村長）は、必要に応じ、医療救護所等における医療救護活動に、医療ボランティア等を活用するものとする。医療ボランティアの活動要請は、県を通し行うものとする。

第4 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の医療、助産の対象者、医療、助産の範囲、期間等は「山形県災害救助法施行細則（別表1）」のとおりとする。

資料編 資料1-7 山形県災害救助法施行細則

第9節 要配慮者の応急対策計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>健康福祉班、消防班 防災関係機関等 県：最上総合支庁、新庄警察署 国： 消防 最上広域消防本部 その他：社会福祉施設管理者、自主防災組織</p>
<p>計画方針</p>	<p>災害が発生した場合、または、発生が予想される場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、村災害対策本部、県及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民や自主防災組織等の協力を得て、要配慮者に支援等を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【要配慮者の応急対策計画 概念図】</p> <p>The diagram is divided into three vertical sections by dotted lines:</p> <ul style="list-style-type: none"> 【在宅の要配慮者対策】 (Home-based response): Starts with '災害が予想される場合' (Disaster expected) leading to '事前周知' (Advance notice) and '事前避難' (Advance evacuation). If '災害が発生した場合' (Disaster occurred), it leads to '災害発生直後の安否確認、救助等' (Check safety and rescue immediately after disaster), then '避難' (Evacuation), '避難所における配慮' (Consideration at shelter), and '被災後の生活支援' (Post-disaster life support). A '在宅で待機等' (Waiting at home, etc.) box is connected to '事前避難' and '被災後の生活支援'. 【社会福祉施設等における避難行動要支援者対策】 (Response at social welfare facilities): Starts with '災害が予想される場合' leading to '事前周知' and '事前避難'. If '災害が発生した場合', it leads to '施設被災時の安全確認・救助・避難' (Safety check, rescue, and evacuation at the time of facility disaster), then '被害状況の報告・連絡' (Report and contact on damage status), and '施設の継続使用が不能となった場合の措置' (Measures if continued use of the facility becomes impossible). 【外国人等の援護対策】 (Response for foreigners): Starts with '災害が発生した場合' leading to '帰宅困難者等への対応' (Response to those who cannot return home), then '外国人の救護' (Rescue of foreigners), and '外国人への対応' (Response to foreigners), which includes '外国人の生活支援' (Life support for foreigners). 	
<p>計画体系</p>	<p>要配慮者の応急対策計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 在宅の避難行動要支援者対策 第2 社会福祉施設等における避難行動要支援者対策 第3 外国人等への対応 	

第1 在宅の避難行動要支援者対策

1 避難行動要支援者支援班の設置

災害発生後、直ちに、避難行動要支援者等の安否情報の収集、支援等について総合調整できるよう、健康福祉班に避難行動要支援者支援班を設置するものとする。

2 風水害等が発生するおそれがある場合の対応

本部長（村長）は、風水害等が発生するおそれがあるときは、高齢者等避難（要配慮者避難情報）を発表し、村が定める災害時要配慮者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者等に対し確実に情報を伝達する。

3 避難誘導等

- (1) 要配慮者の避難が必要となった場合、健康福祉班は、消防班と連携し、避難誘導等が災害時要配慮者避難支援プラン（個別避難計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。
- (2) 地区、近隣住民、自主防災組織等は要配慮者の避難行動に協力するよう努める。
- (3) 避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導（担架や自動車等の利用等）を行う。

4 災害発生直後の安否確認

- (1) 健康福祉班は、近隣住民、自主防災組織、地区、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、あらかじめ作成した要援護者台帳及び避難行動要支援者名簿等を活用し、要配慮者の指定避難所等への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。
- (2) 救助が必要な人、安否が確認できない要配慮者を確認した場合等は、氏名、連絡先等の情報を、事務局を通し、最上広域消防本部、消防班、新庄警察署等へ連絡するとともに、二次被害等の危険性に十分配慮し、近隣住民、自主防災組織等と協力し、救助及び捜索活動等の実施に努める。

5 被害状況等の把握

健康福祉班の班長は、指定避難所や避難行動要支援者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。被害状況は、24時間以内に把握できるよう努める。

- (1) 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- (2) 家族（介護者）有無及びその被災状況
- (3) 保護者を災害でなくした乳幼児の確認
- (4) 介護の必要性
- (5) 施設入所の必要性
- (6) 日常生活用具（品）の状況
- (7) 常時服用している医薬品等の状況
- (8) その他避難生活環境等

6 指定避難所等における配慮

健康福祉班は、福祉施設職員等を指定避難所等へ派遣する等、要配慮者に配慮した指定避難所等の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、本部長（村長）は、可能な限り福祉避難所を設置し、避難行動要支援者等を避難させるものとする。

資料編 資料5-5 村内の福祉避難所指定状況

7 被災後の生活支援

- (1) 社会福祉施設等への緊急入所
健康福祉班は、県と連携し、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。
また、県内の施設で対応できない場合、県は近隣県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。
- (2) 乳幼児等の保護等
健康福祉班は、災害により保護者等を失った乳幼児等については、親類等による引き取り等の

調整を図るとともに、新たな保護者が決まるまでの間、保育所等において乳幼児を保護するものとする。

(3) 相談体制の整備

健康福祉班は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

(4) サービスの提供

健康福祉班は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

第2 社会福祉施設等における避難行動要支援者対策

1 施設職員の確保

災害が発生または災害が発生するおそれがある場合は、施設管理者は、あらかじめ定めた緊急連絡網等を活用し、職員の動員・参集を迅速に行い、災害時の活動体制を確立するものとする。

2 事前避難

(1) 施設長は、本部長(村長)から避難指示があった場合または入(通)所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。

また、避難の誘導にあたっては、入(通)所者に不安を抱かせないように配慮する。

(2) 施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難場所(屋内、屋外、指定避難所等)を選択し、避難の誘導を行う。

(3) 夜間または休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

3 施設被災時の安全確認・救助・避難

(1) 施設が被災した場合、施設長は、直ちに入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

(2) 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

(3) 施設の被災により、入(通)所者の避難が必要となった場合は、上記1「事前避難」に準じ避難を実施する。

4 被害状況の報告・連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を村及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

5 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、村または県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

健康福祉班は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、県と連携し、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

資料編 資料4-15 村内の社会福祉施設等の状況

第3 外国人等への対応

1 帰宅困難者等に対する対応

指定避難所等における安否確認等の際に、帰宅困難者等を把握した場合には、道路の交通規制状況、バスや鉄道の運行状況等の必要な情報提供に努めるとともに、一時的に滞在を余儀無くされる場合等においては、指定避難所等において必要な措置を講じるものとする。

2 外国人への対応

(1) 外国人の救護

健康福祉班は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人への生活支援

① 外国人への情報提供

村及び県は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

② 相談体制の整備

健康福祉班は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第10節 避難計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、消防班、健康福祉班、農村整備班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁、新庄警察署</p> <p>国：</p> <p>消防：最上広域消防本部</p> <p>その他：自主防災組織</p>
<p>計画体系</p>	<p>【避難計画 概念図】</p> <pre> graph TD Start[災害が発生または発生のおそれがある場合] --> A[自主的避難の開始] Start --> B[危険の覚知と情報収集] Start --> C[警戒区域の設定] A --> D[村による支援] D --> E[指定避難所等受入開始] B --> F[高齢者等避難・避難指示] F --> G[住民等への伝達] G --> H[避難の実施（避難誘導）] H --> E C --> I[警戒区域の周知] I --> E subgraph "【住民等の自主的な避難】" A D end subgraph "【行政の避難指示等に基づく避難】" B F G H end </pre>	
<p>避難計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1 住民等の自主的な避難 第2 行政の避難指示等に基づく避難 第3 避難誘導等 第4 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令 第5 帰宅困難者、土地不案内者等に対する避難情報等の提供 	

第1 住民等の自主的な避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

村は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生または発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

1 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し、または現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、村へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助を心掛ける。

2 村の支援措置

村は、住民から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに最上広域消防本部、新庄警察署、消防班に連絡し、また、職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。

第2 行政の避難指示等に基づく避難

1 危険の感知と情報収集

村、県及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化し、危険箇所の把握に努めることにより、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

村、県及び放送事業者等は、伝達を受けた警報等を村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により、地域住民等への伝達に努めるものとする。なお、村は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに地域住民等に伝達する。

また、土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況等、国及び県より土砂災害緊急情報が伝達された場合には、村は、その情報を基に速やかに避難指示を発令するものとする。

2 避難実施の決定と必要な措置

(1) 高齢者等避難発令の実施者

村長は、村内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて新庄警察署長及び最上広域消防本部消防署南支署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

村は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

(2) 避難指示等発令の実施者

避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示は、法第60条に基づき、原則として本部長（村長）が実施する。本部長（村長）は、必要に応じ、国、県から助言等を受け、避難指示等の実施を

判断するものとする。

その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

(3) 避難情報等の実施基準

避難情報等の実施基準は以下のとおりとする。

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の
				指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	村長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。 (避難情報に関するガイドライン)
避難指示	4	村長	・立退き及び立退き先の指示	・災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する(基本法第60条)。
緊急安全確保	5	村長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認められるとき。 ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意

なお、村は、避難指示等の発令の際には、指定避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の大雨の場合は、躊躇なく避難指示等の避難情報を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

また、村は、災害の状況に応じて避難指示等の避難情報を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

(4) 住民等への伝達と避難の実施

ア 高齢者等避難及び避難指示の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難準備対象地域
- c 避難準備理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等

イ 緊急安全確保の内容

- a 警戒レベル
- b 災害発生区域
- c 災害概況
- d 命を守るための最善の行動をとること

ウ 避難の広報

- (ア) 村は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等の避難情報を周知・徹底する。
- (イ) 村は、避難行動要支援者への避難指示等の避難情報の発令にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- (ウ) 村は、住民に対する避難指示等の避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (エ) 村は、危険の切迫性に応じ避難指示等の避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

エ 防災気象情報と警戒レベル（１～５）相当情報の関係

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該情報を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

令和３年５月２０日、災害対策基本法が改正され、警戒レベル４の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化したほか、警戒レベル５を「災害発生情報」から「緊急安全確保」とするなど避難情報の一部が改善された。この法改正を踏まえ「避難等に関するガイドライン」の名称を含め見直し、「避難情報に関するガイドライン」として改定した。

避難情報等※１と住民がとるべき行動（警戒レベルの詳細）は以下のとおりとなっている。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
		避難情報等※1	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル５ (村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生または切迫している状況 ・直ちに安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急安全確保（可能な範囲で発令） 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）：黒（災害切迫） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（浸水害） ・洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）：黒（災害切迫） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）：黒（災害切迫）

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	
			水位情報がある場合	水位情報がない場合		
警戒レベル4 (村長が発令)	・災害のおそれ高い ・危険な場所から全員避難(立退き避難または屋内安全確保)する	・避難指示	・氾濫危情報 ・洪水警報の危険度分布(洪水キキクル):紫(危険)	・洪水警報の危険度分布(洪水キキクル):紫(危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル):紫(危険)	
警戒レベル3 (村長が発令)	・災害のおそれあり ・危険な場所から高齢者等は避難	・高齢者等避難	・氾濫情報 ・洪水警報の危険度分布(洪水キキクル):赤(警戒)	・洪水警報の危険度分布(洪水キキクル):赤(警戒)	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル):赤(警戒)	
警戒レベル2 (気象庁が発表)	・避難に備え自らの避難行動を確認する	・洪水注意報 ・大雨注意報	・氾濫警戒情報 ・洪水警報の危険度分布(洪水キキクル):黄(注意)	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(洪水キキクル):黄(注意)	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル):黄(注意)	
警戒レベル1 (気象庁が発表)	・災害への心構えを高める	・早期注意情報(警報級の可能性)				

- ※1 市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等。
- ※2 村が発令する避難指示等は、村が総合的に判断するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- ※3 「高齢者等避難」における「高齢者等」とは、避難に時間を要する、または独力で避難できない在宅または施設を利用している高齢者や障害のある人等、及び避難を支援する者のこと。
- ※4 避難情報等は、気象状況が急変することもあるため、警戒レベル1～5の順番で段階的に発表されとは限らないため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し、避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

① 伝達内容

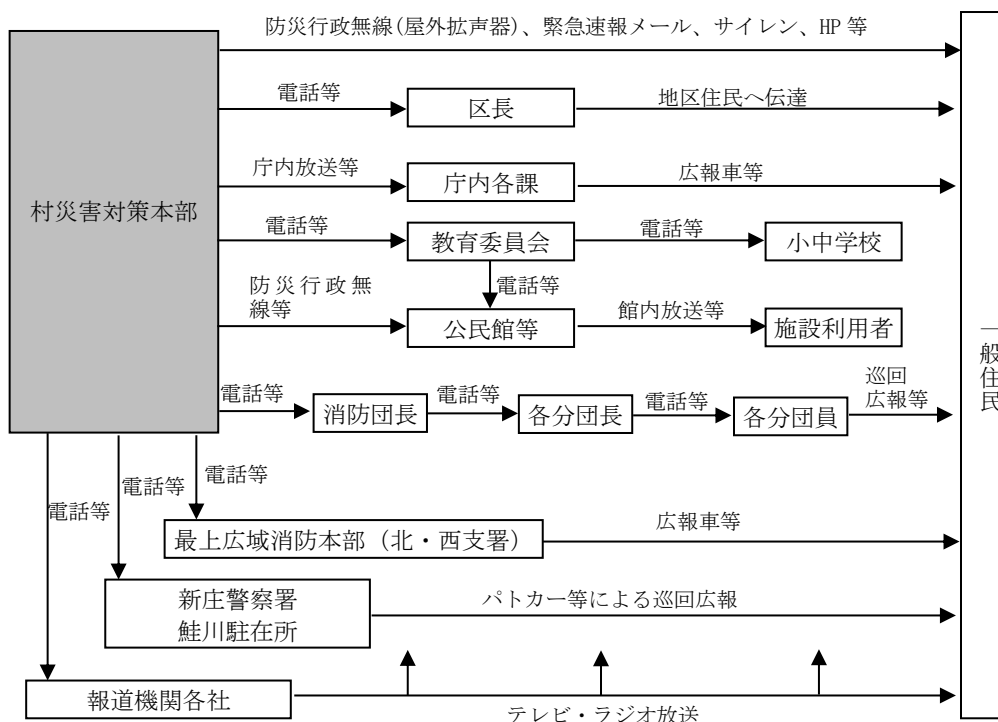
	伝達内容
高齢者等避難	1. 要避難準備対象地域 2. 避難準備理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） 3. 避難先（指定避難所等の名称） 4. 避難経路（安全な方向等） 5. 避難時の注意事項等（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等）
避難指示	1. 要避難対象地域 2. 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） 3. 避難先（指定避難所等の名称） 4. 避難経路（安全な方向等） 5. 避難時の注意事項等（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等）
屋内での待避等の安全確保措置の指示（緊急安全確保）	1. 要屋内待避対象地域 2. 屋内待避理由（屋内待避要因となった危険要素の所在地、退避する時間等） 3. 屋内施設における安全確保の措置（戸建て住宅であれば2階、共同住宅であれば上層階等に避難等） 4. 屋内待避時の注意事項等（要配慮者に対する配慮等）

② 避難の広報

ア 住民への周知

事務局及び総務班並びに関係機関等は、サイレン、警鐘、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ及び緊急速報メール等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速に周知徹底を図る。避難の必要がなくなったときも同様とする。

【 避難指示等の伝達系統図 】



イ 要配慮者への周知

本部長（村長）は、要配慮者への避難指示を実施するにあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ、確実に伝達するものとする。（伝達系統は、本編第2章第1節第2の6参照）

第3 避難誘導等

1 避難計画

住民等の避難先は、「鮭川村避難計画（令和2年10月）」を基本とする。

資料編 資料5-1 鮭川村避難計画

2 住民等の避難方法

- (1) 自主防災組織及び事業所等の防災組織は、避難指示等があった場合には、避難訓練等を踏まえ、可能な限り行政区等の集団避難により、各種災害に応じた指定避難所等へ、地域住民や従業員等を避難させるものとする。
- (2) 村災害対策本部や自主防災組織等が機能しない状況下においては、住民は、ラジオ等の災害報道または周囲の被災状況に応じて、自主的に各種災害に応じた指定避難所等へ避難をするものとするが、指定避難所等への安全な避難が困難な場合等には、最寄りの広場、グラウンド等安全な場所へ避難し、自らの安全の確保を図る。消防職員、警察官等が到着後は、その指示等に従い避難等を実施する。

3 避難誘導

村災害対策本部（消防班）、最上広域消防本部及び新庄警察署による誘導にあたっては、可能な限り地区、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

(1) 村災害対策本部による避難誘導

消防班は、最上広域消防本部及び新庄警察署等の協力のもと、以下の避難誘導を実施するものとする。

- ① 消防班は、地域または地区単位に集団避難を実施するため、あらかじめ災害種別ごとに指定している指定緊急避難場所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。
- ② 指定緊急避難場所等に危険が迫った場合には、本部長（村長）は、他の安全な指定避難所等へ住民を避難させる。
- ③ 状況により、要配慮者については、適当な場所へ集合させ、車両等による輸送を行うものとする。
- ④ 避難者の住居が被災した場合等、帰宅が困難な状況においては、指定緊急避難場所から指定避難所へ、避難者を移動させるものとする。
- ⑤ 本部長（村長）は、必要に応じて、県に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

(2) 最上広域消防本部等による避難誘導

最上広域消防本部は、避難指示等が出された場合は、被害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を本部長（村長）及び新庄警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防職員は消防班と協力し、住民等の避難誘導にあたる。

(3) 新庄警察署による避難誘導

新庄警察署は避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

(4) 避難者の確認

- ① 避難指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防職員、消防班等による巡視を行い、立ち退きが遅れた者等の有無の確認に努め、立ち退きが遅れた者がいる場合は救出する。

② 避難指示に従わない者については説得に努め、状況に応じては強制措置をとる。

4 避難路の安全確保

- (1) 本部長（村長）は、迅速かつ安全な避難を確保するため農村整備班の班員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。
- (2) 本部長（村長）は、必要に応じ、知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。
- (3) 積雪期に災害が起こった場合は、道路管理者、新庄警察署等と連携し、避難路の状況の的確な把握に努め、避難路の安全確保に努めるものとする。

第4 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

本部長（村長）は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び区域外への退去命令を行うものとする。

1 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、本部長（村長）が事務の全部または大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部または一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準	備考
災害全般	村長またはその委任を受けて村長の職権を行う村の職員	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。	法第 63 条
	警察官 海上保安官	村長またはその委任を受けて村長の職権を行う村の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	法第 63 条
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	村長または村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る。	法第 63 条
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定	消防法第 23 条の 2
	消防職員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定	消防法第 28 条
	警察官	消防職員または消防団員が火災の現場にいないときに消防警戒区域を設定	消防法第 28 条
水害	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定	水防法第 21 条
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要求があったときに警戒区域を設定	水防法第 21 条

2 警戒区域の設定（実行為）と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官、自衛官が、本部長（村長）に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を本部長（村長）に通知しなければならない。

3 警戒区域内住民等の指定避難所等への受入

本部長（村長）は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて指定避難所等を開設しこれらの者を受入れるものとする。

第5 帰宅困難者、土地不案内者等に対する避難情報等の提供

1 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

村災害対策本部、県及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて指定避難所等に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供できるよう努める。

2 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

村災害対策本部、県及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて指定避難所等に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供できるよう努める。

第11節 指定避難所等運営計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、総務班、健康福祉班、教育班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁 国： 消防： その他：指定避難所等施設管理者、自主防災組織、ボランティア団体等</p> <p>村災害対策本部は、大規模な災害が発生した場合等には、住民の生命の安全を図るため、指定避難所等を開設し、その的確かつ円滑な運営に努める。</p> <p style="text-align: center;">【避難所運営計画 概念図】</p>
<p>計画体系</p>	<p>指定避難所等運営計画</p>	<p>第1 指定避難所等</p> <p>第2 指定避難所等への受入と必要な措置</p> <p>第3 指定避難所等の運営管理</p> <p>第4 避難後の状況の変化に応じた措置</p> <p>第5 災害救助法が適用された場合の措置</p>

第1 指定避難所等

災害種別ごとの指定避難所等は以下のとおりである。

資料編 資料5-2 指定緊急避難場所一覧

資料編 資料5-3 指定避難所一覧

資料編 資料5-4 その他の公共施設

第2 指定避難所等への受入と必要な措置

1 指定避難所等の開設

- (1) 住民等の自主的な避難の連絡を受けた場合、本部長（村長）が、住民に避難準備情報を発表した場合、避難指示した場合、住民の住家が被災したことにより収容が必要となった場合は、総務班は、あらかじめ指定した指定避難所等の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入よう指示するとともに、速やかに健康福祉班の班員を指定避難所等に派遣し、円滑な運営に努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。
- (2) 指定避難所施設管理者（鍵管理者）等は、自主的な避難をする住民や総務班から連絡を受けた場合等には、施設の安全確認を行うとともに、施設の入口（門）を大きく開け放ち、指定避難所等の開設の準備を行う。
- (3) 既に避難住民が集まっているときは、速やかに上記(2)の作業を行い、とりあえず体育館など広いスペースに誘導し、無用の混乱の防止に努める。
- (4) 本部長（村長）は、必要に応じ、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための福祉避難所等を開設し、一般の指定避難所等からの誘導を図る。
資料編 資料5-5 村内の福祉避難所指定状況
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所等の確保に努める。
- (6) 指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、指定避難所等を設置・維持することの適否を検討する。
- (7) 指定避難所等の開設期間は、災害発生日から概ね7日以内とする。
- (8) 指定避難所等が被災し、避難住民等を収容し得ない場合等においては、必要に応じ本部長（村長）は、臨時に付近の適当な場所にテント等の野外収容施設を設置するものとする。

2 指定避難所等の開設初期に必要な措置

- (1) 避難者数の把握
健康福祉班と教育班は、避難住民の代表者等と協力して、避難所収容者名簿を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、指定避難所等以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。
- (2) 避難所内事務所の開設
健康福祉班と教育班は、住民の避難受入が円滑に行われるよう、避難所内に事務所を開設する。
- (3) 指定避難所等の運営リーダーの選出
健康福祉班と教育班は、指定避難所等の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

(4) 物資等の調達

健康福祉班と教育班は、指定避難所等開設初期は、指定避難所等に備蓄してある物資を避難者へ供給するものとするが、避難生活の長期化等を踏まえ、指定避難所等の状況を確認後、必要とする物資等について住民税務班へ報告を行い、物資調達の手配を早急に行う。

また、指定避難所等以外で生活している被災者に対しても、状況を把握のうえ必要な物資等の確保に努める。

資料編 資料1-9 山形県防災資機材等管理運営要綱

(5) 通信手段の確保

健康福祉班と教育班は、指定避難所等と災害対策本部との通信手段を確保する。

3 関係機関等への指定避難所等の開設状況等の連絡及び報告

(1) 事務局への報告

健康福祉班と教育班は、指定避難所等を開設し、避難住民を収容し終えた後、無線若しくは電話等により、速やかに、その旨を健康福祉班長・教育班長へ報告する。健康福祉班長・教育班長はその報告を事務局へ報告するものとする。

(2) 警察及び消防等関係機関への指定避難所等開設状況等の連絡

事務局は、速やかに新庄警察署及び最上広域消防本部等関係機関に設置場所及び設置期間等を連絡し、指定避難所等に収容すべき者を誘導し保護する。

(3) 県への指定避難所等開設状況等の報告

指定避難所等開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

- ① 指定避難所等開設の日時及び場所
- ② 開設箇所数及び指定避難所等の名称
- ③ 避難者数

第3 指定避難所等の運営管理

健康福祉班と教育班は、指定避難所等となった施設の管理者等の協力を得て、次により指定避難所等が円滑に運営されるよう管理する。

1 指定避難所等の運営管理体制の確立

健康福祉班と教育班は、避難施設の管理者及び指定避難所等の運営リーダーと協議し、女性、ボランティア、自主防災組織等を含めた避難所運営委員会を設け、運営管理に協力を依頼する。
資料編 資料6-4 村内ボランティア団体等一覧

2 情報伝達等

(1) 指定避難所等運営状況の報告

健康福祉班と教育班は、避難所運営リーダー等の協力のもと、以下の書類を作成し、健康福祉班長・教育班長を通し、適宜、事務局へ報告するものとする。

- ① 避難所収容者名簿（資料編 様式3-1 避難所収容者名簿）
- ② 避難所設置及び収容状況簿（資料編 様式3-2 避難所設置及び収容状況簿）
- ③ 避難所用施設及び器物借用整理簿

（資料編 様式3-3 避難所用施設及び器物借用整理簿）

(2) 避難者に対する情報提供

健康福祉班と教育班は、避難所運営委員会等と協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報、指定避難所等での注意事項等を口頭説明及び避難所内等に掲示し、混乱防止に努めるほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。

また、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、指定避難所等における通信手段の確保に努める。

3 物資・サービス等の提供

健康福祉班と教育班は、避難所運営委員会を通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。

4 指定避難所等運営に係る留意点

(1) 村災害対策本部のとりべき措置

健康福祉班と教育班は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、指定避難所等運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。

① 避難所内の状況把握

健康福祉班と教育班は、避難所運営委員会等と協力し、指定避難所等を運営する上で必要となる次の事項について状況把握に努める。

- ア 食事供与の状況
- イ トイレの設置状況
- ウ プライバシーの確保状況
- エ 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- オ 洗濯等の頻度
- カ 医師や看護師等による巡回の頻度
- キ 暑さ・寒さ対策の必要性
- ク ごみ処理の状況
- ケ 家庭用動物（ペット）の状況

② 避難者の栄養、健康等への配慮

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に、高温多湿期や寒冷期においては、冷暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

③ 衛生、給食及び給水等対策

- ア 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- イ 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- ウ 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。
- エ トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。
- ④ 被災者のプライバシーの保護、メンタル相談等の対策
 - 避難が長期化する場合等については、居住区の割振り等の被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。
- ⑤ 要配慮者に配慮した運営、環境整備
 - ア 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
 - イ 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
 - ウ 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
 - エ 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。
 - オ 避難所における良好な生活環境の確保 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。
 - また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- ⑥ 男女のニーズの違いに配慮
 - 健康福祉班と教育班は、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した指定避難所等の運営管理に努める。
 - 特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる避難所内の巡回警備による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用のトイレを設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ⑦ 自宅療養者等への対応
 - 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。
- ⑧ 家庭用動物スペースの確保
 - 健康福祉班と教育班は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- ⑨ 各機関への協力要請
 - 本部長(村長)は、指定避難所等の運営に関する健康福祉班・教育班の報告等を踏まえ、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、栄養士会及びボランティア団体等関係機関の協力について要請を行う。
- (2) 指定避難所等における住民の心得
 - 指定避難所等に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。
 - ① 健康福祉班・教育班を中心とした避難所組織(避難所運営委員会)の結成とリーダーへの協力

- ② ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- ③ 要配慮者への配慮
- ④ その他避難所の秩序維持に必要な事項への遵守

第4 避難後の状況の変化に応じた措置

1 避難者が増え続ける場合

- (1) 健康福祉班と教育班は、地区外からの避難者の流入等により、指定避難所等の収容可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕ある他の指定避難所等または新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。
- (2) 村内の避難所だけでは不足する場合、または要配慮者を村外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、本部長（村長）は、協定等を締結している被災地外の市区町村に被災者の受入を要請し、または県にあっせんを依頼する。

2 更に危険が迫った場合

本部長（村長）は、被害が拡大し、指定避難所等にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び県警察等に避難者移動用の車両、救助用ボート及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難所等へ再避難させるための迂回路を確保する。なお、日頃より避難場所へ経路を点検するとともにより安全な迂回路に必要な道路の整備を行う。

また、本部長（村長）は、必要に応じ、自衛隊への応援を県に依頼する。

3 危険が去った場合

- (1) 健康福祉班と教育班は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所運営委員会を通して避難者に連絡する。
- (2) 本部長（村長）は、避難指示を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。
- (3) 避難者は、指定避難所等から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また避難所運営委員会は、避難者の退去状況を逐次健康福祉班・教育班に連絡する。

4 避難が長期化する場合

- (1) 本部長（村長）は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (2) 本部長（村長）は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等を行い、指定避難所等の早期解消に努める。

第5 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の避難所の設置に係る対象者、期間、経費等については「山形県災害救助法施行細則（別表1）」のとおりとする。

災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、本部長（村長）は、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。）をとるものとする。

資料編 資料1-7 山形県災害救助法施行細則

第12節 災害時の緊急輸送対策及び交通の確保

第1 緊急輸送計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防 災 関 係 機 関 等</p>	<p>事務局、総務班、むらづくり推進班 県：最上総合支庁、新庄警察署 国：新庄国道維持出張所 消防： その他：協定締結輸送関係事業者等</p>
<p>計画方針</p>	<p>救助・救急、医療救護、消火活動等の応急活動や、被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することができるよう、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送の確保を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">【緊急輸送計画 概念図】</p>	
<p>計画体系</p>	<p>緊急輸送計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 優先すべき輸送需要 2 緊急輸送に係る情報の把握等 3 輸送手段及び輸送ルート決定 4 緊急輸送手段の確保 5 一時集積配分拠点の確保 	

1 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

- (1) 災害発生直後の初動期
 - ① 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資
 - ② 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
 - ③ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
 - ④ 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急対策要員並びに関連物資
 - ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資
- (2) 応急対策活動期
 - ① 上記(1)の続行
 - ② 食料及び水等避難生活に必要な物資
 - ③ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
 - ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
- (2) 復旧活動期
 - ① 上記(2)の続行
 - ② 災害復旧に必要な人員・物資
 - ③ 生活用品
 - ④ 郵便物
 - ⑤ 廃棄物の搬出

2 緊急輸送に係る情報の把握等

- (1) 道路等の被害状況の把握

むらづくり推進班は、緊急輸送を円滑に実施するため、指定した緊急輸送道路や鉄道路、一時集積配分拠点候補地(鮭川村農村交流センター、村中央公民館)、災害対策用臨時ヘリポート候補地等の被害状況、交通規制等の状況等を、農村整備班、施設管理者、新庄警察署等の協力のもと把握する。
- (2) 緊急輸送の需要の把握

事務局は、各班及び関係機関からの報告される人的被害や避難者数等の情報をもとに、応急活動に関わる応援要員や物資等の需要を把握する。
- (3) 県への情報提供

本部長(村長)は、上記(1)(2)で把握した情報等を県へ報告するものとする。

3 輸送手段及び輸送ルート決定

- (1) 輸送手段の決定

本部長(村長)は、緊急輸送に係る情報等を踏まえ、空輸の必要性の有無等を判断し、輸送手段を決定するものとする。
- (2) 輸送ルートの決定

本部長(村長)は、被災地への輸送ルート、被災地からの輸送ルートについて、県、新庄警察署等の関係機関と協議の上、決定するものとし、道路の啓開等必要な措置を講ずるものとする。

資料編 資料4-2-1 山形県最上管内道路ネットワーク

4 緊急輸送手段の確保

むらづくり推進班は、人員及び物資等の緊急輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達し、緊急輸送を実施する。

- (1) 車両による緊急輸送の実施

むらづくり推進班は、緊急輸送に必要な車両を確保し、緊急輸送を実施する。その際は、緊急通行車両確認標章を車両前面の見えやすい場所に掲示するとともに、緊急通行車両確認証明書を備え付けるものとする。

資料編 資料4-18 緊急通行車両確認標章

 - ① 村災害対策本部での車両の確保

- ア むらづくり推進班は総務班と協議し、緊急輸送に使用できる村所有の車両数を把握する。
- イ 村は、車両等の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と協定を締結する等体制の整備に努める。
- ウ 移送人員、物資数量、緊急度等を踏まえ、村所有の車両では、不足する場合には、協定締結事業者等に協力を要請し、緊急輸送車両の確保(借上げ・依頼)を図る。
- エ 事業者等の緊急輸送車両として事前登録されていない車両について、総務班は事業者等と連携し、直ちに新庄警察署に対し、以下の書類をもって、緊急通行車両の確認申請を行い、「緊急通行車両確認標章」と「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。
 - (ア) 緊急通行車両確認申請書
 - (イ) 車検証の写し
 - (ウ) 協定書等の写し(協定等により使用する車両を申請する場合)

② 県等への応援要請

本部長(村長)は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合または不足する場合は、次の事項(概要)を明らかにして、他の市町村または県に調達のあっせんを依頼する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員または輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集積場所及び日時
- オ その他必要事項

(2) 初動期における緊急空輸の実施等

被害規模が甚大で、道路が輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災関係機関が保有するヘリコプターを集中的に投入し、緊急交通路啓開までの緊急輸送を空輸により実施する。

① ヘリコプターの出動要請

本部長(村長)は、必要に応じ、県に対し、防災関係機関が保有するヘリコプターでの輸送を要請するものとする。

② 受入体制の整備

ア 本部長(村長)は、ヘリコプターでの輸送を要請した場合には、災害対策用臨時ヘリポートに登録してある候補地の中から、被害状況等を踏まえ、適当な場所を選定し、ヘリポートを開設するものとする。

資料編 資料4-9 災害対策用臨時ヘリポート登録状況

資料編 資料4-10 山形県ドクターヘリ臨時離着陸場一覧

イ 災害対策用臨時ヘリポートに登録してある候補地が使用不能な場合には、グラウンド等の村・県・国等の公有地を基本に、ヘリコプターの離発着が可能な場所を確保するものとする。

(3) 鉄道による輸送

被災者や物資の輸送のために、車両の増結、臨時列車の増発など、必要な場合は、県を通し、東日本旅客鉄道(株)へ応援を要請するものとする。

(4) 車両等による輸送が困難な場合

車両等による輸送が困難な場合、または車両等を調達要請している場合等は、オートバイ、自転車、人力等により物資等の輸送を行うものとする。

(5) 輸送状況の記録

物資等の輸送を実施した場合は、むらづくり推進班は、その活動状況等(輸送の目的、輸送区間、輸送方法、輸送担当者、燃料及び消耗品、修繕費等)について記録するものとする。

資料編 様式8-1 輸送記録簿

5 一時集積配分拠点の確保

- (1) 本部長(村長)は、物資を円滑に輸送するため、輸送ルートを決め、一時集積配分拠点候補地等の中から適当な場所を選定し、一時集積配分拠点を確保する。
- (2) 一時集積配分拠点候補地が避難所等の別の用途として使用され、一時集積配分拠点として利用できない場合は、隣接の公共施設等の適当な施設に設置するものとする。

第2 災害時の道路交通の確保

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防災関係機関等</p>	<p>事務局、総務班、農村整備班 県：最上総合支庁、新庄警察署 国：新庄国道維持出張所 消防：最上広域消防本部 その他：協定締結事業者</p>
<p>計画方針</p>	<p>道路交通機能の確保を図るため、村災害対策本部は、県、道路管理者、県警察等関係機関と協力・連携し、緊急輸送・避難道路の啓開等を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【災害時の道路交通確保 概念図】</p>	
<p>計画体系</p>	<p>災害時の道路交通の確保</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の未然防止 2 道路の被害状況の把握 3 緊急輸送・避難道路の確保 4 交通規制による交通安全確保 5 道路施設の応急復旧

1 災害の未然防止

農村整備班は、道路管理者（国道・県道）と協力し、災害等により被災するおそれがある危険箇所等を中心に点検等を実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行うものとする。

2 道路の被害状況の把握

農村整備班は、道路管理者（国道・県道）、新庄警察署、最上広域消防本部等の協力のもと、村内の道路の被害状況を把握する。

(1) 道路被害状況の調査及び報告

- ① 農村整備班がパトロール等により被害状況を調査する際には、あらかじめ指定してある緊急輸送道路及び避難路を優先的に点検するものとする。
- ② 応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図り点検を実施するものとする。
- ③ 農村整備班が調査した内容を事務局へ報告するものとする。事務局は、県、新庄警察署等関係機関へ、把握した道路の被害状況等を報告するものとする。
- ④ 水道、電気、電話等道路占有施設の被害の発生を確認した場合は、それぞれの管理者等に、その状況を報告するものとする。

(2) 道路情報の収集

事務局は、道路管理者（国道・県道）、新庄警察署、最上広域消防本部等関係機関が把握している道路情報を収集する。

- ① 道路に設置されている監視カメラ等から得られる道路情報を収集する。
- ② 新庄警察署が実施する警察官による村内の巡回等から得られる道路情報を収集する。
- ③ 最上広域消防本部が救助・救急活動を実施する上で把握した道路情報等について収集する。

3 緊急輸送・避難道路の確保

(1) 緊急輸送・避難道路の啓開

農村整備班は、道路管理者（国道・県道）、新庄警察署、最上広域消防本部及び道路啓開に係る協定締結事業者等の協力のもと、次により通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

- ① 緊急輸送道路については、2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開することを基本とする。
- ② 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物を除去する
- ③ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- ④ 仮設橋を架橋する。
- ⑤ 啓開作業に長期間を要し、緊急輸送等に重大な支障となる箇所がある場合には、当該箇所の迂回路を指定するものとする。

(2) 対象路線

あらかじめ指定した以下の緊急輸送道路及び避難路を優先して啓開するものとする。

- ① 国道 458 号（県緊急輸送道路ネットワーク路線）
- ② 主要地方道 真室川鮭川線（県緊急輸送道路ネットワーク路線）
- ③ その他

資料編 資料 4-2-2 村内の緊急輸送道路及び避難路一覧

(3) 協力・応援要請

- ① 協定締結建設事業者等への協力要請等

本部長（村長）は、必要に応じ、道路啓開に係る協定締結事業者等への協力を要請するものとする。

- ② 広域応援要請

本部長（村長）は、道路管理者や協定締結先事業者の協力をもってしても、道路啓開等の人員等が不足する場合には、協定締結先市町村、または自衛隊等への応援を要請するものとする。

(4) 沿道住民等の協力

緊急輸送・避難道路が通る沿道の住民や自主防災組織等は、可能な限り、緊急輸送・避難道路の確保のため、道路管理者等が実施する啓開作業に協力するものとする。

4 交通規制による交通安全確保

(1) 交通規制

災害により道路等が損壊した場合、緊急を要する災害応急対策を的確かつ円滑に行う必要がある場合等には、交通規制を実施するものとする。

なお、緊急輸送ルートを設定した場合には、新庄警察署（県公安委員会）は、区域または道路区間を定め、緊急通行車両以外の車両の通行を規制し、緊急通行車両の確認事務を行うものとする。

- ① 災害現場の警察官による交通規制(道路交通法第 6 条)

ア 災害現場の警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、または被災地内への一般車両の流入を規制する。

イ 通行制限を行った場合は、新庄警察署に速やかに報告し、新庄警察署を通し、村、県等の関係機関に対し、規制条件やう回路の状況等について報告または通知するものとする。

② 道路管理者による交通規制（道路法第46条）

ア 道路管理者は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

イ 通行制限を行った場合は、県、警察等の関係機関に対し、規制条件やう回路の状況等について報告または通知するものとする。

③ 公安委員会による交通規制（基本法第76条）

ア 公安委員会は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため緊急を要する場合は、道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の一般車両の通行を禁止し、または制限する。

イ 通行制限を行った場合は、村、県等の関係機関に対し、規制条件やう回路の状況等について報告または通知するものとする。

(2) 規制の標識等

交通規制をしたときは規制の標識を立てる。ただし緊急のため規制の標識を立てることが困難・不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに現地において交通整理等にあたるものとする。

① 規制標識

道路法及び道路交通法に基づき規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式によって、また基本法に基づき規制したときは基本法施行規則に定める様式によって表示するものとする。

資料編 資料4-19 通行止標識

② 規制条件の表示

道路標識には次の事項を明示して表示する。

ア 禁止制限の種別と対象

イ 規制する区間

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

③ う回路の表示

規制を行ったときは、適当なう回路を表示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(3) 住民等への周知等

交通規制の実施者は、規制に先立ち防災関係機関に通報するとともに、地域住民等に規制内容を周知する。

5 道路施設の応急復旧

農村整備班は、道路を啓開した後に、施設の重要性や被災状況等を勘案して順次、道路の応急復旧実施するものとする。

第3 鉄道路災害応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局</p> <p>防災関係機関等</p> <p>県：最上総合支庁、新庄警察署</p> <p>国：</p> <p>消防：最上広域消防本部</p> <p>その他：東日本旅客鉄道株式会社</p>
<p>計画方針</p>	<p>災害による被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために、鉄道事業者は、災害対策本部等を設置し、災害応急対策を実施する。</p> <p>村は鉄道事業者との連絡体制を確立するとともに、鉄道事業者が実施する応急対策へ可能な限り協力するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【鉄道路災害応急対策 概念図】</p>	
<p>計画体系</p>	<p>鉄道路災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 東日本旅客鉄道株式会社との連絡体制等の確立 2 東日本旅客鉄道株式会社の応急対策等 	

1 東日本旅客鉄道株式会社との連絡体制等の確立

- (1) 災害発生時には、事務局は、新庄駅長等との連絡体制を確立し、羽前豊里駅等における被害状況の把握に努める。
- (2) 大規模な災害により、列車等において多数の負傷者等が発生し、東日本旅客鉄道株式会社から応援要請を受けた場合には、本部長（村長）は、その状況に応じ、適当な人員を選出し、応援要員等を派遣するものとする。

2 東日本旅客鉄道株式会社の応急対策等

(1) 災害対策本部等の設置

災害が発生しまたは発生が予想される場合は、東日本旅客鉄道株式会社は、その状況に応じて、次により応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。

① 支社対策本部の設置

仙台、秋田、新潟支社において、それぞれ支社長を本部長とし、対策本部を設置する。

② 現地対策本部の設置

ア 地区駅長または地区駅長が指定する者または営業所長を現地対策本部長とし、現地対策本部を設置する。

イ 本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

(2) 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊、火災その他二次災害が発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内する。

また、本部長（村長）等から避難指示等があった場合または自駅の避難場所も危険な状態になる場合は、駅長等は本部長（村長）等と協議、調整のうえ、最寄りの適切な指定避難所等へ旅客及び公衆等を誘導案内する。

(3) 消火及び救助活動

① 災害その他の原因により火災が発生した場合、鉄道事業者は通報及び避難誘導を行うとともに、延焼拡大を防止するため消火体制を整える。

② 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者は、村災害対策本部、最上広域消防本部、新庄警察署、県及びその他防災関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。

③ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道事業者は、村災害対策本部、県及びその他防災関係機関に対し応援要請を行う。

(4) 運転規制の実施

東日本旅客鉄道株式会社は、災害が発生した場合の運転規制を「運転規制等取扱い」に基づき実施する。

(5) 応急復旧

東日本旅客鉄道株式会社は、災害の復旧にあたっては、応急工事を実施して早期に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

(6) 住民に対する広報

東日本旅客鉄道株式会社は、運転の状況及び復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

(7) 村、県等への報告

東日本旅客鉄道株式会社は、被害（人的、施設等）の状況及び復旧見込み等を速やかに村災害対策本部及び県等の関係機関へ報告する。

第13節 災害時の防犯対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、総務班、住民税務班、農村整備班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：新庄警察署、最上保健所</p> <p>国：</p> <p>消防：</p> <p>その他：防犯団体等</p> <p>村は、災害発生後の住民等の混乱や犯罪等を防止するため、新庄警察署と協力・連携し、社会秩序の維持、防犯活動を実施する。</p> <p style="text-align: center;">【災害時の防犯対策 概念図】</p>
<p>計画体系</p>	<p>災害時の防犯対策</p>	<p>第1 警察との協力、連携</p> <p>第2 社会秩序の維持</p> <p>第3 防犯対策等の推進</p>

第1 警察との協力、連携

1 非常時における協力・連携体制の整備

非常時における社会秩序の維持及び防犯活動等が迅速・的確に展開されるよう、事務局は新庄警察署との連絡窓口を明確にし、協力・連携体制を確立する。

2 情報交換

事務局は、被災状況、避難の範囲、避難者の動向（混乱状況等）など、新庄警察署との情報交換を密接に行う。

3 治安維持・防犯活動等への協力

新庄警察署の行う治安維持対策、犯罪防止対策等に同行するなど共同活動に積極的に協力する。

第2 社会秩序の維持

1 指定避難所等の巡回等

新庄警察署は、被災者の不安を和らげるため、定期的に指定避難所等の巡回を行うほか、地域住民等の生活に必要な情報収集を行い、被災者に対する地域安全情報の提供及び相談所の開設等に努める。

2 流言飛語の防止

総務班は、被害実態、応急対策状況・予定等を広報し被災者の不安解消を図るとともに、流言飛語発生時には正確な情報を住民に提供していく。

3 売り惜しみ等の犯罪防止等

被災地の混乱に乗じた集団による不法行為並びに生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買い占め、売り惜しみ暴利販売等について、新庄警察署、関係機関と協力して、取り締まり・指導に努める。

第3 防犯対策等の推進

1 防犯対策の実施

- (1) 新庄警察署は、被災地における犯罪、混乱及びトラブル等を防止するため、被災地域及びその周辺におけるパトロールを強化する。
- (2) 総務班は、広報等により被災地の防犯啓発活動を行うものとする。
- (3) 防犯協会等地域防犯団体等は、新庄警察署や村災害対策本部等が実施する防犯対策等の諸活動に協力し、防犯活動にあたるものとする。

2 街路灯の調査・復旧

農村整備班は、道路管理者と連携し、災害により被災した街路灯等の調査を行うとともに、復旧・設置等必要な措置を講ずるものとする。

3 家庭用動物（ペット）の保護等

住民税務班は、保健所等の関係機関等と連携し、迷子ペットを保護するとともに、人間に危害を与えるおそれのある野犬等の捕獲を行う。

第14節 物的公用負担等の実施

主要実施機関	村	総務班、消防班												
	防災関係機関等	県：最上総合支庁、新庄警察署												
		国：自衛隊												
		消防：最上広域消防本部												
	その他：													
計画方針	本部長（村長）等は、災害が発生し、または発生しようとする場合において、応急措置を緊急に実施する必要がある場合には、一定の区域内の土地、建物または工作物等を使用し、または収用等を行い必要な措置を行うものとする。													
計画体系	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">物的公用負担等の実施</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 60%; text-align: center;">第1 応急公用負担等の権限の行使</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">第2 応急公用負担の通知・公示等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">第3 公用令書の交付</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">第4 損失補償等</td> </tr> </table>		物的公用負担等の実施		第1 応急公用負担等の権限の行使			第2 応急公用負担の通知・公示等			第3 公用令書の交付			第4 損失補償等
物的公用負担等の実施		第1 応急公用負担等の権限の行使												
		第2 応急公用負担の通知・公示等												
		第3 公用令書の交付												
		第4 損失補償等												

第1 応急公用負担等の権限の行使

本部長（村長）は、災害に際して、応急措置を緊急に実施する必要がある場合において、物的公用負担等の権限を法に基づき行使するものとする。但し、本部長（村長）、または本部長（村長）の職権を行使する村の職員が現場にいない場合は、現場に居合わせた警察官、自衛官が、村災害対策本部が機能しない状態にある場合等には、知事が、その職権を行使する。

また、消防活動、水防活動のため緊急の必要がある場合の物的公用負担等の職権の行使は消防吏員、消防団員並びに消防長、水防管理者（村長）、水防団長が行使する。

実施責任者	根拠法令	権限等
本部長（村長）	基本法 第64条第1項	村内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
	基本法 第64条第2項	災害を受けた工作物または物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとること。 この場合において、工作物等を除去したときは、本部長（村長）は、当該工作物等を適正な方法で保管するものとする。
警察官	基本法 第64条第7項	本部長（村長）若しくはその職権の委任を受けた職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、本部長（村長）の職権を行うことができる。 なお、この場合においては、直ちにその旨を本部長（村長）に通知しなければならない。

実施責任者	根拠法令	権限等
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	基本法 第64条第8項	本部長（村長）若しくはその職権の委任を受けた職員が現場にいない場合に限り、本部長（村長）の職権を行うことができる。この場合において、直ちに、その旨を本部長（村長）に通知しなければならない。
知事	基本法 第73条	災害の発生により、村の全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき、本部長（村長）の権限の応急公用負担等を代わって実施することができる。
消防史員、消防団員	消防法 第29条第1項	水害以外の災害が発生し、または発生しようとしている場合で、火災及びその他の災害に係わる対象物並びにこれらのものの在る土地を使用し、処分し、または使用を制限すること。
消防長、水防管理者（村長）、水（消）防団長	水防法 第21条第1項	水防の現場において必要な土地を一時使用し、または土石、竹木その他の資材を使用もしくは収用し、車馬その他の運搬具もしくは運搬器具を使用し、または工作物その他の障害物を処分すること。

第2 応急公用負担の通知、公示等

1 応急公用負担等の通知等

(1) 公用負担の通知

本部長（村長）は、基本法第64条第1項の規定により応急公用負担等の権限を行使する場合は、その所有者、占有者等に対して、下記の事項を通知する。

- ① 当該土地、建物等の名称または種類、形状、数量、所在した場所
- ② 当該処分に係る期間、または期日
- ③ その他必要事項

(2) 通知書の掲示

通知すべき所有者、占有者等が不明のときは、村役場庁舎掲示場、または新庄警察署掲示場に通知書を掲示するものとする。

2 工作物等を保管した場合の措置等

(1) 工作物等を保管した場合の公示等

本部長（村長）は、基本法第64条第2項の規定により応急公用負担等の権限を行使し、当該工作物等を保管する場合は、その所有者、占有者等に対して、以下の事項を公示する。

① 工作物等の保管に関する公示事項

- ア 保管した工作物または物件の名称、または種類、形状及び数量
- イ 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- ウ その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- エ その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

② 公示方法

- ア 公示事項を、保管を始めた日から起算して14日間、村役場庁舎掲示板に掲示する。
- イ 公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他その工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を村の公報または新聞紙に掲載する。

ウ 保管工作物等一覧簿を村役場庁舎窓口に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(2) 保管している工作物等の売却等

本部長（村長）は、基本法第64条第2項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、またはその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することとする。

第3 公用令書の交付

1 応急公用負担等の公用令書の交付

基本法第71条第2項の規定により、村長が知事より委任を受けて物的公用負担等の権限を行使する場合は、その所有者、占有者等に対して、下記事項を記載した公用令書の交付を行わなければならない。

- (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
- (3) 保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
- (4) 管理、使用または収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係わる期日及び期間

2 公用令書の変更、取り消し

本部長（村長）は、公用令書を交付した後に処分を変更し、または取り消したときは、速やかに公用変更令書、公用取消令書を交付しなければならない。

資料編 様式9 公用令書等様式

第4 損失補償等

1 村の損失補償等

- (1) 村は、基本法第64条第1項、消防法第29条第3項、水防法第21条第1項の規定により応急公用負担等の権限を行使し、処分を行ったときは、基本法第82条により、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- (2) 村は、警察官または災害派遣を命じられた自衛官が、土地、建物等を使用して生じた損失を補償しなければならない。

2 県の損失補償等

県は、基本法第71条第2項の規定により、本部長（村長）が知事の委任を受けて、応急公用負担等の権限を行使し、処分を行ったときは、基本法第82条により、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第3章 応急活動計画

第1節 生活救援対策

第1 給水・水道施設応急対策

主要実施機関	村 防災関係機関等	事務局、総務班、農村整備班 県：最上総合支庁 国： 消防： その他：社団法人日本水道協会山形県支部、協定締結水道工事事業者等
計画方針	災害が発生した場合に、住民等の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、村は、県等関係機関と連携し、応急給水や水道施設の応急復旧等、必要な応急活動を実施するものとする。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 【給水・水道施設応急対策 概念図】 </div> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[活動体制の確立] B --> C[被害状況の把握] C --> D[緊急対策] D --> E[応急対策] E --> E1[住民への広報] E --> E2[応急給水] E --> E3[応急復旧] F[県] -- "報告・連絡調整等" --> B F -- "報告・連絡調整等" --> C F -- "報告・連絡調整等" --> D G[社団法人日本水道協会山形県支部] -- "応援要請" --> C G -- "総合的な指揮" --> D G -- "総合的な指揮" --> E3 H[水道工事事業者等] -- "人員派遣、資機材等の供給" --> E3 </pre>	

1 活動体制の確立

農村整備班は、県等関係機関と連絡調整を図るとともに、必要に応じて、社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を確立するものとする。

- (1) 農村整備班は、「職員動員配備計画」に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災した場合等においては、他班（課）からの職員の応援を事務局に要請する。
- (2) 村災害対策本部のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。
- (3) 応援を要請した場合には、応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立するとともに、応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。
- (4) なおも人員や資機材等が不足する場合は、協定締結先の水道工事業者等に応援協力を依頼するものとする。

2 被害状況の把握

農村整備班は、次により迅速かつ的確に水道施設、道路等の被災状況を把握する。

- (1) テレメータ監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水または断水等被災状況の把握

3 緊急対策

農村整備班は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

(1) 二次災害防止対策

- ① 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- ② 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。
- ③ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

(2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

4 応急対策

農村整備班及び県は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

(1) 必要給水量

必要給水量は被害状況及び応急復旧状況等を考慮して、次の3段階に分けて順次増加していくものとする。

段階		必要給水量
第1段階	発災直後の混乱期3日程度で、拠点給水、運搬給水で対処する期間	最低給水量は生命維持に必要な量として1人1日3リットルとする。
第2段階	拠点給水の時期から仮設給水栓を活用し、比較的円滑な応急給水を行うまでの期間	炊事、洗面等の最低生活を営むための水量とする。
第3段階	1戸1栓程度の給水から平常給水までの期間	若干の不便はあるが、通常的生活に必要な水量とする。

(2) 応急給水

農村整備班及び県は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

なお、被害が甚大な場合等には、被害状況の把握及び応急給水の準備等に時間を要することが想定されることから、発災当日は、備蓄飲料水による給水を主とするものとする。

① 応急給水の準備

- ア 既存水源及び緊急代替水源の確保
- イ 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- ウ 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保
- エ 給水車等による応援給水の確保
- オ 水質の衛生確保
- カ 備蓄飲料水の量の確認

② 給水方法

被災状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び備蓄飲料水の供与を効率的に組み合わせ給水する。

ア 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び収容避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水機等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

イ 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。以下のような給水拠点が限定できる場合には有効な手段となる。

- (ア) 救護所及び社会福祉施設等
- (イ) 災害時給食設備所
- (ウ) 村災害対策本部より指示された場所

ウ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓数を増減させる。

- エ 備蓄飲料水の供与
 農村整備班は、備蓄飲料水を指定避難所等において配布する。
 なお、不足する場合は、本部長（村長）は県に対し応援を要請し、県の備蓄飲料水を、配布するものとする。
- ③ 優先順位
 医療施設、社会福祉施設及び指定避難所等へ優先的に給水する。
- ④ 飲料水及び応急給水用機材の確保
 ア 飲料水の確保
 被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。
 イ 応急給水用機材の確保
 村災害対策本部で確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。
- ⑤ 飲用井戸及び受水槽等による給水
 飲用井戸及び受水槽については、災害による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し、または滅菌剤を添加したうえで飲用に供するものとする。
- ⑥ 飲料水の衛生確保
 ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備または塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。
 イ 給水車、仮設貯水施設については、使用直前に清掃・消毒を行い、その後、飲料水を給水するものとする。
- ⑦ 生活用水の確保
 農村整備班は、区域内の井戸水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。
- ⑧ 地域性及び積雪期への配慮
 山間地へは、必要により、飲料水の空輸、浄水装置による給水等を行う。
- ⑨ 要配慮者等に対する配慮
 要配慮者等への給水にあたっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中層住宅の利用者への給水にあたっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。
- ⑩ 応急給水の活動記録等
 農村整備班は、応急給水活動を実施した供給地区・対象人数、使用した給水用機械器具、燃料、浄水用薬品材等について記録し、事務局へ報告するものとする。
- 資料編 様式4-1 飲料水供給簿

(3) 応急復旧

農村整備班は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

① 応急復旧計画の準備

ア 応急復旧用図面、配水管図面等の準備

イ 復旧用資機材の調達

② 応急復旧範囲の設定

農村整備班（村）による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

③ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

④ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、指定避難所等及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

⑤ 積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

⑥ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を強化する。

⑦ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び農業集落排水施設等のライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定にあたってはガスの復旧状況に十分配慮する。

(4) 住民への広報

農村整備班は、総務班と連携し、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

① 被災直後の広報

ア 局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

イ ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

② 長期的復旧計画の広報

長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報誌、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

③ 情報連絡体制の確立

農村整備班は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、県との連絡体制を確立する。

5 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の対象者、供給量、期間、経費は「山形県災害救助法施行細則（別表1）」のとおりとする。

資料編 資料1-7 山形県災害救助法施行細則

第2 食料の供給計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防災関係機関等</p>	<p>事務局、総務班、住民税務班、健康福祉班 県：最上総合支庁 国： 消防： その他：協定締結先民間事業者、協定締結先市町村、自主防災組織、日本赤十字社、ボランティア団体等</p>
<p>計画方針</p>	<p>災害により食料を確保することが困難となった場合には、速やかにその必要量を把握し、調達、炊出し等、必要となる措置を迅速に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【食料の供給計画 概念図】</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[食料供給対象者数及び供給数量等の把握] B --> C[備蓄食料の放出] B --> D[食料品の調達] D -- 応援要請 --> E["【優先順位第1位】 協定締結先民間事業者等 【優先順位第2位】 協定締結先市町村等 【優先順位第3位】 県"] E -- 食料の供給 --> F[物資の集積 (一時集積配分拠点)] C --> G[炊出し] D --> F F --> G F --> H[配分] G --> I[住民] H --> I </pre>	
<p>計画体系</p>	<p>食料の供給計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 供給対象者及び供給数量等の把握 2 食料の調達等 3 炊出し・配分 4 災害救助法が適用された場合の措置 5 国によるブッシュ型支援 	

1 供給対象者及び供給数量等の把握

住民税務班は、各班からの報告及び関係機関等の協力により、食料供給対象者及び数量を把握するものとする。

- (1) 指定避難所等の配給対象者については、健康福祉班またはそれぞれその避難所の責任者等からの報告により把握する。
- (2) 在宅者については、最上広域消防本部、新庄警察署等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て把握する。
- (3) 応急対策活動従事者については、関係各対策部班の協力を得て把握する。
- (4) 供給対象者の情報を収集するにあたっては、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人の情報も併せて入手するよう努める。

2 食料の調達等

(1) 食料の調達

住民税務班は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合は協定等を締結している事業者等からの調達を実施する。

村災害対策本部のみで対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

なお、県が、一時集積配分拠点を設置した場合には、食料供給数量等の情報を一時集積配分拠点に集約し、そこから、食料調達の要請をするものとする。

- ① 山形県市町村広域応援協定に基づき、応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
- ② 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

ア 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

イ 炊出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

- ③ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、または市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、本部長（村長）は、県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。
- ④ 国は、県及び村において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する（プッシュ型支援）。

村は、必要な情報について可能な限り国や県に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うものとする。

(2) 調達食料品目例

住民税務班は、指定避難所等の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

- ① 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン
- ② 乳幼児ミルク、牛乳
- ③ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(3) 調達食料品の集積場所等

- ① 調達した食料品は、本部長（村長）が選定した一時集積配分拠点に、一旦集積させ、その後、各指定避難所等へ必要数を適宜、配送するものとする。

- ② 一時集積配分拠点及び指定避難所等においては、調達食料品に対する管理責任者及び警備員等を配置し、管理に万全を期すものとする。

3 炊出し・配分

(1) 炊出し

健康福祉班は、炊出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行うものとする。

- ① 炊出しは、原則として避難施設内またはその付近の適当な場所を選定し、既存の給食施設もしくは、仮設給食施設を設置して、健康福祉班または委託して行うものとする。
- ② 大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、日本赤十字社山形県支部、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

資料編 資料6-1 村内のボランティア団体等一覧

- ③ 健康福祉班は、ボランティア等の協力のもと、以下の書類を作成し、健康福祉班長を通し、適宜、事務局へ報告するものとする。

ア 炊出し給与状況簿（資料編 様式4-2 炊出し給与状況簿）

イ 炊出その他による食品給与物品受払簿（資料編 様式1-3 物品受払状況簿）

ウ 炊出用物品借用簿（資料編 様式4-3 炊出用物品借用簿）

(2) 配分

食料品の配分は、自主防災組織やボランティア等の協力のもと実施するものとする。

住民税務班及び健康福祉班は、被災住民への食料配分にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 健康福祉班は、指定避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者を配置する。
- ② 住民税務班は、総務班と連携し、住民への事前周知等による公平な配分に努める。
- ③ 健康福祉班は、要配慮者への優先配分に十分配慮する。
- ④ 住民税務班は、指定避難所等で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分に十分配慮する。

4 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の対象者、供給量、期間、経費は「山形県災害救助法施行細則（別表1）」のとおりとする。

資料編 資料1-7 山形県災害救助法施行細則

第3 生活必需品等の供給計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防災関係機関等</p>	<p>事務局、総務班、住民税務班、健康福祉班 県：最上総合支庁 国： 消防： その他：協定締結先民間事業者、協定締結先市町村、自主防災組織、ボランティア団体等</p>
<p>計画方針</p>	<p>災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ、または支障を生ずるおそれがある場合には、速やかにその必要量等を把握し、調達、配分等、必要となる措置を迅速に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【生活必需品等の供給計画 概念図】</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[生活必需品等供給対象者数、供給品目、供給数量等の把握] B --> C[備蓄してある生活必需品等の放出] B --> D[生活必需品等の調達] C --> E[配分] D --> F[物資の集積
(一時集積配分拠点)] D -- 応援要請 --> G["【優先順位第1位】
協定締結先民間事業者等"] G -- 生活必需品等の供給 --> F F --> E E --> H[住民] </pre> <p style="text-align: right;">食料調達応援要請先</p> <ul style="list-style-type: none"> 【優先順位第1位】 協定締結先民間事業者等 【優先順位第2位】 協定締結先市町村等 【優先順位第3位】 県 	
<p>計画体系</p>	<p>生活必需品等の供給計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 供給対象者及び供給数量等の把握 2 生活必需品等の調達等 3 配分 4 災害救助法が適用された場合の措置 5 国によるプッシュ型支援 	

1 供給対象者及び供給数量等の把握

住民税務班は、各班からの報告及び関係機関等の協力により、生活必需品等の供給対象者数を把握し、供給品目及び生活必需品等の数量を把握するものとする。

- (1) 供給対象者は、災害によって住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失またはき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。
- (2) 指定避難所等の供給対象者については、健康福祉班はそれぞれその避難所の責任者等からの報告により把握する。
- (3) 在宅者については、消防・警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て把握する。
- (4) 発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握するよう努める。
- (5) 把握した被害状況、供給数量等から物資の調達計画等を作成するものとする。

資料編 様式4-4 物資購入（配分）計画表

2 生活必需品等の調達等

(1) 生活必需品等の調達

住民税務班は、生活必需品等の供給対象者数を確認し、供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等の放出を行うとともに、不足する場合は協定等を締結している事業者等からの調達を実施する。生活必需品等については、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

村災害対策本部のみで対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

なお、県が、一時集積配分拠点を設置した場合には、生活必需品供給数量等の情報を一時集積配分拠점에集約し、そこから、生活必需品等の調達を要請するものとする。

- ① 山形県市町村広域応援協定に基づき、応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
- ② 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等
- ③ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、または市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、本部長（村長）は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。
- ④ 国は、県及び村において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する（プッシュ型支援）。

村は、必要な情報について可能な限り国や県に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うものとする。

(2) 調達生活必需品等品目例

住民税務班は、指定避難所等の設置状況、要配慮者の状況、避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。

- ① 寝具（毛布、布団等）
- ② 被服（肌着等）
- ③ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- ④ 食器（茶碗、皿、はし等）

- ⑤ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
 - ⑥ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）
 - ⑦ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
 - ⑧ 生理用品
 - ⑨ 暖房器具
- (3) 調達生活必需品等の集積場所等
- ① 調達した生活必需品等は、本部長が選定した一時集積配分拠点に、一旦集積させ、その後、各指定避難所等へ必要数を適宜、配送するものとする。
 - ② 一時集積配分拠点及び指定避難所等においては、生活必需品等に対する管理責任者及び警備員等を配置し、管理に万全を期すものとする。

3 配分

生活必需品等の配分は、自主防災組織やボランティア等の協力のもと実施するものとする。住民税務班及び健康福祉班は、被災住民への生活必需品等の配分にあたっては、次の事項に留意する。

資料編 資料6-4 村内のボランティア団体等一覧

- (1) 健康福祉班は、指定避難所等における生活必需品等の受入確認及び需給の適正を図るための責任者を配置する。
- (2) 住民税務班は、総務班と連携し、住民への事前周知等による公平な配分に努める。
- (3) 健康福祉班は、要配慮者への優先配分に十分配慮する。
- (4) 住民税務班は、指定避難所等で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分に十分配慮する。
- (5) 住民税務班は、健康福祉班及びボランティア等と連携・協力のもと、「物資給与状況簿」の書類を作成し、住民税務班長を通し、適宜、事務局へ報告するものとする。

資料編 様式4-5 物資給与状況簿

4 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の対象者、供給量、期間、経費は「山形県災害救助法施行細則（別表1）」のとおりとする。

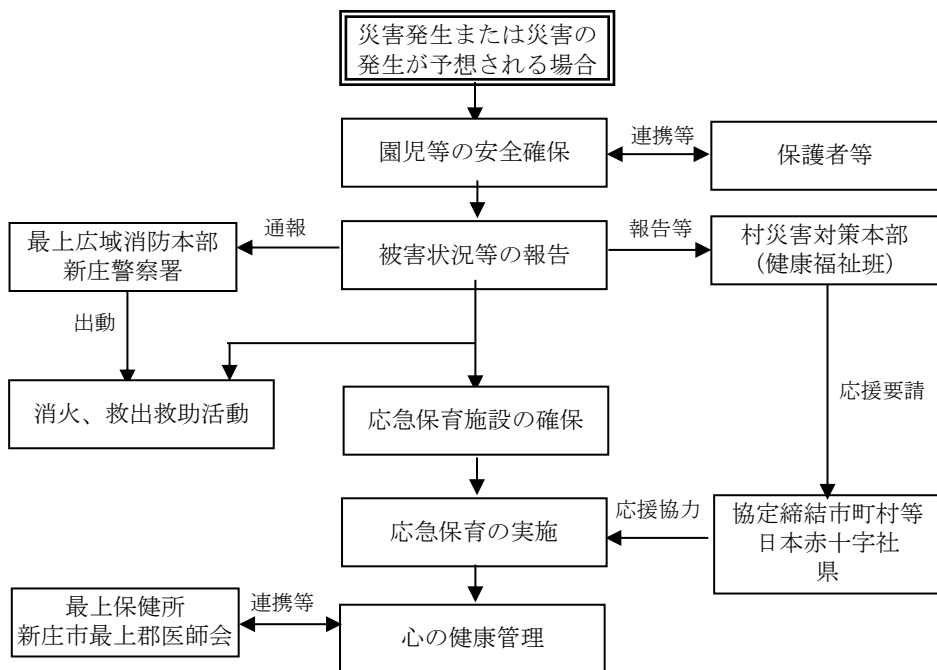
資料編 資料1-7 山形県災害救助法施行細則

第4 園児等の応急保護計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>健康福祉班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁、新庄警察署、最上保健所</p> <p>国：</p> <p>消防：最上広域消防本部</p> <p>その他：保育施設管理者、協定締結先市町村、日本赤十字社山形県支部、新庄市最上郡医師会</p>
<p>計画体系</p>	<p>園児等の応急保護計画</p>	<p>1 園児の安全確保</p> <p>2 応急保育施設の確保</p> <p>3 応急保育の実施</p> <p>4 心の健康管理</p> <p>5 児童の緊急の保護</p>

災害発生時等における園児等の安全確保、保育活動の早期回復を図るため、保育施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等による園児の安全確保や応急保育等を迅速かつ的確に実施するものとする。

【園児等の応急保護計画 概念図】



1 園児の安全確保

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合には、あらかじめ定めた避難計画等により、園児の安全確保を図るものとするが、概ねは、以下の措置をとるものとする。

(1) 災害発生前の安全確保

- ① 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合は、施設管理者は、休園あるいは、保護者等と連絡をとり、園児を保護者の元に帰すものとする。
- ② 保護者等と連絡がとれない場合には、保護者が引き取りに来るまで、保育所で保護するものとする。
- ③ 施設管理者は、休園あるいは、気象状況により園児を保護者の元に帰す措置を行った場合は、速やかに、その旨健康福祉班（健康福祉課）に報告するものとする。

(2) 災害発生時の安全確保

- ① 災害発生後、直ちに全職員で園児の安否を確認し、状況を見て安全と判断される場所に避難させるものとする。
- ② 園児の安全を確保後、保護者等と連絡をとり、引き取りに来た者から、順次引き渡しを行うものとする。保護者等と連絡が取れない場合には、保護者等が引き取りにくるまで、保育所で保護するものとする。
- ③ 火災が発生した場合及び重傷、生理、行方不明等の園児がいる場合は、直ちに最上広域消防本部、新庄警察署、村災害対策本部（健康福祉班）、当該保護者等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。
- ④ 施設管理者は、園児の安否、被害状況等を村災害対策本部（健康福祉班）に適宜報告するものとする。

2 応急保育施設の確保

保育施設が被災した場合、次の事項に留意して、代替となる保育施設の確保を図るものとする。

- (1) 近隣の災害を免れた施設の利用
- (2) 最寄りの公民館等公共施設の利用
- (3) 天幕等仮設施設の利用

3 応急保育の実施

応急保育の実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 医療、食料等の確保が必要な場合には、保育施設管理者は、健康福祉班へ報告し、村災害対策本部を通し、協定締結先市町村、県、日本赤十字社山形県支部等からの緊急援助等を得て、適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 通園児の保健衛生に対する配慮
- (3) 必要に応じて、家族との連絡体制の確立
- (4) 通園時の安全確保

- (5) 児童の遊具等の確保
- (6) 臨時施設開設に伴う職員の確保

4 心の健康管理

保育所においては、必要に応じ、災害により直接危険を体験した園児等及び災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児等に対し、心のケア対策を実施するものとする。

この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、最上保健所や新庄市最上郡医師会等の医療関係機関等との連携を図る。

5 園児の緊急の保護

保育施設管理者は、関係機関との緊密な連携をとり、保護者を失った幼児等の一時的な緊急避難所としての機能をも果たすものとする。

第2節 災害時における保健衛生計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、住民税務班、健康福祉班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁、最上保健所 国： 消防： その他：指定避難所等施設管理者</p> <p>災害が発生した場合には、被災地住民の心身の健康を保つために、防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生に関する応急活動を迅速に実施する。特に、指定避難所等においては、多くの被災者を収容することになるため、避難所における保健衛生環境については十分に留意するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【災害時における保健衛生計画 概念図】</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[被害状況等の把握] B -- 連携 --> C[活動体制の確立 (巡回保健班の編成)] C -- 連携要請 --> D[県] C -- 連携 --> E[最上保健所] C -- 供給要請 --> F[防疫資器材の確保] F -- 供給要請 --> G[協定締結事業者等] F -- 供給 --> H[保健衛生対策の実施] D -- 人材派遣 防疫資器材の供給等 --> H I[県獣医師会等] -- 連携・協力 --> J[被災動物対策] E -- 連携・協力 --> J G -- 連携・協力 --> J H -- 防疫資器材の供給 --> J J --> K[被災動物対策 - 避難動物の適正飼養等 - 危険な動物の緊急措置等の確認 - 被災地域における動物の保護、収容等] </pre>
<p>計画体系</p>	<p>災害時における保健衛生計画</p>	<p>第1 被害状況等の把握</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>第3 防疫等資器材の確保</p> <p>第4 保健衛生対策の実施</p>

第1 被害状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、保健福祉班は、事務局に寄せられる被害状況の報告等をもとに、以下の事項について状況を把握する。

収集すべき情報
1. ライフラインの被害状況
2. 指定避難所等の設置及び収容状況
3. 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
4. 防疫用資器材取扱店等の被害状況
5. 特定給食施設の被害状況
6. 食品及び食品関連施設の被害状況

第2 活動体制の確立

1 巡回保健班の編成

健康福祉班は、最上保健所と連携し、保健師を中心とした巡回保健班を編成するものとする。なお、必要に応じ、巡回保健班に、医師、栄養士、精神保健福祉相談員等を加えるものとする。

2 応援要請

健康福祉班は、最上保健所と協議のもと、巡回保健班の人員が不足する場合には、県に対し応援を要請するものとする。

第3 防疫等資器材の確保

健康福祉班は、備蓄してある防疫及び保健衛生資機材（以下「防疫等資器材」という。）が不足する場合は、協定締結先事業者等または最上保健所に、防疫等資器材の確保を要請するものとする。

第4 保健衛生対策の実施

1 健康相談・保健指導

- (1) 巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。
- (2) 巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。
 - ① 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導
 - ② 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

- ③ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
 - ④ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
 - ⑤ 不安除去等メンタルヘルスへの対応
 - ⑥ 口腔保健指導
 - ⑦ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導
- (3) 適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

2 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、避難所施設管理者、避難所運営委員会、仮設住宅住民代表等と連携して、適切な生活環境を確保する。

- ① 食生活の状況（食中毒の予防）
- ② 衣類、寝具の清潔の保持
- ③ 身体の清潔の保持
- ④ 室温、換気等の環境整備
- ⑤ 睡眠、休養の確保
- ⑥ 居室、トイレ（仮設トイレを含む。）等の清潔確保
- ⑦ プライバシーの保護

3 防疫対策

(1) 感染症発生予防対策

健康福祉班は、感染症の発生を未然に防止するため、避難施設、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

- ① パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒を指導する。
- ② 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。なお、消毒の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

(2) 疫学調査・健康診断の実施

最上保健所が、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する場合は、健康福祉班は、必要に応じ、これに協力するものとする。

(3) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、擬似症患者または無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生し、最上保健所が、次の対策を実施する場合には、健康福祉班は、必要に応じ、この対策に協力するものとする。

① 感染症患者等の入院

最上保健所は、一類感染症の患者、疑似症患者または無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者または一部疑似症患者が発生した時は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告または入院措置を行う。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、病院または診療所で適当と認められる施設への入院勧告または入院措置を行う。

② 濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

最上保健所は、感染症患者等の接触者に対し、疫学調査や検便等の健康診断を実施するとともに、病気に対する正しい知識や消毒方法等についての保健指導を行う。

③ 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

健康福祉班は、県から指示があった場合には、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

(4) 結核定期外健康診断の実施

最上保健所が、結核のまん延予防上必要があるときに、対象者及び期日を指定して、結核定期外健康診断を実施する場合には、健康福祉班は、必要に応じ、これに協力するものとする。

4 食品衛生対策

最上保健所が、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う場合は、健康福祉班はこれに協力するものとする。

(1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

最上保健所は、村内の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、村及び食品調製施設に対して監視指導を実施する。

(2) 炊出し施設の把握と食品衛生指導

健康福祉班は最上保健所と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

(3) 井戸水等の水質の安全確保と減菌の指導

最上保健所は、炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と減菌を指導する。

(4) 食品関連被災施設に対する監視指導

最上保健所は、営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

① 包装が壊れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導

② 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取り扱い状況の監視

③ 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

5 栄養指導対策

健康福祉班は、最上保健所と連携し、次により被災者の栄養指導を行うものとする。災害の状況により必要な場合は、県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回指導する。

(1) 炊出しの栄養管理指導

指定避難所等に設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

(2) 巡回栄養相談の実施

指定避難所等、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

6 心のケア対策

(1) 被災者の心のケアに対する対応

県が実施する以下の被災者を対象とした相談について、健康福祉班は総務班と連携し住民等に周知する。

① 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談を保健所・精神保健センターで実施

② 指定避難所や応急仮設住宅等で生活している被災者に対して、保健所の精神保健福祉相談員等による巡回相談を実施

(2) 心のケアチームの派遣要請

本部長（村長）は、必要に応じ、県に対し、心のケアチームの派遣を要請し、急性ストレス障害及び在宅精神障がい者の医療の確保等に対応するものとする。

(3) 被災者への普及啓発

県が実施する以下の被災者への普及啓発に対し、健康福祉班は、必要に応じ、協力するものとする。

① 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・心のケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。

② ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する情報を提供する。

③ 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者の心のケアに関する情報を提供する。

7 被災動物対策

住民税務班は、最上保健所、県獣医師会等と連携し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、負傷動物または放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるものとする。

(1) 避難動物の適正飼育等

住民税務班は、最上保健所等と連携し、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、飼い主とともに指定避難所等に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

最上保健所が実施する以下の確認作業について、住民税務班は必要に応じ協力するものとする。

① 災害発生時の危険な動物の逸走等の有無

② 危険な動物に実施された緊急措置

(3) 被災地域における動物の保護、収容等

住民税務班は、最上保健所や県獣医師会等と連携し、負傷動物または放し飼いの状態にある愛護動物を、動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、最上保健所の指導のもと必要な措置行うものとする。

第3節 災害時における廃棄物処理計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、総務班、住民税務班、農村整備班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁 国： 消防： その他：最上広域市町村圏事務組合、協定締結先市町村協定締結事業者等</p> <p>災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ、し尿等の廃棄物を、最上広域市町村圏事務組合等と連携・協力のもと迅速かつ適正に収集・処理し、被災地の生活環境の保全を図る</p> <p style="text-align: center;">【災害時における廃棄物処理 概念図】</p>
<p>計画体系</p>	<p>災害時における廃棄物処理計画</p>	<p>第1 災害廃棄物の処理 第2 ごみ処理 第3 し尿処理</p>

第1 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物排出量の把握

住民税務班は、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

2 災害廃棄物の運搬等

- (1) 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が村の指定する収集場所（旧鮭川中学校グラウンド跡地・旧牛潜小学校グラウンド跡地等）に搬入するものとする。
- (2) 被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、住民税務班がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出するものとする。
- (3) 放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては、住民税務班は、仮置き場に移動し保管するものとする。

3 災害廃棄物の仮置き場の確保

- (1) 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、住民税務班は、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置き場を確保する。
- (2) 仮置き場については、農村整備班が調査する現存空地（村有地）情報を踏まえ、その中から、(1)の条件に該当する空地を選定するものとする。
資料編 資料4-17 空地（村有地）一覧
- (3) 廃棄が決定されたものと保管するものとを区別するため、可能な限り双方の仮置き場を分離するよう努めるものとする。
- (4) 仮置き場の管理には、衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行うものとする。

4 住民等への周知

住民税務班は、仮置き場を選定した後は、総務班と連携し、その設置場所や搬入上注意事項等について住民等に周知する。

5 応援要請

- (1) 本部長（村長）は、災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、協定締結先の市町村や地元の建設業者等に応援要請を行うものとする。
- (2) 上記(1)の他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

第2 ごみ処理

住民税務班は、最上広域市町村圏事務組合と協力・連携し、ごみ収集、運搬、処分を円滑に実施できる体制を確立し、以下のごみ処理対策を実施するものとする。

1 ごみ排出量の把握

住民税務班は、各班からの被害情報、指定避難所等の避難人員及び設置場所等を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

2 廃棄物処理施設の点検・復旧等

最上広域市町村圏事務組合は、廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うものとする。

資料編 資料4-20 最上広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理能力

3 ごみ処理対策

住民税務班は、ごみ排出量やごみ処理施設の被災状況、村内の被災状況等を踏まえ、ごみ処理に対する方針（収集の優先順位、収集ルート等）を定め、以下の対策を実施する。

- (1) 住民税務班は、健康福祉班と連携し、避難者の生活に支障を生じることがないように、指定避難所等における生活ごみの処理を適切に行うものとする。
- (2) 住民税務班は、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、最上広域市町村圏事務組合等の協力のもと、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行うものとする。特に、生ごみ等腐敗性の大きいごみについては、被災地における防疫上、可能な限り、早期収集運搬が行われるよう努めるものとする。
- (3) 生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行うものとする。
- (4) ごみ収集、運搬に時間を要する地区等に対しては、適当なごみ袋等を配布するものとする。

4 臨時収集場所の指定

住民税務班は、道路上の障害物により通常の収集ができない地区等については、臨時収集場所を指定し、住民等に搬入等の協力を求めるものとする。

5 住民等への周知

住民税務班は、総務班と連携し、以下の事項等について住民等に対し周知する。

- (1) ごみ収集状況
- (2) 臨時集積場所

- (3) ごみ搬入時の注意事項（道路上にごみを出し交通の妨げとならないようにすること等）
- (4) 収集まで時間を要する場合の注意事項（生活ごみの保管方法等）

6 応援要請

- (1) 本部長（村長）は、生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、協定締結先の市町村や新庄最上清掃事業組合に応援要請を行うものとする。

資料編 資料4-21 県内の一般廃棄物処理施設一覧

- (2) 上記(1)の他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

第3 し尿処理

住民税務班は、最上広域市町村圏事務組合と協力・連携し、し尿の収集、運搬、処分を円滑に実施できる体制を確立し、以下のし尿処理対策を実施するものとする。

1 し尿排出量の把握

住民税務班は、各班からの被害情報、指定避難所等の避難人員及び設置場所等を速やかに確認し、被災地域におけるし尿の排出量を推計する。

2 し尿処理施設の点検・復旧等

農村整備班及び最上広域市町村圏事務組合は、し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うものとする。

資料編 資料4-20 最上広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理能力

3 し尿処理対策

住民税務班は、し尿排出量やし尿処理施設の被災状況、村内の被災状況等を踏まえ、し尿処理に対する方針（収集の優先順位、仮設トイレの設置場所の選定等）を定め、以下の対策を実施する。

- (1) 住民税務班は、最上広域市町村圏事務組合等と連携し、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- (2) 住民税務班は、農村整備班や最上広域市町村圏事務組合からの報告等により、水道施設、農業集落排水施設、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請する。
- (3) 下水道処理区域等において、トイレの使用ができない家庭が多数となった場合は、住民税務班は、直ちに、指定避難所等や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置するとともに、健康福祉班との連携のもと、仮設（簡易）トイレの衛生管理のために必要な消毒剤等を確保する。

- (4) 農業集落排水施設が未整備の地区については、浄化槽や汲取り便槽等の被災状況を巡回調査し、被害状況を把握するとともに、復旧方法等について指導・啓発を行うものとする。また、防疫上、早期収集が必要なものから、し尿収集を開始するものとする。

4 住民等への周知

住民税務班は、総務班と連携し、以下の事項等について住民等に対し周知する。

- (1) 農業集落排水施設の被害状況及び復旧時期
- (2) し尿収集状況
- (3) 浄化槽等の復旧方法等
- (4) 防疫上必要な措置等

5 応援要請

- (1) し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、協定締結先の市町村や協定締結事業所等に応援要請を行う。

資料編 資料4-20 最上広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理能力

- (2) 上記(1)の他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第4節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、健康福祉班、住民税務班、消防班</p>
	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁、新庄警察署 国：自衛隊 消防：最上広域消防本部 その他：新庄市最上郡医師会、近隣市町村、協定締結事業者等</p>
<p>計画方針</p>	<p>大規模な災害に伴う建造物の倒壊、火災、洪水等により発生する多数の死者については、新庄警察署、最上広域消防本部等と綿密な連携をとり、その遺体の搜索・処理・埋葬を迅速に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【遺体の搜索、処理及び埋葬計画 概念図】</p> <pre> graph TD A[災害発生] --> B[遺体の搜索] B -- 協力 --> C[最上広域消防本部] B -- 協力 --> D[新庄警察署] B -- 報告及び自衛隊派遣要請依頼等 --> E[県] B -- 協力要請 --> F[協定締結先事業者等
(建築業者等)] E -- 派遣要請 --> G[自衛隊] G -- 応援 --> B B --> H[遺体の処理] H -- 協力 --> I[新庄市最上郡医師会] H -- 協力要請 --> J[協定締結先建築業者等
(運送・資機材関係業者)] H --> K[遺体の収容] H --> L[遺体の検案・処置等] H --> M[遺体の引き渡し等] H --> N[身元不明遺体の処理] M --> O[遺族] N -- 応援要請 --> P[近隣市町村] N -- 応援要請 --> Q[民間火葬場等] O -- 埋葬支援等 --> R[遺体の埋葬] Q -- 埋葬支援等 --> R R -- 協力要請・調整等 --> P R -- 応援要請 --> E </pre>	
<p>計画体系</p>	<p>遺体の搜索、処理及び埋葬計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 遺体の搜索 第2 遺体の処理 第3 遺体の埋葬 	

第1 遺体の捜索

1 捜索対象

捜索の対象者は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者とする。

2 捜索方法及び捜査期間

(1) 捜索方法

- ① 遺体の捜索は、災害の規模、被災地域、安否情報、捜索依頼等の情報をもとに、消防班、新庄警察署、最上広域消防本部等の協力のもと捜索を実施する。
- ② 本部長（村長）は、災害の規模、被災地域、安否情報、捜索依頼等の情報をもとに、捜索の対象者情報、捜索地域の分担等について、消防班、新庄警察署、最上広域消防本部等と協議するものとする。
- ③ 捜索の人員が不足する場合、重機等を必要とする場合等には、本部長（村長）は、自衛隊及び建設業者等に対し応援・協力を要請するものとする。

(2) 身元確認資料等の保全等

遺体を発見した場合等には、発見場所、発見状況等が分かるよう可能な限り写真撮影等を実施するほか、所持品等の身元確認資料を確実に保全する。

(3) 捜査期間

災害発生の日から10日以内とする。

3 行方不明者に関する相談窓口の設置等

健康福祉班は、相談窓口を設置し、新庄警察署の協力のもと、住民からの行方不明者に関する問い合わせや、捜索依頼等に対応し、行方不明者に対する情報を収集する。

4 県への報告

- (1) 健康福祉班は、捜索状況や捜索の際の捜索用の機材等の使用状況等について記録を行い、健康福祉班長を通し事務局へ報告するものとする。

資料編 様式5-2 死体捜索台帳

- (2) 本部長（村長）は、健康福祉班からの報告をもとに、県に対し、捜索の対象人員、捜索地域、捜索状況を報告する。なお、自衛隊の災害派遣要請依頼については、この際に行うものとする。

5 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索の対象者、期間、経費は「山形県災害救助法施行細則（別表1）」のとおりとする。

資料編 資料1-7 山形県災害救助法施行細則

第2 遺体の処理

1 遺体の収容

(1) 遺体安置所の設置

本部長（村長）は、災害により多数の死者が発生した場合等には、遺体安置所を設置するものとする。遺体安置所の設置にあたり、以下の事項に考慮する。

- ① 避難所、医療救護所とは別の公共施設等に設置するものとする。なお、鮭川村ふれあいスポーツセンター太陽館等に設置が想定されるが、状況に応じて総合的に判断し選定するものとする。
- ② 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所とする。
- ③ 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所、身元確認のためのDNA鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定するものとする。
- ④ 遺体安置場所に適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設けるものとする。

(2) 遺体の搬送

遺体の搬送は、消防班、新庄警察署、最上広域消防本部等の協力を得て実施するものとする。

(3) 遺体収容のための資機材の確保

健康福祉班は、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、近隣市町村や協定締結先事業者、県へ応援・協力を要請するものとする。

(4) 住民等への周知

- ① 健康福祉班は、総務班、県、新庄警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ、住民に対する広報に努める。
- ② 健康福祉班は、指定避難所等において、身元不明遺体について（人相、着衣、所持品、特徴等）の情報の掲示等を行うものとする。

2 遺体の検案・処置等

(1) 遺体の検視・検案等

- ① 新庄警察署は、山形県医師会及び山形県歯科医師会の協力を得て、遺体の検視及び身元確認等を行う。
- ② 健康福祉班は、新庄市最上郡医師会等の協力を得て、遺体の検案を行う。

(2) 遺体の処置

- ① 健康福祉班は、検視及び検案を終了した遺体について、新庄市最上郡医師会等の協力のもと、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。
- ② 遺体処理用資機材は、従事する医療機関の手持品によるものとするが、不足する場合には、協定締結先市町村、協定締結事業者等に対し、応援・協力を要請する。

(3) 遺体の保管

洗浄等の終わった遺体については納棺し、一時保管するものとする。その際、ドライアイス等の用意、所持品等を保管する等必要な措置を行うものとする。

3 遺体の引き渡し等

- (1) 検視・検案を終え、身元が確認された遺体は、健康福祉班が、新庄警察署、最上広域消防本部等の協力を得て、その引き渡しにあたるものとする。
- (2) 引き渡しの際には、健康福祉班は、死体処理台帳に、これまでの遺体の処置や引き渡し者等について記載を行うものとする。

資料編 様式5-3 死体処理台帳

4 身元不明遺体の処理

- (1) 健康福祉班は、新庄警察署その他関係機関に連絡しその取扱いについて協議する。
- (2) 新庄警察署は、指紋の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。
- (3) 健康福祉班は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとする。また、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱う。

5 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の死体の処理の対象者、期間、経費は「山形県災害救助法施行細則（別表1）」のとおりとする。

資料編 資料1-7 山形県災害救助法施行細則

第3 遺体の埋葬

1 身元判明者の埋葬

- (1) 身元が判明している遺体の埋葬は、原則として、その遺族・親類縁者が行うものとする。
- (2) 遺族等は、死亡にかかる所定の手続きを経て、速やかに遺体の火・埋葬を行うものとする。
- (3) 住民税務班は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、遺族等に対する相談窓口を設置して、業者や火葬場等との調整及び斡旋等を行い、埋葬を支援するものとする。あわせて、埋葬状況等について、埋葬台帳に記載を行うものとする。

資料編 様式5-1 埋葬台帳

- (4) 本部長（村長）は、犠牲者が多い場合には、近隣市町村または県に対し、遺体の火葬等に対する応援を要請するものとする。
- (5) 本部長（村長）は、死亡者が多数のため、通常の手続では、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続の簡略化について、県を通じて厚生労働省と協議するものとする。

2 身元不明者の埋葬

埋葬を行う者がいない場合または身元が判明しない場合は、村が埋葬を行うものとする。

- (1) 身元不明者の遺体を火葬する場合は、住民税務班が火葬場等と調整を行い、遺体安置所から火葬場に移送する。

資料編 資料4-22 最上地域の火葬場一覧

- (2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

3 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を埋葬する者に支給する。期間、経費は「山形県災害救助法施行細則（別表1）」のとおりとする。

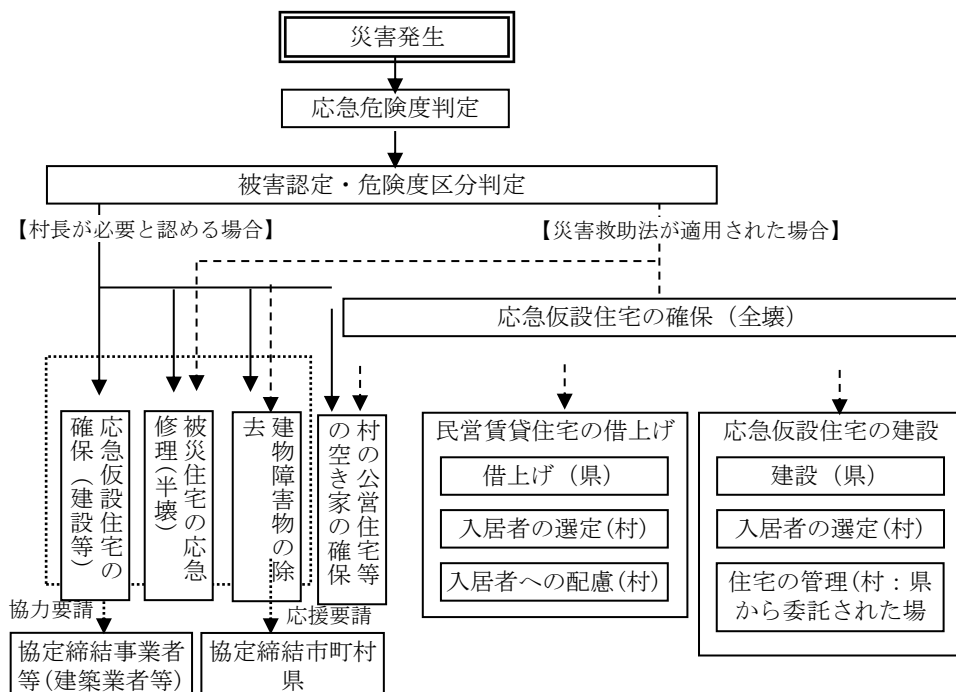
資料編 資料1-7 山形県災害救助法施行細則

第5節 災害時における「住」対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、農村整備班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁 国： 消防： その他：協定締結先市町村、協定締結事業者等</p>
<p>計画体系</p>	<p>災害時における「住」対策</p>	<p>第1 住宅の被害状況等の把握 第2 応急仮設住宅の確保 第3 被災住宅の応急修理 第4 住宅建設資機材等の確保 第5 建物関係障害物の除去</p>

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この章において「法」という。）が適用された場合、または、村長が必要と認めた場合に、応急仮設住宅の確保、被害家屋の応急修理等を実施し、被災者の暫定的な住生活の安定を図るものとする。

【 災害時における「住」対策 概念図 】



第1 住宅の被害状況等の把握

1 被災建物応急危険度判定

農村整備班は、県の各種の支援を得て、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」等に基づき、被災建築物の応急危険度判定業務を実施するものとする。

- (1) 農村整備班は、実施本部を設置し、以下の事項を行うものとする。
 - ① 判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定
 - ② 判定実施計画の策定
 - ③ 地元判定士等の参集
 - ④ 受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置
- (2) 判定の実施にあたっては、収容避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促すものとする。
- (3) 本部長（村長）は、応急危険度判定士等が不足する場合には、協定締結先市町村または県等に応援を要請するものとする。

2 被害認定

農村整備班は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

3 被災度判定区分

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、災害で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

4 応急仮設住宅の必要戸数の把握

- (1) 本部長（村長）は、住宅の被災状況等の調査結果から、当面の応急仮設住宅の必要戸数を把握する。
- (2) (1)とあわせ、要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数についても把握するよう努める。
- (3) 把握した当面の応急仮設住宅の必要戸数を、県へ報告する。

第2 応急仮設住宅の確保

1 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅

本部長（村長）は、県が、住家に被害を受けた被災者の収容対策として確保する以下の応急的な住宅を活用し、被災者の暫定的な住生活の安定を図る。

(1) 民間賃貸住宅の借上げ

① 民間賃貸住宅の借上げ方法

民間賃貸住宅の借上げは、県が、社団法人山形県宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て実施する。

② 入居資格

借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

ア 住家が全壊、全焼または流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を得ることができない者であること。

③ 入居者の選定

ア 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、農村整備班が行う。

イ この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員・児童委員等関係者の意見を参考にする。

ウ 県は、農村整備班から入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上げ住宅の契約締結等を行う。

④ 供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

⑤ 入居者への配慮

本部長（村長）は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設

① 建設用地の選定

本部長（村長）は、県からの協力依頼を受け、あらかじめ選定してある応急仮設住宅建設候補地及び必要に応じ県から提供される県有地の中から、設置戸数（規模）、候補地の被害状況、二次被害の危険性、被災地域等の状況等を考慮し、建設用地を選定するものとする。選定後は、速やかに県へ報告する。

② 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、県が実施するものとする。

③ 応急仮設住宅の入居資格・入居者選定

応急仮設住宅の入居資格及び入居者の選定は、基本的に上記(1)借上げ住宅と同様とする。但し、入居者の選定にあたっては、地域コミュニティについて十分配慮するものとする。

- ④ 供与の期間
供与の期間は、上記(1)借上げ住宅と同様とする。
- ⑤ 応急仮設住宅の管理
 - ア 農村整備班は、県が実施する応急仮設住宅の管理に協力するものとする。県から管理の委任を受けた場合には、村の公営住宅に準じた管理を実施するものとする。
 - イ 農村整備班は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。また、委任を受けた際には、以下の事項に配慮するものとする。
 - (ア) 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。
 - (イ) 管理への女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
 - (ウ) 必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

2 村による応急仮設住宅の確保

本部長(村長)は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として必要と認める場合は、応急仮設住宅を建設し、被災者の暫定的な住生活の安定を図る。

(1) 建設用地の選定

本部長(村長)は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅建設候補地中から、設置戸数(規模)、候補地の被害状況、二次被害の危険性、被災地域等の状況等を考慮し、建設用地を選定するものとする。

(2) 応急仮設住宅の建設

- ① 建設については、協定締結先建設業者、社団法人プレハブ建築協会等の建設業関係団体等の協力を得て行うものとするが、要員や資機材等が不足する場合には、協定締結先市町村や県等へ応援を要請するものとする。
- ② 応急仮設住宅一戸当たりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準に準ずるものとする。
- ③ 建設する際には、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を、建設業関係業団体等と協議したうえで建設に着手するものとする。

(3) 入居者の資格・入居者の選定

災害救助法が適用された場合に準ずるものとし、契約は農村整備班が実施するものとする。また、入居者選定等にあたっては、以下の資料を作成し、記録するものとする。

- ① 応急仮設住宅入居該当者調(資料編 様式6-1 応急仮設住宅入居該当者調)
- ② 応急仮設住宅入居者台帳(資料編 様式6-2 応急仮設住宅入居者台帳)

(4) 応急仮設住宅の管理

農村整備班は、村の公営住宅に準じた管理を実施するものとする。また、健康福祉班と連携し、以下の事項について、入居者への配慮に努める。

- ① 住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。
- ② 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。
- ③ 管理への女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- ④ 必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

3 村営住宅及び民間賃貸住宅等の空き住宅の確保

農村整備班は、被災者用の居住として利用可能な村営住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

第3 被災住宅の応急修理

1 災害救助法が適用された場合の被災住宅の応急修理

農村整備班は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図る。

(1) 修理の方針

① 範囲及び費用

ア 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

② 修理の期間

ア 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として3か月以内に完了する。

イ ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって3か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、応急仮設住宅の建設の方法に準じ、以下の方法により、救助の実施機関である本部長（村長）が、現物給付をもって実施する。

- ① 被災住宅の修理は、所定の範囲により、村が直接建設業者等に請け負わせて修理するものとする。

② 協定締結先等の建設業者等に協力を要請し被災住宅の補修作業を実施するものとするが、人員や機材等が不足する場合には協定締結先市町村や県等へ応援を要請するものとする。

③ 被災住宅の修理を実施する場合には、修理を要する被災住宅の場所、戸数、修理に必要な衛生器具や機材等の数量、その他必要な要件を協議したうえで修理作業に着手するものとする。

(3) 修理の対象者

① 被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれかの事項に該当する者とする。

ア 災害によって住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 災害によって大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者

② 対象者の選定

農村整備班において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定するものとする。

2 村が行う被災住宅の応急修理

本部長（村長）は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分に応急的補修の必要があると認める場合には、その部分について応急修理を行い、被災者の暫定的な住生活の安定を図る。修理の方針、方法、対象者については災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

応急修理を実施する際には、修理該当者や修理状況等について記録を行うものとする。

資料編 様式6-3 応急修理該当者調

資料編 様式6-4 住宅応急修理記録簿

第4 住宅建設資機材等の確保

応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理のための住宅建設資機材等（災害救助法が適用され、県が応急仮設住宅を建設する場合を除く）は、原則として建設業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、本部長（村長）は、県へ住宅建設資機材等の確保先（山形森林管理署最上支署等）等との調整を要請し、建設業者へ斡旋を行うものとする。

第5 建物関係障害物の除去

1 災害救助法が適用された場合の建築関係障害物の除去

本部長（村長）は、災害により土石や竹木等の障害物が住居またはその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

① 範囲及び費用

ア 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

② 障害物の除去の実施期間

ア 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内である。

イ ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、応急仮設住宅の建設の方法に準じ、以下の方法により、救助の実施機関である本部長（村長）が、現物給付をもって実施する。

① 障害物の除去は、所定の範囲により、村が直接建設業者等に請け負わせて除去するものとする。

② 協定締結先等の建設業者等に協力を要請し除去作業を実施するものとするが、人員や機材等が不足する場合には協定締結先市町村や県等へ応援を要請するものとする。

③ 除去を実施する場合には、障害物の除去を必要とする住戸の場所、戸数、規模、その他必要な要件を協議したうえで除去作業に着手するものとする。

2 村が行う建物関係障害物の除去

災害により土石や竹木等の障害物が住居またはその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することを、本部長（村長）が、必要と認める場合には、その障害物の除去を実施し、被災者を保護するものとする。

実施方法等は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとするが、周囲の状況等を考慮し、事後において障害の起こらないよう土地所有者と協議の上行うものとする。

また、その活動状況等を記録するものとする。

資料編 様式6-5 障害物除去の実施状況記録簿

資料編 様式6-6 障害物除去該当者調

第6 公営住宅の活用

必要に応じ、被災者の住宅確保支援と復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、利用可能な村営住宅や民間賃貸住宅の空家等への入居等を行う。

第6節 文教施設における災害応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、教育班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上教育事務所、県教育委員会、最上保健所</p>
	<p>国：</p>	<p>消防：</p>
	<p>その他：</p>	<p>学校長、文教施設管理者、文化財所有者・管理者</p>
	<p>災害発生時等における児童・生徒等の安全確保、学校教育活動の早期回復、文教施設や文化財等の被害の防止・軽減を図るため、各施設の管理者等は、必要となるそれぞれの応急対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">【文教施設における災害応急対策 概念図】</p>
<p>計画体系</p>	<p>文教施設における災害応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1 学校の応急対策 第2 学校以外の文教施設の応急対策 第3 文化財の応急対策

第1 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所等として指定を受けた学校においても、指定避難所等の運営は、村が主体となり避難所運営委員会や自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

1 児童・生徒等の安全確保

(1) 災害発生前の安全確保

① 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

ア 村教育委員会及び学校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒等を保護者の元に帰す。

イ 一斉に臨時休校等の措置をとった場合等には、防災行政無線、メール、電話等を通じて、保護者に対し周知徹底を図る。

ウ 下校措置にあたっては、スクールバス通学の生徒はバスで下校し、徒歩通学の生徒については集団下校、小学生、特別支援学級の生徒については教職員による引率、または学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

エ 引き渡し方法は、あらかじめ保護者等との間で確認してある引渡しの基準や条件に沿って実施するものとする。

オ 帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護するものとする。

② 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

ア 引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒等を安全に帰校させるものとする。

イ 交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保したうえで本校に連絡し、学校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行うものとする。

(2) 災害発生時の安全確保

① 在校時の措置

ア 災害発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

イ 火災が発生した場合及び重傷者、生理者または行方不明者等がいる場合は、直ちに最上広域消防本部及び新庄警察署等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

ウ 非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

② 登下校時の措置

- ア 登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。
- イ 避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに最上広域消防本部及び新庄警察署等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

③ 勤務時間外の措置

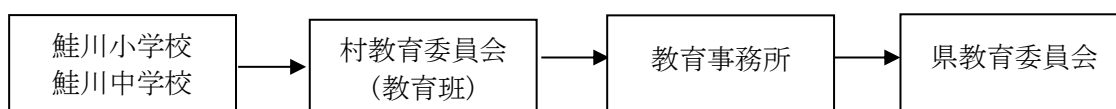
- ア 学校長並びに学校安全計画の策定及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。
- イ 施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

④ 下校及び休校の措置

- ア 児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、学校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。
- イ 小学生、特別支援学級の生徒については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者ととも安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。
- ウ 児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

2 被害状況等の報告

学校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに村や県に報告する。



3 応急保育・教育の実施

(1) 学校の措置

学校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じるものとする。

- ① 短縮授業、二部授業または分散授業等の実施
- ② 校区の通学路や交通手段等の確保
- ③ 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

- ④ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合に、応急の学校給食を実施する場合は、県教育委員会に協議・報告するものとする。
- (2) 教育班（村教育委員会）の措置

教育班は被災状況により次の措置を講ずるものとする。

 - ① 適切な教育施設等の確保（現施設の使用が困難なとき）

教育班（村教育委員会）は、指定避難所等開設状況等を踏まえ、学校長と協議し、以下のいずれかにより教育施設等を確保するものとする。

 - ア 校舎の一部が被災した場合、特別教室等を利用するものとする。
 - イ 被災を免れた他の公共施設を利用する。
 - ウ 天幕、プレハブ等により仮設施設を設置する。
 - エ 晴天の場合は、屋外広場を利用する。
 - ② 授業料の免除や奨学金制度の活用
 - ③ 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用
 - ④ 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

 - ア 複式授業の実施
 - イ 二部授業の実施
 - ウ 近隣県及び近隣市町村等に対する人的支援の要請
 - エ 非常勤講師または臨時講師の発令
 - オ 教育委員会事務局職員等の派遣
- (3) 学用品の給与等
 - ① 災害救助法に基づく措置

教育班は、学校及び県教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

 - ア 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校等の生徒（特別支援学級の小学部児童、中学部生徒を含む）
 - イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）
 - ウ 学用品給与の時期
 - (ア) 災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了するものとする。
 - (イ) ただし、交通または通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。

エ 学用品給与の方法

教育班（村教育委員会）は、補給を要する教科書の数量等を取りまとめて、県教育委員会に報告し、学用品の給与を受けるものとする。

② 村による学用品の給与等

ア 本部長（村長）が必要と認める場合には、教育班は、災害により学用品等を喪失、またはき損し、修学上支障をきたした児童・生徒に対して学用品等を供与するものとする。

イ 供与の対象者、品目等については災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

ウ 教育班（村教育委員会）において、学用品の供与が困難な場合には、協定締結先市町村または県等に対し供与の応援を要請するものとする。

エ 学用品の給与等を実施する場合は、その学用品の購入状況、交付状況等について記録するものとする。

資料編 様式7-1 被災使用教科書等調

資料編 様式7-2 被災教科書一覧表

資料編 様式7-3 学用品購入（配分）計画表

資料編 様式7-4 学用品給与状況簿

4 心の健康管理

学校においては、災害等により児童・生徒等に危害が生じた場合において、当該児童・生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童・生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。

この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、最上保健所や新庄市最上郡医師会等の医療関係機関等との連携を図る。

5 応急教育等にあたっての留意事項

(1) 応急教育にあたっての留意事項

- ① 学校長は学校の被害状況、指定避難所等の設置状況等を考慮し、災害後の応急教育や指導の方法など明確な計画を立て、応急教育を実施するものとする。
- ② 教科書、学用品等の損失状況を考慮して、児童・生徒が負担にならないよう教材等に留意する。

(2) 学校が指定避難所等となる場合の留意事項

- ① 学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。
- ② 学校長は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。
- ③ 避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について避難措置の実施責任者と必要な協議を行う。

第2 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止または軽減に努める。

1 利用者等の安全確保等

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、最上広域消防本部及び新庄警察署等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。

2 施設及び展示品等の保全等

- (1) 施設、収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (2) 職員による点検等により安全性を確認した施設にあつては、村から指示があつたとき、または近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力するものとする。

3 被害状況の報告

施設管理者は、人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者(教育班)に報告するものとする。

第3 文化財の応急対策

1 観覧者等の安全確保

建造物等に観覧者等がいる場合は、あらかじめ定めた避難誘導方法等により、観覧者等を安全な場所へ避難させ、人命の安全確保の措置を行うものとする。

2 文化財に対する措置

県及び村指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合は、次により文化財の被災の防止または軽減に努める。

資料編 資料4-16 村内の指定文化財一覧

(1) 指定文化財に対する措置

① 関係機関への通報等

所有者また管理者は、災害が発生した場合等は、直ちに最上広域消防本部へ通報するとともに、村教育委員会(教育班)を経由して、県教育委員会に被害状況を報告するものとする。

② 建造物及び搬出不可能な文化財に対する措置

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置ものについては所有者また管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止または軽減に努める。

③ 搬出可能な文化財に対する措置

被害が著しい場合、若しくは著しい被害を受けることが予想される場合は、指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、一時的に安全な場所に搬出するものとする。

④ 復旧対策等

ア 教育班は、専門家等の協力のもと、指定文化財に対する詳細な被害状況を把握するものとする。

イ 管理者等が指定文化財の移設または指定文化財に破損等が生じた場合は、所有者等の関係者に対し、事後報告を行うものとする。

ウ 教育班の被害状況調査を踏まえ、指定文化財に破損等が生じた場合は、所有者、管理者、関係者等と協議するとともに復旧対策を講じるものとする。

(2) 指定文化財以外の文化財に対する措置

教育班は、民間のボランティア組織等を活用し、関係機関と協力して、指定外の地域文化財等に対する措置を行うものとする。

① 災害発生時の措置

ア 歴史資料等の所在に関する情報収集

イ 被災文化財等の被害状況調査

ウ 被災文化財等の救出、応急保存措置を行い、破棄や散逸を防ぐ。

② 修復その他の復旧対策の推進

第7節 公共施設等の応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、総務班、農村整備班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁</p>
	<p>国：</p>	<p>新庄河川事務所</p>
	<p>消防：</p>	<p></p>
	<p>その他：</p>	<p>各施設管理者</p>
<p>計画体系</p>	<p>公共施設等の応急対策</p>	<p>第1 公共建築物等の応急対策</p> <p>第2 公共土木施設の応急対策</p>

被害の拡大及び二次災害の防止、円滑な応急対策を推進していくために、公共施設及び公共土木施設管理者等は、必要となるそれぞれの応急対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

【公共施設等の応急対策 概念図】

第1 公共建築物等の応急対策

1 公共建築物の応急対策

(1) 応急危険度判定

農村整備班は、村が所有し、または使用している建築物について応急危険度判定を実施し、二次被害の防止と建築物の今後の使用の可否について判断を行うものとする。(詳細は本章第5節第1参照)

(2) 応急措置

- ① 応急危険度判定の結果に基づき、村有の被災建築物に対し、適切な応急措置を行い、二次被害の防止に努めるものとする。
- ② 応急措置を実施するにあたり、人員、資機材等が不足する場合は、協定締結先市町村や協定締結建設業者等に応援要請等を行うものとする。さらに、不足する場合には、県へ応援要請を行う。

2 一般建築物の応急対策

(1) 住宅に対する応急対策

本章第5節「災害時における「住」対策」によるものとする。

(2) その他の一般建築物応急対策

- ① 事業所等の一般建築物については、基本的に施設管理者等による応急対策を基本とする。
- ② 施設管理者等は、従業員等の安全を確保後、目視等により建物の被害状況を把握するものとする。
- ③ 被害が確認された場合には、危険箇所への立入禁止等、必要な措置を講じるものとする。
- ④ 本部長(村長)は、事業所等の一般建築物の被害状況を把握し、必要に応じ応急危険度判定士の派遣等必要な措置を講じるものとする。

第2 公共土木施設の応急対策

1 道路・橋りょうの応急対策

本編第2章第12節第2「災害時の道路交通の確保」による。

2 河川施設応急対策

(1) 被害状況調査

- ① 施設管理者は、震度4以上(国直轄施設の場合は震度5弱以上)の地震が発生した場合、大雨や洪水等が発生した場合等は、民間協定業者等と連携し、直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握する。
- ② 主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設または箇所については、緊急点検を実施するものとする。

(2) 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し、またはその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設または所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、村災害対策本部、新庄警察署及び最上広域消防本部等へ通報する。

(3) 被害拡大防止阻止

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、村災害対策本部、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

① 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、揚水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすいこと、また、復旧工事等の災害支援の支障となる可能性があることなど低標高地域の危険性等を重視し、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立ち入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

(7) 施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。

(4) 頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ 危険物、油等流出事故対策

災害により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(4) 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第8節 ライフライン施設の応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、総務班、農村整備班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁 国： 消防： その他：東北電力ネットワーク株式会社、東日本電信電話株式会社、液化石油ガス販売事業者</p> <p>電力、電話、ガス、農業集落排水施設は、住民の日常生活及び社会経済活動はもとより、災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たすため、当該事業者または施設管理者は、関係機関と連携を図り、迅速な応急対策を実施するものとする。</p> <p>【ライフライン施設の応急対策 概念図】</p>
<p>計画体系</p>	<p>ライフライン施設の応急対策</p>	<p>第1 電気供給施設応急対策 第2 電気通信施設応急対策 第3 液化石油ガス供給施設応急対策 第4 農業集落排水施設応急対策</p>

第1 電気供給施設応急対策

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、電気事業者（東北電力ネットワーク株式会社）は、以下の災害応急対策及び復旧対策を実施するものとする。

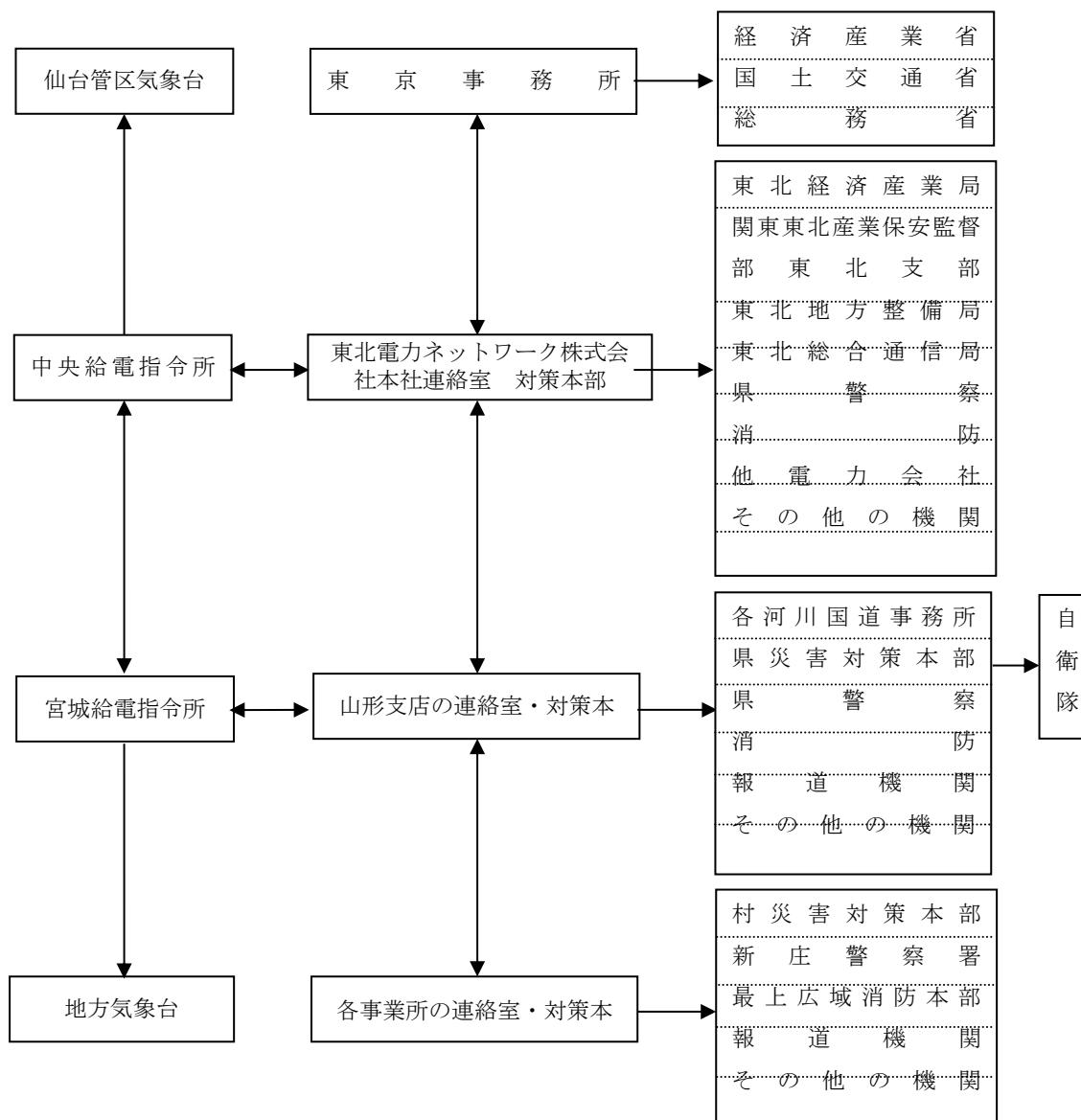
村災害対策本部（事務局・総務班）は、東北電力ネットワーク株式会社との連絡体制を確立するとともに、必要に応じ住民等への広報や、電力会社からの協力依頼に対応するものとする。

1 活動体制の確立

東北電力ネットワーク株式会社は、災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び村災害対策本部等関係機関に連絡するものとする。

各機関への連絡系統は以下のとおりとする。

【 東北電力ネットワーク株式会社と関係機関の情報連絡系統図 】



2 被害状況の把握及び広報

(1) 被害情報の収集・連絡

- ① 災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、その情報を、村災害対策本部等関係機関へ連絡する。
- ② 必要に応じて、村または県の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

3 応急対策

(1) 応急工事

災害が発生した場合は、被害施設及び設備等に対する状況を速やかに調査把握し、復旧資材の確保に努め、迅速かつ適切な応急工事を実施する等、電力供給確保に努める。

(2) 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、村災害対策本部、県、新庄警察署及び最上広域消防本部等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 村災害対策本部等への協力依頼

災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、村または県の災害対策本部に依頼し、迅速に確保するものとする。

4 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

電力設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画をたてるものとする。

(2) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、医院、公共機関及び指定避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

第2 電気通信施設応急対策

東日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）は、災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、以下のような応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

村災害対策本部（事務局・総務班）は、NTTとの連絡体制を確立するとともに、必要に応じ住民等への広報や、NTTからの協力依頼に対応するものとする。

1 活動体制の確立

NTTは、災害発生または発生するおそれのある場合、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたるものとする。

2 被害状況の把握及び広報

(1) 被害状況の把握・連絡

電気通信設備の監視結果及び巡回点検により、情報を迅速に収集し、被災状況等を把握するとともに、把握した被害状況等を、村災害対策本部等関係機関へ連絡する。

(2) 広報活動

災害が発生した場合、以下の事項について広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

- ① 通信の疎通及び利用制限の措置状況
- ② 電気通信設備等の応急復旧状況等
- ③ 特設公衆電話設置状況
- ④ 災害用伝言ダイヤルの開設状況

3 応急対策

(1) 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し、または災害を迅速に復旧するため、必要に応じて、以下の機器及び車両を配備する。

- ① 非常用衛星通信装置
- ② 非常用無線通信装置
- ③ 非常用電源装置
- ④ 応急ケーブル
- ⑤ その他応急復旧用諸装置

(2) 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置し行う。

4 復旧対策

(1) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保することを基本とする。

復旧順位	対象機関等
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国または地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(2) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

第3 液化石油ガス供給施設応急対策

液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）は、ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給施設を早期復旧するために、以下の災害応急対策を実施する。

村災害対策本部（総務班）は、事業者との連絡体制を確立するとともに、必要に応じ住民等への広報や、事業者からの協力依頼に対応するものとする。

1 活動体制の確立

事業所は、液化石油ガス認定保安機関等関係機関と連携し、応急対策を実施するものとする。

2 被害状況の把握及び広報

(1) 被害状況の把握・連絡

- ① 事業者及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設、販売施設（容器置場）、消費者の供給設備、消費設備を巡回して、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、社団法人山形県エルピーガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。
- ② 災害が発生した場合は、村災害対策本部、最上広域消防本部、新庄警察署及び最上総合支庁へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するように警告する。

(2) 利用者への広報

- ① 事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。
- ② 災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。
- ③ 被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、村災害対策本部、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

3 緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流失等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

第4 農業集落排水施設応急対策

農村整備班は、災害に伴う農業集落排水施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、以下の農業集落排水施設の災害応急対策及び復旧対策を実施するものとする。

1 活動体制の確立

- (1) 農村整備班は、「職員動員配備計画」に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災した場合等においては、他班（課）からの職員の応援を事務局に要請する。
- (2) 本部長（村長）は、人員や資機材等が不足する場合には、協定締結先市町村や協定締結下水道工事業業者等に応援・協力を要請し、活動体制を確立するものとする。
- (3) 災害による被害の規模が大きく、他の市町村等の応援のみでは対応が不可能な場合には、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、県に対し広域応援を要請するものとする。
- (4) 応援を要請した場合は、農業集落排水施設の図面やマニュアル等を用意し、受援体制を確立するものとする。
- (5) 被害調査及び復旧対策を迅速に行うため、ライフライン関係機関等との連絡体制を確立するものとする。

2 被害状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被害調査

農村整備班は、災害による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

段階	被害調査内容
第1段階 (緊急点検・緊急調査)	1. 処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。 2. 管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。
第2段階 (応急調査)	1. 処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を行う。 2. 管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査(管内、全マンホールまで対象を広げる。)を行う。 3. 農業集落排水施設の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。
第3段階 (本復旧のための調査)	1. 管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、村民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、以下の内容について利用者に対し広報を行うものとする。

- ① 被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。
- ② 農業集落排水施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。
- ③ 利用者が農業集落排水施設の異常を発見した場合は、村災害対策本部または周辺の村職員等へ通報するよう、併せて呼びかけを行う。

3 応急対策

- (1) 各段階の調査結果をもとに、農業集落排水施設の構造的・機能的な被害の程度または他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行うものとする。
- (2) 応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行うものとする。
- (3) 処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行うものとする。
- (4) 管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫及び仮設配管の布設等を行うものとする。

4 復旧対策

- (1) 処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路施設の本復旧も原形に回復することを目的として行う。
- (2) 復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、災害による被害の再発防止または将来計画

を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度並びに余命等を検討のうえ実施するものとする。

第9節 農林水産業の応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>産業振興班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁 国：山形森林管理署最上支署 消防： その他：各土地改良区、鮭川左岸水利組合、もがみ中央農業協同組合、最上広域森林組合、最上漁業協同組合</p> <p>災害により被災した農業生産基盤施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、施設管理者は、村災害対策本部、県、土地改良区等と連携し、応急復旧対策等を実施する。</p> <p>また、災害による農林水産物及びそれらに関連する施設等の被害拡大や二次被害等を防止するため、村災害対策本部は、県及び農林水産業関係団体等と連携し、応急対策を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【農林水産業の応急対策 概念図】</p> <p>The diagram illustrates the emergency response process. It starts with 'Disaster Occurrence' leading to 'Emergency Response for Agricultural Production Base Facilities' and 'Emergency Response for Agricultural Products and Facilities'. The 'Village Disaster Response Headquarters' acts as a central hub, coordinating with 'Land Improvement Districts', 'Farmers, Foresters, and Fishermen', and 'Agricultural, Forestry, and Fisheries Associations'. The 'Prefecture' provides 'Guidance' and 'Reports' to the Village Headquarters. 'Emergency Measures' are taken to prevent further damage, and 'Damage Assessment' leads to 'Emergency Restoration' and 'Secondary Damage Prevention Measures'.</p>
<p>計画体系</p>	<p>農林水産業の応急対策</p>	<p>第1 農業生産基盤施設の応急対策 第2 農作物及び農業用施設応急対策 第3 家畜及び家畜飼養施設応急対策 第4 林産物及び林産施設応急対策 第5 水産物及び水産施設応急対策</p>

第1 農業生産基盤施設の応急対策

1 施設の緊急点検等

施設管理者は、災害が発生した場合等には、管理施設の緊急点検等を実施するものとする。

(1) 以下の事象がみられた場合には、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。

① 震度4以上の地震が発生した場合

② 最大風速15m/秒以上の暴風または24時間雨量が80mm、時間雨量が20mm以上の降雨等を観測した場合

(2) 点検の結果、危険と認められる箇所については、村災害対策本部、新庄警察署及び最上広域消防本部等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

資料編 資料3 災害危険箇所等

2 被害状況の把握

産業振興班は、もがみ中央農業協同組合、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告するものとする。

3 緊急措置及び応急復旧対策

(1) 緊急措置

産業振興班は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがあると認められ、県から指導があった場合には、関係土地改良区等と連携し、指導された応急措置を実施するものとする。

(2) 応急復旧対策

① 応急対策

施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施するものとする。

ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、村災害対策本部、県及び新庄警察署等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。

イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。

ウ 施設管理者は、必要に応じ、本震後の余震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵または構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒避難体制をとる。

エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

オ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。

② 復旧対策

産業振興班は、農地・農業用施設の被害の状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続をとり、災害査定前に復旧工事に着手するものとする。

第2 農作物及び農業用施設応急対策

1 被害状況の把握

産業振興班は、県及びもがみ中央農業協同組合等と連携し、山形県農林水産関係被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

資料編 資料1-6 山形県農林水産関係被害報告取りまとめ要領

2 二次被害防止措置

産業振興班は、必要に応じ、もがみ中央農業協同組合及び農家に対し、次の措置をとるよう指導または指示を行う。

- (1) 余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置
- (2) 農業用燃料及び農薬の漏出防止措置

3 応急対策

産業振興班は、県及びもがみ中央農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、または関係者を指導する。

- (1) 農作物の病虫害発生予防措置
- (2) 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- (3) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- (4) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- (5) 種苗の供給体制の確保
- (6) 鳥海山等の噴火に伴う降灰により農作物に支障等が生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業等を実施し、被害の軽減等に努める。

第3 家畜及び家畜飼養施設応急対策

1 被害状況の把握

産業振興班は、県及びもがみ中央農業協同組合等と連携し、山形県農林水産関係被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

資料編 資料1-6 山形県農林水産関係被害報告取りまとめ要領

2 二次被害防止措置

産業振興班は、必要に応じ、もがみ中央農業協同組合及び農家に対し、次の措置をとるよう指導または指示を行う。

- (1) 余震等による畜舎の二次倒壊防止措置
- (2) 生存家畜の速やかな救出措置
- (3) 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置

3 災害応急対策

産業振興班は、県及びもがみ中央農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ、また関係機関に要請等を行う。

- (1) 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - ① 家畜死体の受け入れ体制の確保
 - ② 家畜死体の埋却許可
 - ③ 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - ④ 家畜廃用認定（山形県農業共済組合連合会）
 - ⑤ 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合連合会）
- (2) 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - ① 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
 - ② 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
 - ③ 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
- (3) 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
- (4) 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）
- (5) 鳥海山等の噴火に伴う降灰により畜産業に支障等が生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業等を実施し、その軽減に努める。

第4 林産物及び林産施設応急対策

1 被害状況の把握

産業振興班は、県及び最上広域森林組合等と連携し、山形県農林水産関係被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

資料編 資料1-6 山形県農林水産関係被害報告取りまとめ要領

2 二次被害防止措置

産業振興班は、必要に応じ、最上広域森林組合及び林家に対し、次の措置をとるよう指導または指示を行う。

- (1) 林産施設の倒壊防止措置
- (2) 林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置

3 応急対策

産業振興班は、山形森林管理署最上支署、県、最上広域森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、または関係者の指導を行う。

- (1) 林地等に地すべり、または亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
- (2) 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
- (3) 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
- (4) 応急対策用資機材の円滑な供給
- (5) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- (6) 鳥海山等の噴火に伴う降灰により林産物に支障等が生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業等を実施し、その軽減に努める。

第5 水産物及び水産施設応急対策

1 被害状況の把握

産業振興班は、県及び漁業協同組合等と連携し、山形県農林水産関係被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

資料編 資料1-6 山形県農林水産関係被害報告取りまとめ要領

2 二次被害防止措置

産業振興班は、必要に応じ、漁業協同組合等及び漁家に対し、次の指導または指示を行うとともに、必要な場合は、県、新庄警察署及び最上広域消防本部と連携し、必要な措置を講ずる。

- (1) 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置並びに関係機関への協力要請
- (2) 流失した船舶、漁具、養殖施設等の早期回収措置並びに関係機関への協力要請
- (3) 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置

3 応急対策

(1) 産業振興班は、県及び漁業協同組合等と連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、または関係者を指導するとともに、関係機関に対して協力要請を行う。

- ① 漁業活動支援施設（給油、給水、保管活動）の応急修繕
- ② 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供
- ③ 冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び移送
- ④ 応急対策用資機材の円滑な供給
- ⑤ 養殖水産物の移送
- ⑥ 水産物の廃棄処分
- ⑦ 鳥海山等の噴火に伴う降灰により漁業に支障等が生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業等を実施し、その軽減に努める。

(2) 産業振興班は、施設被害の復旧に急を要する場合において、県から災害査定前の着工の指示があった場合には、速やかに復旧工事等に着手するものとする。

第10節 労働力の確保

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防災関係機関等</p>	<p>事務局、各班 県：最上総合支庁 国：ハローワーク新庄 消防： その他：</p>
<p>計画方針</p>	<p>災害発生時の災害応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、災害応急活動に必要な技術者及び労務者の確保を図る。</p> <p style="text-align: center;">【労働力の確保 概念図】</p> <pre> graph TD A["技術者の確保"] -- "【知事から従事命令の委任を受けている場合】" --> B["・現場にいる者、近隣住民に対する従事命令、協力命令 ・技術者に対する従事命令"] A -- "【知事から従事命令の委任を受けていない場合】" --> C["現場にいる者、近隣住民に対する従事命令"] A -- "【知事から従事命令の委任を受けていない場合】" --> D["知事に対する技術者の派遣依頼"] E["労働者の確保"] -.- "必要に応じて協力要請" --> F["県 近隣市町村"] G["ハローワーク新庄"] -- "依頼" --> E </pre>	
<p>計画体系</p>	<p>労働力の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 技術者の確保 第2 労務者の確保 第3 関係機関への協力 	

第1 技術者の確保

1 従事命令の実施

- (1) 本部長（村長）は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場にある者及びその近隣の住民に対し、従事命令を発して救助に関する業務に従事させるものとする。
- (2) 各班からの報告等を踏まえ、技術者の確保が困難な場合には、本部長（村長）は、知事へ技術者の派遣を要請するものとする。

(3) 知事が技術者等の従事命令を本部長（村長）に委任した場合は、次の技術者について、公用令書を用いて救助に関する業務に従事させるものとする。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師
- ② 保健師、助産師、看護師
- ③ 土木技術者、建築技術者
- ④ 大工、左官、とび職
- ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従業者
- ⑥ 自動車運送業者及び従業者

資料編 様式9 公用令書等様式

2 協力命令の実施

本部長（村長）は、知事からの従事命令に関して委任を受けた場合、発生現場の近隣の住民に対して、協力命令を発し、救助に関する業務に従事させることができる。その手続きは、従事命令の手順と同様とする。

3 命令の種類と執行者

法令に基づく防災関係機関の従事命令種類等は、次のとおりである。

業務	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策業務	従事命令	基本法第 65 条第 1 項	村長
		基本法第 65 条第 2 項	警察官(その場に村職員がいない場合)
		基本法第 65 条第 3 項	自衛官(災害派遣の際、その場に村職員及び警察官がいない場合のみ)
災害救助業務	従事命令	災害救助法第 24 条	知事
	協力命令	災害救助法第 25 条	
災害応急対策業務	従事命令	基本法第 71 条第 1 項	知事
	協力命令		村長 (委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者(村長)、水防団長(消防団長)、消防機関の長
	従事命令	河川法第 22 条第 2 項	河川管理者

4 従事命令等の対象者及び補償

従事命令等の対象者や実費弁償及び損害補償は、次のとおりである。

作業対象・命令区分	対象者	補償	関係法令
災害応急対策 基本法による村長の 従事命令 (知事より委任を受 けた場合のみ)	1. 医師、歯科医師また は薬剤師 2. 保健婦、助産婦また は看護婦 3. 土木技術者または 建築技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者 及びこれらの従業 者 6. 地方鉄道業者及び 従業者 7. 自動車運送業者及 び従業者	○実費弁償は「山形県 災害救助法施行細 則」による。 ○損害補償は、「災害 に際し応急措置の 業務に従事した者 に係る損害賠償に 関する条例」(昭和 37年県条例第66号) に定めるところに よる。	災害救助法第24条 基本法第71条第1項
災害応急対策 基本法による村長の 協力命令 (知事より委任を受 けた場合のみ)	応急措置を要する者 及びその近隣の者	○実費弁償なし ○損害補償は、「災害 に際し応急措置の 業務に従事した者 に係る損害賠償に 関する条例」(昭和 37年県条例第66号) に定めるところに よる。	災害救助法第25条 基本法第71条第1項
災害応急対策全般 基本法による村長の 従事命令	村の区域内の住民ま たは当該応急措置を 実施すべき現場にあ る者	○実費弁償はなし ○損害補償は、山形県 消防補償等組合の 補償条例に定める ところによる	基本法第 65 条第 1、 2、3 項
従事命令 (消防作業)	火災現場付近にある 者		消防法 29 条第 5 項
従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者 または水防の現場に ある者		水防法第 24 条 河川法第 22 条第 2 項

第2 労務者の確保

1 確保方法

災害応急対策を実施する際に不足する労務者の確保は、ハローワーク新庄を通じて確保するものとする。ただし、緊急時には、建設業者等、関係業者の協力を得て雇用の確保を行う。

また、災害応急復旧現場における危険を伴わない軽作業活動については、ボランティアの活用を図る。

2 労務者の雇用範囲

労務者を雇用する範囲は次の用務とする。

- (1) 被災者避難に関する用務
- (2) 医療救護における移送に関する用務
- (3) 被災者救出のための用務、または機械操作に関する用務
- (4) 飲料水供給のための用務
- (5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための用務
- (6) 遺体の捜索及び処理のための用務
- (7) 災害ごみ収集、処理のための用務
- (8) 道路、河川の障害物除去の用務
- (9) 応急仮設住宅建設のための用務
- (10) その他必要とする用務

3 労務者の賃金

雇用による労務者の賃金は、村の雇用賃金の基準額で定められた日額とする。

4 協力要請

本部長（村長）は、地域内で労務者雇用の確保ができない場合、または不足する場合は、県または近隣の市町村に対して斡旋を依頼し、労務者の確保を図るものとする。

第3 関係機関への協力

本部長（村長）は、基本法第80条第2項の定めるところにより指定公共機関及び指定地方公共機関から、応急措置を実施するための労務者、施設、設備、物資等の確保について応援を求められた場合は、正当な理由がある場合以外は、これに協力するものとする。

第11節 ボランティア活動支援計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>健康福祉班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：県災害ボランティア支援本部、最上総合支庁 国： 消防： その他：日本赤十字社、村社会福祉協議会</p> <p>災害発生時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、ボランティアの受入窓口（鮭川村災害ボランティア支援本部）を設置し、ボランティアの活動支援を行い、ボランティアの効率的、効果的な活用を図るものとする。</p> <p>【ボランティア活動支援計画 概念図】</p>
<p>計画体系</p>	<p>ボランティア活動支援計画</p>	<p>第1 鮭川村災害ボランティア支援本部の設置及び運営 第2 ボランティアの募集等</p>

第1 鮭川村災害ボランティア支援本部の設置及び運営

健康福祉班は、ボランティア活動の円滑な実施を支援するため、ボランティアの受入窓口として「鮭川村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）」（以下「村ボランティア支援本部」という。）を設置するものとする。

1 設置

健康福祉班は、大規模な災害が発生した場合、村社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて村災害ボランティア支援本部を設置するとともに、次の団体に対し、協力を要請するものとする。

- (1) 日本赤十字社
- (2) NPO法人
- (3) その他のボランティア関係機関・団体等

資料編 資料6-4 村内のボランティア団体等一覧

2 運営

村災害ボランティア支援本部は、村災害対策本部（健康福祉班）と連携を図りながら、村社会福祉協議会を中心とし、日本赤十字社等の関係機関等の協力のもと運営するものとし、次の活動を行う。

- (1) ボランティアの募集、受入、登録
- (2) 指定避難所等及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握
- (3) ボランティア活動の調整及び派遣要請等
 - ① 把握した被災者ニーズやボランティアの受入状況を踏まえて需給調整を行う。
 - ② 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。
- (4) ボランティア活動への支援・協力
ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

第2 ボランティアの募集等

1 ボランティアの募集

村災害ボランティア支援本部は、大規模な災害により、大量かつ広範な支援活動のためのボランティアが必要とされる場合においては、村災害対策本部（健康福祉班）と連携し、村ホームページ等により、以下のボランティアを募集するものとする。

(1) 一般ボランティア

想定される主な活動分野	
1. 指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動	3. 軽易な応急・復旧作業
2. 救援物資、資機材等の配分・輸送	4. 災害情報、生活情報等の収集・伝達
	5. 災害ボランティアの受け入れ事務 等

(2) 専門ボランティア

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や医院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	指定避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体(ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救助・救急活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料(文化財等)の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料(文化財等)の取扱いに関する知識を有する者

2 事前登録者等に対する協力依頼

村災害ボランティア支援本部は、村災害対策本部(健康福祉班)と連携し、必要に応じ、ボランティアの事前登録者等に対し、協力を依頼するものとする。

第12節 義援金及び義援物資の受入、配分計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>住民税務班、会計班、むらづくり推進班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：防災危機管理課、最上総合支庁 国：非常災害対策本部 消防： その他：日本赤十字社山形県支部、村社会福祉協議会、報道機関</p> <p>大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金及び義援物資については、円滑かつ適切に受入や配分できるよう、県や日本赤十字社等の関係機関と連携し、その対策を実施するものとする</p> <p>【義援金及び義援物資の受入、配分計画 概念図】</p> <pre> graph TD A[大規模災害発生] --> B[義援金及び義援物資の受入体制の周知] B -- 公表要請 --> C[非常災害対策本部(国) 報道機関] B --> D[受入(窓口設置)] D --> E[義援金] D --> F[義援物資] E --> G[保管(口座)] F -- 移送 --> H[保管・配分(一時集積配分拠点)] I[義援物資集積配分拠点] -- 要請義援物資の集積(輸送) --> H H -- 移送 --> J[避難所等での配分] K[日本赤十字社 ボランティア等] -- 協力 --> J G --> L[義援金配分委員会設置] J -- 協力・連携等 --> L M[県] -- 協力・連携等 --> L N[学識経験者 義援金受付団体 福祉団体 被災者代表] -- 協力・連携等 --> L L --> O[配分] </pre>
<p>計画体系</p>	<p>義援金及び義援物資の受入、配分計画</p>	<p>第1 義援金の受入、配分 第2 義援物資の受入、配分</p>

第1 義援金の受入、配分

1 受入体制の周知

本部長（村長）は、義援金の受入が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部または報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表するものとする。

2 受入及び保管

会計班は、次により義援金を受け入れる。

- (1) 義援金の寄託は、発災当日から行われることが予想されることから、発災後概ね12時間以内に、会計班に、一般からの受入窓口を開設する。
- (2) 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。
- (3) 直接受領した義援金については、被災者に配分するまでの間、村収入役名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。

3 配分

- (1) 会計班は、県と連携し、以下で構成する義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という。）を組織するものとする。
 - ① 学識経験者
 - ② 日本赤十字社山形県支部などの義援金受付団体
 - ③ 県及び村社会福祉協議会などの福祉団体
 - ④ 被災者代表
- (2) 委員会は、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象や配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分する。
- (3) 配分をする際は、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。
- (4) 会計班は、寄託された義援金を、速やかに委員会に送金する。
- (5) 報道機関及び各団体が募集した義援金も同様に委員会に集約し配分するものとする。

第2 義援物資の受入、配分

1 受入体制の周知

- (1) 本部長（村長）は、義援物資の受入が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等、またはホームページや報道機関等を通じて以下の事項の広報に努める。
 - ① 受入・照会窓口の連絡方法
 - ② 応急活動の各段階における必要義援物資の種類
 - ③ 募集期間

- (2) 報道機関を通じた広報を実施する場合には、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対し、その旨に配慮した情報提供を要請する。
- (3) 義援物資受入の必要がない場合、または、以下のような物資については、原則として義援物資として受入れない旨についても公表するものとする。
 - ① 補修または修繕を要するもの
 - ② 中古衣料、中古雑誌等で使用に耐えないもの
 - ③ 腐食しやすい食料品等

2 受入及び保管

- (1) 義援物資の寄託は、発災当日から行われることが予想されることから、発災後概ね12時間以内に、会計班に、受入・照会窓口を開設する。
- (2) 会計班は、窓口で受入れた義援物資をむらづくり推進班へ引き継ぎ、本部長（村長）が選定した地域内輸送拠点に移送し、適正に保管するものとする。
- (3) 県等に応援を要請した義援物資については、県が設置する広域物資輸送拠点で受領するものとし、そこから協力を要請した民間運送業者等が、地域内輸送拠点に輸送するものとする。ただし、本部長（村長）が、輸送が困難と認める場合には、県に輸送を要請するものとする。

3 配分

- (1) 地域内輸送拠点に集約された義援物資は、むらづくり推進班が、指定避難所等からの要望等を踏まえ、調整配分を行い、指定避難所等へ輸送するものとする。
- (2) 被災者に対する配布については、日本赤十字社やボランティア等の協力を得て行うものとする。（本編第1節第2、第3の配分と同様とする。）

第13節 一時集積配分拠点運営計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>むらづくり推進班</p>
	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁 国： 消防： その他：日本赤十字社山形県支部、協定締結先輸送事業者等</p>
<p>計画方針</p>	<p>大規模な災害が発生した場合において、被災地内の指定避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、村災害対策本部は、必要に応じ、県等と連携し、地域内輸送拠点を設置・運営し、住民等に対する救援物資の供給に万全を期すものとする。</p> <p style="text-align: center;">【物資拠点運営計画 概念図】</p>	
<p>計画体系</p>	<p>地域内輸送拠点運営計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 運営体制等の確立 第2 運営要領 第3 救援物資の輸送 	

第1 運営体制等の確立

1 運営体制等

(1) 県が広域物資輸送拠点を設置する場合

① 広域物資輸送拠点の設置

ア 県は、状況に応じ、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設または運送事業者等の施設（あらかじめ定めた地域内輸送拠点候補地）の中からの広域物資輸送拠点選定、設置する。

イ 既に、村災害対策本部において、地域内輸送拠点を設置している場合には、本部長（村長）は、県にその旨を報告し、同じ場所に広域物資輸送拠点を設置するよう要請するものとする。

ウ 広域物資輸送拠点は、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間、設置する。

② 運営体制

県、村災害対策本部（むらづくり推進班）、社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。

(2) 村災害対策本部が単独で物資拠点を設置する場合

① 地域内輸送拠点の設置

ア 本部長（村長）は、物資を円滑に輸送するため、輸送ルートを踏まえ、物資拠点候補地等の中から適当な場所を選定し、地域内輸送拠点を確保する。

イ 地域内輸送拠点候補地が避難所等の別の用途として使用され、地域内輸送拠点として利用できない場合は、隣接の公共施設等の適当な施設に設置するものとする。

② 運営体制

村災害対策本部（むらづくり推進班）が、協定締結先の輸送事業者等及びボランティアの協力を得て、運営するものとする。

2 実施業務

地域内輸送拠点での主な実施業務は、以下のとおりとする。

- (1) 緊急物資、救援物資の一時集積、分類及び保管
- (2) 指定避難所等の物資需要情報の集約・要請（県が設置した場合）
- (3) 物資要請状況、指定避難所等の物資需要の情報把握（村災害対策本部が単独で設置した場合）
- (4) 配送先別の仕分け
- (5) 小型車両への積み替え、発送

第2 運営要領

1 運営要領

村災害対策本部（むらづくり推進班）は、必要に応じ県等と共同し、次により地域内輸送拠点を運営するものとする。

(1) 地域内輸送拠点への職員等の派遣

輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、運送業者及びボランティア等を地域内輸送拠点に派遣する。

(2) 指定避難所等の物資需要情報の集約等

① 県が広域物資輸送拠点を設置する場合

パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、指定避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行うとともに、支援物資の要請を行う。また、調達物資の受入、指定避難所等への搬送体制を確立するものとする。

② 村が単独で地域内輸送拠点を設置する場合

産業振興班は、物資の調達状況（住民税務班）、指定避難所等の物資需要情報（健康福祉班・教育班）等の確認を行い、調達物資等の受入、指定避難所等への配送体制を確立するものとする。

(3) 物資配送用車両の確保

① むらづくり推進班は、総務班等と調整し、物資配送用車両を確保するものとする。不足する場合には、協定を締結している輸送機関及び市町村等に応援を要請し、車両確保に努めるものとする。

② 上記①をもってしても、物資配送車両が不足する場合には、県へ応援を要請するものとする。

(4) ボランティアの活用

地域内輸送拠点における業務は、多くの人員が必要とされるのでボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

(5) 警備員等の配置

調達食料品に対する管理責任者及び警備員等を配置し、管理に万全を期すものとする。

2 取扱い物資

(1) 村災害対策本部の要請を受け、他地域から配送されてくる救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）

(2) 食料、生活必需品等の応急生活物資

(3) 義援物資集積配分拠点等から村に配送される義援物資

(4) 医薬品

第3 救援物資の輸送

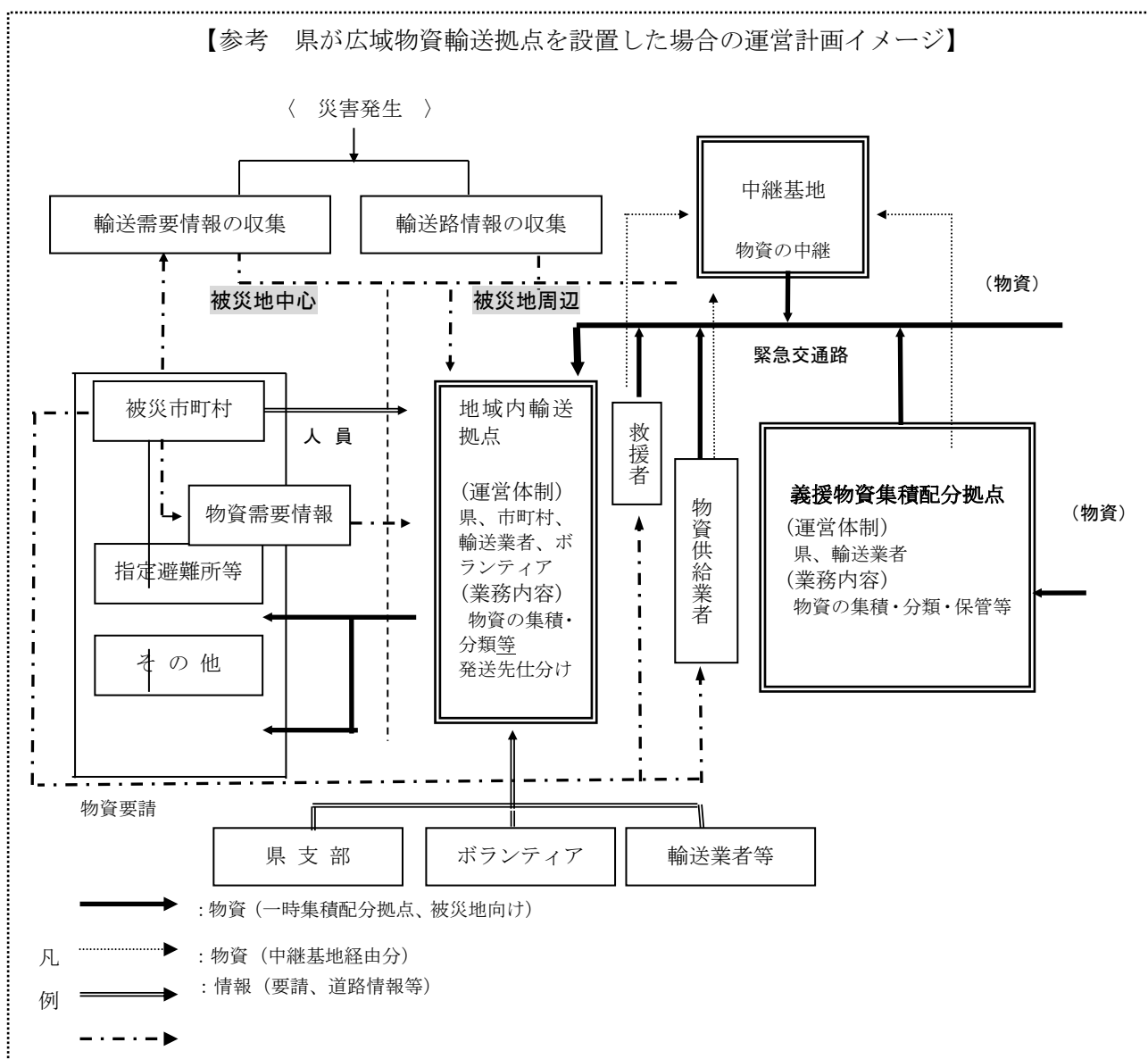
1 広域物資輸送拠点までの輸送

原則として救援物資については、村災害対策本部から要請を受けた者が、食料、生活必需品等の応急物資については、これら物資の取扱業者が、実施するものとする。

村災害対策本部から要請を受けた者及び取扱業者等が輸送できない場合は、県が輸送を確保するものとする。

2 指定避難所等への輸送

原則として物資の供給を受ける村災害対策本部（むらづくり推進班）が実施するものとする。



第14節 災害救助法の適用に関する計画

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>住民税務班、健康福祉班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁 国： 消防： その他：</p> <p>大規模な災害により被災した住民に対し、その保護と社会秩序の保全を図るため、災害救助法の適用を受け、それに基づく災害応急対策を図るものとする。</p> <p>【災害救助法の適用に関する計画 概念図】</p>
<p>計画体系</p>	<p>災害救助法の適用に関する計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1 適用基準 第2 被災世帯の判定基準 第3 り災証明書発行への対応 第4 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任等 第5 災害救助法の適用手続き 第6 救助実施状況の記録及び報告

第1 適用基準

1 基準の内容

災害救助法による救助は、村の区域単位に、原則として同一原因の災害による村の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる（法第2条）。

- (1) 適用単位は、村の区域単位とする。
- (2) 同一の原因による災害によることを原則とする。
ただし、以下は、例外として取り扱う。
 - ① 同時または相接近して、異なる原因による災害が発生した場合
 - ② 時間的に接近して、同一村内の別の地域に同種または異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。
- (3) 村または県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。
- (4) 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

2 適用基準

災害救助法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである（令和2年国勢調査時点）。

- (1) 住家の滅失した世帯数が、村の人口に応じ、30世帯以上であるとき（法施行令第1条第1項第1号）。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、村の区域内で住家の滅失世帯数が15世帯以上であるとき（法施行令第1条第1項第2号）。
- (3) 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、村の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（法施行令第1条第1項第3号前段）。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（法施行令第1条第1項第3号後段）。
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたときであって厚生労働省令に定める基準に該当するとき。（法施行令第1条第1項第4号）。

第2 被災世帯の判定基準

1 減災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼または流失した世帯を標準とし、住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う（法施行令第1条第2項）。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

2 住家滅失の認定

- (1) 住家が全壊、全焼または流失したもの
 - ① 住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの
 - ② 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根または階段等をいう。半壊または半焼の場合も同様）の経済的被害の住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (2) 住家が半壊または半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

 - ① 住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの
 - ② 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
- (3) 住家が床上浸水または土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、(1)及び(2)に該当しない場合であって、次のものをいう。

 - ① 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの
 - ② 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 世帯及び住家の認定

- (1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

 - ① 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。
 - ② マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。
 - ③ 会社または学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。
- (2) 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

 - ① 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

- ② 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。
- ③ 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

第3 り災証明書発行への対応

村は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第4 被災者等の生活再建等の支援

村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任等

1 実施権限の委任

本県では、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は、村長が行うこととしている（法第30条第1項及び県災害救助法施行細則第1条第1項）。

2 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである（法第23条第1項及び法施行令第9条）。

- (1) 収用施設の供与（避難所の設置、応急仮設住宅の供与）
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出

- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

3 救助の実施体制

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第23条第2項）。

4 救助の程度、方法及び期間等

(1) 一般基準

「山形県災害救助法施行細則（別表1）」による。

(2) 特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合に、知事が、本部長（村長）の要請等に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて内閣総理大臣と協議するもの。

第6 災害救助法の適用手続き

災害が発生し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、本部長（村長）は、直ちに次の事項を知事に報告し、災害救助法の適用を要請するものとする。

報告事項
1. 災害発生の日時、場所及び災害の原因
2. 災害救助法の適用を要請する理由及び必要とする期間
3. 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
4. その他必要な事項

第7 救助実施状況の記録及び報告

災害救助法の規定による応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告するものとする。

1 救助実施状況の記録及び事務局への報告

各班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を記録し、事務局に報告するものとする。

2 県への報告

事務局は、各班からの報告を取りまとめ、救助の実施状況を把握するとともに、その結果を知事に報告するものとする。

第4章 個別災害応急対策計画

第1節 大規模土砂災害応急対策

主要実施機関	村	事務局、総務班						
	防災関係機関等	県：最上総合支庁、新庄警察署						
		国：新庄河川事務所						
		消防：最上広域消防本部						
		その他：自主防災組織						
計画方針	<p>土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、村は、住民等への土砂災害緊急情報の通知及び高齢者等避難、避難指示等を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【大規模土砂災害応急対策 概念図】</p> <pre> graph TD A[大規模土砂災害現象の発生] --> B[緊急調査] B --> C[村への土砂災害緊急情報の通知] C --> D[危険地域住民等への広報] C --> E[村長による高齢者等避難・避難指示等の判断、実施] E --> F[住民の避難、指定避難所等開設] G[新庄河川事務所 県] --> B G --> C G --> D G --> H[新庄警察署 最上広域消防本部 自主防災組織等] I[村] --> D I --> E I <--> 連携 H G <--> 連携 (必要に応じて助言を受ける) H </pre>							
計画体系	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">大規模土砂災害応急対策</td> <td style="width: 70%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第1 土砂災害緊急情報の住民等への周知</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第2 高齢者等避難・避難指示等</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		大規模土砂災害応急対策	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第1 土砂災害緊急情報の住民等への周知</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第2 高齢者等避難・避難指示等</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	第1 土砂災害緊急情報の住民等への周知		第2 高齢者等避難・避難指示等	
大規模土砂災害応急対策	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第1 土砂災害緊急情報の住民等への周知</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第2 高齢者等避難・避難指示等</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	第1 土砂災害緊急情報の住民等への周知		第2 高齢者等避難・避難指示等				
第1 土砂災害緊急情報の住民等への周知								
第2 高齢者等避難・避難指示等								

第1 土砂災害緊急情報の住民等への周知

1 土砂災害緊急情報

本部長（村長）が、高齢者等避難、避難指示等の判断する情報として、県または新庄河川事務所が通知する情報であり、緊急調査によって得た情報をいう。

2 土砂災害緊急情報の住民等への周知

本部長（村長）は、土砂災害緊急情報の通知を受けた場合は、県、新庄河川事務所、新庄警察署、最上広域消防本部等と連携し、以下の方法等により土砂災害緊急情報を危険区域の住民等へ周知するものとする。

- (1) 報道機関による広報
- (2) 各ホームページ掲載による広報
- (3) 村防災行政無線
- (4) 緊急速報メール
- (5) 広報車等による呼びかけ
- (6) 自主防災組織等を通じた情報伝達

第2 避難指示等

村長は、県または新庄河川事務所から土砂災害緊急情報を受けた場合には、その情報をもとに、避難指示を判断し、実施するものとする（本編第2章10節「避難計画」参照）。なお、村長は、必要に応じ、通報機関からの助言を受けることができる。

その後は、直ちに指定避難所等を開設し、避難住民の受入体制を整える（本編第2章第11節参照）。

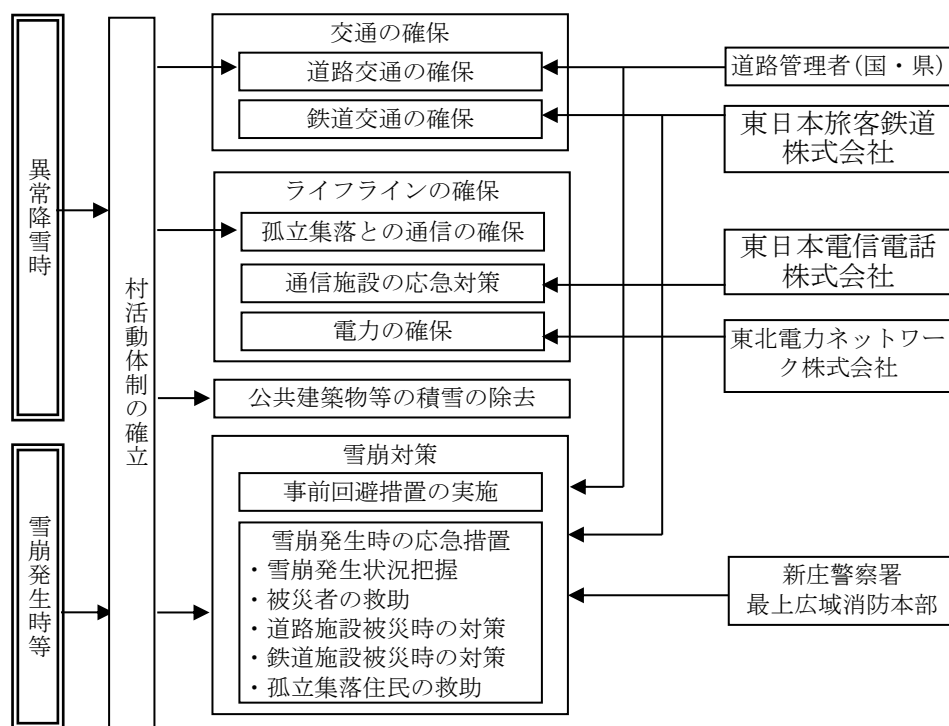
また、必要に応じ、村災害対策本部等を設置し、対応にあたるものとする。

第2節 雪害応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、農村整備班、消防班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：最上総合支庁、新庄警察署</p>
		<p>国：新庄国道維持出張所</p>
		<p>消防：最上広域消防本部</p>
		<p>その他：東日本旅客鉄道株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東日本電信電話株式会社</p>
<p>計画体系</p>	<p>雪害応急対策</p>	<p>第1 村の活動体制の確立</p> <p>第2 交通の確保</p> <p>第3 ライフラインの確保</p> <p>第4 公共建築物等の積雪の除去</p> <p>第5 雪崩対策</p>

異常降雪時や雪崩等から住民の生活及び生命を守れるよう、交通、通信、電気の確保、公共建物の倒壊防止、人命救出等の応急措置に取り組んでいくものとする。

【雪害応急対策 概念図】



第1 村の活動体制の確立

村長は、必要に応じ、鮭川村豪雪対策本部(以下「村豪雪対策本部」という。)を設置し、活動体制を確立するものとする。

また、消防団、新庄警察署、最上広域消防本部と連絡を密にし、迅速な出動体制を整えるものとする。

なお、村豪雪対策本部設置後、さらに被害が拡大した場合、またはそのおそれがある場合等は、村豪雪対策本部を村災害対策本部に昇格させるものとする。

資料編 資料1-4 鮭川村豪雪対策本部設置要綱

第2 交通の確保

1 道路施設の交通確保等

異常降雪時の道路の除雪は、村、その他の道路管理者(国道、県道)が、あらかじめ定めた除雪計画等により実施するものとするが、基本的な除雪の方針は以下のとおりである。

(1) 国・県道の除雪

異常降雪時は、緊急体制をとり、主要な国・県道の除雪を優先し、他道路管理者と相互に協力して、除雪するものとする。

(2) 村道

① 異常降雪時は、24時間体制で除雪を行い、緊急時においては、緊急輸送道路や避難路等の主要道路を優先して除雪するものとする。

② 他の道路管理者と相互に協力し、効率的な除雪を実施する。

③ 村災害対策本部での除雪が困難な場合等には、近隣市町村及び県に対し応援を要請し、道路交通を確保するものとする。

(3) 事故等発見時の救助等

道路管理者は、巡回中に、地吹雪等により身動きができなくなった車両や事故車を発見し、負傷者等を確認した場合には、直ちに、最上広域消防本部及び新庄警察署に通報し、救助を求めるとともに、自らも救出救助作業に当たるものとする。

資料編 資料3-4 地吹雪危険箇所一覧

2 鉄道施設の交通確保

(1) 東日本旅客鉄道株式会社の雪害時における緊急除雪等は、非現業職員を含めた社員の動員を第一とし、必要に応じて関連事業所の応援を得て実施するものとするが、状況に応じて自衛隊の派遣要請を県に依頼する。

(2) 雪害時における緊急輸送は一般貨客を優先的に行うが、緊急輸送が輻輳したときは、県と協議のうえ輸送物資及びその順位を定めるものとする。

第3 ライフラインの確保

1 通信の確保

(1) 孤立集落との通信の確保

豪雪により集落が孤立し、かつ有線通信が途絶した場合には、以下により、孤立集落との通信を確保するものとする。

- ① 村防災行政無線（アンサーバック機能付き）
- ② 衛星携帯電話等
- ③ アマチュア無線

(2) 通信施設の応急対策

東日本電信電話株式会社は、雪害が発生した場合等は、速やかに以下の措置をとるものとする。

- ① 迅速かつ的確な措置を実施するため、村災害対策本部、東北電力ネットワーク株式会社等の関係機関と綿密な連絡体制を確立する。
- ② 豪雪により通信設備が被災した場合には、被害地区を踏まえ、災害対策機器等により、重要通信の確保を図るとともに、被災した通信設備の復旧工事等を迅速に実施するものとする。

2 電力の確保

東北電力ネットワーク株式会社は、雪害が発生した場合等は、速やかに以下の措置をとるものとする。

- (1) 迅速かつ的確な措置を実施するため、村災害対策本部、最上広域消防本部、新庄警察署等の関係機関と綿密な連絡体制を確立する。
- (2) 豪雪により電線等が被災した場合には、必要に応じ雪上車等を用い、障害地点への人員、資材を輸送し、被災箇所の早期復旧を図るものとする。

第4 公共建築物等の積雪の除去

異常降雪により、緊急に雪下し等の積雪の除去が必要となった公共建築物等の施設管理者は、以下の措置等をとるものとする。

1 優先順位

緊急に積雪の除去を必要とする建築物を、複数管理する施設管理者等は、体育館、集会場、工場等内部仕切りの少ないものを優先し、倒壊防止を図るものとする。

2 除雪要員の確保

除雪要員については各施設の管理者が建設業者、付近の住民等に依頼し確保するものとする。

第5 雪崩対策

1 事前回避措置の実施

(1) 巡回等の強化

本部長（村長）は、地形並びに気象情報等に基づき、雪崩の発生等が予想される場合は、状況により農村整備班（農村整備課）及び当該区域に対する消防班員（消防団員）の巡回等を強化するものとする。

資料編 資料3-5 雪崩危険箇所一覧

(2) 住民への雪崩情報の周知

① 事務局（住民税務課危機管理室）は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

② 本部長（村長）は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに指定避難所等への受け入れ体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

(3) 鉄道・道路施設等の対策

農村整備班（農村整備課）、道路管理者（国道・県道）、鉄道施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

2 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

① 本部長（村長）は、農村整備班（農村整備課）、消防班（消防団）の巡視、または他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

② 本部長（村長）は、住民等が被災した場合、直ちに最上広域消防本部及び新庄警察署と連携し、救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

③ 本部長（村長）は、住居を失った住民を指定避難所等に受け入れ、十分な救援措置を講じるものとする。

(2) 道路施設被災時の対策

① 雪崩により村内の道路施設が被災した場合、農村整備班（農村整備課）は、他の道路管理者（国道・県道）と連携し、直ちに当該区間の車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

② 負傷者等が発生している場合は、直ちに最上広域消防本部及び新庄警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たるものとする。

③ 新庄警察署は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

(3) 鉄道施設被災時の対策

① 鉄道の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の列車の運行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、鉄道交通の早期回復に努める。

② 乗客等に負傷者がいる場合は、直ちに最上広域消防本部及び新庄警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

③ 本部長（村長）は、雪崩による列車の停車が長時間にわたり、乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請または自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、指定避難所等への一時受け入れ等を行う。

(4) 孤立集落住民の救助

本部長（村長）は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めるときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食糧、生活必需品の輸送、救急患者の救助、もしくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(5) 二次被害の防止

本部長（村長）は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第3節 突発重大事故応急対策

第1 航空災害応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>総務班、事務局、健康福祉班、消防班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係</p>	<p>県：最上総合支庁、新庄警察署</p>
	<p>機関等</p>	<p>国：自衛隊</p>
	<p></p>	<p>消防：最上広域消防本部</p>
	<p></p>	<p>その他：航空会社、新庄市最上郡医師会、協定締結市町村</p>
<p>村内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合は、乗客や地域住民等の安全を確保し、被害拡大を防止するため、航空会社、県、最上広域消防本部、新庄警察署、医療機関等と連携し、応急活動を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【航空災害応急対策 概念図】</p>		
<p>計画体系</p>	<p>航空災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 応急活動体制の確立 2 事故状況の把握及び広報 3 応急活動の実施 	

1 応急活動体制の確立

(1) 活動体制

① 事故対策本部の設置等

ア 航空機事故が発生した場合は、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、村長は、必要に応じ、事故対策本部を設置する。事故対策本部については、災害対策本部組織を準用し、職員の動員人数、班構成については、事故等の規模によりその都度、判断するものとする。

イ 被害が甚大である場合、または被害が拡大するおそれがあり、応急活動の範囲等を広げる場合等においては、必要に応じ、事故対策本部を村災害対策本部に昇格させるものとする。

② 関係機関との連携体制の確立

ア 事故対策本部は、県、新庄警察署、最上広域消防本部、航空会社、医療機関等の関係機関と連絡を密にとり、これらの機関と連携し、迅速かつ的確な応急活動を実施することのできる体制を確立するものとする。また、必要に応じ、現地に合同の対策拠点等を設置するものとする。

イ 国の現地対策本部が設置された場合には、相互に連携し、応急活動にあたるものとする。

(2) 広域応援要請

本部長（村長）は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、協定締結先市町村及び県等に対して応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の派遣要請

本部長（村長）は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、県に対し自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

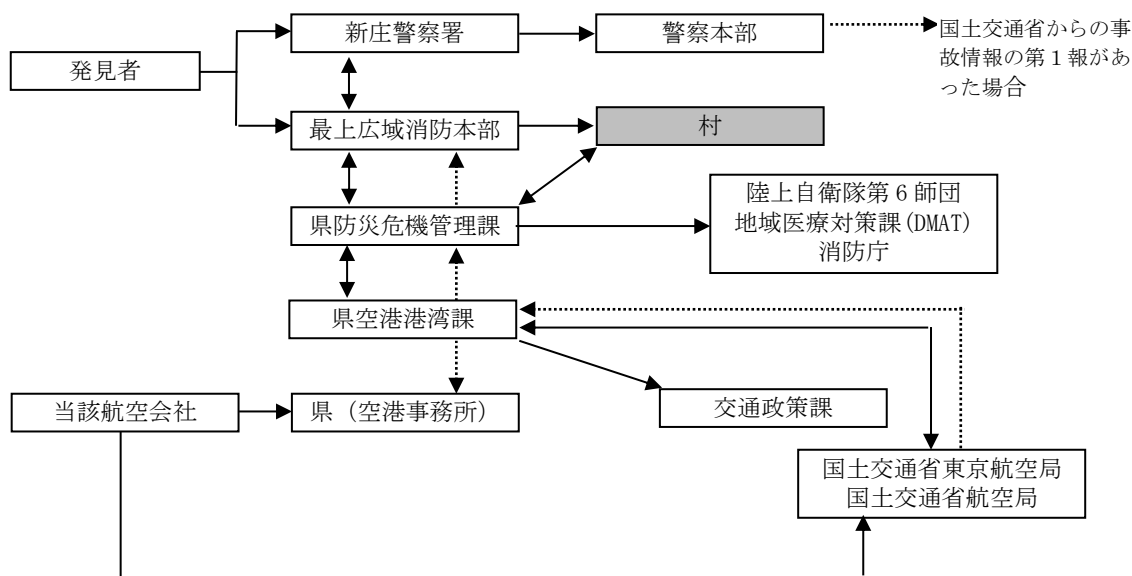
2 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集・伝達

① 情報の伝達系統

航空機事故が発生した場合、事故対策本部及び防災関係機関は次の伝達系統により、迅速かつ的確に事故情報を伝達する。

【 航空機事故発生時の情報伝達系統図 】



② 伝達内容

伝達すべき内容は、次のとおりとする。

- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所
- ウ 事故の態様（墜落、胴体着陸、オーバーラン、火災発生の有無等）
- エ 搭乗人員数及び負傷者の有無並びにその概数
- オ 機種及び搭載燃料
- カ 搭載している危険物
- キ 運航会社名及び便名

(2) 安否情報の提供

① 村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

村は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報して提供する。

なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。

村は、県と連携して、「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供する。

② 乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行うものとする。

(3) 広報活動

① 関係機関との連携による広報

広報活動を行うにあたっては、県、新庄警察署、航空会社、防災関係機関、報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策、避難指示等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

② 乗客の家族等への情報提供

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

③ 周辺住民、乗客等への広報

事故対策本部は、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

3 応急活動の実施

村内で航空機事故が発生した場合は、関係機関と連携し、応急活動を実施するものとする。

各機関の応急対策の活動内容は、以下のとおりとし、事故対策本部は、主に、乗客及び危険区域の住民等の避難誘導（避難指示等）、後方医療機関への負傷者の搬送、遺体仮安置所の確保を実施するものとする。

任務 \ 機関	空港管理者	国土交通省	消防機関	医療機関	県警察	関係航空会社	自衛隊	海上保安機関	地方公共団体	空港関係機関	指定公共機関
事故情報の提供	○	○				○					
消火活動			○				○	○		○	
警戒区域設定・警戒措置			○		○			○			
現地医療所の設営	○			○						○	
乗客等の避難誘導	○		○		○	○		○	○	○	
負傷者の搬送	○		○		○		○	○		○	
負傷者の選別			○	○						○	
現場医療応急手当			○	○						○	
後方医療機関への負傷者搬送			○	○			○		○		
無傷者の収容対応						○				○	
遺体仮安置所の確保						○			○		
電力・通信の確保											○

注：自衛隊は、表中の「○」以外の応急対策においても災害派遣要請等により実施するものとする。

第2 鉄道事故災害応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防災関係 機関等</p>	<p>事務局、健康福祉班、消防班 県：最上総合支庁、新庄警察署 国：自衛隊 消防：最上広域消防本部 その他：東日本旅客鉄道株式会社、協定締結先市町村、新庄市最上郡医師会</p>
<p>計画方針</p>	<p>大規模な鉄道事故災害が発生した場合は、乗客や地域住民等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるため、必要に応じ、鉄道事業者、県、最上広域消防本部、新庄警察署、医療機関等と連携し、応急対策を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【鉄道事故災害応急対策 概念図】</p>	
<p>計画体系</p>	<p>鉄道事故災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 応急活動体制の確立 2 応急対策の実施 	

1 応急活動体制の確立

(1) 活動体制

① 事故対策本部の設置等

ア 東日本旅客鉄道株式会社から鉄道事故発生の通報を受けた場合は、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、村長は、必要に応じ、事故対策本部を設置する。事故対策本部については、災害対策本部組織を準用し、職員の動員人数、班構成については、事故等の規模によりその都度、判断するものとする。

イ 被害が甚大である場合、または被害が拡大するおそれがあり、応急活動の範囲等を広げる場合等においては、必要に応じ、事故対策本部を村災害対策本部に昇格させるものとする。

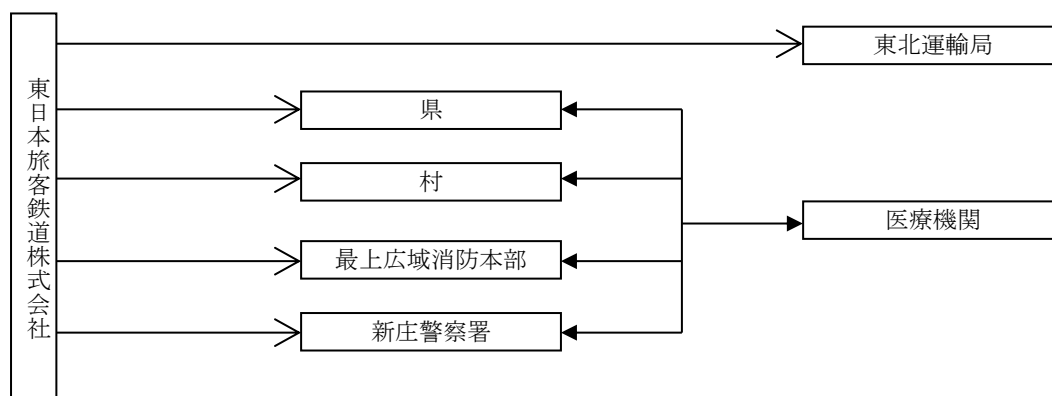
② 関係機関との連携体制の確立

ア 事故対策本部は、東日本旅客鉄道株式会社、県、新庄警察署、最上広域消防本部、医療機関等の関係機関と連絡を密にとり、これらの機関と連携し、迅速かつ的確な応急活動を実施することのできる体制を確立するものとする。

イ 必要に応じ、現地に合同の対策拠点等を設置するものとする。

(2) 連絡通報体制

事故・災害発生時の連絡通報体制は以下のとおりとする。



(3) 広域応援要請

本部長（村長）は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、協定締結先市町村及び県等に対して応援を要請するものとする。

2 応急対策の実施

村は、東日本旅客鉄道株式会社の協力要請を受けた場合には、県、最上広域消防本部、新庄警察署、医療機関等と連携し、東日本旅客鉄道株式会社が実施する以下の応急対策等に協力するものとする。

特に、負傷者の救出・救護については、医療機関との連携を図り、搬送体制等を確立するとともに、必要に応じ、医療救護所の設置や乗客等の避難場所等の確保等を実施するものとする。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社が実施する応急対策等

① 乗客及び公衆等の避難誘導

ア 列車内

列車の乗務員は、乗客に対して、速やかに不通の状況、その列車の運行状況及び接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な避難誘導に努める。

イ 駅構内

事故・災害状況を的確に把握した上で、随時適切な案内放送等を行うとともに、状況に応じて旅客公衆等を安全な避難場所に誘導する。

② 消火及び救助に関する措置

ア 事故・災害等により火災が発生した場合は、旅客公衆等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火活動を実施する。

イ 事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 事故・災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出・救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報する。

③ 広報の実施

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

イ 旅客及び一般住民等への広報

報道機関を通じて、または広報板への掲示若しくは広報車の利用等により鉄道災害の状況や旅客等の安否情報等についての広報を実施する。

④ 代替交通機関の確保

事故・災害による列車の運転不能線区の輸送については、代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

⑤ 応急復旧対策の実施

事故・災害の復旧にあたっては、早期に運転を再開させるため、必要な資機材等を確保して応急工事を実施し、その後に本復旧対策を実施する。

⑥ 気象異常時の対応

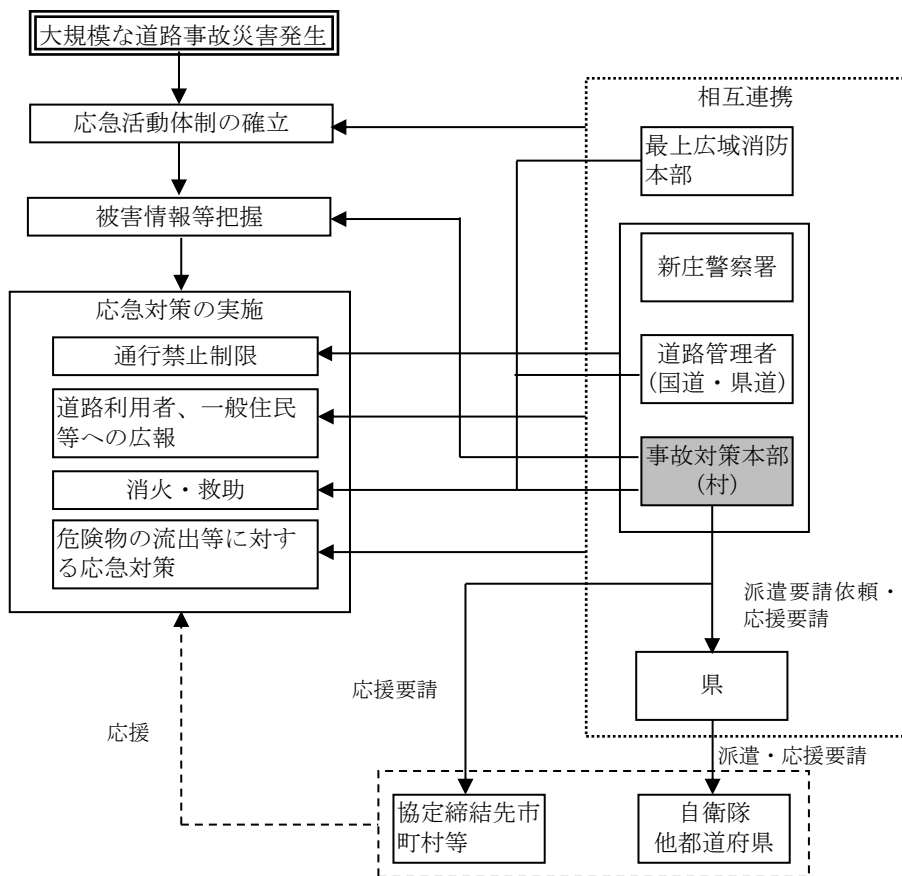
気象異常時等は、運転規制や線路設備等の警備及び軌道調査を実施し、鉄道交通の安全を確保する。

第3 大規模道路事故災害応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、農村整備課、消防班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係</p>	<p>県：最上総合支庁、新庄警察署</p>
	<p>機関等</p>	<p>国：新庄国道維持出張所、自衛隊</p>
		<p>消防：最上広域消防本部</p>
		<p>その他：協定締結先市町村</p>
<p>計画体系</p>	<p>大規模道路事故災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 応急活動体制の確立 2 被害状況の把握及び伝達等 3 応急対策の実施 	

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合は、二次災害の発生等、被害の拡大防止を図るため、道路管理者、新庄警察署、最上広域消防本部等は連携し、迅速な救助・救急活動等の応急対策を実施するものとする。

【大規模道路事故災害応急対策 概念図】



1 応急活動体制の確立

(1) 活動体制

① 事故対策本部の設置等

ア 大規模な道路事故・災害等が発生した場合は、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、村長は、必要に応じ、事故対策本部を設置する。事故対策本部については、災害対策本部組織を準用し、職員の動員人数、班構成については、事故等の規模によりその都度、判断するものとする。

イ 被害が甚大である場合、または被害が拡大するおそれがあり、応急活動の範囲等を広げる場合等においては、必要に応じ、事故対策本部を村災害対策本部に昇格させるものとする。

② 関係機関との連携体制の確立

事故対策本部は、県、道路管理者、新庄警察署、最上広域消防本部等の関係機関と連絡を密にとり、これらの機関と連携し、迅速かつ的確な応急活動を実施することのできる体制を確立するものとする。また、必要に応じ、現地に合同の対策拠点等を設置するものとする。

(2) 広域応援要請

本部長（村長）は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、協定締結先市町村及び県等に対して応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の派遣要請

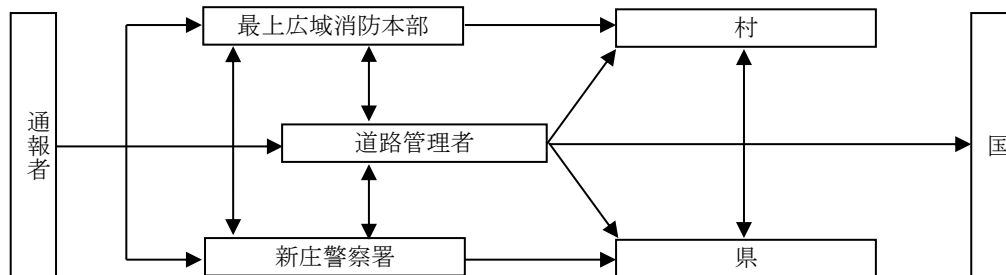
本部長（村長）は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、県に対し自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

2 被害状況の把握及び伝達等

大規模な道路災害が発生したときは、次により事故情報等を伝達する。

- (1) 道路管理者、新庄警察署、最上広域消防本部のうち通行者からの通報または自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 災害の発生を覚知した最上広域消防本部は、直ちに県（防災危機管理課）及び村に連絡する。
- (3) 事故対策本部は被害の状況を調査し、県に報告する。
- (4) 県（防災危機管理課）は、災害発生の連絡を受けたときは、新庄警察署及び事故対策本部と連絡をとり、災害の状況等を確認し、総務省消防庁に報告する。
- (5) 県（管理課）は、事故対策本部、総合支庁を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、国土交通省に報告する。

【 大規模道路事故・災害発生時の情報伝達系統図 】



3 応急対策の実施

(1) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため、次の措置を講ずるものとする。

① 通行禁止または制限

ア 道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止または制限する。

イ 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

ウ 道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

② 道路利用者及び一般住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに新庄警察署、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて、または広報車の利用、道路情報提供システム等により広報を行う。

(2) 消火及び救助に関する措置

① 消防班は、最上広域消防本部の指揮下のもと、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

② 道路管理者（県道・国道）は、事故対策本部等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときには、最上広域消防本部、新庄警察署、道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して、防除活動にあたるものとする。

① 二次災害の防止

ア 最上広域消防本部等は流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

イ 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は、事故対策本部に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

ウ 有害物質が河川等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び最上保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

② 住民の安全確保

事故対策本部及び新庄警察署等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずるものとする。

第4節 林野火災応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村</p>	<p>事務局、産業振興班、消防班</p>
<p>計画方針</p>	<p>防災関係機関等</p>	<p>県：防災危機管理課、最上総合支庁、新庄警察署</p> <p>国：山形森林管理署最上支署、自衛隊</p> <p>消防：最上広域消防本部、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、県広域消防相互応援協定締結先市町村</p> <p>その他：自主防災組織、最上広域森林組合</p>
<p>計画体系</p>	<p>林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるため、村は、県、消防機関、森林管理者、警察等と連携して消火・救助活動等を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【林野火災応急計画 概念図】</p> <p style="text-align: center;">林野火災発生時の連絡</p>	
	<p>林野火災応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 出火の発見・通報等 第2 消火・救助活動 第3 避難・誘導 第4 応援要請 第5 鎮火後の措置 	

第1 出火の発見・通報等

1 出火発見者の責務

- (1) 森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最上広域消防本部に通報しなければならない。
- (2) 発生した火災が初期であり、火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

2 消防機関の対応

通報を受けた最上広域消防本部は、直ちに関係隊を出動させるとともに、村災害対策本部、新庄警察署等関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

消防班は、最上広域消防本部及び村から林野火災発生連絡を受けた場合は、直ちに、指示された現場に出動し、最上広域消防本部の指揮下のもと消火活動等を実施するものとする。

3 村活動体制の確立

最上広域消防本部から通報を受けた場合は、本部長（村長）は、必要に応じ、村災害対策本部を設置するとともに、県、最上広域消防本部、新庄警察署、山形森林管理署最上支署、最上広域森林組合等と連絡を密にとり、応急活動体制を確立するものとする。

第2 消火・救助活動

1 火災防ぎょ活動

(1) 地上での消火活動

最上広域消防本部、山形森林管理署最上支署、最上広域森林組合等は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消火活動を行う。

(2) 空中消火活動

本部長（村長）は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

なお、要請後は、以下の受入体制を確立するものとする。

① 空中消火基地（ヘリポート）の設置

最上広域消防本部等と協議し、以下の条件を満たす空中消火基地を選定するものとする。

- ア 資機材等搬入のための車両の進入が可能であること
- イ おおむね10,000m²以上の平坦な空地であること
- ウ 水利があること（水量は、1分間当たり1m³を40分以上取水可能であること。）
- エ 周辺に障害物がないこと

② 作業人員の編成

空中消火を実施するヘリコプターを有効に活用するために、各作業に従事する要員を編成し消火薬剤の補給作業を行う。

(3) 要救助者の救助

最上広域消防本部等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

2 現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、村災害対策本部のほか、関係市町村、県、県警察、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、最上広域消防本部の消防長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じ現場近くに現地指揮本部を設置する。

第3 避難・誘導

1 森林内の滞在者の退去

- (1) 事務局、消防班、新庄警察署、最上広域消防本部等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。
- (2) 道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

2 住民の避難

- (1) 本部長（村長）は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示等を行い、自主防災組織、新庄警察署等と協力して住民を安全に避難させるものとする。
- (2) 要配慮者の避難誘導については、避難準備情報を発令するなど、避難行動要支援者等の避難支援者の協力のもと、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

第4 応援要請

本部長（村長）は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

1 県広域消防相互応援協定

本部長（村長）は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等に対して応援を要請する。

資料編 資料2-5-4 山形県広域消防相互応援協定

2 緊急消防援助隊等

本部長（村長）は、県に対し、緊急消防援助隊等の応援要請を依頼するものとする。

3 自衛隊災害派遣要請

本部長（村長）は、県に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、県に対する借受申請に基づき、空中消火資機材の輸送を行うものとする。

資料編 資料1－8 山形県林野火災用空中消火資機材等管理及び貸付要綱

第5 鎮火後の措置

最上広域消防本部等は、鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野の管理者等は、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講ずる。

第5節 原子力災害応急対策

<p>主要実施機関</p>	<p>村 防災関係機関等</p>	<p>事務局、総務班、住民税務班、健康福祉班、農村整備班、消防班 県：最上総合支庁、新庄警察署 国： 消防：最上広域消防本部 その他：自主防災組織、協定締結先市町村</p>
<p>計画方針</p>	<p>隣接県の原子力施設で大規模な事故が発生した場合に、村内の原子力災害による被害を軽減するため、村は、県等関係機関と連携し、緊急時のモニタリングの強化や防護活動等の原子力災害応急対策を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【原子力災害応急計画 概念図】</p> <p style="text-align: center;">隣接県の原子力施設の大規模な事故発生</p> <p style="text-align: center;">村活動体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングの強化・対応 <ul style="list-style-type: none"> モニタリングの実施 基準値超過食品の流出防止措置 水道水の摂取制限等の措置 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> 住民への注意喚起（警戒事態及び施設敷地緊急事態） 屋内退避の実施（全面緊急事態） 避難指示の実施（全面緊急事態） <ul style="list-style-type: none"> 村内の一部 村全域 住民等への情報伝達等 <p>連携先機関： 報道機関（報道要請） 県 新庄警察署、最上広域消防本部、自主防災組織（連携） 協定締結先市町村等（広域一時避難応援要請）</p>	
<p>計画体系</p>	<p>原子力災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 活動体制の確立 第2 モニタリングの強化・対応 第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 第4 避難住民等の健康への配慮 第5 住民等への情報伝達等 第6 自治体区域を越えた避難者の受入活動 	

第1 活動体制の確立

1 事故対策本部の設置等

- (1) 隣接県の原子力施設において事故が発生した場合、または、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合、村長は、必要に応じ、事故対策本部を設置する。事故対策本部については、災害対策本部組織を準用し、職員の動員人数、班構成については、事故等の規模によりその都度、判断するものとする。
- (2) 被害が甚大である場合、または被害が拡大するおそれがあり、応急活動の範囲等を広げる場合等においては、必要に応じ、事故対策本部を災害対策本部に昇格させるものとする。

2 関係機関との連携体制の確立

事故対策本部は、県、最上広域消防本部、新庄警察署等と連絡を密にとり、迅速かつ的確な応急活動を実施することのできる体制を確立するものとする。

第2 モニタリングの強化・対応

1 緊急時におけるモニタリング体制

事故対策本部は、原子力発電所からの放射性物質の放出による村内の環境に対する影響を監視し、または水道水に対する影響等を把握するため、隣接県の原子力施設における事故の覚知以降、平時におけるモニタリング体制から、緊急時におけるモニタリング体制に切り換えるものとする。

(1) モニタリングの実施

- ① 住民税務班及び農村整備班は、原子力事故を覚知した場合、速やかに以下の観測地点でのモニタリングを強化するものとする。
 - ア 鮭川小学校
 - イ 鮭川中学校
 - ウ こまどり保育所
 - エ 村役場
 - オ 羽根沢温泉駐車場
 - カ エコパーク
 - キ 浅井戸（水源）
- ② モニタリング項目や体制・実施手順等については、「山形県放射線モニタリングマニュアル」に準ずるものとする。
- ③ モニタリング結果は、速やかに県へ報告するものとする。

(2) モニタリング結果の公表

総務班は、緊急時におけるモニタリングの結果を、その都度、村のホームページにより公表するものとする。

2 基準値超過食品の流出防止措置

県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合は、総務班及び産業振興班は、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知するものとする。

3 水道水の摂取制限等の措置

- (1) 農村整備班は、水道水の放射性物質検査の結果、管理目標値を超える放射性セシウムが検出された場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度・濁度の検査結果、ろ過設備の運転状況に基づいて、超過原因を究明するとともに、その旨を総務班と連携し、水道利用者に周知する。
- (2) 管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。
- (3) 浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。
- (4) 原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示または厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

事故対策本部は、県と連携し、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施するものとする。

1 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

原子力災害による本村への影響が懸念される場合は、総務班は、県と連携し、住民の不安を解消し、正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

2 全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

本村に対して、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第15条の規定に基づく指示があった場合には、本部長（村長）は、住民に対して避難指示等を行う。

原子力緊急事態^{*}が発生した場合には、原災法第15条の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

※原子力緊急事態とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質または放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態。緊急事態は、以下の3つに区分される。

警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した、またはそのおそれがあるため、情報収集や、要配慮者の避難の実施により時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

(1) 住民等への屋内退避及び避難指示等の伝達

事故対策本部は、内閣総理大臣または知事から、住民等に対する屋内退避または避難指示を受けた場合には、県等関係機関と連携し、以下により、対象地域の住民等へその指示内容等を伝達するものとする。なお、屋内退避準備または避難準備の伝達についても同様とする。

- ① 報道機関に対する緊急放送等の要請
- ② 防災行政無線による広報
- ③ 広報車などによる広報
- ④ 学校、保育所、医院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達
- ⑤ 東日本旅客鉄道等の協力による広報

(2) 屋内退避の指示

事故対策本部は、内閣総理大臣または県から、住民等に対する屋内退避の指示を受けた場合は以下の措置をとるものとする。

- ① 対象地域の住民等に対し、自宅などの家屋内に入り、可能な限り外気に触れないよう、ドアや窓等を閉めるよう徹底させる。
- ② 要配慮者及び避難行動要支援者等が利用する施設等に対しては、情報の伝達等に特に配慮するものとする。

(3) 避難指示

事故対策本部は、内閣総理大臣または県から、住民等に対する避難指示を受けた場合は以下の措置をとるものとする。

① 村内の一部に避難指示を行う場合

事故対策本部は、新庄警察署、最上広域消防本部、消防団、自主防災組織等と協力し、対象地域の住民等に対し、避難誘導を実施するものとする。必要に応じ、県等に応援を要請するものとする。

ア 村内の安全な場所に指定避難所等を開設し、住民等を避難させるものとする。

イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ 外気に可能な限り触れないようにするため、バス等を用意し、集団での避難を実施するものとする。

エ 要配慮者及び避難行動要支援者等が利用する施設等に対しては、情報の伝達等に特に配慮するものとし、優先的に避難を実施するものとする。

オ 住民等の避難完了後、必要に応じ、立入制限、交通規制等を実施するものとする。

② 村全域に避難指示を行う場合

事故対策本部は、県、新庄警察署、最上広域消防本部、消防班、自主防災組織等と協力し、全村民等に対し、避難誘導を実施するものとする。

ア 協定締結先市町村に対し、広域一時避難の応援要請を行い、住民等の避難先を確保するものとする。

イ 外気に可能な限り触れないようにするため、バス等を用意し、集団での避難を実施するものとする。

ウ 要配慮者及び避難行動要支援者等が利用する施設等に対しては、情報の伝達等に特に配慮するものとし、優先的に避難を実施するものとする。

エ 必要に応じ、県に対し、広域避難に対する調整を要請するものとする。

オ 住民等の避難完了後、必要に応じ、立入制限、交通規制等を実施するものとする。

第4 避難住民等の健康への配慮

健康福祉班は、県が必要に応じ実施する避難者の健康相談、汚染スクリーニング、除染等を活用し、避難住民等の身体の影響の軽減に努める。

県は、汚染スクリーニングの結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、被ばく医療機関に移送すべく対処する。

第5 住民等への情報伝達等

事務局及び総務班は、住民等に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行うものとする。

村民等への情報伝達事項	
1. 事故の概要	4. 屋内退避、避難など住民のとりべき行動及び注意事項
2. 災害の現況	
3. 村、県及び防災関係機関の対策状況	5. その他必要と認める事項

第6 自治体区域を越えた避難者の受入活動

自治体の区域を越えた避難者の受入等活動については、本編第1章第2節第3の広域避難計画に準ずる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、県及び事故対策本部が連携して受入活動にあたるものとする。

第6節 大規模停電対策計画

第1 予防・事前対策

1 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

村及び公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、避難所、公共施設等への非常用発電機の設置等を検討する。なお、整備にあたっては、次の点に留意する。

- ・非常用電源の用途及び容量
- ・非常用電源を供給する機器の選定
- ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

(1) 避難所

村は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

(2) 防災拠点

村は、対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。

(3) 福祉・医療施設 施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

2 非常用発電機の燃料確保

村及び公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

3 大規模停電を想定した訓練の実施

村及び公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第2 応急対策

1 実施事項

(1) 村は、当該地域において停電事故が発生し、被害が発生または発生するおそれがある場合は、速やかにその状況を取りまとめて、県知事に報告する。

(2) 東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターは、停電事故が発生した場合は、村及び防災関係機関等に停電状況等を連絡する。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図る。

(1) 実施事項 村及び関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用等により、次の事項について地域住民への広報を実施する。

- ① 事故の発生日時及び場所

- ②被害状況
- ③応急対策実施状況
- ④住民及び被災者に対する協力及び注意事項
- ⑤その他必要と認められる事項

3 応急活動体制

村及び防災関係機関は、事前に停電事故に関する情報提供を受けた場合、停電事故に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対策に努めるものとする。

(1)村は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような避難対策を行う。

- ①電源、暖房、毛布、食料等を整えた避難所の開設及び食料や燃料の補給体制の確保
- ②広報車、ホームページ等による住民への避難施設情報等の周知
- ③自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者等の避難行動要支援者を含む在宅者に対する声かけ
- ④避難者の健康管理に配慮した保健師等による巡回
- ⑤県に対し、必要に応じて備蓄資器材の貸与、民間資器材の調達、広域応援の調整、自衛隊の災害派遣等の応援要請依頼

(2)消防機関

- ①消防車等を活用した警戒パトロール
- ②停電地区での通電火災の注意喚起
- ③エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

(3)警察

- ①信号機停止時の交通整理、必要に応じ、通行の禁止や規制措置の実施
- ②防犯対策のための警戒活動

(4)道路管理者

- ①信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保の実施
- ②各道路管理者間で道路情報の共有を行い、道路通行の確保に努める。

(5)東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターは、村と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車等による緊急的な電力供給を行う。

4 応急給水活動

村は、飲料水、生活用水等の供給に関しては、関係機関と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、給水タンク等による応急給水を実施する。

5 医療機関の機能確保

大規模停電発生時における医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関について

は、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。

また、民間医療機関については、県、医師会等の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

6 火災予防対策

大規模停電発生時において、ガスコンロ、ろうそく等、火気使用の増加や電力復旧に伴う二次災害の発生を防止するため、自主防災組織及び消防団等による火気取扱等に関する注意喚起等、必要な対応を実施する。

7 災害広報

村、県及び消防機関は、停電事故の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、他都道府県及び国へ応援を要請するものとする。

第IV編 災害復旧・復興計画

章	項目名	頁
第1章	公共施設等災害復旧計画	409
	第1節 被災状況調査及び県への報告	409
	第2節 災害復旧計画概要書（査定設計書）等の作成	411
	第3節 災害査定の促進	411
	第4節 災害復旧関係技術職員等の確保	412
	第5節 資金計画	412
第2章	被災者への生活支援	414
	第1節 被害状況の把握	414
	第2節 被災者の生活確保	416
第3章	災害復興支援	425
	第1節 中小企業等への融資	425
	第2節 農林漁業制度金融確保	428
第4章	激甚災害の指定	433
	第1節 激甚災害の指定の手続き	433
	第2節 県の被害状況調査への協力	434
	第3節 激甚災害時の指定基準	434
	第4節 特別財政援助の交付に関わる手続き	437
第5章	災害復興計画	438
	第1節 復興対策組織体制の整備	439
	第2節 復興基本方針の決定及び復興計画の策定	439
	第3節 復興事業の実施	440
	第4節 住民との合意形成	440
第6章	原子力災害復旧計画	441
	第1節 制限措置等の解除	441
	第2節 モニタリングの継続及び汚染の除去等	441
	第3節 風評被害の軽減及び損害賠償請求等	442

第1章 公共施設等災害復旧計画

主要実施機関	村	総務課、その他関係各課						
	防災関係 機関等	県：県所管課、最上総合支庁、新庄警察署						
		国：関係省庁						
		消防： その他：関係施設管理者						
計画方針	災害により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、災害復旧計画概要書の作成、災害査定申請、資金計画等、災害復旧に向けた計画策定等を実施する。							
計画体系	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">公共施設等災害復旧計画</td> <td>第1節 被災状況調査及び県への報告</td> </tr> <tr> <td>第2節 災害復旧計画概要書（査定設計書）等の作成</td> </tr> <tr> <td>第3節 災害査定促進</td> </tr> <tr> <td>第4節 災害復旧関係技術職員等の確保</td> </tr> <tr> <td>第5節 資金計画</td> </tr> </table>		公共施設等災害復旧計画	第1節 被災状況調査及び県への報告	第2節 災害復旧計画概要書（査定設計書）等の作成	第3節 災害査定促進	第4節 災害復旧関係技術職員等の確保	第5節 資金計画
公共施設等災害復旧計画	第1節 被災状況調査及び県への報告							
	第2節 災害復旧計画概要書（査定設計書）等の作成							
	第3節 災害査定促進							
	第4節 災害復旧関係技術職員等の確保							
	第5節 資金計画							

第1節 被災状況調査及び県への報告

第1 災害復旧事業の種類

災害復旧事業及びその対象となる施設並びに県の所管課等は、以下のとおりである。

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川管理施設 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 雪崩防止施設(道路施設以外) 道路 下水道 公園	国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部森林課 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部道路保全課 県土整備部下水道課 県土整備部都市計画課

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省	農林水産部農村整備課 農林水産部森林課 農林水産部生産技術課水産室 農林水産部畜産課
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設 公立社会教育施設 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省	教育局庁総務課 教育局庁生涯学習振興課 観光文化スポーツ部博物館・教育局庁文化財活用課
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) (精神保健福祉法)	社会福祉施設等 廃棄物処理施設 医療施設等 水道施設 感染症指定医療機関 精神障害者社会復帰施設等	厚生労働省 環境省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	しあわせ子育て応援部子ども成育課 しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部長寿社会課 健康福祉部障がい福祉課 環境エネルギー部循環型社会推進課 健康福祉部地域医療対策課 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課 健康福祉部健康福祉コロナ収束総合企画課 健康福祉部障がい福祉課
(5) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省 国土交通省	県土整備部建築住宅課 県土整備部建築住宅課
(6) その他の災害復旧事業 ① 中小企業 (激甚法)	中小企業共同施設	経済産業省	産業労働部商業振興・経営支援課 産業労働部産業技術イノベーション課
(7) 災害復旧に係る財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務		総務省 総務省 総務省	企画振興部市町村課 企画振興部市町村課 企画振興部市町村課

第2 被害状況調査

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、その施設管理者は、その被害状況を迅速かつ的確に把握するものとする。

第3 県への報告

災害復旧事業の対象となる施設管理者は、把握した被害状況を、村または県（所管課または最上総合支庁）に対し速やかに報告する。

村は、施設管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課または最上総合支庁）に対し報告するものとする。

第2節 災害復旧計画概要書（査定設計書）等の作成

第1 復旧の基本方向の決定

村及び被災を受けた公共施設の管理者は、その復旧の基本方向を定めるため、県と意見調整等を行うものとする。

県は、被害の状況及び被災地の特性並びに被害を受けた公共施設等の管理者及び村の意向等を勘案するとともに、迅速な原状復旧、または、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的な復興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。

第2 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成

被害を受けた公共施設等の管理者は、(1)の基本方向に基づき、速やかに災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。なお、作成にあたっては以下に留意するものとする。

また、迅速な原状復旧を進めるため、村、新庄警察署、県、業界団体等と連携し、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

災害復旧計画概要書（査定設計書）作成上の留意点
1. 被害を受けた公共施設等の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。 2. 被災原因、被災状況等を的確に把握し、速やかに復旧できるように、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

第3節 災害査定の促進

第1 災害査定の概要

災害査定は、県所管課から、国（関係省庁）に対し国庫負担申請（村営災害復旧事業については副申）が行われ、査定の日程は、国庫申請（副申）とあわせ、査定計画を作成し、国との協議のもと決定される。

第2 災害査定の促進

災害査定前に工事に着手することは可能であるが、村及び被害を受けた公共施設管理者は、災害査定が速やかに行われるよう、災害査定に関する資料（災害復旧計画概要書、国庫申請書、査定計画等）を早急に作成するとともに、被害状況により、特に緊急を要する場合は、査定が迅速に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする

第4節 災害復旧関係技術職員等の確保

村において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、協定締結先市町村、または、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請するものとする。

第5節 資金計画

第1 資金需要の把握

村（総務課）は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を迅速に調査し、全体の資金量を把握する。

第2 資金計画の作成

村（総務課）は、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

第3 各種災害復旧事業制度の活用

災害復旧事業の担当課は、国や県からの助成を確保するため、各種災害復旧事業制度等に基づき必要な措置を講ずる。

第4 地方財政措置制度の活用

村（総務課）は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる。

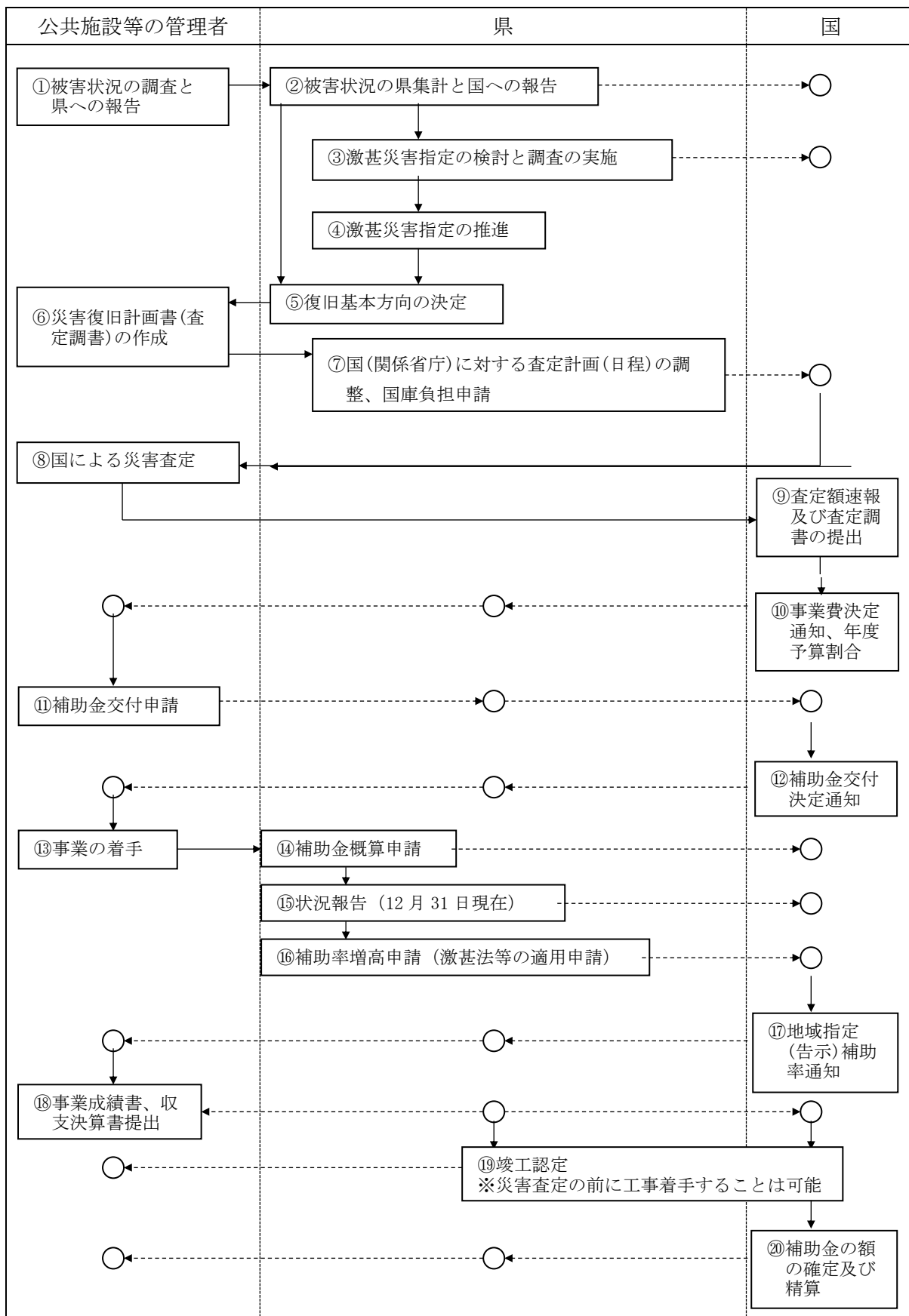
なお、大規模災害等の発生時においては、特別交付税の交付額の決定等の特例が設けられる。

地方財政措置制度の概要	
地方交付税の種類	普通交付税：財源不足団体に対し交付 特別交付税：普通交付税では捕捉されない特別の財政需要に対し交付
特別交付税の額の決定	特別交付税の額は、以下の事項等を考慮して決定される。 ・基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること ・基準財政需要額に過大に算定された財政収入があること ・災害のための特別の財政需要があること
地方交付税の交付時期	普通交付税：各地方公共団体の資金繰り等を考慮し、4、6、9、11月の4回に分けて交付される。 特別交付税：年度途中における財政需要等も考慮する必要があること等から、12月及び3月の2回に分けて決定・交付される。

第5 短期資金の確保

村（総務課）は、災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、必要に応じ、金融機関からの一時借入金、または、東北財務局山形財務事務所からの地方短期資金（災害つなぎ資金）により、必要資金を確保する。

□ 参考 災害復旧事業執行手続きの流れ



第2章 被災者への生活支援

第1節 被害状況の把握

主要実施機関	村	住民税務課
	防災関係 機関等	県：
		国：
		消防：
	その他：	
計画方針	災害により被害を受けた住民が、生活安定のための適切な措置を速やかに受けられるよう、災害救助法の適用対象となった被災者の被災状況についての台帳を作成し、これに基づき速やかに被災者の申請内容を確認し、り災証明書を発行するものとする。	
計画体系	<pre> graph LR A[被害状況の把握] --> B[第1 被災者台帳の作成] A --> C[第2 り災証明書の発行等] </pre>	

第1 被災者台帳の作成

1 被災者台帳の作成

災害救助法が適用認定された被災者について、被災状況に関する台帳を作成するものとする。被災者台帳は、各班が実施する被害調査の報告をもとに作成するものとし、建物等の被害については、固定資産税課税台帳等の活用を図るものとする。

2 被災者台帳の記載内容

被災者台帳の主な記載内容は次のとおりである。

- (1) 被災者の氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号、その他の連絡先
- (2) 被害状況
- (3) 被災者に対する援護（緊急措置等）の実施状況
- (4) 要配慮者である場合は、その旨及び要配慮者に該当する理由
- (5) り災証明書、または、り災届出証明書の発行状況
- (6) 被災者本人が台帳情報の外部提供に同意している場合の提供先
- (7) その他必要と認める事項

第2 り災証明書の発行等

1 り災証明書等の発行

作成した被災者台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料）等によって、申請内容の確認を行い、申請者に、り災証明書、または、り災届出証明書を発行するものとする。

なお、申請窓口は住民税務課とし、り災証明書及びり災届出証明の発行は、1世帯当たり1枚を原則とする。

2 り災証明等の範囲

り災証明及びり災届出証明は、次の事項について証明するものとする。

(1) 住家、住家以外の建物の被害

- ① 全壊・全焼
- ② 流出
- ③ 半壊・半焼
- ④ 大規模半壊
- ⑤ 中規模半壊
- ⑥ 準半壊
- ⑦ 一部損壊
- ⑧ 床上浸水
- ⑨ 床下浸水

(2) 人的被害

- ① 死亡
- ② 行方不明
- ③ 負傷

(3) その他の物的被害

3 り災証明書等の様式等

り災証明書及びり災届出証明書には、被災年月日、被災場所、被災者の住所・氏名・生年月日・職業、被災種類、被災物件、申請理由を明記する。

資料編 様式10 り災証明書等様式

4 り災証明書等に関する広報

り災証明書及びり災届出証明書の発行等を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第2節 被災者の生活確保

主要実施機関	村	総務課、住民税務課、健康福祉課									
	防災関係 機関等	県：最上総合支庁									
		国：ハローワーク新庄、新庄税務署									
		消防：									
	その他：村社会福祉協議会										
計画方針	災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者の相談、見舞金の支給、雇用の確保等の民生安定化対策を、村は、県及び防災関係機関と連携し実施するものとする。										
計画体系	<table border="1"> <tr> <td rowspan="8">被災者の生活確保</td> <td>第1 被災者のための相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>第2 雇用の確保等</td> </tr> <tr> <td>第3 租税等の特別措置</td> </tr> <tr> <td>第4 住宅対策</td> </tr> <tr> <td>第5 公共料金の特例措置</td> </tr> <tr> <td>第6 見舞金等の支給及び生活資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>第7 被災者の心のケア対策</td> </tr> <tr> <td>第8 被災者への各種措置の周知</td> </tr> </table>		被災者の生活確保	第1 被災者のための相談窓口の設置	第2 雇用の確保等	第3 租税等の特別措置	第4 住宅対策	第5 公共料金の特例措置	第6 見舞金等の支給及び生活資金の貸付	第7 被災者の心のケア対策	第8 被災者への各種措置の周知
被災者の生活確保	第1 被災者のための相談窓口の設置										
	第2 雇用の確保等										
	第3 租税等の特別措置										
	第4 住宅対策										
	第5 公共料金の特例措置										
	第6 見舞金等の支給及び生活資金の貸付										
	第7 被災者の心のケア対策										
	第8 被災者への各種措置の周知										

第1 被災者のための相談窓口の設置

1 相談窓口の設置

村は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じ、村役場、中央公民館、指定避難所等に速やかに相談窓口を設置し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施するものとする。

2 相談事項

相談窓口では、村内の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する

相談業務の内容	
生活相談	各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等
職業相談	雇用全般にわたる相談
金融相談	各種農林漁業資金及び商工業資金の利用
住宅相談	住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅の入居等
り災証明に係る相談	り災証明書の必要性（必要な案件等）、申請手続き等

第2 雇用の確保等

村は、県及び国と連携し、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

村は、離職を余技なくされた者の早期再就職を促進するため、必要に応じ、被災者の前職等を調査の上、公共職業安定所にその状況を連絡し、職業の斡旋を要請する。

山形労働局が実施する被災者に対する支援は、以下のとおりである。

山形労働局（新庄労働基準監督署・ハローワーク新庄）が実施する被災者に対する支援	
1. 臨時総合相談窓口の開設	4. 未払賃金立替払事業に関する措置
2. 離職者の早期再就職の促進	5. 労災保険給付等に関する措置
3. 雇用保険の失業等給付に関する特例措置	6. 労働保険料の納付に関する特例措置

第3 租税等の特別措置

1 村税等の減免

被災した納税義務者に対し地方税法による村税等の納税緩和策として、納税期限の延長、徴収猶予及び減免等について、それぞれの事態に対応した適宜、適切な措置を講ずる。

2 国・県の特例措置

国及び県は、国税通則法、地方税法、山形県県税条例等の規定に基づき、国税、県税に係る期限の延長、納税の猶予、減免等適切な措置を講ずる。

3 生活の保護

生活保護法に基づく保護の要件に適合している低所得被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保証する措置を講ずる。

第4 住宅対策

1 住宅資金の貸付

(1) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

村及び県は、被災地の滅失または損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

この場合において、村は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
1. 自然災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者 ※平成21年6月14日以前にり災した場合は、住宅金融支援機構が指定した災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者 2. 建設 り災住宅の被害率：5割以上 住宅部分の床面積(A)： $13\text{ m}^2 \leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、り災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合： $13\text{ m}^2 \leq A \leq a$ 木造の場合の構造：1戸建て、または、連続建て 3. 新築住宅購入 り災住宅の被害率：5割以上 住宅部分の床面積(A)： 50 m^2 （マンションの場合は 30 m^2 ） $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、り災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合は 50 m^2 （マンションの場合は 30 m^2 ） $\leq A \leq a$ 木造の場合の構造：1戸建て、または連続建て 敷地面積：1戸建の場合 100 m^2 以上 4. リ・ユース（中古）購入 り災住宅の被害率：5割以上 住宅部分の床面積(A)： 50 m^2 （マンションの場合は 30 m^2 ） $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、り災住宅の床面積(a) $a > 175\text{ m}^2$ の場合は、 50 m^2 （マンションの場合は 30 m^2 ） $\leq A \leq a$ 5. 補修 り災住宅の被害額 10万円以上	1 建設資金 (1) 建設資金：1,680万円 (2) 土地取得資金：970万円 (3) 整地資金：450万円 (4) 特例加算：520万円 2 新築住宅購入資金 (1) 新規購入資金： 2,650万円 うち土地取得資金970万円 (2) 特例加算：520万円 3 リ・ユース（中古）購入資金 (1) リ・ユース購入資金： 2,950万円 うち土地取得資金970万円 (2) リ・ユースプラス購入資金： 3,250万円 うち土地取得資金970万円 (3) 特例加算：510万円 4 補修資金 (1) 補修資金：740万円 (2) 移転資金：450万円 (3) 整地資金：450万円	1 建設 (1) 償還期間 耐火、準耐火構造、木造（耐久性）：35年以内 木造（一般）：25年以内 (2) 据置期間 最長3年間（その分償還期間延長） (3) 利率 基本融資額 0.44% 特例加算額 1.34% 2 新築住宅購入 (1) 償還期間 耐火、準耐火構造、木造（耐久性）：35年以内 木造（一般）：25年以内 (2) 据置期間 最長3年間（その分償還期間延長） (3) 利率 基本融資額 0.44% 特例加算額 1.34% 3 リ・ユース（中古）購入 (1) 償還期間 ①リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション：35年以内 ②リ・ユース住宅、リ・ユースマンション：25年以内 (2) 据置期間 最長3年間（その分償還期間延長） (3) 利率 1.9% 基本融資額 0.44% 特例加算額 1.34% 4 補修 (1) 償還期間 20年以内 (2) 据置期間 1年間（その分償還期間延長） (3) 利率 基本融資額 0.44% 特例加算額 1.34%

※金額、利率は、令和5年6月現在

(2) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

村社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付のための窓口を設置するものとする。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1. 対象世帯 (1) 低所得世帯 (概ね市町村民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下) (2) 高齢者世帯 (日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯(所得制限あり)) (3) 障がい者世帯 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯(所得制限あり))	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 実施主体 県社会福祉協議会 窓口 村社会福祉協議会(民生委員・児童委員) 	貸付限度 250万円以内	<ul style="list-style-type: none"> 据置期間 貸付の日から6月以内(災害の状況に応じ2年以内) 償還期間 据置期間経過後7年以内 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%(据置期間経過後) 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 償還方法 年賦、半年賦または月賦 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付のこと。

(3) 母子寡婦福祉資金(住宅資金)貸付

県は、災害により住家に被害を受けた母子寡婦世帯に対し、家屋の補修等資金として、母子寡婦福祉資金(住宅資金)を貸し付ける。

村は、母子寡婦福祉資金貸付のための窓口を設置するものとする。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1. 母子家庭の母、寡婦 2. 被災した家屋の増築、改築、補修または保全するために必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> 母子及び寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 法施行令通知 	貸付限度 200万円	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用を要しない。 据置期間 6か月 償還期間 7年以内 利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.0%(据置期間経過後)

2 公営住宅の建設

村及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅(激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」)を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

第5 公共料金の特例措置

大規模な災害が発生した場合には、公共料金について以下の特例措置が実施される。

村は、必要に応じ、相談窓口等において、その制度内容等の説明、相談等に対応するものとする。

1 郵便事業

郵便事業としては、以下の特例措置が実施されるが、その円滑化を図るため、村は、協定に基づき、村内の郵便局との協力体制を確立するものとする。

- (1) 被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報提供に関すること
- (2) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策に関すること
- (3) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等、並びにこれらを実行するための必要な事項に関すること

資料編 資料2-6-1 鮭川村と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

2 貯金事業

株式会社ゆうちょ銀行の非常取扱い（被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など）及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い（保険料払込猶予期の延伸など）について要請があった場合の取扱いに関すること

3 電気通信事業

- (1) 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金（避難指示の日から同解除の日までの期間（1カ月未満は日割り計算）とする。）の減免
- (2) 被災者の電話移転工事費（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。）の減免

4 電気事業

災害救助法が適用された市町村及び同法が適用された市町村に隣接する市町村の被災者から申し出があった場合（り災証明書の提出等）、経済産業大臣の認可を受けて次の措置が実施される。

なお、当該措置の適用項目及び期間は、災害の規模による。

- (1) 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- (2) 不使用月の基本料金の免除
- (3) 建て替え等に伴う工事費負担金（被災前と同一契約に限る。）の免除
- (4) 仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- (5) 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- (6) 被災により1年未満で廃止または減少した契約の料金精算の免除
- (7) 被災に伴う引込線・計量器類の取付け位置変更のための諸工料の免除

第6 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

1 災害弔慰金の支給

村は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、以下の災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1. 1 つの市町村において 5 世帯以上の住家が滅失した自然災害 2. 県内において 5 世帯以上の住家が滅失した市町村が 3 以上ある場合の自然災害 3. 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害 4. 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある場合の自然災害 (平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 192 号)	<ul style="list-style-type: none"> 災害弔慰金の支給等に関する法律 実施主体 市町村 (条例) 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 (ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)	死亡者 1 人につき 主たる生計維持者の場合 500 万円 それ以外の場合 250 万円	村
			支給の制限 <ul style="list-style-type: none"> 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 法律施行令 (昭和 48 年政令第 374 号) 第 2 条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合 	

2 災害障害見舞金の支給

村は、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して、以下の災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1. 1 つの市町村において 5 世帯以上の住家が滅失した自然災害 2. 県内において 5 世帯以上の住家が滅失した市町村が 3 以上ある場合の自然災害 3. 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害 4. 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある場合の自然災害 (平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 192 号)	<ul style="list-style-type: none"> 災害弔慰金の支給等に関する法律 実施主体 市町村 (条例) 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 	法別表に掲げる程度の障害がある者	障がい者 1 人につき 主たる生計維持者の場合 250 万円 それ以外の場合 125 万円	村
			支給の制限 <ul style="list-style-type: none"> 当該傷害者の傷害がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 法律施行令 (昭和 48 年政令第 374 号) 第 2 条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合 	

3 災害援護資金の貸付

村は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、以下の災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	窓口
<p>県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 但しその世帯の住居が滅失した場合には1,270万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害弔慰金の支給等に関する法律 ・ 実施主体 市町村 (条例) ・ 経費負担 国 2/3 県 1/3 	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>イ 住居の半壊 170万円</p> <p>ウ 住居の全壊 250万円</p> <p>エ 住居全体の滅失または流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合</p> <p>ア 1と2のアの重複 250万円</p> <p>イ 1と2のイの重複 270万円</p> <p>ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <p>ア 2のイの場合 250万円</p> <p>イ 2のウの場合 350万円</p> <p>ウ 3のイの場合 350万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) ・ 償還期間 10年(据置期間を含む) ・ 償還方法 年賦または半年賦 ・ 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) ・ 延滞利息 年10.75% 	村

4 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。

村は、県と連携し、相談窓口等において、その制度内容等の説明、指導、相談等に対応するとともに、被災者からの支給に係る申請を迅速かつ的確に処理するため、受付体制の整備等を図る。

対象となる自然災害	根拠法令等	支給対象者	支給額	窓口																												
1 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1、または2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県または上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村	・根拠法令 被災者生活再建支援法 ・実施主体 県 (被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託) ・経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2	・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯) ・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)	支給額は、基礎支援金(住宅の被害に応じて支給する支援金)と加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)の合計額となる。(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。) 1 基礎支援金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>半壊解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>敷地被害解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> 2 加算支援金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中規模半壊</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中規模半壊</td> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※全壊～大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(または100)万円となる。	被害程度	支給額	全壊	100万円	半壊解体	100万円	敷地被害解体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借(公営住宅以外)	50万円	中規模半壊	建設・購入	100万円	補修	50万円	中規模半壊	賃借(公営住宅以外)	25万円	村
被害程度	支給額																															
全壊	100万円																															
半壊解体	100万円																															
敷地被害解体	100万円																															
長期避難	100万円																															
大規模半壊	50万円																															
再建方法	支給額																															
建設・購入	200万円																															
補修	100万円																															
賃借(公営住宅以外)	50万円																															
中規模半壊	建設・購入	100万円																														
	補修	50万円																														
中規模半壊	賃借(公営住宅以外)	25万円																														

村は、政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給する。また村被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請受付及び支援金の支給業務の実施体制の整備等を図る。

支給対象世帯	自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）
支給額	政府の制度と同じ
経費負担	県 1/2 市町村 1/2（全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3 市町村 1/3）
窓口	市町村

5 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

村は、村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会と連携し、相談窓口等において、その制度内容等の説明、指導、相談等に対応するものとする。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯 (概ね市町村民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下)	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 実施主体等 実施主体：県社会福祉協議会 窓口：市町村社会福祉協議会(民生委員・児童委員) 	貸付限度 1世帯 150万円	<ul style="list-style-type: none"> 据置期間 貸付の日から6月以内(災害の状況に応じ2年以内) 償還期間 据置期間経過後7年以内 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%(据置期間経過後) 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 償還方法 年賦、半年賦または月賦 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付のこと。

6 母子寡婦福祉資金の償還猶予等

県は、母子寡婦福祉資金の貸付を行っている被災者に対して、償還猶予、違約金不徴収、措置期間の延長等を実施する。

村は、県と連携し、相談窓口等において、その措置内容等の説明、指導、相談等に対応するものとする。

第7 被災者の心のケア対策

災害応急対策に引き続き、村は、県及び医療機関等と連携を密にし、被災者のメンタルケアを行うものとする。(第III編 第3章 第2節 第4の7参照)

第8 被災者への各種措置の周知

村、県及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第3章 災害復興支援

第1節 中小企業等への融資

主要実施機関	村	産業振興課
	防災関係 機関等	県：最上総合支庁
		国：
		消防：
	その他：金融機関、もがみ北部商工会	
計画方針	災害により被害を受けた中小企業者の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、村は、金融機関に対する円滑な融資の要請、既貸付金の条件緩和等、中小企業者に対する金融支援対策を実施するものとする。	
計画体系	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;">中小企業等への融資</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1 被災中小企業の被害状況等の報告及び金融支援要請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第2 災害関連融資制度による融資（商工関係）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第3 各金融機関に対する円滑な融資の要請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第4 既貸付金の条件緩和</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第5 中小企業者への各種措置の周知</div> </div> </div>	

第1 被災中小企業の被害状況等の報告及び金融支援要請

村は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を把握し、県へ速やかに報告するとともに、必要に応じ、災害対策資金制度の発動及び既貸付制度資金の条件緩和等について県へ要請するものとする。

第2 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に関する融資制度として、次の融資の活用を被災中小企業へうながすものとする。

機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口
県 (商業振興・経営支援課)	山形県商工業振興資金(災害対策資金)	<p>1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び経営の安定に必要な運転資金</p> <p>2 貸付対象 県内に本店、または主たる事業所を有する中小企業であつて、知事が指定する災害等により、事業所または主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの</p> <p>3 貸付限度</p> <p>4 貸付利率</p> <p>5 貸付期間</p> <p>6 取扱期間</p> <p>※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認め時は、災害対策資金制度を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。</p>	<p>取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・七十七銀行、北都銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店
(国民生活事業)	日本政策金融公庫 災害貸付	<p>1 資金用途 災害復旧のための設備資金及び運転資金</p> <p>2 貸付対象 別に指定される災害により被害を受けた方</p> <p>3 貸付限度 それぞれの融資制度の融資限度額に 1 災害につき、3,000万円を加えた額</p> <p>4 貸付利率 各融資制度に定められた利率</p> <p>5 貸付期間 一般貸付：設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 10年以内(うち据置期間2年以内) 特別貸付：それぞれの融資制度の貸付期間</p> <p>6 担保 必要により徴する</p> <p>7 保証人 必要により徴する</p>	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店
日本政策金融公庫 (中小企業事業)	災 害 貸 付	<p>1 資金用途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金</p> <p>2 貸付対象 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者</p> <p>3 貸付限度 直接貸付：別枠1億5,000万円 代理貸付：上記限度の範囲内で別枠7,500万円</p> <p>4 貸付利率 基準金利 但し災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。</p> <p>5 貸付期間 10年以内(うち据置期間2年以内)</p> <p>6 担保 必要により徴する</p> <p>7 保証人 必要により徴する</p>	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店
商工組合中央金庫	災 害 復 旧 貸 付	<p>1 資金用途 災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金</p> <p>2 貸付対象 別に指定される災害により被害を受けた方</p> <p>3 貸付限度 必要に応じ一般枠を超える額</p> <p>4 貸付利率 所定の利率</p> <p>5 貸付期間 設備資金 15年以内(据置2年以内) 運転資金 10年以内(据置2年以内)</p> <p>6 担保 必要により徴する</p> <p>7 保証人 必要により徴する</p>	商工組合中央金庫各支店及び代理店

第3 各金融機関に対する円滑な融資の要請

村及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

第4 既貸付金の条件緩和

村及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

第5 中小企業者への各種措置の周知

1 各種広報手段を活用した周知

村は、県、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

2 中小企業金融相談窓口の設置

村は、被害の状況に応じ、県、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

第2節 農林漁業制度金融確保

主要実施機関	村	産業振興課		
	防災関係 機関等	県：最上総合支庁		
		国：		
		消防：		
	その他：金融機関			
計画方針	災害により被害を受けた農林漁業者等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、村は、金融機関に対する円滑な融資の要請、既貸付金の条件緩和、天災融資制度に対する利子補給及び損失補償等、農林漁業者に対する金融支援対策を実施するものとする。			
計画体系	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 農林漁業制度金融 確保 </td> <td style="width: 70%; padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第1 天災融資制度による融資 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第3 各金融機関に対する円滑な融資の要請 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第4 既貸付金の条件緩和 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第5 農林漁業者への各種措置の周知 </td> </tr> </table>		農林漁業制度金融 確保	<ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第1 天災融資制度による融資 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第3 各金融機関に対する円滑な融資の要請 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第4 既貸付金の条件緩和 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第5 農林漁業者への各種措置の周知
農林漁業制度金融 確保	<ul style="list-style-type: none"> <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第1 天災融資制度による融資 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第3 各金融機関に対する円滑な融資の要請 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第4 既貸付金の条件緩和 <li style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第5 農林漁業者への各種措置の周知 			

第1 天災融資制度による融資

1 天災資金の貸付

村及び県は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し、利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合が、天災融資法が適用された天災により、その所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通するものとする。

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち措 置期間
経営資金	種苗、肥料、飼料、 薬剤、農機具・漁具 (政令で定めるも の)等の購入費等農 林漁業経営に必要な 資金	被害農林漁業者で あって、減収による 損失額が平年の当該 収入額の1割以上で ある等の要件を満 たし、市町村長の認定 を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 激甚災害 の場合は 7年以内	— —
事業資金	天災により被害を 受けたため必要とす る事業運営資金	被害組合であっ て、その所有または 管理する施設、在庫 品等に著しい被害を 受けたもの	6.5%以内	3年以内	—
備考	<p>(注)1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。</p> <p>2 特別被害者：知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者または5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者または7割以上の施設損失額のある者をいう。</p> <p>3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。</p> <p>4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受け、かつ県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。</p>				

□ 貸付限度額

区分	貸付対象者		貸付限度額 (単位：万円)	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者 家畜等飼業者	500(2,500)	600(2,500)
		一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者		200(2,000)	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)	600(2,500)
事業資金	被害組合		個別組合 2,500 連合会 5,000	個別組合 5,000 連合会 7,500

(注) 1 経営資金の()内は法人に対する貸付限度額

2 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

村及び県は、当該天災が県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し、利子補給を行うことにより、当該災害により被害農林漁業者に対し、低利の経営資金を融通するものとする。

融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間
種苗、肥料、飼料、 薬剤、農機具・漁 具(要綱で定める もの)等の購入費 等農林漁業経営 に必要な資金	被害農林漁業者であつて、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市町村長の認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 (天災融資法が適用された場合には、同法による経営資金の貸付実行日まで)	—
備考	(注)1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。 2 特別被害者：知事が指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者または5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者または7割以上の施設損失額のある者をいう。 3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう			

□ 貸付限度額

区分	貸付対象者		貸付限度額(万円) 個人、()内は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者 家畜等飼養者	500(2,500)
		一般農業者	200(2,000)
		林業者	200(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)

第2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者が、農林漁業用施設等に被害を受け、その復旧に要する資金が発生したことにより経営の維持が困難な場合は、経営資金等を融資する。

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間	
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地または牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.16% ～0.30%	25年以内	10年以内	
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] (1) 農産物の生産、流通、加工または販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区、土地連、農協、農協連、農林漁業振興法人等	0.16% ～0.30%	20年以内	3年以内	
		[主務大臣指定施設] (1) 農業用施設等の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.16% ～0.30%	20年以内	3年以内	
				(2) 災害を受け果樹の改植または補植	0.16% ～0.30%	25年以内	10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	復旧造林	林業を営む者、森組、森連、農協	0.25% ～0.45%	35年以内	20年以内
			樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森組、森連、農協等	0.25% ～0.40%	15年以内	5年以内
		林道	林道の復旧	林業を営む者、森組、森連、農協等	0.30% ～0.45%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 林産物の生産、流通、加工または販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、農協連、森組、森連等	0.30%	20年以内	3年以内	
		[主務大臣指定施設] 造林、林産物、の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	林業を営む者	0.30% ～0.45%	15年以内	3年以内	
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁業施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁業を営む者、水産漁業協同組合、水産振興法人等	0.16% ～0.30%	20年以内	3年以内	
	漁船資金	漁船の復旧	漁業を営む者、漁協等	0.16% ～0.30%	12年以内	2年以内	
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 水産物の生産、流通、加工または販売に必要な共同利用施設の復旧	水産漁業協同組合、農林漁業振興法人等	0.16% ～0.30%	20年以内	3年以内	

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還 期間	償還期間 のうち 措置期間
漁業関係資金	農林漁業施設資金	[主務大臣指定施設] 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧	漁業を営む者、水産漁業協同組合	0.16% ～0.24%	15年以内	3年以内
農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金	農林漁業者（農業所得が総所得の過半を占めるもの）	0.16%	10年以内	3年以内
(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合、または銀行 (貸付限度) ・ 農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額 ・ 農林漁業セーフティネット資金：600万円 ・ 農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額、または1施設あたり300万円（漁船の場合1,000万円）のいずれか低い額 ※ 金利は、令和3年7月20日現在のものであり、変動することがある。						

第3 各金融機関に対する円滑な融資の要請

村及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

第4 既貸付金の条件緩和

1 既貸付制度資金の条件緩和措置

村及び県は、被害の状況に応じて、被害農林漁業者に対する既貸付資付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

2 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

村及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

第5 農林漁業者への各種措置の周知

村は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、県、農林漁業関係団体、融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害農林漁業者に対し、各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

第4章 激甚災害の指定

主要実施機関	村	総務課、関係各課
	防災関係機関等	県：最上総合支庁
		国：
		消防：
	その他：	
計画方針	村は、大災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（以下「激甚法」という。）」による激甚災害の指定を受け、激甚法による援助、助成等により、速やかな復旧事業を実施するものとする。	
計画体系	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;">激甚災害の指定</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1節 激甚災害の指定の手続き</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第2節 県の被害状況調査への協力</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第3節 激甚災害時の指定基準</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第4節 特別財政援助の交付に関する手続き</div> </div> </div>	

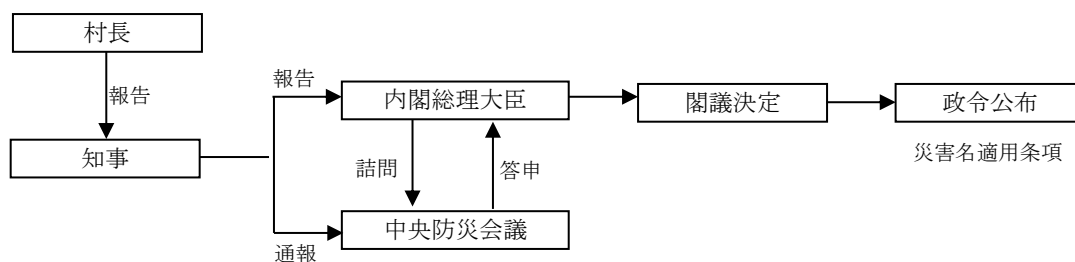
第1節 激甚災害の指定の手続き

激甚災害の指定までの流れは、以下のとおりである。

大災害が発生した場合は、村長は災害の状況、応急対策の概要を知事に、知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、この報告に基づき、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の詰問に対し、激甚災害指定基準、または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべきかを答申する。

内閣総理大臣が、激甚災害として指定すべきと判断した場合には、閣議決定を経て、その災害に対して取るべき措置を政令で定め、必要な援助を行うこととなる。



第2節 県の被害状況調査への協力

県の所管課は、各市町村から報告される災害復旧事業となる公共施設等の被害状況報告に基づき、市町村の被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚法に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

村は、県が行う激甚災害または局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3節 激甚災害時の指定基準

第1 激甚災害指定基準

中央防災会議が決定した基準（平成12年3月24日改正）であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に、次のように基準を定めている。

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第2章（3条～4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助）	次のいずれかに該当する災害 A 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% (2) 都道府県内市町村分の査定見込総額 > 当該都道府県内市町村標準税収入総額 × 5%
激甚法第5条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% (2) 都道府県内査定見込額 > 10億円
激甚法策6条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の1及び2の要件に該当する災害。但し、当該災害における被害見込額5,000万円以下のものは除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第8条の措置が適用される場合 但し、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5%で第8条が適用される場合

適用条項 (適用措置)	指定基準
<p>激甚法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。但し、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>B 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者>当該都道府県内の農業者×3%</p>
<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×5% (樹木に係るもの) (木材生産部門)</p> <p>B 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門)</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1%</p>
<p>激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p> <p>激甚法第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による災害特例関係)</p> <p>激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% または、その中小企業関係被害額 > 1,400億円</p>
<p>激甚法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)</p> <p>激甚法第19条 (市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合 但し、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第22条 （罹災者公営住宅建設事業 に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 4,000 戸 B 基準 次の1または2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 200 戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 \geq 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 400 戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 20%
激甚法第24条 （小災害債に係る元利償還 金の基準財政需要額への算 入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される場合 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合
上記以外の措置	災害発生のおと、被害の実情に応じて個別に考慮される。

第2 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の深い災害について、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第2章（3条～4条） （公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別財政援助）	(1) 次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 \times 50% (査定事業費が1,000万円未満のものを除く) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が2億5,000万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 \times 20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 \times 20% + (当該市町村の標準税収入 - 50億円) \times 60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く）

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第5条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置） 激甚法第6条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額×10% （但し、災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満は除外） 但し、当該査定事業費の額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法第11条の2 （森林災害復旧事業に対する補助）	林業被害見込額>当該市町村の生産林業所得推定額×150% （但し、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね0.05%未満の場合は除く。）かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、概ね300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）のおおむね25%を超える場合
激甚法第12条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例） 激甚法第13条 （小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例） 激甚法第15条 （中小企業者に対する資金の融通に関する特例）	中小企業関係被害額> 当該市町村の中小企業所得推定額 ×10% （但し、被害額が1,000万円未満は除外） に該当する市町村が1つ以上 但し、上記に該当する市町村の当該被害額を合算した額が、概ね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法第24条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	法第2章または第5条の措置が適用される場合

第4節 特別財政援助の交付に関わる手続き

村長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

第5章 災害復興計画

主要実施機関	村 防災関係 機関等	総務課 県：最上総合支庁 国： 消防： その他：公共施設管理者								
計画方針	<p>大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合には、村は、県、住民、民間事業者及び公共施設管理者等と連携し、災害復興対策を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【 災害復興計画 概念図 】</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[被害状況の把握] --> B[復興対策組織体制の整備] B --> C[復興基本方針の決定] C --> D[復興計画の策定] D --> E[復興事業の実施] F[外部有識者・専門家、住民、女性、要配慮者等] -- 参画 --> B G[県] <--> B </pre> </div>									
計画体系	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"> 災害復興計画 </td> <td style="width: 80%;"> 第1節 復興対策組織体制の整備 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 第2節 復旧基本方針の決定及び復興計画の策定 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 第3節 復興事業の実施 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 第4節 住民との合意形成 </td> </tr> </table>		災害復興計画	第1節 復興対策組織体制の整備		第2節 復旧基本方針の決定及び復興計画の策定		第3節 復興事業の実施		第4節 住民との合意形成
災害復興計画	第1節 復興対策組織体制の整備									
	第2節 復旧基本方針の決定及び復興計画の策定									
	第3節 復興事業の実施									
	第4節 住民との合意形成									

第1節 復興対策組織体制の整備

第1 組織体制の整備

1 復興本部等の設置

村は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ県等と連携し、復興本部等の総合的な組織体制を整備する。

2 検討委員会等の設置

復興本部等の設置の際には、復興対策の円滑な実施を期するため、自治体内部だけでなく、外部の有識者・専門家、住民等を含めた復興計画策定のための検討委員会等、検討組織を併せて設置するものとする。

第2 検討組織への女性、要配慮者等の登用

男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

第3 応援要請

復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

第2節 復興基本方針の決定及び復興計画の策定

第1 復興基本方針の決定

村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、または更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

第2 復興計画の策定

村は、再度災害防止と快適な生活環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。

なお、復興計画作成の際には、復興対象区域の設定、優先的に復旧すべき施設等の順序付け、復興事業のスケジュール等について検討を行うものとする。

第3節 復興事業の実施

第1 復興事業の推進による防災まちづくり

村は、復興事業の推進により、住宅地等の私有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組むものとする。

なお、既存不適格建築物については、防災と快適性の観点から、復興事業の適切な推進により、その解消に努める。

第2 防災性向上のための公共施設の整備等

村、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。

その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

防災性向上のための公共施設等
1. 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設の整備
2. 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
3. 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

第4節 住民との合意形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

村は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していくものとする。

第6章 原子力災害復旧計画

主要実施機関	村	総務課、住民税務課、健康福祉課、農村整備課、産業振興課
	防災関係 機関等	県：最上総合支庁
		国：
		消防：
	その他：原子力事業者	
計画方針	住民等の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後は、放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。	
計画体系		

第1節 制限措置等の解除

第1 各種指示の解除

住民等への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められ、避難指示等を解除するよう県から指示があった場合には、村（総務課）は、住民等に対し、その旨を伝達するものとする。

第2 各種制限措置の解除

住民等への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められ、県から指示があった場合には、村（住民税務課・農村整備課等）が、原子力災害応急対策として実施した立入制限や交通規制等を解除するものとする。

第2節 モニタリングの継続及び汚染の除去等

第1 モニタリングの継続

村(住民税務課、農村整備課)は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果をホームページ等に、速やかに公表するものとする。

第2 放射性物質による汚染の除去等

モニタリングにより基準を超える空間放射線量が確認され、住民等の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、村（健康福祉課等）は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業など状況に即した適切な措置を講ずるものとする。

第3 健康に関する相談への対応

村（健康福祉課）は、県と連携し、住民等からの心身の健康に関する相談に応じるものとする。

第3節 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

第1 風評被害等の影響の軽減

村（産業振興課）は、国、県、関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、または影響を軽減するため、村産の農林水産物や村内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と、観光客の減少の防止のための広報活動等、必要な対策を行うものとする。

第2 損害賠償の請求等

村（住民税務課）は、将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存する。

また、村（産業振興課）は、農林漁業者や事業者等に対し、その旨を指導するものとする。